

審査事務規程の一部改正について（第 59 次改正）

1. 改正概要

（１）自動車の検査等関係

- ① 道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等の一部改正に伴う改正
 - 事故情報計測・記録装置（EDR：Event Data Recorder）について、これまでの乗用車等の小型車に加え、大型車（乗車定員 10 人以上の乗用車及び車両総重量 3.5 t を超える貨物車）についても、協定規則第 169 号（大型車用事故情報計測・記録装置に係る協定規則）の要件を満たすものを備えなければならないものとして、対象とする自動車及び審査方法を規定します。[6-110 の 2]
 - 乗車定員 10 人以上の乗用車に座席一体型の年少者用補助乗車装置（チャイルドシート）を備える場合には、協定規則第 170 号（バスの座席一体型年少者用補助乗車装置に係る協定規則）の要件を満たさなければならないものとして、対象とする自動車及び審査方法を規定します。[7-47]
 - 自動車（大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）には、ライフタイム・瞬時における燃費値、バッテリー劣化度等の記録・読出しをすることができる「車載式燃料・電力消費等測定装置」を備えなければならないものとして、対象とする自動車及び審査方法を規定します。[6-9、7-9、8-9]
- ② 自動車技術総合機構オンライン届出システムの導入に伴い、当該システムを活用して提出された並行輸入自動車届出書の取扱い等を規定します。[別添 3]
- ③ その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

（２）自動車の型式の指定等関係

今回は該当なし

2. 関係する省令等

- ・ 道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令（令和 6 年 6 月 14 日国土交通省令第 66 号）
- ・ 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和 3 年 6 月 9 日国土交通省告示第 521 号、令和 3 年 9 月 30 日国土交通省告示第 1294 号、令和 6 年 3 月 29 日国土交通省告示第 269 号、令和 6 年 6 月 14 日国土交通省告示第 518 号、令和 6 年 9 月 20 日国土交通省告示第 1172 号）

3. 施行日

令和 6 年 10 月 1 日（1.（1）②の規定については令和 6 年 10 月 28 日）

新			旧		
独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程			独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程		
目次（略）			目次（略）		
第 1 章 総則			第 1 章 総則		
1-1～1-2（略）			1-1～1-2（略）		
1-3 用語の定義			1-3 用語の定義		
この規程における用語の定義は、次に定めるところによる。			この規程における用語の定義は、次に定めるところによる。		
分類	用語	内容	分類	用語	内容
あ	(略)	(略)	あ	(略)	(略)
	アンサーバック機能を有する灯火	<u>車両使用者が車両の駐車状態においてその車両使用者の車両を特定及び発見することを助ける灯火をいう。</u> <u>この場合において、「車両の駐車状態」とは、次に掲げる状態をいう。</u> <u>・被牽引自動車以外の自動車にあっては、可動構成部品が自動車製作者が定める通常の使用位置にあり、かつ、原動機が始動しておらず、かつ、自動車が静止している状態をいう。</u> <u>・被牽引自動車にあっては、牽引自動車に牽引され、かつ、可動構成部品が自動車製作者が定める通常の使用位置にあり、かつ、自動車が静止している状態をいう。</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u>		アンサーバック機能を有する灯火	<u>乗降口に備える扉の解錠又は施錠操作と連動すること、その他これに類する条件として自動車の製作を業とする者が定める条件により作動し、かつ、次に掲げる全ての要件に適合する灯火をいう。</u> <u>① 道路運送車両の保安基準第 32 条から第 34 条の 3 まで、第 35 条の 2 から第 37 条の 4 まで又は第 39 条から第 41 条の 3 までに規定する灯火と兼用のものであること。</u> <u>② 原動機の操作装置が停止の位置にある場合にのみ作動すること。</u> <u>③ 一連の作動時間が 3 秒以内であること。</u>
	(略)	(略)		(略)	(略)
	と	(略)		と	(略)
(略)	届出システム	<u>自動車技術総合機構オンライン届出システムをいう。</u>	(略)	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
	(略)	(略)		(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

新			旧		
ね	年少者用補助乗車装置取付具	ISOFIX 取付装置、ISOFIX トップテザー取付装置、 <u>ローアテザーアンカレッジ</u> 及びサポートレッグ接触面をいう。 (ISOFIX 取付装置、ISOFIX トップテザー取付装置及び <u>ローアテザーアンカレッジ</u> でもよい。)	ね	年少者用補助乗車装置取付具	ISOFIX 取付装置、ISOFIX トップテザー取付装置及びサポートレッグ接触面をいう。 (ISOFIX 取付装置 <u>及び</u> ISOFIX トップテザー取付装置でもよい。)
	(略)	(略)		(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
ろ	<u>ローアテザーアンカレッジ</u>	<u>年少者用補助乗車装置の下部に備える回転防止装置を固定するために設計された自動車に備える取付装置をいう。</u>	ろ	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
	(略)	(略)		(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
C	(略)	(略)	C	(略)	(略)
	CMVSS ラベル	自動車に貼付されている CMVSS に適合している旨が表示されたラベル <u>(未完成車に対して貼付されたものを除く。)</u> をいう。		CMVSS ラベル	自動車に貼付されている CMVSS に適合している旨が表示されたラベルをいう。
	COC ペーパー	欧州連合指令 70/156/EEC 附則IXパート I、2001/116/EEC 附則IXパート I、2002/24/EEC 附則IV-A、2007/46/EC 附則IX又は 901/2014/EC 附則IVに基づく自動車製作者が発行する車両型式認可 <u>[Whole Vehicle Type Approval]</u> を受けた自動車の適合証明書 <u>[EC Certificate of Conformity]</u> <u>(未完成車に対して発行されたものを除く。)</u> をいう。 なお、EU 加盟国の権限ある政府機関により原本に相違ない旨が表示されているものは、原本として取扱う。		COC ペーパー	欧州連合指令 70/156/EEC 附則IXパート I、2001/116/EEC 附則IXパート I、2002/24/EEC 附則IV-A、2007/46/EC 附則IX又は 901/2014/EC 附則IVに基づく自動車製作者が発行する車両型式認可 <u>(Whole Vehicle Type Approval)</u> を受けた自動車の適合証明書 <u>(EC Certificate of Conformity)</u> をいう。 なお、EU 加盟国の権限ある政府機関により原本に相違ない旨が表示されているものは、原本として取扱う。
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
F	(略)	(略)	F	(略)	(略)
	FMVSS ラベル	自動車に貼付されている FMVSS に適合している旨が表示されたラベル <u>(未完成車に対して貼付されたものを除く。)</u> をいう。		FMVSS ラベル	自動車に貼付されている FMVSS に適合している旨が表示されたラベルをいう。
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
O	(略)	(略)	O	(略)	(略)
	OBD 検査対象装置	OBD 検査の対象となる次に掲げる装置をいう。 ① かじ取装置 (UN R79 の <u>2.3.4.に定める</u> 高度運転者支援ステアリングシステムに係る部分に限る。) <u>② かじ取装置 (UN R171 の 2.1.に定める運行補助機能に係る部分に限る。)</u>		OBD 検査対象装置	OBD 検査の対象となる次に掲げる装置をいう。 ① かじ取装置 (UN R79 の高度運転者支援ステアリングシステムに係る部分に限る。) <u>(新設)</u>

新			旧		
		③～⑩ (略)			②～⑨ (略)
	(略)	(略)		(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
U	(略)	(略)	U	(略)	(略)
	UN R169	大型車用事故情報計測・記録装置に係る協定規則をいう。		(新設)	(新設)
	UN R170	バスの座席一体型年少者補助乗車装置に係る協定規則をいう。		(新設)	(新設)
	UN R171	運転支援システムに係る協定規則をいう。		(新設)	(新設)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
W	WVTA ラベル又はプレート	欧州連合指令 76/114/EEC 又は 901/2014/EC 附則 V に基づく車両型式認可を受けた自動車に貼付されている当該車両型式認可番号が表示されたラベル又はプレート <u>(未完成車に対して貼付されたものを除く。)</u> をいう。	W	WVTA ラベル又はプレート	欧州連合指令 76/114/EEC 又は 901/2014/EC 附則 V に基づく車両型式認可を受けた自動車に貼付されている当該車両型式認可番号が表示されたラベル又はプレートをいう。

1-3-1 (略)
1-4～1-6 (略)
第 2 章～第 3 章 (略)
第 4 章 自動車の検査等に係る審査の実施方法

4-1 敷地等における秩序維持等
(1) 受検者等は、敷地等における秩序を維持するため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
①～⑰ (略)
⑱ 検査担当者の許可なく敷地・検査担当者等・検査機器・検査設備等の撮影、録画又は録音をしないこと。
また、敷地・検査担当者等・検査機器・検査設備等の画像、動画若しくは音声又は的確で厳正かつ公正な審査業務を行うことを妨げるような情報を、公衆に提供（譲渡、頒布、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）への投稿等の公衆送信を含むがこれに限らない。）しないこと。
⑲ (略)
⑳ その他、検査担当者等が的確で厳正かつ公正な審査業務を行うことを妨げるような行為又は敷地等の管理上の支障となる行為をしないこと。
(2) ～ (6) (略)
4-2～4-4 (略)
4-5 製作年月日等
4-5-1 製作年月日
自動車製作年月日については、次のとおり取扱うものとする。

1-3-1 (略)
1-4～1-6 (略)
第 2 章～第 3 章 (略)
第 4 章 自動車の検査等に係る審査の実施方法

4-1 敷地等における秩序維持等
(1) 受検者等は、敷地等における秩序を維持するため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
①～⑰ (略)
⑱ 検査担当者の許可なく敷地等の撮影、録画又は録音をしないこと。
⑲ (略)
㉔ その他審査業務上又は敷地等の管理上の支障となる行為をしないこと。
(2) ～ (6) (略)
4-2～4-4 (略)
4-5 製作年月日
(新設)
自動車製作年月日については、次のとおり取扱うものとする。

新	旧
(1) 法第 59 条の規定による新規検査又は法第 71 条の規定による予備検査に係る審査を行う場合（法第 71 条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第 16 条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査に係る審査を行う場合を除く。）<u>には、次のいずれかの日とする。</u> <u>ただし、令和 6 年 3 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車並びに令和 6 年 3 月 31 日以前に「改造自動車等の取扱いについて」（平成 7 年 11 月 21 日付け自技第 239 号）に基づき試作車・組立車審査結果通知書が交付された自動車であって、①又は②の規定により製作年月日が令和 6 年 4 月 1 日から令和 6 年 10 月 31 日までの日となる自動車（4-5-2 の自動車を除く。）については、「令和 6 年 3 月 31 日に製作された自動車」とみなして取扱うものとする。（適用関係告示第 1 条第 4 項関係）</u> ①～②（略） (2)（略） 4-5-2 出荷検査証が発行された自動車の基準適用の特例 <u>(1) 令和 6 年 3 月 31 日以前の多仕様自動車であって令和 6 年 4 月 1 日から令和 6 年 10 月 31 日までの間に出荷検査証が発行されたものの法第 59 条の規定による新規検査又は法第 71 条の規定による予備検査に係る審査を行う場合（法第 71 条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第 16 条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査に係る審査を行う場合を除く。）には、「令和 6 年 3 月 31 日出荷検査証が発行された自動車」とみなして基準の適用を判断するものとする。</u> <u>ただし、当該出荷検査証が審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過しているか否かの判断にあたっては、当該出荷検査証の発行日を起算日とする。（適用関係告示第 1 条第 4 項関係）</u> <u>(2) (1) 以外の場合であって、自動車検査証、自動車予備検査証、登録識別情報等通知書、自動車検査証返納証明書又は限定自動車検査証（法第 71 条の 2 の規定により交付を受けた場合に限る。）の備考欄に記録されている保安基準適用年月日が令和 6 年 4 月 1 日から令和 6 年 10 月 31 日までの日となっているものについては、令和 6 年 3 月 31 日以前の多仕様自動車であるかどうかを確認するものとし、これに該当するものは「自動車検査証等の備考欄に記載されている保安基準適用年月日が令和 6 年 3 月 31 日のもの」とみなして基準の適用を判断するものとする。</u> 4-6～4-7（略） 4-8 審査状況等の電磁的な記録 4-8-1（略） 4-8-2 画像の取得及び保存 (1) 新規検査、予備検査又は構造等変更検査（完成検査終了証の発行後 9 か月を経過した型式指定自動車、法第 71 条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第 16 条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第 69 条第 4 項の規定によ	(1) 法第 59 条の規定による新規検査又は法第 71 条の規定による予備検査に係る審査を行う場合（法第 71 条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第 16 条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査に係る審査を行う場合を除く。） ①～②（略） (2)（略） <u>（新設）</u> 4-6～4-7（略） 4-8 審査状況等の電磁的な記録 4-8-1（略） 4-8-2 画像の取得及び保存 (1) 新規検査、予備検査又は構造等変更検査（完成検査終了証の発行後 9 か月を経過した型式指定自動車、法第 71 条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第 16 条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第 69 条第 4 項の規定によ

新	旧
り自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査であって、当該自動車に係る構造、装置又は性能について変更がないものを除く。以下 4-8-2 において「新規検査等」という。)の受検車両にあつては、3 次元測定・画像取得装置を用いて画像の取得及び自動車審査高度化施設への保存を行うこと。 ただし、<u>3 次元測定・画像取得装置を用いて画像の取得を行うことが困難な</u>場合又は 3 次元測定・画像取得装置に障害が発生した場合にあつては、自動車審査高度化携帯端末又はデジタルカメラにより当該自動車の外観を撮影し、取得した画像を自動車審査高度化施設へ保存すればよい。 この場合において、自動車審査高度化施設への画像の保存は、画像の取得後速やかに行うこと。 (2) ～ (5) (略) 4-8-3 諸元の測定 (1) 次に掲げる自動車を除き、受検車両の長さ、幅及び軸距の測定は 3 次元測定・画像取得装置を用いて行うこと。 なお、その他の諸元項目であって、3 次元測定・画像取得装置により測定可能なものは 3 次元測定・画像取得装置による測定を行ってもよい。 ①～③ (略) ④ <u>牽引車と連結した状態で 4-8-2 の画像の取得を行う被牽引自動車</u> ⑤ <u>自動車の構造等により 3 次元測定・画像取得装置を用いて諸元の測定を行うことが困難な自動車</u> ⑥ <u>同一の審査日に複数台受検される自動車のうち 2 台目以降のものであって、新規検査等届出書により同一諸元であることが確認できる自動車</u> (2) 次に該当する場合には、(1) にかかわらず、巻尺等による諸元の測定を行い、測定結果を自動車審査高度化施設へ入力するものとする。 ① (1) ①から⑥までの自動車の諸元の測定をする場合 ②～③ (略) 4-9 受検車両と書面の同一性確認 (1) 自動車の審査にあたっては、審査依頼があった自動車に打刻されている車台番号及び原動機の型式について、次に掲げる検査の種別毎に定める書面に記載<u>又は記録</u>されている車台番号及び原動機の型式と同一であることを確認するものとする。 この場合において、容易に確認できる位置に原動機（電動機に限る。）の型式の打刻が行えないものとして自動車型式認証実施要領、共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領又は輸入自動車特別取扱要領に基づくラベル標示の届出がされている自動車にあつては、当該ラベルに記載された型式を確認することによって審査依頼があった自動車に打刻されている原動機（電動機に限る。）の型式を確認したもののみなす。 なお、型式の異なる原動機に変更する改造自動車の場合には、当該自動車の原動機の型式については、改造自動車審査結果通知書等又は審査済みの別添 2「新規検査等提出書面審査要領」に定める新規検査等届出書及び自動車検査票に記載されている原	り自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査であって、当該自動車に係る構造、装置又は性能について変更がないものを除く。以下 4-8-2 において「新規検査等」という。)の受検車両にあつては、3 次元測定・画像取得装置を用いて画像の取得及び自動車審査高度化施設への保存を行うこと。 ただし、<u>自動車検査上屋に入場できない自動車に係る新規検査等</u>の場合又は 3 次元測定・画像取得装置に障害が発生した場合にあつては、自動車審査高度化携帯端末又はデジタルカメラにより当該自動車の外観を撮影し、取得した画像を自動車審査高度化施設へ保存すればよい。 この場合において、自動車審査高度化施設への画像の保存は、画像の取得後速やかに行うこと。 (2) ～ (5) (略) 4-8-3 諸元の測定 (1) 次に掲げる自動車を除き、受検車両の長さ、幅及び軸距の測定は 3 次元測定・画像取得装置を用いて行うこと。 なお、その他の諸元項目であって、3 次元測定・画像取得装置により測定可能なものは 3 次元測定・画像取得装置による測定を行ってもよい。 ①～③ (略) ④ <u>その他理事長が別途定める自動車</u> (新設) (新設) (2) 次に該当する場合には、(1) にかかわらず、巻尺等による諸元の測定を行い、測定結果を自動車審査高度化施設へ入力するものとする。 ① (1) ①から④までの自動車の諸元の測定をする場合 ②～③ (略) 4-9 受検車両と書面の同一性確認 (1) 自動車の審査にあたっては、審査依頼があった自動車に打刻されている車台番号及び原動機の型式について、次に掲げる検査の種別毎に定める書面に記載されている車台番号及び原動機の型式と同一であることを確認するものとする。 この場合において、容易に確認できる位置に原動機（電動機に限る。）の型式の打刻が行えないものとして自動車型式認証実施要領、共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領又は輸入自動車特別取扱要領に基づくラベル標示の届出がされている自動車にあつては、当該ラベルに記載された型式を確認することによって審査依頼があった自動車に打刻されている原動機（電動機に限る。）の型式を確認したもののみなす。 なお、型式の異なる原動機に変更する改造自動車の場合には、当該自動車の原動機の型式については、改造自動車審査結果通知書等又は審査済みの別添 2「新規検査等提出書面審査要領」に定める新規検査等届出書及び自動車検査票に記載されている原

新	旧								
動機の型式と同一であることを確認するものとする。 ①～④（略） (2) ～ (4)（略） 4-10 車載式故障診断装置を活用した検査（OBD 検査） <u>(1) 細目告示別添 124「継続検査等に用いる車載式故障診断装置の技術基準」4.の「独立行政法人自動車技術総合機構が指定する方法」とは、次の①から⑥までの手順による方法とする。</u> ①～⑥（略） <u>(2) OBD 検査を実施する際、次表の左欄に掲げるいずれかの事象が発生したことにより、OBD 検査用サーバに接続できない場合には、右欄に掲げる期間に限り、(1)の方法に代えて、OBD 検査対象装置の異常を示すテルテールの表示状況を確認する方法でもよい。（「OBD 検査用サーバに接続できない場合の特例措置の実施要領について」（令和6年3月28日付け国自基第221号国自整第270号）関係）</u> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事象</th><th>適用する期間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>① OBD 検査用サーバの障害の発生を原因として OBD 検査用サーバに接続できない事象（OBD 検査結果参照システムのみ利用できない場合を除く。）</u></td><td><u>・自動車機構がサーバ障害の発生を認定した時点から、自動車機構がサーバ障害からの復旧を認定した時点が含まれる日が終了する時点まで</u></td></tr> <tr> <td><u>② 通信障害又は電力障害の発生を原因として OBD 検査用サーバに接続できない事象（当該事象が発生している又は発生した地域に限る。）</u></td><td><u>・自動車機構が通信障害又は電力障害の発生を認定した時点から、自動車機構が通信障害又は電力障害からの復旧を認定した時点が含まれる日が終了する時点まで</u></td></tr> <tr> <td><u>③ OBD 検査用サーバのアップデートなど指定自動車整備事業者の責に帰すべきでない事由により OBD 検査用サーバに接続できないと自動車機構が認める事象（OBD 検査結果参照システムのみ利用できない場合を除く。）</u></td><td><u>次のいずれかとする。</u> <u>・自動車機構が OBD 検査ポータルに掲載した期間の開始時点から、自動車機構が定める期間の終了日時まで</u> <u>・自動車機構が OBD 検査を実施することができない事象の発生を認定した時点から、自動車機構が事象の終了を認定した時点まで</u></td></tr> </tbody> </table> <u>(3) 次に掲げる事象は (2) に該当しないものとする。</u> ① <u>指定自動車整備事業者が保有する機器の障害を原因として OBD 検査用サーバに接続できない事象</u> ② <u>OBD 確認を実施しようとして OBD 検査用サーバに接続できない事象</u> ③ <u>検査用スキャンツール又は自動車の車載式故障診断装置の不具合により OBD 検査を実施できない事象</u>	事象	適用する期間	<u>① OBD 検査用サーバの障害の発生を原因として OBD 検査用サーバに接続できない事象（OBD 検査結果参照システムのみ利用できない場合を除く。）</u>	<u>・自動車機構がサーバ障害の発生を認定した時点から、自動車機構がサーバ障害からの復旧を認定した時点が含まれる日が終了する時点まで</u>	<u>② 通信障害又は電力障害の発生を原因として OBD 検査用サーバに接続できない事象（当該事象が発生している又は発生した地域に限る。）</u>	<u>・自動車機構が通信障害又は電力障害の発生を認定した時点から、自動車機構が通信障害又は電力障害からの復旧を認定した時点が含まれる日が終了する時点まで</u>	<u>③ OBD 検査用サーバのアップデートなど指定自動車整備事業者の責に帰すべきでない事由により OBD 検査用サーバに接続できないと自動車機構が認める事象（OBD 検査結果参照システムのみ利用できない場合を除く。）</u>	<u>次のいずれかとする。</u> <u>・自動車機構が OBD 検査ポータルに掲載した期間の開始時点から、自動車機構が定める期間の終了日時まで</u> <u>・自動車機構が OBD 検査を実施することができない事象の発生を認定した時点から、自動車機構が事象の終了を認定した時点まで</u>	動機の型式と同一であることを確認するものとする。 ①～④（略） (2) ～ (4)（略） 4-10 車載式故障診断装置を活用した検査（OBD 検査） 細目告示別添 124「継続検査等に用いる車載式故障診断装置の技術基準」4.の「独立行政法人自動車技術総合機構が指定する方法」とは、次の①から⑥までの手順による方法とする。 ①～⑥（略） <u>(新設)</u> <u>(新設)</u>
事象	適用する期間								
<u>① OBD 検査用サーバの障害の発生を原因として OBD 検査用サーバに接続できない事象（OBD 検査結果参照システムのみ利用できない場合を除く。）</u>	<u>・自動車機構がサーバ障害の発生を認定した時点から、自動車機構がサーバ障害からの復旧を認定した時点が含まれる日が終了する時点まで</u>								
<u>② 通信障害又は電力障害の発生を原因として OBD 検査用サーバに接続できない事象（当該事象が発生している又は発生した地域に限る。）</u>	<u>・自動車機構が通信障害又は電力障害の発生を認定した時点から、自動車機構が通信障害又は電力障害からの復旧を認定した時点が含まれる日が終了する時点まで</u>								
<u>③ OBD 検査用サーバのアップデートなど指定自動車整備事業者の責に帰すべきでない事由により OBD 検査用サーバに接続できないと自動車機構が認める事象（OBD 検査結果参照システムのみ利用できない場合を除く。）</u>	<u>次のいずれかとする。</u> <u>・自動車機構が OBD 検査ポータルに掲載した期間の開始時点から、自動車機構が定める期間の終了日時まで</u> <u>・自動車機構が OBD 検査を実施することができない事象の発生を認定した時点から、自動車機構が事象の終了を認定した時点まで</u>								

新	旧
4-11 (略) 4-12 書面の提出又は提示 4-12-1 (略) 4-12-2 審査に必要な書面 (1) ～ (8) (略) (9) 製作年月日の判定資料 初めての検査に係る申請書の提出年月日を製作年月日とする場合を除き、4-5-<u>1</u>の規定に基づき製作年月日を判定する際の根拠が確認できる資料の提出(4-5-<u>1</u>(1)①は提示)を求め審査するものとする。 この場合において、4-5-<u>1</u>(1)②のうち、イからカまでに掲げるものについては、原本の提示及びその写しの提出があり、事務所等において写しに原本と照合済である旨を表示した場合には、写しをもって代えることができる。 (10) (略) 4-13～4-14 (略) 4-15 改造自動車の事前書面審査 (1) ～ (3) (略) (4) 改造自動車の新規検査等に係る審査は、<u>改造自動車届出書及び添付資料の書面審査が新規検査等の前日までに終了し</u>、受検者から改造自動車審査結果通知書等の提示があったものに限り実施するものとする。 (5) <u>書面審査が新規検査等の前日までに終了していない改造自動車の新規検査等の審査依頼があった場合又は</u>改造自動車審査結果通知書等の内容と提示された自動車に構造・装置の相違等があり、審査当日中に保安基準への適合性を判断することが困難な場合には、受検者に対し審査できないため審査を中断する旨を口頭で通告する。 (6) (略) 4-16～4-24 (略) 4-25 圧縮水素ガス、圧縮天然ガス又は液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器等再試験 (1) ～ (2) (略) (3) 型式指定自動車<u>又は多仕様自動車</u>について法第 59 条の規定による新規検査又は法第 71 条の規定による予備検査に係る審査を行う場合(法第 71 条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第 16 条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査に係る審査を行う場合を除く。)であって、次に掲げる<u>自動車の種類に応じてそれぞれに定める</u>全ての要件を満たすものについては、有効なガス容器等再試験結果証明書の提出に代えることができる。 ① <u>型式指定自動車</u> ア 完成検査終了証(審査当日において発行後 9 か月を経過していないものに	4-11 (略) 4-12 書面の提出又は提示 4-12-1 (略) 4-12-2 審査に必要な書面 (1) ～ (8) (略) (9) 製作年月日の判定資料 初めての検査に係る申請書の提出年月日を製作年月日とする場合を除き、4-5 の規定に基づき製作年月日を判定する際の根拠が確認できる資料の提出(4-5 (1) ①は提示)を求め審査するものとする。 この場合において、4-5 (1) ②のうち、イからカまでに掲げるものについては、原本の提示及びその写しの提出があり、事務所等において写しに原本と照合済である旨を表示した場合には、写しをもって代えることができる。 (10) (略) 4-13～4-14 (略) 4-15 改造自動車の事前書面審査 (1) ～ (3) (略) (4) 改造自動車の新規検査等に係る審査は、受検者から改造自動車審査結果通知書等の提示があったものに限り実施するものとする。 (5) 改造自動車審査結果通知書等の内容と提示された自動車に構造・装置の相違等があり、審査当日中に保安基準への適合性を判断することが困難な場合には、受検者に対し審査できないため審査を中断する旨を口頭で通告する。 (6) (略) 4-16～4-24 (略) 4-25 圧縮水素ガス、圧縮天然ガス又は液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器等再試験 (1) ～ (2) (略) (3) 型式指定自動車について法第 59 条の規定による新規検査又は法第 71 条の規定による予備検査に係る審査を行う場合(法第 71 条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第 16 条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査に係る審査を行う場合を除く。)であって、次に掲げる全ての要件を満たすものについては、有効なガス容器等再試験結果証明書の提出に代えることができる。 <u>(新設)</u> ① 完成検査終了証(審査当日において発行後 9 か月を経過していないものに限

新

旧

限る。)の提示があること

イ

型式の指定を受けた状態から、ガス容器及びガス容器附属品に変更がないこと

②

多仕様自動車

ア

出荷検査証（備考欄に「ガス容器等再試験実施済」と記載があり、かつ、審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。）の提示があること

イ

型式の指定を受けた状態から、ガス容器及びガス容器附属品に変更がないこと

(4)

(略)

4-26

基準適合性審査時におけるその他確認事項

次表左欄に掲げる自動車については、同表中央欄の内容を確認し、同表右欄の処理を行うものとする。

確認対象自動車	確認事項	対応
(略)	(略)	(略)
⑦ 7-110-1 (2) の規定により走行距離計を備えなければならない普通自動車及び小型自動車であって、次の検査に係るもの ア～ウ (略)	走行距離計（オドメータ）の表示値	審査当日の初回の入場において、同一性確認を開始した際の走行距離計の表示値（100 の位未満は切り捨てる。）及び表示単位を自動車審査高度化施設へ入力 通信系統、MOTAS 又は自動車審査高度化施設の障害により電磁的方法によることができない場合は、自動車検査票 1 へ記入

4-27～4-28

(略)

第 5 章

自動車の検査等に係る審査結果の通知方法

5-1～5-2

(略)

5-3

審査結果通知情報

審査結果として通知を行う審査結果通知情報は次のとおりとし、各々の規定に従って自動車審査高度化施設への入力又は自動車検査票の所定の欄への記載等を行うものとする。

5-3-1～5-3-14

(略)

5-3-15

備考欄

(1)

自動車検査証の備考欄への記録が必要な次表左欄に掲げる自動車について、同表中

る。)の提示があること

②

型式の指定を受けた状態から、ガス容器及びガス容器附属品に変更がないこと

(新設)

(4)

(略)

4-26

基準適合性審査時におけるその他確認事項

次表左欄に掲げる自動車については、同表中央欄の内容を確認し、同表右欄の処理を行うものとする。

確認対象自動車	確認事項	対応
(略)	(略)	(略)
⑦ 7-110-1 (2) の規定により走行距離計を備えなければならない普通自動車及び小型自動車であって、次の検査に係るもの ア～ウ (略)	走行距離計（オドメータ）の表示値	審査当日の初回の入場において、同一性確認を開始した際の走行距離計の表示値（100 の位未満は切り捨てる。）を自動車審査高度化施設へ入力 通信系統、MOTAS 又は自動車審査高度化施設の障害により電磁的方法によることができない場合は、自動車検査票 1 へ記入

4-27～4-28

(略)

第 5 章

自動車の検査等に係る審査結果の通知方法

5-1～5-2

(略)

5-3

審査結果通知情報

審査結果として通知を行う審査結果通知情報は次のとおりとし、各々の規定に従って自動車審査高度化施設への入力又は自動車検査票の所定の欄への記載等を行うものとする。

5-3-1～5-3-14

(略)

5-3-15

備考欄

(1)

自動車検査証の備考欄への記録が必要な次表左欄に掲げる自動車について、同表中

新

央欄の記載内容を同表右欄の例により通知するものとする。
また、その他必要な事項についても必要に応じて通知することができる。

記録を要する自動車	記録されるべき趣旨	例
(略)	(略)	(略)
39. 多仕様自動車（出荷検査証が発行されたものであって、発行日から起算して 11 か月を経過しないものに限る。）	適用する保安基準の判定年月日（出荷検査証発行日）※5	保安基準適用年月日 平成 28 年 11 月 1 日
(略)	(略)	(略)

備考
※1～※4（略）
※5 4-5-2 (1) の規定を適用したものにあつては、保安基準の判定年月日を「令和 6 年 3 月 31 日」とする。
(2) ～ (5)（略）
5-3-16～5-3-17（略）

5-4 審査結果等の通知
5-4-1～5-4-3（略）
(削除)

第 6 章 新規検査又は予備検査（指定自動車等の新車）
6-1～6-8（略）

6-9 原動機及び動力伝達装置

6-9-1 性能要件
6-9-1-1 視認等による審査
(1) 自動車の原動機及び動力伝達装置は、視認等その他適切な方法により審査したときに、運行に十分耐える構造及び性能を有するものでなければならない。
この場合において、次に掲げるものはこの基準に適合しないものとする。（保安基準第 8 条第 1 項関係、細目告示第 10 条第 1 項第 1 号関係）
① 原動機の始動が著しく困難なもの
② 原動機が作動中に著しい異音又は振動を生じるもの
③ 原動機を無負荷運転状態から回転数を上昇させた場合に回転が円滑に上昇しないもの
④ エア・クリーナが取外されているもの
⑤ 潤滑系統に著しい油漏れがあるもの

旧

央欄の記載内容を同表右欄の例により通知するものとする。
また、その他必要な事項についても必要に応じて通知することができる。

記録を要する自動車	記録されるべき趣旨	例
(略)	(略)	(略)
39. 多仕様自動車（出荷検査証が発行されたものであって、発行日から起算して 11 か月を経過しないものに限る。）	適用する保安基準の判定年月日（出荷検査証発行日）	保安基準適用年月日 平成 28 年 11 月 1 日
(略)	(略)	(略)

備考
※1～※4（略）
(新設)
(2) ～ (5)（略）
5-3-16～5-3-17（略）

5-4 審査結果等の通知
5-4-1～5-4-3（略）
5-4-4 車両重量の測定結果の通知
軌陸車等において、4-23 (3) の規定による重量測定を行った場合に、車両重量の相違が法第 67 条第 1 項に該当するときは、審査終了後、自動車検査票 1 に「車両重量相違」と記載して審査依頼のあった運輸支局等へ通知する。
第 6 章 新規検査又は予備検査（指定自動車等の新車）
6-1～6-8（略）

6-9 原動機及び動力伝達装置
7-9 の規定を適用する。
(新設)

新	旧
<u>⑥ 冷却装置に著しい水漏れがあるもの</u> <u>⑦ ファンベルト等に著しい緩み又は損傷があるもの</u> <u>⑧ クラッチの作動状態が適正でないもの若しくは著しい滑りがあるもの又はレリーズのダストブーツが損傷しているもの</u> <u>⑨ 変速機の操作機構に著しいがたがあるもの</u> <u>⑩ 動力伝達装置の連結部に緩みがあるもの</u> <u>⑪ 動力伝達装置に著しい液漏れがあるもの</u> <u>⑫ 推進軸のスプライン部、自在接手部若しくはセンター・ベアリングに著しいがたがあるもの</u> <u>⑬ 駆動軸のスプライン部、自在接手部若しくはセンター・ベアリングに著しいがたがあるもの</u> <u>⑭ 推進軸又は駆動軸に損傷があるもの</u> <u>⑮ 自在接手部のボルト及びナットに脱落又は損傷があるもの</u> <u>⑯ 自在接手部のダストブーツに損傷があるもの又はヨークの向きが正常でないもの</u> <u>⑰ 動力伝達装置のスプロケットに損傷があるもの若しくは取付部に緩みがあるもの又はチェーンに著しい緩みがあるもの</u> <u>⑱ 別添 7「自動車の走行性能の技術基準」の基準を満足しないもの</u> <u>⑲ 別添 8「連結車両の走行性能の技術基準」の基準を満足しないもの</u> <u>⑳ 7-12-1-2 (1) 又は 7-12-1-2 (2) が適用される自動車のテルテールの識別表示のうち、次に掲げる表示が継続して点灯しているもの</u> 【表示】 <u>(2) 速度制限装置を用いて最高速度を制限することにより、別添 8「連結車両の走行性能の技術基準」を満たすこととなっている牽引自動車の速度制限装置について、速度計試験機を用いること等により確認したときに、当該装置が正常に機能していない場合は、(1) ⑲の基準を満足していないものとする</u> <u>(3) 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度 20km/h 未満の軽自動車を除く。）の原動機は、運転者席において始動できるものでなければならない。（保安基準第 8 条第 2 項関係）</u> <u>(4) 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。）の加速装置は、運転者が操作を行わない場合に、当該装置の作動を自動的に解除するための独立に作用する 2 個以上のばねその他の装置を備えなければならない。（保安基準第 8 条第 3 項関係）</u> 6-9-1-2 書面等による審査 <u>(1) 自動車（次に掲げる自動車を除く。）は、書面その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添 125「車載式燃料・電力消費等測定装置の技術基準」に適合する車載式燃料・電力消費等測定装置を備えたものであること。（保安基準第 8 条第 1 項関係、細目告示第 10 条第 1 項第 3 号関係、適用関係告示第 4 条第 16 項第 17 項関係）</u>	

新	旧
① <u>大型特殊自動車</u> ② <u>被牽引自動車</u> ③ <u>輸入自動車特別取扱自動車</u> ④ <u>輸入された二輪自動車</u> ⑤ <u>輸入された側車付二輪自動車</u> (2) <u>指定自動車等に備えられた車載式燃料・電力消費等測定装置と同一の構造を有する車載式燃料・電力消費等測定装置であって、その機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。</u> 6-9-2 欠番 6-9-3 欠番 6-9-4 適用関係の整理 (1) <u>昭和 26 年 12 月 31 日以前に製作された自動車及び昭和 35 年 3 月 31 日以前に製作された車両総重量 2t 未満の自動車については、7-9-5 の規定を適用する。(適用関係告示第 4 条第 1 項第 3 号関係)</u> (2) <u>平成 6 年 3 月 31 日以前に製作された自動車については、7-9-6 の規定を適用する。(適用関係告示第 4 条第 1 項第 4 号関係)</u> (3) <u>次に掲げる自動車にあつては、7-9-7 の規定を適用する。(適用関係告示第 4 条第 4 項第 5 項第 6 項関係)</u> ① <u>平成 31 年 1 月 31 日以前に製作された専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であつて車両総重量が 5t を超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量が 12t を超えるもの</u> ② <u>平成 29 年 1 月 31 日以前に製作された自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であつて車両総重量 5t を超えるもの、貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量が 12t を超えるもの、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。)</u> ③ <u>平成 29 年 6 月 30 日以前に製作された二輪自動車</u> (4) <u>次に掲げる自動車にあつては、7-9-8 の規定を適用する。(適用関係告示第 4 条第 16 項関係)</u> ① <u>令和 6 年 9 月 30 日(輸入された自動車並びに二輪自動車及び側車付二輪自動車にあつては令和 8 年 9 月 30 日)以前に製作された自動車</u> ② <u>令和 6 年 10 月 1 日(輸入された自動車並びに二輪自動車及び側車付二輪自動車にあつては令和 8 年 10 月 1 日)から令和 8 年 9 月 30 日(輸入された自動車にあつては令和 10 年 9 月 30 日、二輪自動車及び側車付二輪自動車にあつては令和 11 年 9 月 30 日)までに製作された自動車であつて、次に掲げるもの</u> ア <u>令和 6 年 9 月 30 日(輸入された自動車並びに二輪自動車及び側車付二輪自動車にあつては令和 8 年 9 月 30 日)以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び多仕様自動車</u> イ <u>令和 6 年 10 月 1 日(輸入された自動車並びに二輪自動車及び側車付二輪自動車にあつては令和 8 年 10 月 1 日)以降の型式指定自動車及び多仕様自動車であつて、令和 6 年 9 月 30 日(輸入された自動車並びに二輪自動車及</u>	(新設) (新設) (新設)

新	旧
<u>び側車付二輪自動車にあっては令和 8 年 9 月 30 日）以前の型式指定自動車及び多仕様自動車と車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造並びに走行装置の種類及び主要構造が同一であるもの</u> <u>③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 8 年 9 月 30 日以前のもの</u> 6-10～6-12（略） 6-13 かじ取装置 7-13 の規定によるほか、次に掲げる規定を適用する。 この場合において、技術基準等の審査については、書面その他適切な方法により審査するものとする。 [UN R79-04] (1) 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）のかじ取装置は、UN R79-04-<u>S5</u> の 5. 及び 6. に定める基準に適合するものでなければならない。 この場合において、UN R79-04-<u>S5</u> に定める 2. 3. 4. 1. 3.、2. 3. 4. 1. 5. 及び 2. 3. 4. 1. 6. の自動命令型操舵機能であって運転者異常時対応システムを備えるものについては、5. 6. の規定は適用しない。 (2) ～ (4)（略） [量産型超小型モビリティの特例] (5) 量産型超小型モビリティのかじ取装置は、7-13-1-2(3) の規定にかかわらず、UN R12-05 の 5.（5. 5. を除く。）及び 6. に適合するものであればよい。 この場合において、UN R12-05 の技術的な要件において適用される前面衝突試験に係る試験速度については、UN R94-<u>05</u> の附則 3 の 4. 又は UN R137-<u>03</u> の附則 3 の 4. の規定中、「56+1 km/h」又は「50+1 km/h」とあるのは、「40+1 km/h」と読み替えて適用する。（適用関係告示第 7 条第 14 項関係） (6)（略） 6-14 施錠装置 6-14-1（略） 6-14-2 性能要件 6-14-2-1（略） 6-14-2-2 書面等による審査 (1) 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人以下のもの（(2) に掲げる自動車及び被牽引自動車を除く。）及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量 3.5t 以下のもの（被牽引自動車を除く。）に備える施錠装置は、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R161-00-<u>S4</u> の 5. に定める基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 11 条の 2 第 2 項関係、細目告示第 14 条第 1 項第 1 号関	6-10～6-12（略） 6-13 かじ取装置 7-13 の規定によるほか、次に掲げる規定を適用する。 この場合において、技術基準等の審査については、書面その他適切な方法により審査するものとする。 [UN R79-04] (1) 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）のかじ取装置は、UN R79-04-<u>S4</u> の 5. 及び 6. に定める基準に適合するものでなければならない。 この場合において、UN R79-04-<u>S4</u> に定める 2. 3. 4. 1. 3.、2. 3. 4. 1. 5. 及び 2. 3. 4. 1. 6. の自動命令型操舵機能であって運転者異常時対応システムを備えるものについては、5. 6. の規定は適用しない。 (2) ～ (4)（略） [量産型超小型モビリティの特例] (5) 量産型超小型モビリティのかじ取装置は、7-13-1-2(3) の規定にかかわらず、UN R12-05 の 5.（5. 5. を除く。）及び 6. に適合するものであればよい。 この場合において、UN R12-05 の技術的な要件において適用される前面衝突試験に係る試験速度については、UN R94 の附則 3 の 4. 又は UN R137 の附則 3 の 4. の規定中、「56+1 km/h」又は「50+1 km/h」とあるのは、「40+1 km/h」と読み替えて適用する。（適用関係告示第 7 条第 14 項関係） (6)（略） 6-14 施錠装置 6-14-1（略） 6-14-2 性能要件 6-14-2-1（略） 6-14-2-2 書面等による審査 (1) 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人以下のもの（(2) に掲げる自動車及び被牽引自動車を除く。）及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量 3.5t 以下のもの（被牽引自動車を除く。）に備える施錠装置は、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R161-00-<u>S3</u> の 5. に定める基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 11 条の 2 第 2 項関係、細目告示第 14 条第 1 項第 1 号関

新	旧
係) (2) ～ (3) (略) 6-14-3～6-14-6 (略) 6-14 の 2 イモビライザ 6-14 の 2-1 (略) 6-14 の 2-2 性能要件 (書面等による審査) (1) 専ら乗用の用に供する自動車 (乗車定員 10 人以上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。) 及び貨物の運送の用に供する自動車 (車両総重量が 2t を超える自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。) に備えるイモビライザは、その作動により原動機その他運行に必要な装置の機能を確実に停止させ、かつ、安全な運行を妨げないものとして構造、施錠性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに UN R162-00-S5 の 5. (5. 4. 及び同規則の附則 7 に係る部分を除く。) に定める基準に適合するものでなければならない。 この場合において、視認等によりイモビライザが備えられていないと認められるときは、審査を省略することができる。(保安基準第 11 条の 2 第 3 項関係、細目告示第 14 条第 2 項関係) (2) (略) 6-14 の 2-3～6-14 の 2-5 (略) 6-15～6-22 (略) 6-23 燃料装置 7-23 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1) ～ (4) (略) [量産型超小型モビリティの特例] (5) ガソリン、灯油、軽油、アルコールその他の引火しやすい液体を燃料とする量産型超小型モビリティの燃料タンク及び配管は、6-23 の規定に係る審査において、7-23-1-2 (3) の規定にかかわらず、当該自動車は衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ないものとして燃料漏れ防止に係る性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 12 条第 12 項、第 13 項関係) ① UN R137-03 の 5. 2. 6. 及び 5. 2. 7. に適合すること。 この場合において、UN R137-03 の附則 3 の 4. の規定中、「50+1 km/h」とあるのは、「40+1 km/h」と読み替えて適用する。 ② (略) ③ UN R153-00-S4 の 5. 2. 1. (5. 2. 1. 3. から 5. 2. 1. 5. を除く。) に適合すること。 ④ UN R94-05 の 5. 2. 6. 及び 5. 2. 7. に適合すること。 この場合において、UN R94-05 の附則 3 の 4. の規定中、「56+1 km/h」とあるのは、「40+1 km/h」と読み替えて適用する。	係) (2) ～ (3) (略) 6-14-3～6-14-6 (略) 6-14 の 2 イモビライザ 6-14 の 2-1 (略) 6-14 の 2-2 性能要件 (書面等による審査) (1) 専ら乗用の用に供する自動車 (乗車定員 10 人以上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。) 及び貨物の運送の用に供する自動車 (車両総重量が 2t を超える自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。) に備えるイモビライザは、その作動により原動機その他運行に必要な装置の機能を確実に停止させ、かつ、安全な運行を妨げないものとして構造、施錠性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに UN R162-00-S4 の 5. (5. 4. 及び同規則の附則 7 に係る部分を除く。) に定める基準に適合するものでなければならない。 この場合において、視認等によりイモビライザが備えられていないと認められるときは、審査を省略することができる。(保安基準第 11 条の 2 第 3 項関係、細目告示第 14 条第 2 項関係) (2) (略) 6-14 の 2-3～6-14 の 2-5 (略) 6-15～6-22 (略) 6-23 燃料装置 7-23 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1) ～ (4) (略) [量産型超小型モビリティの特例] (5) ガソリン、灯油、軽油、アルコールその他の引火しやすい液体を燃料とする量産型超小型モビリティの燃料タンク及び配管は、6-23 の規定に係る審査において、7-23-1-2 (3) の規定にかかわらず、当該自動車は衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ないものとして燃料漏れ防止に係る性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 12 条第 12 項、第 13 項関係) ① UN R137-02-S4 の 5. 2. 6. 及び 5. 2. 7. に適合すること。 この場合において、UN R137-02-S4 の附則 3 の 4. の規定中、「50+1 km/h」とあるのは、「40+1 km/h」と読み替えて適用する。 ② (略) ③ UN R153-00-S3 の 5. 2. 1. (5. 2. 1. 3. から 5. 2. 1. 5. を除く。) に適合すること。 ④ UN R94-04-S2 の 5. 2. 6. 及び 5. 2. 7. に適合すること。 この場合において、UN R94-04-S2 の附則 3 の 4. の規定中、「56+1 km/h」とあるのは、「40+1 km/h」と読み替えて適用する。

新	旧
⑤ UN R95-<u>06</u> の 5. 3. 6. に適合すること。 6-24 (略) 6-25 高圧ガスの燃料装置 7-25 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1) (略) [量産型超小型モビリティの特例] (2) 圧縮水素ガスを燃料とする量産型超小型モビリティのガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置は、6-25 の規定に係る審査において、7-25-1-2 (2) の規定にかかわらず、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ないものとして、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 13 条第 17 項、第 18 項関係) ① UN R137-<u>03</u> の附則 3 に定める方法及び細目告示別添 17「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」3. 1. 2. 4. 及び 3. 1. 2. 6. から 3. 1. 2. 8. により試験を行った結果、UN R134-<u>02</u> の 7. 2. 1. から 7. 2. 3. までに適合すること。 この場合において、UN R137-<u>03</u> の附則 3 の 4. の規定中、「50+1 km/h」とあるのは、「40+1 km/h」と読み替えて適用する。 ② UN R153-00-<u>S4</u> の 5. 2. 1. (5. 2. 1. 1. 及び 5. 2. 1. 2. を除く。) に適合すること。 ③ UN R134-<u>02</u> の 7. 2. に適合すること。 この場合において、UN R134-<u>02</u> の技術的な要件において適用される前面衝突試験に係る試験速度については、UN R94-<u>05</u> の附則 3 の 4. の規定中、「56+1 km/h」とあるのは、「40+1 km/h」と読み替えて適用する。 ④ UN R94-<u>05</u> の附則 3 の 1.、3. 及び 4. に定める方法及び UN R134-<u>02</u> の附則 5 に定める方法により試験を行った結果、UN R134-<u>02</u> の 7. 2. 1. から 7. 2. 3. までに適合すること。 この場合において、UN R94-<u>05</u> の附則 3 の 4. の規定中、「56+1 km/h」とあるのは、「40+1 km/h」と読み替えて適用する。 (3) ～ (8) (略) 6-26 電気装置 7-26 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 [UN R100-03-<u>S3</u>] (1) 電力により作動する原動機を有する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。)に備える電気装置については、UN R100-03-<u>S3</u> の 5. 及び 6. (7-26-1-2-1 (2) の自動車にあっては、UN R100-03-<u>S3</u> の 5. 及び 6. 若しくは UN R136-01 の 5. 及び 6.) に定める基準に適合するものでな	⑤ UN R95-<u>05-S3</u> の 5. 3. 6. に適合すること。 6-24 (略) 6-25 高圧ガスの燃料装置 7-25 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1) (略) [量産型超小型モビリティの特例] (2) 圧縮水素ガスを燃料とする量産型超小型モビリティのガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置は、6-25 の規定に係る審査において、7-25-1-2 (2) の規定にかかわらず、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ないものとして、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 13 条第 17 項、第 18 項関係) ① UN R137-<u>02-S4</u> の附則 3 に定める方法及び細目告示別添 17「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」3. 1. 2. 4. 及び 3. 1. 2. 6. から 3. 1. 2. 8. までに定める方法により試験を行った結果、UN R134-<u>01-S2</u> の 7. 2. 1. から 7. 2. 3. までに適合すること。 この場合において、UN R137-<u>02-S4</u> の附則 3 の 4. の規定中、「50+1 km/h」とあるのは、「40+1 km/h」と読み替えて適用する。 ② UN R153-00-<u>S3</u> の 5. 2. 1. (5. 2. 1. 1. 及び 5. 2. 1. 2. を除く。) に適合すること。 ③ UN R134-<u>01-S2</u> の 7. 2. に適合すること。 この場合において、UN R134-<u>01-S2</u> の技術的な要件において適用される前面衝突試験に係る試験速度については、UN R94-<u>04-S2</u> の附則 3 の 4. の規定中、「56+1 km/h」とあるのは、「40+1 km/h」と読み替えて適用する。 ④ UN R94-<u>04-S2</u> の附則 3 の 1.、3. 及び 4. に定める方法及び UN R134-<u>01-S2</u> の附則 5 に定める方法により試験を行った結果、UN R134-<u>01-S2</u> の 7. 2. 1. から 7. 2. 3. までに適合すること。 この場合において、UN R94-<u>04-S2</u> の附則 3 の 4. の規定中、「56+1 km/h」とあるのは、「40+1 km/h」と読み替えて適用する。 (3) ～ (8) (略) 6-26 電気装置 7-26 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1) 電力により作動する原動機を有する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。)に備える電気装置については、UN R100-03-<u>S2</u> の 5. 及び 6. (7-26-1-2-1 (2) の自動車にあっては、UN R100-03-<u>S2</u> の 5. 及び 6. 若しくは UN R136-01 の 5. 及び 6.) に定める基準。

新	旧
<u>ればならない。</u> なお、UN R100-03-<u>S3</u> の 6. 4. については、原動機用蓄電池を備えた自動車に限り適用する。 <u>(削除) ※ (4) に移動</u> <u>(削除) ※ (3) に移動</u> <u>[UN R100-02-S4]</u> (2) 次に掲げる電力により作動する原動機を有する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）に備える電気装置については、UN R100-02-S4 の 5. 及び 6. （6. 4. を除く。）若しくは UN R136-00 の 5. 及び 6. に定める基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 14 条第 32 項関係） なお、UN R100-02-S4 の 6. 4. については、原動機用蓄電池を備えた自動車に限り適用する。	なお、UN R100-03-<u>S2</u> の 6. 4. については、原動機用蓄電池を備えた自動車に限り適用する。 <u>ただし、次の規定に適合するものについては、この限りでない。</u> <u>① 次に掲げる自動車にあつては、平成 23 年 6 月 23 日付け国土交通省告示第 670 号による改正前の細目告示別添 110「電気自動車及び電気式ハイブリッド自動車の高電圧からの乗車人員の保護に関する技術基準」に定める基準。（適用関係告示第 14 条第 4 項関係）</u> <u>ア 平成 28 年 6 月 22 日以前に製作された電力により作動する原動機を有する自動車（平成 26 年 6 月 23 日以降の型式指定自動車及び燃料電池自動車を除く。）</u> <u>イ 平成 26 年 6 月 22 日以前に製作された電力により作動する原動機を有する自動車（燃料電池自動車を除く。）以外の自動車を、自動車又はその部分の改造、装置の取付け又は取外しその他これらに類する行為により、電力により作動する原動機を有する自動車（燃料電池自動車を除く。）としたものであつて、当該改造等が行われた後、平成 24 年 7 月 1 日から平成 26 年 6 月 22 日までに初めて新規検査、予備検査又は構造等変更検査を受けるもの</u> <u>② 次に掲げる自動車にあつては、平成 25 年 7 月 12 日付け国土交通省告示第 726 号による改正前に定める基準。（適用関係告示第 14 条 11 項関係）</u> <u>ア 平成 28 年 7 月 14 日以前に製作された自動車（電力により作動する原動機を有する自動車以外の自動車を、自動車又はその部分の改造、装置の取付け又は取外しその他これらに類する行為により、電力により作動する原動機を有する自動車としたものであつて、当該改造等が行われた後、平成 28 年 7 月 15 日以降に初めて新規検査、予備検査又は構造等変更検査を受けるものを除く。）</u> <u>イ 平成 28 年 7 月 14 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車（平成 28 年 7 月 15 日以降に原動機の種類及び主要構造、燃料の種類並びに動力用電源装置の種類を変更するものを除く。）</u> <u>ウ 平成 28 年 7 月 15 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車（平成 28 年 7 月 14 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車に、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類並びに動力用電源装置の種類についての変更以外の変更のみを行ったものに限る。）</u> <u>(新設)</u>

新	旧
① <u>令和 5 年 8 月 31 日以前に製作された自動車（電力により作動する原動機を有する自動車以外の自動車を改造等により、電力により作動する原動機を有する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）としたものであって、当該改造等が行われた後、令和 5 年 9 月 1 日以降に初めて新規検査又は予備検査を受けるものを除く。）</u> ② <u>令和 5 年 9 月 1 日から令和 7 年 8 月 31 日までに製作された自動車（電力により作動する原動機を有する自動車以外の自動車を改造等により、電力により作動する原動機を有する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）としたものを除く。）であって、次に掲げるもの</u> ア <u>令和 5 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びバッテリー式電気自動車に係る指定を受けた多仕様自動車</u> イ <u>令和 5 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びバッテリー式電気自動車に係る指定を受けた多仕様自動車（原動機の種類及び主要構造、燃料の種類並びに動力用電源装置の種類を変更するものを除く。）</u> ③ <u>新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 7 年 8 月 31 日以前のもの</u>	
<u>[UN R100-01-S5]</u>	
<u>(3) 次に掲げる自動車にあっては、UN R100-01-S5 の 5. に定める基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 14 条 11 項関係）</u>	<u>(新設)</u>
① <u>平成 28 年 7 月 14 日以前に製作された自動車（電力により作動する原動機を有する自動車以外の自動車を、自動車又はその部分の改造、装置の取付け又は取外しその他これらに類する行為により、電力により作動する原動機を有する自動車としたものであって、当該改造等が行われた後、平成 28 年 7 月 15 日以降に初めて新規検査又は予備検査を受けるものを除く。）</u> ② <u>平成 28 年 7 月 14 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車（平成 28 年 7 月 15 日以降に原動機の種類及び主要構造、燃料の種類並びに動力用電源装置の種類を変更するものを除く。）</u> ③ <u>平成 28 年 7 月 15 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車（平成 28 年 7 月 14 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車に、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類並びに動力用電源装置の種類についての変更以外の変更のみを行ったものに限る。）</u>	
<u>[細目告示別添 110「電気自動車及び電気式ハイブリッド自動車の高電圧からの乗車人員の保護に関する技術基準」]</u>	
<u>(4) 次に掲げる自動車にあっては、平成 23 年 6 月 23 日付国土交通省告示第 670 号による改正前の細目告示別添 110「電気自動車及び電気式ハイブリッド自動車の高電圧からの乗車人員の保護に関する技術基準」に定める基準に適合するものであればよ</u>	<u>(新設)</u>

新	旧
<u>い。(適用関係告示第 14 条第 4 項関係)</u> <u>① 平成 28 年 6 月 22 日以前に製作された電力により作動する原動機を有する自動車（平成 26 年 6 月 23 日以降の型式指定自動車及び燃料電池自動車を除く。）</u> <u>② 平成 26 年 6 月 22 日以前に製作された電力により作動する原動機を有する自動車（燃料電池自動車を除く。）以外の自動車を、自動車又はその部分の改造、装置の取付け又は取外しその他これらに類する行為により、電力により作動する原動機を有する自動車（燃料電池自動車を除く。）としたものであって、当該改造等が行われた後、平成 24 年 7 月 1 日から平成 26 年 6 月 22 日までに初めて新規検査又は予備検査を受けるもの</u> <u>(5) (略)</u> [量産型超小型モビリティの特例] <u>(6) 電力により作動する原動機を有する量産型超小型モビリティは、6-26 の規定に係る審査において、7-26-1-2-2 (1) の規定にかかわらず、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、高電圧による乗車人員への傷害等を生ずるおそれが少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能及び構造に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものであればよい。(細目告示第 21 条第 6 項、適用関係告示第 14 条第 21 項関係)</u> ① UN R137-<u>03</u> の 5. 2. 8. に適合すること。 この場合において、UN R137-<u>03</u> の附則 3 の 4. の規定中、「50+1 km/h」とあるのは、「40+1 km/h」と読み替えて適用する。 ② UN R95-<u>06</u> の 5. 3. 7. に適合すること。 ③ UN R153-00-<u>S4</u> の 5. 2. 2. に適合すること。 ④ 原動機用蓄電池を備えた自動車は、UN R100-03-<u>S3</u> の 6. 4. に適合すること。 この場合において、UN R100-03-<u>S3</u> の技術的な要件において適用される前面衝突試験に係る試験速度については、UN R94-<u>05</u> の附則 3 の 4. の規定中、「56+1 km/h」とあるのは、「40+1 km/h」と読み替えて適用する。 なお、自動車の振動等により移動し、又は損傷することがないよう確実に取付けられている原動機用蓄電池は、UN R100-03-<u>S3</u> の 6. 4. 1. に適合するものとする。 6-27～6-28 (略) 6-29 フルラップ前面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能 7-29 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 [量産型超小型モビリティの特例] 量産型超小型モビリティの車枠及び車体は、6-29 の規定に係る審査において、7-29-1 (1) の規定にかかわらず、当該自動車の前面が衝突等による衝撃を受けた場合において、運転者席及びこれと並列の座席のうち自動車の側面に隣接する座席の乗車人員に過度の傷害を与えるおそれの少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R137-<u>03</u> の 5. (5. 2. 6. から 5. 2. 8. までを除く。) 及び 6. に適合するものであればよい。	<u>(2) (略)</u> [量産型超小型モビリティの特例] <u>(3) 電力により作動する原動機を有する量産型超小型モビリティは、6-26 の規定に係る審査において、7-26-1-2-2 (1) の規定にかかわらず、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、高電圧による乗車人員への傷害等を生ずるおそれが少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能及び構造に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものであればよい。(細目告示第 21 条第 6 項、適用関係告示第 14 条第 21 項関係)</u> ① UN R137-<u>02-S4</u> の 5. 2. 8. に適合すること。 この場合において、UN R137-<u>02-S4</u> の附則 3 の 4. の規定中、「50+1 km/h」とあるのは、「40+1 km/h」と読み替えて適用する。 ② UN R95-<u>05-S3</u> の 5. 3. 7. に適合すること。 ③ UN R153-00-<u>S3</u> の 5. 2. 2. に適合すること。 ④ 原動機用蓄電池を備えた自動車は、UN R100-03-<u>S2</u> の 6. 4. に適合すること。 この場合において、UN R100-03-<u>S2</u> の技術的な要件において適用される前面衝突試験に係る試験速度については、UN R94-<u>04-S2</u> の附則 3 の 4. の規定中、「56+1 km/h」とあるのは、「40+1 km/h」と読み替えて適用する。 なお、自動車の振動等により移動し、又は損傷することがないよう確実に取付けられている原動機用蓄電池は、UN R100-03-<u>S2</u> の 6. 4. 1. に適合するものとする。 6-27～6-28 (略) 6-29 フルラップ前面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能 7-29 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 [量産型超小型モビリティの特例] 量産型超小型モビリティの車枠及び車体は、6-29 の規定に係る審査において、7-29-1 (1) の規定にかかわらず、当該自動車の前面が衝突等による衝撃を受けた場合において、運転者席及びこれと並列の座席のうち自動車の側面に隣接する座席の乗車人員に過度の傷害を与えるおそれの少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R137-<u>02-S4</u> の 5. (5. 2. 6. から 5. 2. 8. までを除く。) 及び 6. に適合するものであればよい。

新	旧
この場合において、UN R137-<u>03</u> の附則 3 の 4. の規定中、「50+1 km/h」とあるのは、「40+1 km/h」と読み替えて適用する。(適用関係告示第 15 条第 33 項関係)	この場合において、UN R137-<u>02-S4</u> の附則 3 の 4. の規定中、「50+1 km/h」とあるのは、「40+1 km/h」と読み替えて適用する。(適用関係告示第 15 条第 33 項関係)
6-30 オフセット前面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能 7-30 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 [量産型超小型モビリティの特例] 量産型超小型モビリティの車枠及び車体は、6-30 の規定に係る審査において、7-30-1 (1) の規定にかかわらず、当該自動車の前面のうち運転者席側の一部が衝突等により変形を生じた場合において、運転者席及びこれと並列の座席のうち自動車の側面に隣接する座席の乗車人員に過度の傷害を与えるおそれが少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R94-<u>05</u> の 5. (5. 2. 6. から 5. 2. 8. までは除く。) 及び 6. に適合するものであればよい。 この場合において、UN R94-<u>05</u> の附則 3 の 4. の規定中、「56+1 km/h」とあるのは、「40+1 km/h」と読み替えて適用する。(適用関係告示第 15 条第 33 項関係) 6-31～6-43 (略) 6-44 座席ベルト等 7-44 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1) 自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、次に掲げる座席の乗車人員が座席の前方に移動することを防止し、又は上半身を過度に前傾することを防止するために当該自動車に備える座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置はそれぞれに掲げる基準。 ① 7-44-2 (7) に規定する座席ベルトの取付装置については、UN R14-09-<u>S3</u> の 5.、6. 及び 7. に定める基準。 この場合において、UN R14-09-<u>S3</u> の規定は、当分の間、平成 18 年 8 月 25 日付け国土交通省告示第 978 号による改正前の細目告示別添 31「座席ベルト取付装置の技術基準」によることができ、同別添 3. 1. 中「22, 300N (後向き座席にあつては 8, 900N、バス等に備える座席にあつては 2, 940N)」とあるのは「2, 940N」と、3. 2. 中「13, 500N (後向き座席にあつては 5, 400N、バス等に備える座席にあつては 2, 940N)」とあるのは「2, 940N」と、4. 1. 2. 1. 中「75」とあるのは「90」と読み替えることができる。 ただし、乗車定員 10 人以上の自動車 (立席を有するものに限る。)、専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とする自動車 (乗車定員 10 人以上のものに限る。)、高齢者、障害者等が移動のための車いすその他の用具を使用したまま車両に乗り込むことが可能な自動車及び緊急自動車に備える座席ベルトの取付装置にあつては、7-44-2 (2) ②に適合すればよい。 ② 7-44-2 (9) に規定する座席ベルトについては、UN R16-<u>09</u> の 6. 及び 7. に定め	6-30 オフセット前面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能 7-30 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 [量産型超小型モビリティの特例] 量産型超小型モビリティの車枠及び車体は、6-30 の規定に係る審査において、7-30-1 (1) の規定にかかわらず、当該自動車の前面のうち運転者席側の一部が衝突等により変形を生じた場合において、運転者席及びこれと並列の座席のうち自動車の側面に隣接する座席の乗車人員に過度の傷害を与えるおそれが少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R94-<u>04-S2</u> の 5. (5. 2. 6. から 5. 2. 8. までは除く。) 及び 6. に適合するものであればよい。 この場合において、UN R94-<u>04-S2</u> の附則 3 の 4. の規定中、「56+1 km/h」とあるのは、「40+1 km/h」と読み替えて適用する。(適用関係告示第 15 条第 33 項関係) 6-31～6-43 (略) 6-44 座席ベルト等 7-44 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1) 自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、次に掲げる座席の乗車人員が座席の前方に移動することを防止し、又は上半身を過度に前傾することを防止するために当該自動車に備える座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置はそれぞれに掲げる基準。 ① 7-44-2 (7) に規定する座席ベルトの取付装置については、UN R14-09-<u>S2</u> の 5.、6. 及び 7. に定める基準。 この場合において、UN R14-09-<u>S2</u> の規定は、当分の間、平成 18 年 8 月 25 日付け国土交通省告示第 978 号による改正前の細目告示別添 31「座席ベルト取付装置の技術基準」によることができ、同別添 3. 1. 中「22, 300N (後向き座席にあつては 8, 900N、バス等に備える座席にあつては 2, 940N)」とあるのは「2, 940N」と、3. 2. 中「13, 500N (後向き座席にあつては 5, 400N、バス等に備える座席にあつては 2, 940N)」とあるのは「2, 940N」と、4. 1. 2. 1. 中「75」とあるのは「90」と読み替えることができる。 ただし、乗車定員 10 人以上の自動車 (立席を有するものに限る。)、専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とする自動車 (乗車定員 10 人以上のものに限る。)、高齢者、障害者等が移動のための車いすその他の用具を使用したまま車両に乗り込むことが可能な自動車及び緊急自動車に備える座席ベルトの取付装置にあつては、7-44-2 (2) ②に適合すればよい。 ② 7-44-2 (9) に規定する座席ベルトについては、UN R16-<u>08-S4</u> の 6. 及び 7. に定

新	旧
る基準。 ただし、乗車定員 10 人以上の自動車（立席を有するものに限る。）、専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とする自動車（乗車定員 10 人以上のものに限る。）、高齢者、障害者等が移動のための車いすその他の用具を使用したまま車両に乗り込むことが可能な自動車及び緊急自動車に備える座席ベルトにあっては、7-44-2（5）①から⑤までに定める基準に適合すればよい。 この場合において、UN R16-09 の規定は、当分の間、平成 18 年 8 月 25 日付け国土交通省告示第 978 号による改正前の細目告示別添 32「座席ベルトの技術基準」によることができる。 <u>(2) 次に掲げる自動車にあっては、(1) ②の規定中、「UN R16-09」を「UN R16-08-S4」と読み替えることができる。（適用関係告示第 20 条第 26 項関係）</u> ① <u>令和 8 年 8 月 31 日以前に製作された自動車</u> ② <u>令和 8 年 9 月 1 日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの</u> ア <u>令和 8 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車</u> イ <u>令和 8 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車であって、令和 8 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車と年少者用補助乗車装置取付具及び取外しが可能な座席に備える座席ベルトの非装着時警報装置に係る性能が同一であるもの</u> ③ <u>新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 8 年 8 月 31 日以前のもの</u> <u>(3) 次に掲げる自動車にあっては、(1) ②の規定中、「UN R16-09」を「UN R16-07-S3」と読み替えることができる。（適用関係告示第 20 条第 24 項関係）</u> ①～④（略） [量産型超小型モビリティの特例] <u>(4) 量産型超小型モビリティの座席ベルトは、6-44 の規定に係る審査において、7-44-2（4）の規定にかかわらず、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において当該座席ベルトを装着した者に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、容易に操作等を行うことができるものとして構造、操作性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R16-09 の 6.、7. 及び 8. 1. から 8. 3. 6. までに適合するものであればよい。</u> この場合において、UN R16-09 の技術的な要件において適用される前面衝突試験に係る試験速度については、UN R94-05 の附則 3 の 4. の規定中、「56+1 km/h」とあるのを、「40+1 km/h」と読み替えて適用する。（適用関係告示第 20 条第 25 項関係）	める基準。 ただし、乗車定員 10 人以上の自動車（立席を有するものに限る。）、専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とする自動車（乗車定員 10 人以上のものに限る。）、高齢者、障害者等が移動のための車いすその他の用具を使用したまま車両に乗り込むことが可能な自動車及び緊急自動車に備える座席ベルトにあっては、7-44-2（5）①から⑤までに定める基準に適合すればよい。 この場合において、UN R16-08-S4 の規定は、当分の間、平成 18 年 8 月 25 日付け国土交通省告示第 978 号による改正前の細目告示別添 32「座席ベルトの技術基準」によることができる。 <u>(新設)</u> <u>(2) 次に掲げる自動車にあっては、(1) ②「UN R16-08-S4」を「UN R16-07-S3」と読み替えて適用する。（適用関係告示第 20 条第 24 項関係）</u> ①～④（略） [量産型超小型モビリティの特例] <u>(3) 量産型超小型モビリティの座席ベルトは、6-44 の規定に係る審査において、7-44-2（4）の規定にかかわらず、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において当該座席ベルトを装着した者に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、容易に操作等を行うことができるものとして構造、操作性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R16-08-S4 の 6.、7. 及び 8. 1. から 8. 3. 6. までに適合するものであればよい。</u> この場合において、UN R16-08-S4 の技術的な要件において適用される前面衝突試験に係る試験速度については、UN R94-04-S2 の附則 3 の 4. の規定中、「56+1 km/h」とあるのを、「40+1 km/h」と読み替えて適用する。（適用関係告示第 20 条第 25 項関係）
6-45 座席ベルト非装着時警報装置	6-45 座席ベルト非装着時警報装置 <u>7-45 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適</u>

新	旧
<u>を除く。）に適合するものでなければならない。（保安基準第 22 条の 3 第 5 項関係、細目告示第 30 条第 10 項関係）</u> 6-45-3 欠番 6-45-4 適用関係の整理 <u>（1）平成 6 年 3 月 31 日（輸入自動車にあっては平成 7 年 3 月 31 日）以前に製作された自動車については、7-45-5 の規定を適用する。（適用関係告示第 20 条第 2 項関係）</u> <u>（2）平成 26 年 2 月 2 日以前に製作された自動車については、7-45-6 の規定を適用する。（適用関係告示第 20 条第 10 項関係）</u> <u>（3）次に掲げる自動車については、6-45-5（従前規定の適用①）の規定を適用する。（適用関係告示第 20 条第 21 項関係）</u> ①～②（略） <u>（削除）※6-45-5-2（3）に移動</u>	<u>（新設）</u> <u>（新設）</u> <u>（2）次に掲げる自動車については、（1）にかかわらず（3）の規定を適用する。</u> ①～②（略） <u>（3）専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車に備える座席ベルト非装着時警報装置については、UN R16-06-S7 の 8.4.（8.4.1.1.を除く。）に定める基準、小型自動車又は軽自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車を除く。）に備える座席ベルト非装着時警報装置については、細目告示別添 33「運転者席の座席ベルトの非装着時警報装置の技術基準」に定める基準。</u> <u>ただし、次の規定に適合するものについては、この限りでない。</u> ① <u>平成 20 年 8 月 31 日までに製作された自動車〔平成 17 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車（平成 17 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車から、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類、軸距並びに適合する排出ガス規制値以外に型式を区別する事項について変更されていないものを除く。）を除く。〕については、平成 17 年 3 月 10 日付け国土交通省告示第 254 号による改正前の基準。（適用関係告示第 20 条第 7 項関係）</u> ② <u>平成 20 年 9 月 1 日〔平成 17 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車（平成 17 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車から、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類、軸距並びに適合する排出ガス規制値以外に型式を区別する事項について変更がされていないものを除く。）については指定を受けた日〕から平成 26 年 2 月 2 日までに製作された自動車については、平成 20 年 2 月 1 日付け国土交通省告示第 89 号による改正前の細目告示別添 33「運転者席の座席ベルトの非装着時警報装置の技術基準」に定める基準。（適用関係告示第 20 条第 9 項関係）</u> ③ <u>平成 24 年 7 月 21 日〔貨物の運送の用に供する自動車にあっては平成 28 年 7 月 21 日（平成 26 年 7 月 22 日以降の型式指定自動車を除く。）〕以前に製作された自動車については、「UN R16-06-S7」を「UN R16-05-S1」と読み替えることができる。（適用関係告示第 20 条第 12 項関係）</u> ④ <u>次に掲げる自動車にあっては、「UN R16-06-S7」を「UN R16-05-S4」と読み替えることができる。（適用関係告示第 20 条第 14 項関係）</u> ア 平成 27 年 6 月 9 日以前に製作された自動車 イ 平成 27 年 6 月 10 日以降に製作された自動車（座席ベルトに係る性能が平成 27 年 6 月 9 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車と同一であるものに限る。）

新	旧
<u>(3) 次に掲げる自動車にあっては、(1) 又は (2) の規定にかかわらず、次の規定に適合するものであればよい。</u> <u>① 平成 20 年 8 月 31 日までに製作された自動車（平成 17 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車（平成 17 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車から、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類、軸距並びに適合する排出ガス規制値以外に型式を区別する事項について変更されていないものを除く。）を除く。）については、平成 17 年 3 月 10 日付け国土交通省告示第 254 号による改正前の細目告示別添 33「運転者席の座席ベルトの非装着時警報装置の技術基準」に定める基準。（適用関係告示第 20 条第 7 項関係）</u> <u>② 平成 20 年 9 月 1 日（平成 17 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車（平成 17 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車から、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類、軸距並びに適合する排出ガス規制値以外に型式を区別する事項について変更がされていないものを除く。）については指定を受けた日）から平成 26 年 2 月 2 日までに製作された自動車については、平成 20 年 2 月 1 日付け国土交通省告示第 89 号による改正前の細目告示別添 33「運転者席の座席ベルトの非装着時警報装置の技術基準」に定める基準。（適用関係告示第 20 条第 9 項関係）</u> <u>③ 平成 24 年 7 月 21 日（貨物の運送の用に供する自動車にあっては平成 28 年 7 月 21 日（平成 26 年 7 月 22 日以降の型式指定自動車を除く。））以前に製作された自動車については、(1) に掲げる「UN R16-06-S7」を「UN R16-05-S1」と読み替えることができる。（適用関係告示第 20 条第 12 項関係）</u> <u>④ 次に掲げる自動車にあっては、「(1) に掲げる「UN R16-06-S7」を「UN R16-05-S4」と読み替えることができる。（適用関係告示第 20 条第 14 項関係）</u> <u>ア 平成 27 年 6 月 9 日以前に製作された自動車</u> <u>イ 平成 27 年 6 月 10 日以降に製作された自動車（座席ベルトに係る性能が平成 27 年 6 月 9 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車と同一であるものに限る。）</u>	
<u>6-45-6 従前規定の適用②</u> <u>次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 20 条第 26 項関係）</u> <u>① 令和 8 年 8 月 31 日以前に製作された自動車</u> <u>② 令和 8 年 9 月 1 日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの</u> <u>ア 令和 8 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車</u> <u>イ 令和 8 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車であって、令和 8 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車と年少者用補助乗車装置取付具及び取外しが可能な座席に備える座席ベルト非装着時警報装置に係る性能が同一であるもの</u> <u>③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が令</u>	<u>(新設)</u>

新	旧						
和 8 年 8 月 31 日以前のもの 6-45-6-1 装備要件 次の表の左欄に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度が 20km/h 未満の自動車を除く。）には、同表の右欄に掲げるその自動車の座席の座席ベルト（①から⑩までに掲げるものを除く。）が装着されていない場合に、その旨を運転者席の運転者に警報するものとして、6-45-5-2 の基準に適合する座席ベルトの非装着時警報装置を備えなければならない。（適用関係告示第 20 条第 26 項関係） <table border="1"> <thead> <tr> <th>自動車の種別</th><th>座席の種類</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員 10 人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であつて、車両総重量が 3.5t 以下のもの</td><td>運転者席及びその他の座席</td></tr> <tr> <td>専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員 10 人以上のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量 3.5t を超えるもの</td><td>運転者席及びこれと並列の座席</td></tr> </tbody> </table> ① <u>補助座席に備える座席ベルト</u> ② <u>UN R16-08-S4 の 2.1.4. に定める座席ベルト</u> ③ <u>キャンピング車及び霊柩車に備える座席であつて運転者席及びこれと並列の座席以外の座席に備える座席ベルト</u> ④ <u>高齢者、障害者等が移動のため車いすその他の用具を使用したまま車両に乗り込むことが可能な自動車、緊急自動車及び患者輸送車に備える座席に備える座席ベルト</u> ⑤ <u>またがり式の座席に備える座席ベルト</u> ⑥ <u>専ら座席の用に供する床面以外の床面（荷台及び通路を除く。）に設けられる容易に折り畳むことができる座席（座席の後面部分のみが折り畳むことができるものを除く。）に備える座席ベルト</u> ⑦ <u>かじ取ハンドルの回転角度がかじ取車輪の回転角度の 7 倍未満である三輪自動車の運転者席の側方に設けられる 1 人用の座席に備える座席ベルト</u> ⑧ <u>非常口付近に備えられた座席に備える座席ベルト</u> ⑨ <u>幼児用座席及び座席が回転することにより高齢者、障害者等が円滑に車内に乗り込むことができる座席に備える座席ベルト</u> ⑩ <u>次に掲げる自動車に備える座席ベルトのうち、法第 47 条の 2 の規定により自動車を点検する場合に取外しを必要とする座席及び UN R16-08-S4 の 15.4.2. に定める座席に備えるもの</u> ア <u>令和 4 年 8 月 31 日以前に製作された自動車</u> イ <u>令和 4 年 9 月 1 日以降に製作された自動車であつて、次に掲げるもの</u> （ア）<u>令和 4 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び座席ベルトの非装着時警報装置に係る指定を受けた多仕様自動車</u> （イ）<u>令和 4 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車</u>	自動車の種別	座席の種類	専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員 10 人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であつて、車両総重量が 3.5t 以下のもの	運転者席及びその他の座席	専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員 10 人以上のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量 3.5t を超えるもの	運転者席及びこれと並列の座席	
自動車の種別	座席の種類						
専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員 10 人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であつて、車両総重量が 3.5t 以下のもの	運転者席及びその他の座席						
専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員 10 人以上のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量 3.5t を超えるもの	運転者席及びこれと並列の座席						

新	旧
<u>車特別取扱自動車及び座席ベルトの非装着時警報装置に係る指定を受けた多仕様自動車であって、令和4年8月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び座席ベルトの非装着時警報装置に係る指定を受けた多仕様自動車と座席ベルト非装着時警報装置に係る性能及び基本車体構造が同一であるもの</u> <u>(7) 次のいずれかに該当することが書面等により確認できる自動車であって、座席ベルト非装着時警報装置に係る性能について変更のないもの</u> <u>(a) UN R16-06 に基づく認定証（写しをもって代えることができる。）を有する自動車</u> <u>(b) UN R16-06 に基づく㊥マークを有する自動車</u> <u>(c) (a) 又は (b) の自動車と同一の構造を有するもの</u> <u>(d) 諸元表により UN R16-06 に適合していることが確認できる自動車と同一の構造を有するもの</u> 6-45-6-2 性能要件（書面等による審査） <u>6-45-6-1 の座席ベルト非装着時警報装置は、座席ベルトが装着されていない場合にその旨を運転者席の運転者に警報する装置の警報性能等に関し、UN R16-08-S4 の 8.4. (8.4.1.3.を除く。）に適合するものでなければならない。</u> 6-46～6-64（略） 6-65 走行用前照灯 7-65 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1) (2) 及び (3) に掲げる自動車以外の自動車にあつては、細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準。 〔集約化前の個別規則（UN R4、UN R6、UN R19、UN R23、UN R70、UN R87、UN R98、UN R112、UN R119 及び UN R123）への読み替え〕 なお、当分の間、同別添 3.9.3.、4.1.2.、4.2.2.、4.3.2.、4.3.7.、4.3.9.、4.4.2.、4.5.2.、4.6.8.1.、4.9.2.、4.9.7.1.、4.10.2.、4.11.2.、4.11.8.、4.12.2.、4.12.8.、4.13.2.、4.14.2.、4.15.2.、4.15.7.、4.16.2.、4.17.2.、4.18.2.、4.19.2.、4.20.2.、4.21.2.、4.27.2. 及び 4.28.2. の規定にかかわらず、令和元年 10 月 15 日付け国土交通省告示第 714 号による改正前の基準 3.9.3.、4.1.2.、4.2.2.、4.3.2.、4.3.7.、4.3.9.、4.4.2.、4.5.2.、4.6.8.1.、4.9.2.、4.9.7.1.、4.10.2.、4.11.2.、4.11.8.、4.12.2.、4.12.8.、4.13.2.、4.14.2.、4.15.2.、4.15.7.、4.16.2.、4.17.2.、4.18.2.、4.19.2.、4.20.2.、4.21.2.、4.27.2. 及び 4.28.2. の規定に適合するものであればよい。（適用関係告示第 29 条第 23 項、第 30 条第 16 項、第 31 条第 11 項、第 31 条の 2 第 1 項、第 32 条第 14 項、第 33 条第 10 項、第 33 条の 2 第 1 項、第 35 条第 14 項、第 36 条第 9 項、第 37 条第 15 項、第 38 条第 12 項、第 39 条第 12 項、第 40 条第 9 項、第 41 条の 2 第 7 項、第 42 条第 17 項、第 43 条第 12 項、第 44 条第 15 項及び第 45 条第 23 項関係）	6-46～6-64（略） 6-65 走行用前照灯 7-65 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1) (2) 及び (3) に掲げる自動車以外の自動車にあつては、細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準。 〔集約化前の個別規則（UN R4、UN R6、UN R19、UN R23、UN R70、UN R87、UN R98、UN R112、UN R119 及び UN R123）への読み替え〕 なお、当分の間、同別添 3.9.3.、4.1.2.、4.2.2.、4.3.2.、4.3.7.、4.3.9.、4.4.2.、4.5.2.、4.6.8.1.、4.9.2.、4.9.7.1.、4.10.2.、4.11.2.、4.11.8.、4.12.2.、4.12.8.、4.13.2.、4.14.2.、4.15.2.、4.15.7.、4.16.2.、4.17.2.、4.18.2.、4.19.2.、4.20.2.、4.21.2.、4.27.2. 及び 4.28.2. の規定にかかわらず、令和元年 10 月 15 日付け国土交通省告示第 714 号による改正前の基準 3.9.3.、4.1.2.、4.2.2.、4.3.2.、4.3.7.、4.3.9.、4.4.2.、4.5.2.、4.6.8.1.、4.9.2.、4.9.7.1.、4.10.2.、4.11.2.、4.11.8.、4.12.2.、4.12.8.、4.13.2.、4.14.2.、4.15.2.、4.15.7.、4.16.2.、4.17.2.、4.18.2.、4.19.2.、4.20.2.、4.21.2.、4.27.2. 及び 4.28.2. の規定に適合するものであればよい。 <u>この場合において、「UN R4-00-S19」とあるのは「UN R4-01」と、「UN R6-01-S29」とあるのは「UN R6-02」と、「UN R19-04-S10」とあるのは「UN R19-05」と、「UN R23-00-S22」とあるのは「UN R23-01」と、「UN R70-01-S10」とあるのは「UN R70-02」と、「UN R87-00-S20」とあるのは「UN R87-01」と、「UN R98-01-S9」とあるのは「UN R98-02-S2」と、「UN R112-01-S8」とあるのは「UN R112-02-S1」と、「UN R119-01-S6」とあるの</u>

新	旧
ただし、次の規定に適合するものについては、この限りでない。 ①～⑮（略） 〔UN R48-08 取込み前の別添 52〕 ⑯ 次に掲げる自動車については細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」4.2.7.5.、4.2.7.6. 及び 4.28.3. の規定にかかわらず、令和 4 年 6 月 22 日付け国土交通省告示第 713 号による改正前の基準 4.2.7.5.、4.2.7.6. 及び 4.28.3. の規定。（適用関係告示第 29 条第 25 項及び第 33 条の 2 第 2 項関係） ア～イ（略） ウ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において、<u>発行日から起算して 11 か月を経過していない</u>ものに限る。）の発行日が令和 9 年 8 月 31 日以前のもの ⑰（略） 〔UN R48-09 取込み前の別添 52〕 ⑱ <u>次に掲げる自動車については、細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」3.9.4.、3.15.、4.1.2.、4.2.2.、4.2.6.1.1.、4.2.6.1.2.、4.2.6.2.2.、4.2.8.、4.2.9.、4.3.2.、4.3.6.2.2.、4.3.9.、4.6.2.2.、4.23.2.、4.23.6.1.1.、4.23.6.1.2.、4.23.9.1.、4.27.3.、4.27.4.1.、4.27.4.2. 及び 4.29. の規定にかかわらず、令和 6 年 9 月 20 日付け国土交通省告示第 1172 号による改正前の同別添 4.1.2.、4.2.2.、4.2.6.1.1.、4.2.6.1.2.、4.2.6.2.2.、4.2.6.2.3.、4.2.9.、4.3.2.、4.3.6.2.2.、4.3.9.、4.6.2.2.、4.6.2.3.、4.2.8.、4.23.2.、4.23.6.1.1.、4.23.6.1.2.、4.23.8.2.、4.23.9.1. 及び 7-96-1 (14) に定める基準。（適用関係告示第 29 条第 28 項、第 30 条第 20 項、第 31 条の 2 第 3 項及び第 48 条第 7 項関係）</u> <u>ア 令和 9 年 8 月 31 日以前に製作された自動車（貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量 3.5t を超えるもの及び専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 11 人以上のものを除く。）</u> <u>イ 令和 9 年 9 月 1 日から令和 12 年 8 月 31 日までに製作された型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び前照灯に係る指定を受けた多仕様自動車（貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量 3.5t を超えるもの及び専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 11 人以上のものを除く。）であって、次に掲げるもの</u> <u>（ア）令和 9 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び前照灯に係る指定を受けた多仕様自動車</u>	<u>は「UN R119-02」と、「UN R123-01-S9」とあるのは「UN R123-02」と読み替えることができる。</u>（適用関係告示第 29 条第 23 項、第 30 条第 16 項、第 31 条第 11 項、第 31 条の 2 第 1 項、第 32 条第 14 項、第 33 条第 10 項、第 33 条の 2 第 1 項、第 35 条第 14 項、第 36 条第 9 項、第 37 条第 15 項、第 38 条第 12 項、第 39 条第 12 項、第 40 条第 9 項、第 41 条の 2 第 7 項、第 42 条第 17 項、第 43 条第 12 項、第 44 条第 15 項及び第 45 条第 23 項関係） ただし、次の規定に適合するものについては、この限りでない。 ①～⑮（略） 〔UN R48-08 取込み前の別添 52〕 ⑯ 次に掲げる自動車については細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」4.2.7.5.、4.2.7.6. 及び 4.28.3. の規定にかかわらず、令和 4 年 6 月 22 日付け国土交通省告示第 713 号による改正前の基準 4.2.7.5.、4.2.7.6. 及び 4.28.3. の規定。（適用関係告示第 29 条第 25 項及び第 33 条の 2 第 2 項関係） ア～イ（略） ウ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において、<u>発行後 11 月を経過しない</u>ものに限る。）の発行日が令和 9 年 8 月 31 日以前のもの ⑰（略） <u>（新設）</u>

新	旧
<u>(イ) 令和 9 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び前照灯に係る指定を受けた多仕様自動車であって、令和 9 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び前照灯に係る指定を受けた多仕様自動車と前照灯の型式が同一であるもの</u> <u>ウ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において、発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 12 年 8 月 31 日以前のもの（貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量 3.5t を超えるもの及び専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 11 人以上のものを除く。）</u> <u>エ 令和 10 年 8 月 31 日以前に製作された自動車（貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量 3.5t を超えるもの及び専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 11 人以上のものに限る。）</u> <u>オ 令和 10 年 9 月 1 日から令和 13 年 8 月 31 日までに製作された型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び前照灯に係る指定を受けた多仕様自動車（貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量 3.5t を超えるもの及び専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 11 人以上のものに限る。）であって、次に掲げるもの</u> <u>(ア) 令和 10 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び前照灯に係る指定を受けた多仕様自動車</u> <u>(イ) 令和 10 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び前照灯に係る指定を受けた多仕様自動車であって、令和 10 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び前照灯に係る指定を受けた多仕様自動車と前照灯の型式が同一であるもの</u> <u>カ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において、発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 13 年 8 月 31 日以前のもの（貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量 3.5t を超えるもの及び専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 11 人以上のものに限る。）</u> (2) 二輪自動車にあつては、UN R53-04-S1 の 5.（5.17.を除く。）及び 6.並びに細目告示別添 53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」5.1.9.、5.3.、5.5.、5.6.、5.7.、5.11.、5.12.、5.14.、5.17.及び 5.19.に定める基準とする。 この場合において、UN R53-04-S1 の 6.1.1.2.、6.2.1.2.、6.3.2.、6.4.1.、6.4.3.、6.4.4.、6.5.1.及び 6.13.2.の規定にかかわらず、細目告示別添 53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」5.1.3.2.、5.1.5.1.、5.8.1.、5.15.1.、5.15.3.、5.16.3.及び 5.18.1.1.の規定並びに 7-76-3（1）①に適合するものであればよい。	(2) 二輪自動車にあつては、UN R53-03-S4 の 5.（5.17.を除く。）及び 6.並びに細目告示別添 53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」5.1.9.、5.3.、5.5.、5.6.、5.7.、5.11.、5.12.、5.14.、5.17.及び 5.19.に定める基準とする。 この場合において、UN R53-03-S4 の 6.1.1.2.、6.2.1.2.、6.3.2.、6.4.1.、6.4.3.、6.4.4.、6.5.1.及び 6.13.2.の規定にかかわらず、細目告示別添 53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」5.1.3.2.、5.1.5.1.、5.8.1.、5.15.1.、5.15.3.、5.16.3.及び 5.18.1.1.の規定並びに 7-76-3（1）①に適合するものであればよい。 <u>[集約化前の個別規則（UN R6、UN R50 及び UN R70）への読み替え]</u>

新	旧
なお、当分の間、<u>UN R53-04-S1 中「6.1.1.1.及び 6.1.1.2.」とあるのは、「UN R149-01-S3 の 4. (4.5.1.、4.5.2.1.、4.5.2.2. (b) 及び 4.5.2.5.除く)、5.1. (最小光度及び最大光度の規定については、同規則 6. とすることができる) を 1 個又は 2 個 (種別 CS は 2 個)」と、「6.2.1.1.及び 6.2.1.2.」とあるのは、「UN R149-01-S3 の 4. (4.5.1.、4.5.2.1.、4.5.2.2. (b)、4.5.2.5.及び 4.12.除く)、5.2. (種別 C に係る部分に限る。) 及び 5.4. (最小光度及び最大光度の規定については、同規則 6. とすることができる) を 1 個又は 2 個 (種別 CS は 2 個)」と、「6.3.2.」とあるのは「UN R148-01-S2 の 4. (4.7.1.、4.7.2.1.及び 4.7.2.2. (b) 除く)、5.6. (ただし、種別 1、1a、1b、2a、2b、5 及び 6 に係るものに限る。また、最小光度及び最大光度の規定については、同規則 6. とすることができる) に適合するものを前後に 2 個ずつ」と、「6.4.1.」とあるのは「UN R148-01-S2 の 4.、5.5. (ただし、種別 S1、S2 及び MS に係るものに限る。また、最小光度及び最大光度の規定については、同規則 6. とすることができる) に適合するものを 1 個又は 2 個」と、「6.5.1.」とあるのは「UN R148-01-S2 の 4. (4.7.1.、4.7.2.1.及び 4.7.2.2. (b) 除く) 及び 5.11. (ただし種別 2 に係るものに限る。また、光度特性の規定については、同規則 6. とすることができる) に適合するものを 1 個」と、「6.6.1.」とあるのは「UN R148-01-S2 の 4. (4.7.1.、4.7.2.1.及び 4.7.2.2. (b) 除く) 及び 5.1. (最小光度及び最大光度の規定については、6. とすることができる) に適合するものであって白色のものにあっては 1 個又は 2 個、橙色にあっては 2 個」と、「6.7.1.」とあるのは「UN R148-01-S2 の 4.、5.2. (ただし種別 R1、R2 及び MR に係るものに限る。また、最小光度及び最大光度の規定については、同規則 6. とすることができる) に適合するものを 1 個又は 2 個」と、「6.8.1.」とあるのは「UN R150-01-S2 の 3.3.4.2.1.、4.、5.1. (ただし光度係数は、同規則 3.5.1.1. とすることができる) に適合するものを 1 個又は 2 個」と、「6.10.1.」とあるのは「UN R149-01-S3 の 4. (4.5.1.、4.5.2.1.、4.5.2.2. (b) 及び 4.5.2.5.除く) 及び 5.5. (最小光度及び最大光度の規定については、6. とすることができる) に適合するものを 1 個又は 2 個」と、「6.11.1.」とあるのは「UN R148-01-S2 の 4. (4.7.1.、4.7.2.1.及び 4.7.2.2. (b) 除く) 及び 5.9. (最小光度及び最大光度の規定については、同規則 6. とすることができる) を 1 個又は 2 個」と、「6.12.1.」とあるのは「別添 61「側方灯の技術基準」に適合するものを両側面に 1 個又は 2 個」と、「6.13.2.」とあるのは「UN R148-01-S2 の 4. (4.7.1.、4.7.2.1.及び 4.7.2.2. (b) 除く)、5.4. (最小光度及び最大光度の規定については、同規則 6. とすることができる) に適合するものを 1 個又は 2 個」と、及び「6.16.1.1.」とあるのは「UN R149-01-S3 の 4. (4.5.1.、4.5.2.1.、4.5.2.2. (b)、4.5.2.5.及び 4.12.除く)、5.3. (最小光度及び最大光度の規定については、同規則 6. とすることができる) に適合するものを 1 個」と読み替えることができ、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあっては JIS C 7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよいものとする。(細目告示第 42 条第 4 項、第 6 項、第 7 項、第 9 項、第 43 条第 2 項、第 45 条第 2 項、第 46 条の 2 第 2 項、第 48 条第 2 項、第 49 条第 2 項、第 50 条第 2 項、第 51 条第 2 項、第 56 条第 2 項、第 57 条第 2 項、第 59 条第 2 項、第 62 条第 12 項)</u>	なお、当分の間、<u>細目告示別添 53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」4.3.1.、5.1.4.、5.1.5.6 及び 5.14.2. の規定にかかわらず、令和元年 10 月 15 日付け国土交通省告示第 714 号による改正前の基準 4.3.1.、5.1.4.、5.1.5.6 及び 5.14.2. の規定に適合するものであればよい。</u> <u>また、「UN R6-01-S29」とあるのは「UN R6-02」と、「UN R50-00-S20」とあるのは「UN R50-01」と、「UN R70-01-S10」とあるのは「UN R70-02」と読み替えることができる。(第 29 条第 24 項、第 45 条第 23 項及び第 41 条の 2 第 7 項関係)</u>

新	旧
ただし、次の規定に適合するものについては、この限りでない。 [細目告示別添 53 (UN R53 直接引用前)] ① 次に掲げる自動車については、<u>道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令（令和 2 年国土交通省令第 78 号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和 2 年国土交通省告示第 1021 号）</u>による改正前の細目告示別添 53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準。（適用関係告示第 29 条第 24 項、第 30 条第 17 項、第 32 条第 15 項、第 35 条第 16 項、第 36 条第 10 項、第 37 条第 16 項、第 38 条第 13 項、第 41 条第 8 項、第 42 条第 18 項、第 43 条第 13 項、第 45 条第 24 項、第 47 条第 10 項及び第 47 条の 2 第 3 項関係） ア（略） イ 令和 5 年 9 月 1 日 <u>から令和 12 年 8 月 31 日まで</u>に製作された自動車であって、令和 5 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（灯火装置及び反射器並びに指示装置の取付装置に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。） [UN R149-00] ② 次に掲げる自動車については、細目告示別添 53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」5. 1. 4. 及び 5. 1. 5. 6. の規定にかかわらず、令和 5 年 1 月 4 日付け国土交通省告示第 1 号による改正前の基準 5. 1. 4. 及び 5. 1. 5. 6. の規定。 この場合において、「UN R149-01-S1」とあるのは「UN R149-00-S5」と読み替えることができる。（適用関係告示第 29 条第 26 項関係） ア（略） イ 令和 8 年 9 月 1 日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの (ア)（略） (イ) 令和 8 年 9 月 1 日 <u>から令和 12 年 8 月 31 日まで</u>に製作された型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び前照灯に係る指定を受けた多仕様自動車であって、令和 8 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び前照灯に係る指定を受けた多仕様自動車と前照灯の型式が同一であるもの ③ 次に掲げる二輪自動車については、UN R53-03-S4 の 5. (5. 17. を除く。) 及び <u>6. 並びに細目告示別添 53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」5. 1. 9. 、5. 3. 、5. 5. 、5. 6. 、5. 7. 、5. 11. 、5. 12. 、5. 14. 、5. 17. 及び 5. 19. に定める基準とする。</u> <u>この場合において、UN R53-03-S4 の 6. 1. 1. 2. 、6. 2. 1. 2. 、6. 3. 2. 、6. 4. 1. 、6. 4. 3. 、6. 4. 4. 、6. 5. 1. 及び 6. 13. 2. の規定にかかわらず、細目告示別添 53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」5. 1. 3. 2. 、5. 1. 5. 1. 、5. 8. 1. 、5. 15. 1. 、5. 15. 3. 、5. 16. 3. 及び 5. 18. 1. 1. の規定</u>	ただし、次の規定に適合するものについては、この限りでない。 [細目告示別添 53 (UN R53 直接引用前)] ① 次に掲げる自動車については、<u>令和元年 10 月 15 日付け国土交通省告示第 714 号</u>による改正前の細目告示別添 53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準。 <u>この場合において、当分の間「UN R6-01-S29」とあるのは「UN R6-02」と、「UN R50-00-S20」とあるのは「UN R50-01」と、「UN R70-01-S10」とあるのは「UN R70-02」と読み替えることができる。</u>（適用関係告示第 29 条第 24 項、第 30 条第 17 項、第 32 条第 15 項、第 35 条第 16 項、第 36 条第 10 項、第 37 条第 16 項、第 38 条第 13 項、第 41 条第 8 項、<u>第 41 条の 2 第 7 項</u>、第 42 条第 18 項、第 43 条第 13 項、第 45 条第 24 項、第 47 条第 10 項及び第 47 条の 2 第 3 項関係） ア（略） イ 令和 5 年 9 月 1 日 <u>以降</u>に製作された自動車であって、令和 5 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（灯火装置及び反射器並びに指示装置の取付装置に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。） [UN R149-00] ② 次に掲げる自動車については、細目告示別添 53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」5. 1. 4. 及び 5. 1. 5. 6. の規定にかかわらず、令和 5 年 1 月 4 日付け国土交通省告示第 1 号による改正前の基準 5. 1. 4. 及び 5. 1. 5. 6. の規定。 この場合において、「UN R149-01-S1」とあるのは「UN R149-00-S5」と読み替えることができる。（適用関係告示第 29 条第 26 項関係） ア（略） イ 令和 8 年 9 月 1 日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの (ア)（略） (イ) 令和 8 年 9 月 1 日 <u>以降</u>の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び前照灯に係る指定を受けた多仕様自動車であって、令和 8 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び前照灯に係る指定を受けた多仕様自動車と前照灯の型式が同一であるもの <u>(新設)</u>

新	旧
<u>並びに7-76-3 (1) ①に適合するものであればよい。(適用関係告示第 29 条第 27 項、第 30 条第 19 項、第 32 条第 17 項、第 33 条の 2 第 4 項、第 35 条第 19 項、第 36 条第 12 項、第 37 条第 18 項、第 38 条第 15 項、第 41 条第 10 項、第 42 条第 20 項、第 43 条第 15 項、第 45 条第 26 項、第 47 条第 11 項、第 47 条の 2 第 4 項、第 47 条の 3 第 2 項及び第 48 条第 6 項関係)</u> <u>ア 令和 10 年 8 月 31 日以前に製作された自動車</u> <u>イ 令和 10 年 9 月 1 日から令和 12 年 8 月 31 日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの</u> <u>(7) 令和 10 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び前照灯に係る指定を受けた多仕様自動車</u> <u>(i) 令和 10 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び前照灯に係る指定を受けた多仕様自動車であって、令和 10 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び前照灯に係る指定を受けた多仕様自動車と前照灯の型式が同一であるもの</u> <u>ウ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証(審査当日において、発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。)の発行日が令和 12 年 8 月 31 日以前のもの</u> (3) (略) (4) 最高速度 20km/h 未満の自動車、除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの及び最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車並びに二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に備える前照灯については、UN R149-01-S1 の 4. (4. 5. 1.、4. 5. 2. 1.、4. 5. 2. 2. (b)、4. 5. 2. 5. 及び 4. 12. を除く。)、5. 1. (クラス B に係るものに限る。)、5. 2. 及び 5. 3. に定める基準、UN R98-02-S2 (当分の間、UN R98-01-S9 と読み替えることができる。以下 (4) において同じ。)) の 5.、6. 及び 7. に定める基準又は UN R112-02-S1 (当分の間、UN R112-01-S8 と読み替えることができる。以下 (4) において同じ。)) の 5.、6.、7. 及び 8. に定める基準とする。 また、最高速度 20km/h 未満の自動車、除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの及び最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車並びに二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に補助的に備える走行用前照灯については、UN R149-01-S1 の 4. (4. 5. 1.、4. 5. 2. 1.、4. 5. 2. 2. (b) 及び 4. 5. 2. 5. を除く。) 及び 5. 1. (クラス A、B 及び RA に係るものに限る。)、UN R98-02-S2 (5. 8. 1. 及び 5. 8. 2. を除く。)) に定める基準又は UN R112-02-S1 (5. 3. 1. 3. を除く。なお、クラス A 及び B に係るものに限る。)) に定める基準とする。 二輪自動車及び側車付二輪自動車に備える前照灯については、UN R149-01-S1 の 4. (4. 5. 1.、4. 5. 2. 1.、4. 5. 2. 2. (b)、4. 5. 2. 5. 及び 4. 12. を除く。)、5. 1.、5. 2. 及び 5. 4. に定める基準、UN R98-02-S2 の 5.、6. 及び 7. に定める基準、UN R112-02-S1 の 5.、6.、7. 及び 8. 又は UN R113-03 (当分の間、UN R113-02 と読み替えることができる。以下 (4) において同じ。)) の 5.、6.、及び 7. に定める基準とする。 この場合において、最小光度及び最大光度に関し、UN R149-01-S1 の 5. 1.、5. 2.、	(3) (略) (4) 最高速度 20km/h 未満の自動車、除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの及び最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車並びに二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に備える前照灯については、UN R149-01-S1 の 4. (4. 5. 1.、4. 5. 2. 1.、4. 5. 2. 2. (b)、4. 5. 2. 5. 及び 4. 12. を除く。)、5. 1. (クラス B に係るものに限る。)、5. 2. 及び 5. 3. に定める基準、UN R98-02-S2 (当分の間、UN R98-01-S9 と読み替えることができる。以下 (4) において同じ。)) の 5.、6. 及び 7. に定める基準又は UN R112-02-S1 (当分の間、UN R112-01-S8 と読み替えることができる。以下 (4) において同じ。)) の 5.、6.、7. 及び 8. に定める基準とする。 また、最高速度 20km/h 未満の自動車、除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの及び最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車並びに二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に補助的に備える走行用前照灯については、UN R149-01-S1 の 4. (4. 5. 1.、4. 5. 2. 1.、4. 5. 2. 2. (b) 及び 4. 5. 2. 5. を除く。) 及び 5. 1. (クラス A、B 及び RA に係るものに限る。)、UN R98-02-S2 (5. 8. 1. 及び 5. 8. 2. を除く。)) に定める基準又は UN R112-02-S1 (5. 3. 1. 3. を除く。なお、クラス A 及び B に係るものに限る。)) に定める基準とする。 二輪自動車及び側車付二輪自動車に備える前照灯については、UN R149-01-S1 の 4. (4. 5. 1.、4. 5. 2. 1.、4. 5. 2. 2. (b)、4. 5. 2. 5. 及び 4. 12. を除く。)、5. 1.、5. 2. 及び 5. 4. に定める基準、UN R98-02-S2 の 5.、6. 及び 7. に定める基準、UN R112-02-S1 の 5.、6.、7. 及び 8. 又は UN R113-03 (当分の間、UN R113-02 と読み替えることができる。以下 (4) において同じ。)) の 5.、6.、及び 7. に定める基準とする。 この場合において、最小光度及び最大光度に関し、UN R149-01-S1 の 5. 1.、5. 2.、

新	旧
5.3.及び5.4.にかかわらず6.、UN R98-02-S2の6.にかかわらず9.1.3.、UN R112-02-S1の6.にかかわらず10.1.並びにUN R113-03の6.にかかわらず9.1.1.に適合するものであればよい。 なお、交換式光源の受金形状は、定格電球を使用する場合にあつてはJIS C 7709に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあつてはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。 ただし、次の規定に適合するものについては、この限りでない。 ①～③（略） ④ 次に掲げる自動車については「UN R98-01-S9」を「UN R98-00-S13」と、「UN R112-01-S8」を「UN R112-00-S12」と読み替えることができる。（適用関係告示第29条第16項関係） ア（略） イ 平成27年12月8日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車であつて平成27年12月9日以降に前照灯に係る性能について変更がないもの（<u>二輪自動車にあつては令和12年8月31日以前に製作されたものに限る。</u>） ウ 平成27年12月8日以前に法第75条の3の規定に基づく装置の指定を受けた前照灯であつて平成27年12月9日以降にその性能について変更がないものを備えた自動車（<u>二輪自動車にあつては令和12年8月31日以前に製作されたものに限る。</u>） ⑤～⑦（略） 6-66～6-95（略） 6-96 その他の灯火等の制限 7-96の規定によるほか、自動車（大型特殊自動車を除く。）に備える車室外乗降支援灯及びアンサーバック機能を有する灯火については、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 ただし、量産型超小型モビリティに備える6-35（1）の車体表示は、7-96-1（7）の基準に適合するものとする。 （1）～（2）（略） 6-97～6-105の2（略） 6-106 後写鏡 6-106-1～6-106-2（略） 6-106-3 取付要件 6-106-3-1（略） 6-106-3-2 書面等による審査 （1）自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）に備える後方等確認装置は、6-106-2-2（1）に掲げる性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法に関し、書面その他適切な方法により審査し	5.3.及び5.4.にかかわらず6.、UN R98-02-S2の6.にかかわらず9.1.3.、UN R112-02-S1の6.にかかわらず10.1.並びにUN R113-03の6.にかかわらず9.1.1.に適合するものであればよい。 なお、交換式光源の受金形状は、定格電球を使用する場合にあつてはJIS C 7709に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあつてはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。 ただし、次の規定に適合するものについては、この限りでない。 ①～③（略） ④ 次に掲げる自動車については「UN R98-01-S9」を「UN R98-00-S13」と、「UN R112-01-S8」を「UN R112-00-S12」と読み替えることができる。（適用関係告示第29条第16項関係） ア（略） イ 平成27年12月8日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車であつて平成27年12月9日以降に前照灯に係る性能について変更がないもの ウ 平成27年12月8日以前に法第75条の3の規定に基づく装置の指定を受けた前照灯であつて平成27年12月9日以降にその性能について変更がないものを備えた自動車 ⑤～⑦（略） 6-66～6-95（略） 6-96 その他の灯火等の制限 7-96の規定によるほか、自動車（大型特殊自動車を除く。）に備える車室外乗降支援灯については、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 ただし、量産型超小型モビリティに備える6-35（1）の車体表示は、7-96-1（7）の基準に適合するものとする。 （1）～（2）（略） 6-97～6-105の2（略） 6-106 後写鏡 6-106-1～6-106-2（略） 6-106-3 取付要件 6-106-3-1（略） 6-106-3-2 書面等による審査 （1）自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）に備える後方等確認装置は、6-106-2-2（1）に掲げる性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法に関し、書面その他適切な方法により審査し

新	旧
たときに、UN R46-05 の 15. <u>(15.1.1.を除く。)</u>、16.1.1.、16.1.5. から 16.1.6. まで及び 16.2.3. に定める基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 44 条第 4 項関係、細目告示第 68 条第 4 項第 1 号関係) (2) 自動車 ((3) の自動車、大型特殊自動車、最高速度 20km/h 未満の自動車及び被牽引自動車を除く。)に備える後写鏡は、6-106-2-2 (2) に掲げる性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R46-05 の 15. <u>(15.1.1.を除く。)</u> に定める基準に適合するものでなければならない。 ただし、次に掲げる補正等を行うことができる。(保安基準第 44 条第 4 項関係、細目告示第 68 条第 4 項第 2 号関係) ① (略) ② UN R46-05 の <u>15.2.1.1.1.及び</u> 15.2.4.1. から 15.2.4.3. までの規定にかかわらず、当該規定の視界範囲を、直接、後方等確認装置、後写鏡若しくは 6-107 に規定する鏡その他の装置又はこれらの組み合わせにより確認できればよい。 ③ UN R46-05 の <u>15.2.1.1.1.及び</u> 15.2.4.4. の規定にかかわらず、次のいずれかに掲げる視界範囲を、直接、後方等確認装置、後写鏡若しくは 6-107 に規定する鏡その他の装置又はこれらの組み合わせにより確認できればよい。 ア～イ (略) ④ UN R46-05 の <u>15.2.1.1.1.並びに</u> 15.2.4.5. 及び 15.2.4.6. の規定にかかわらず、次のいずれかに掲げる視界範囲を、直接、後方等確認装置、後写鏡若しくは 6-107 に規定する鏡その他の装置又はこれらの組み合わせにより確認できればよい。 この場合において、同規則の 15.2.2.7. の規定及び同規定に係る 15.2.1.1.1. の規定は適用しないものとする。 ア～イ (略) ⑤ (略) <u>⑥ UN R46-05 の 15.2.4.2. 又は 15.2.4.3. に規定される後写鏡 (UN R46-05 の 15.1.3. に適合するものに限る。) であって、6-106-2-2 (2) ②に規定する車室外に備えられた後写鏡が 6-106-2-2 (2) ②アの基準に適合するよう取付けられたものにあつては、UN R46-05 の 15.1.3. に定める基準に適合するものとみなす。</u> (3) ～ (5) (略) 6-106-4～6-106-5 (略) 6-106-6 従前規定の適用② 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 52 条第 8 項関係) ①～③ (略) 6-106-6-1～6-106-6-2 (略) 6-106-6-3 取付要件 6-106-6-3-1 (略) 6-106-6-3-2 書面等による審査 (1) 自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引	たときに、UN R46-05 の 15.、16.1.1.、16.1.5. から 16.1.6. まで及び 16.2.3. に定める基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 44 条第 4 項関係、細目告示第 68 条第 4 項第 1 号関係) (2) 自動車 ((3) の自動車、大型特殊自動車、最高速度 20km/h 未満の自動車及び被牽引自動車を除く。)に備える後写鏡は、6-106-2-2 (2) に掲げる性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R46-05 の 15. に定める基準に適合するものでなければならない。 ただし、次に掲げる補正等を行うことができる。(保安基準第 44 条第 4 項関係、細目告示第 68 条第 4 項第 2 号関係) ① (略) ② UN R46-05 の 15.2.4.1. から 15.2.4.3. までの規定にかかわらず、当該規定の視界範囲を、直接、後方等確認装置、後写鏡若しくは 6-107 に規定する鏡その他の装置又はこれらの組み合わせにより確認できればよい。 ③ UN R46-05 の 15.2.4.4. の規定にかかわらず、次のいずれかに掲げる視界範囲を、直接、後方等確認装置、後写鏡若しくは 6-107 に規定する鏡その他の装置又はこれらの組み合わせにより確認できればよい。 ア～イ (略) ④ UN R46-05 の 15.2.4.5. 及び 15.2.4.6. の規定にかかわらず、次のいずれかに掲げる視界範囲を、直接、後方等確認装置、後写鏡若しくは 6-107 に規定する鏡その他の装置又はこれらの組み合わせにより確認できればよい。 この場合において、同規則の 15.2.2.7. の規定及び同規定に係る 15.2.1.1.1. の規定は適用しないものとする。 ア～イ (略) ⑤ (略) <u>(新設)</u> (3) ～ (5) (略) 6-106-4～6-106-5 (略) 6-106-6 従前規定の適用② 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 52 条第 8 項関係) ①～③ (略) 6-106-6-1～6-106-6-2 (略) 6-106-6-3 取付要件 6-106-6-3-1 (略) 6-106-6-3-2 書面等による審査 (1) 自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引

新	旧
自動車を除く。)に備える後方等確認装置は、6-106-6-2-2 (1) に掲げる性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R46-04-S9 の 15. <u>(15. 1. 1. を除く。)</u>、16. 1. 1.、16. 1. 5. から 16. 1. 6. まで及び 16. 2. 3. に定める基準に適合するものでなければならない。 (2) 自動車 ((3) の自動車、大型特殊自動車、最高速度 20km/h 未満の自動車及び被牽引自動車を除く。)に備える後写鏡は、6-106-6-2-2 (2) に掲げる性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R46-04-S9 の 15. <u>(15. 1. 1. を除く。)</u> に定める基準に適合するものでなければならない。 ただし、次に掲げる補正等を行うことができる。 ① (略) ② UN R46-04-S9 の <u>15. 2. 1. 1. 1. 及び</u> 15. 2. 4. 1. から 15. 2. 4. 3. までの規定にかかわらず、当該規定の視界範囲を、直接、後方等確認装置、後写鏡若しくは 6-107 に規定する鏡その他の装置又はこれらの組み合わせにより確認できればよい。 ③ UN R46-04-S9 の <u>15. 2. 1. 1. 1. 及び</u> 15. 2. 4. 4. の規定にかかわらず、次のいずれかに掲げる視界範囲を、直接、後方等確認装置、後写鏡若しくは 6-107 に規定する鏡その他の装置又はこれらの組み合わせにより確認できればよい。 ア～イ (略) ④ UN R46-04-S9 の <u>15. 2. 1. 1. 1. 並びに</u> 15. 2. 4. 5. 及び 15. 2. 4. 6. の規定にかかわらず、次のいずれかに掲げる視界範囲を、直接、後方等確認装置、後写鏡若しくは 6-107 に規定する鏡その他の装置又はこれらの組み合わせにより確認できればよい。 この場合において、同規則の 15. 2. 2. 7. の規定及び同規定に係る 15. 2. 1. 1. 1. の規定は適用しないものとする。 ア～イ (略) ⑤ (略) ⑥ <u>UN R46-04-S9 の 15. 2. 4. 2. 又は 15. 2. 4. 3. に規定される後写鏡 (UN R46-04-S9 の 15. 1. 3. に適合するものに限る。)であって、6-106-6-2-2 (2) ②に規定する車室外に備えられた後写鏡が 6-106-6-2-2 (2) ②アの基準に適合するよう取付けられたものにあっては、UN R46-04-S9 の 15. 1. 3. に定める基準に適合するものとみなす。</u>	自動車を除く。)に備える後方等確認装置は、6-106-6-2-2 (1) に掲げる性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R46-04-S9 の 15.、16. 1. 1.、16. 1. 5. から 16. 1. 6. まで及び 16. 2. 3. に定める基準に適合するものでなければならない。 (2) 自動車 ((3) の自動車、大型特殊自動車、最高速度 20km/h 未満の自動車及び被牽引自動車を除く。)に備える後写鏡は、6-106-6-2-2 (2) に掲げる性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R46-04-S9 の 15. に定める基準適合するものでなければならない。 ただし、次に掲げる補正等を行うことができる。 ① (略) ② UN R46-04-S9 の 15. 2. 4. 1. から 15. 2. 4. 3. までの規定にかかわらず、当該規定の視界範囲を、直接、後方等確認装置、後写鏡若しくは 6-107 に規定する鏡その他の装置又はこれらの組み合わせにより確認できればよい。 ③ UN R46-04-S9 の 15. 2. 4. 4. の規定にかかわらず、次のいずれかに掲げる視界範囲を、直接、後方等確認装置、後写鏡若しくは 6-107 に規定する鏡その他の装置又はこれらの組み合わせにより確認できればよい。 ア～イ (略) ④ UN R46-04-S9 の 15. 2. 4. 5. 及び 15. 2. 4. 6. の規定にかかわらず、次のいずれかに掲げる視界範囲を、直接、後方等確認装置、後写鏡若しくは 6-107 に規定する鏡その他の装置又はこれらの組み合わせにより確認できればよい。 この場合において、同規則の 15. 2. 2. 7. の規定及び同規定に係る 15. 2. 1. 1. 1. の規定は適用しないものとする。 ア～イ (略) ⑤ (略) <u>(新設)</u>
(3) ～ (5) (略) 6-107 (略)	(3) ～ (5) (略) 6-107 (略)
6-108 後退時車両直後確認装置 6-108-1 装備要件 自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。)には、後退時に運転者が運転者席において当該自動車の直後の状況を確認できるものとして、運転者の視野等に係る性能に関し、6-108-2 に掲げる基準に適合する後退時車両直後確認装置を備えなければならない。	6-108 後退時車両直後確認装置 6-108-1 装備要件 自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。)には、後退時に運転者が運転者席において当該自動車の直後の状況を確認できるものとして、運転者の視野等に係る性能に関し、6-108-2 に掲げる基準に適合する後退時車両直後確認装置を備えなければならない。

新	旧
ただし、次に掲げる自動車にあってはこの限りでない。（保安基準第 44 条の 2 関係、細目告示第 68 条の 2 第 2 項第 3 項関係、適用関係告示第 52 条の 2 関係） ①～③（略） ④ 運転者の直接視界により UN R158-00-<u>S3</u> の 15.（15. 2. 1. 1. を除く。）の基準に適合する自動車（UN R158-00-<u>S3</u> の 15. 2. 1. 7. を満たす場合に限る。） 6-108-2 性能要件 (1) 後退時車両直後確認装置は、書面等により審査したときに、次の①又は②に掲げる基準のいずれかに適合するものでなければならない。（保安基準第 44 条の 2 関係、細目告示第 68 条の 2 第 1 項関係） ① UN R158-00-<u>S3</u> の 6.、15.（15. 2. 1. 1. を除く。）、16. 及び 17. に定める基準 ②（略） (2) ～ (3)（略） 6-108-3～6-108-4（略） 6-109～6-110（略） 6-110 の 2 事故情報計測・記録装置 6-110 の 2-1 装備要件 専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）には、当該自動車が衝突等による衝撃を受ける事故が発生した場合において、当該自動車の瞬間速度その他の情報を計測し、及びその結果を記録するものとして、6-110 の 2-2 の基準に適合する事故情報計測・記録装置を備えなければならない。（保安基準第 46 条の 2 第 1 項関係） 6-110 の 2-2 性能要件（書面等による審査） (1) 事故情報計測・記録装置の記録性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、<u>次の基準に適合するものでなければならない。</u> <u>ただし、②に掲げる自動車のうち、車両総重量が 12t 以下のものであって UN R169-00 の 4. 1. 後段の条件を満たすものについては、②の規定中「UN R169-00 の 1. 4. 及び 5. に定める基準」を「UN R160-02 の 1. 4. 及び 5.（5. 4. を除く。）に定める基準並びに UN R169-00 の 5. 4. に定める基準」と読み替えることができる。</u>（細目告示第 70 条の 2 第 1 項関係） ① <u>専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量 3. 5t 以下のものにあっては、UN R160-02 の 1. 4. 及び 5. に定める基準</u> ② <u>専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人以上のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量 3. 5t を超えるものにあっては、UN R169-00 の 1. 4. 及び 5. に定める基準</u> (2) 次に掲げる自動車にあっては、「UN R160-02 の 1. 4. 及び 5.」を「UN R160-02 の 1. 4.	ただし、次に掲げる自動車にあってはこの限りでない。（保安基準第 44 条の 2 関係、細目告示第 68 条の 2 第 2 項第 3 項関係、適用関係告示第 52 条の 2 関係） ①～③（略） ④ 運転者の直接視界により UN R158-00-<u>S2</u> の 15.（15. 2. 1. 1. を除く。）の基準に適合する自動車（UN R158-00-<u>S2</u> の 15. 2. 1. 7. を満たす場合に限る。） 6-108-2 性能要件 (1) 後退時車両直後確認装置は、書面等により審査したときに、次の①又は②に掲げる基準のいずれかに適合するものでなければならない。（保安基準第 44 条の 2 関係、細目告示第 68 条の 2 第 1 項関係） ① UN R158-00-<u>S2</u> の 6.、15.（15. 2. 1. 1. を除く。）、16. 及び 17. に定める基準 ②（略） (2) ～ (3)（略） 6-108-3～6-108-4（略） 6-109～6-110（略） 6-110 の 2 事故情報計測・記録装置 6-110 の 2-1 装備要件 専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）<u>であって乗車定員 10 人未満のもの</u>及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）<u>であって車両総重量 3. 5t 以下のもの</u>には、当該自動車が衝突等による衝撃を受ける事故が発生した場合において、当該自動車の瞬間速度その他の情報を計測し、及びその結果を記録するものとして、6-110 の 2-2 の基準に適合する事故情報計測・記録装置を備えなければならない。（保安基準第 46 条の 2 第 1 項関係） 6-110 の 2-2 性能要件（書面等による審査） (1) 事故情報計測・記録装置の記録性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、<u>UN R160-01-S1 の 1. 4. 及び 5. に定める基準に適合するものでなければならない。</u>（細目告示第 70 条の 2 第 1 項関係） <u>（新設）</u> <u>（新設）</u> <u>[UN R160-01-S1 の読み替え適用]</u> (2) 次に掲げる自動車にあっては、「UN R160-01-S1 の 1. 4. 及び 5.」を「UN R160-01-S1

新	旧
及び 5. (5. 4. 1. を除く。)」と読み替えることができる。(適用関係告示第 54 条の 2 第 3 項関係) ①～② (略) (3) (略) 6-110 の 2-3 欠番 6-110 の 2-4 適用関係の整理 (1) 次に掲げる自動車については、6-110 の 2-<u>5</u> (従前規定の適用①) の規定を適用する。 (適用関係告示第 54 条の 2 第 1 項関係) ①～③ (略) (2) 次に掲げる自動車については、6-110 の 2-<u>6</u> (従前規定の適用②) の規定を適用する。 (適用関係告示第 54 条の 2 第 4 項関係) ①～③ (略) <u>(3) 次に掲げる自動車については、6-110 の 2-7 (従前規定の適用③) の規定を適用する。 (適用関係告示第 54 条の 2 第 6 項関係)</u> ① <u>令和 6 年 8 月 31 日以前に製作された自動車</u> ② <u>令和 6 年 9 月 1 日から令和 8 年 8 月 31 日までに製作された自動車であって、 次に掲げるもの</u> ア <u>令和 6 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車</u> イ <u>令和 6 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車であって、令和 6 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車と事故情報計測・記録装置に係る性能が同一であるもの</u> ③ <u>新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証(審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。)の発行日が令和 8 年 8 月 31 日以前のもの</u> <u>(4) 次に掲げる自動車については、6-110 の 2-8 (従前規定の適用④) の規定を適用する。 (適用関係告示第 54 条の 2 第 5 項関係)</u> ① <u>令和 8 年 11 月 30 日以前に製作された自動車</u> ② <u>令和 8 年 12 月 1 日から令和 11 年 11 月 30 日までに製作された自動車であって、 次に掲げるもの</u> ア <u>令和 8 年 11 月 30 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車</u> イ <u>令和 8 年 12 月 1 日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車であって、令和 8 年 11 月 30 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車と事故情報計測・記録装置に係る性能が同一であるもの</u> ③ <u>新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証(審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。)の発行日が令和 11 年 11 月 30 日以前のもの</u>	の 1. 4. 及び 5. (5. 4. 1. を除く。)」と読み替えることができる。(適用関係告示第 54 条の 2 第 3 項関係) ①～② (略) (3) (略) <u>(新設)</u> 6-110 の 2-3 適用関係の整理 (1) 次に掲げる自動車については、6-110 の 2-<u>4</u> (従前規定の適用①) の規定を適用する。 (適用関係告示第 54 条の 2 第 1 項関係) ①～③ (略) (2) 次に掲げる自動車については、6-110 の 2-<u>5</u> (従前規定の適用②) の規定を適用する。 (適用関係告示第 54 条の 2 第 4 項関係) ①～③ (略) <u>(新設)</u> <u>(新設)</u>

新	旧
6-110 の 2-5 (略) 6-110 の 2-6 従前規定の適用② 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 54 条の 2 第 4 項関係) ①～③ (略) 6-110 の 2-6-1 装備要件 <u>専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。)</u>であって乗車定員 10 人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車(三輪自動車及び被牽引自動車を除く。)であって車両総重量 3.5t 以下のものには、<u>当該自動車が衝突等による衝撃を受ける事故が発生した場合において、当該自動車の瞬間速度その他の情報を計測し、及びその結果を記録するものとして、6-110 の 2-6-2 の基準に適合する事故情報計測・記録装置を備えなければならない。</u> 6-110 の 2-6-2 性能要件(書面等による審査) (1) 事故情報計測・記録装置の記録性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R160-00 の 1.4. 及び 5. に定める基準に適合するものでなければならない。 (2) 次に掲げる自動車にあつては、「UN R160-00 の 1.4. 及び 5.」を「UN R160-00 の 1.4. 及び 5. (5.4.1. を除く。)」と読み替えることができる。(適用関係告示第 54 条の 2 第 3 項関係) ① <u>専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車であつて車両総重量が 2.5t を超え 3.5t 以下のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量 2.5t 以下のもののうち、次に掲げるもの</u> <u>ア 令和 5 年 8 月 31 日以前に製作された自動車</u> <u>イ 令和 5 年 9 月 1 日から令和 11 年 8 月 31 日までに製作された自動車であつて、次に掲げるもの</u> <u>(イ) 令和 5 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びオフセット前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた多仕様自動車</u> <u>(ロ) 令和 5 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びオフセット前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた多仕様自動車であつて、令和 5 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びオフセット前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた多仕様自動車と運転者室及び客室を取り囲む部分(乗員保護装置を含む。)のオフセット前面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの</u> <u>ウ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であつて、出荷検査証(審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。)の発行日が令和 11 年 8 月 31 日以前のもの</u> ② <u>貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量が 2.5t を超え 3.5t 以下の</u>	6-110 の 2-4 (略) 6-110 の 2-5 従前規定の適用② 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 54 条の 2 第 4 項関係) ①～③ (略) 6-110 の 2-5-1 装備要件 <u>6-110 の 2-1 に同じ。</u> 6-110 の 2-5-2 性能要件(書面等による審査) (1) 事故情報計測・記録装置の記録性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R160-00 の 1.4. 及び 5. に定める基準に適合するものでなければならない。<u>(細目告示第 70 条の 2 第 1 項関係)</u> <u>[UN R160-00 の読み替え適用]</u> (2) 次に掲げる自動車にあつては、「UN R160-00 の 1.4. 及び 5.」を「UN R160-00 の 1.4. 及び 5. (5.4.1. を除く。)」と読み替えることができる。(適用関係告示第 54 条の 2 第 3 項関係) ① <u>6-110 の 2-2 (2) ①に同じ。</u> ② <u>6-110 の 2-2 (2) ②に同じ。</u>

新	旧
<u>もののうち、次に掲げるもの</u> <u>ア 令和9年8月31日以前に製作された自動車</u> <u>イ 令和9年9月1日から令和11年8月31日までに製作された自動車であつて、次に掲げるもの</u> <u>(7) 令和9年8月31日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた多仕様自動車</u> <u>(4) 令和9年9月1日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた多仕様自動車であつて、令和9年8月31日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた多仕様自動車と運転者室及び客室を取り囲む部分（乗員保護装置を含む。）のフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの</u> <u>ウ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であつて、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して11か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和11年8月31日以前のもの</u>	
(3) (略)	(3) (略)
6-110 の 2-7 従前規定の適用③	(新設)
<u>次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第54条の2第6項関係）</u>	
<u>① 令和6年8月31日以前に製作された自動車</u> <u>② 令和6年9月1日から令和8年8月31日までに製作された自動車であつて、次に掲げるもの</u> <u>ア 令和6年8月31日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車</u> <u>イ 令和6年9月1日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車であつて、令和6年8月31日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車と事故情報計測・記録装置に係る性能が同一であるもの</u> <u>③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であつて、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して11か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和8年8月31日以前のもの</u>	
6-110 の 2-7-1 装備要件	
<u>専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて乗車定員10人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて車両総重量3.5t以下のものには、当該自動車が衝突等による衝撃を受ける事故が発生した場合において、当該自動車の瞬間速度その他の情報を計測し、及びその結果を記録するものとして、6-110 の 2-7-2 の基準に適合する事故情報計測・記録装置を備えなければならない。</u>	

新	旧
6-110 の 2-7-2 性能要件（書面等による審査） (1) <u>事故情報計測・記録装置の記録性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R160-01-S1 の 1.4. 及び 5. に定める基準に適合するものでなければならない。</u> (2) <u>次に掲げる自動車にあっては、「UN R160-01-S1 の 1.4. 及び 5.」を「UN R160-01-S1 の 1.4. 及び 5. (5.4.1.を除く。)」と読み替えることができる。（適用関係告示第 54 条の 2 第 3 項関係）</u> ① <u>専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車であって車両総重量が 2.5t を超え 3.5t 以下のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量 2.5t 以下のもののうち、次に掲げるもの</u> ア <u>令和 5 年 8 月 31 日以前に製作された自動車</u> イ <u>令和 5 年 9 月 1 日から令和 11 年 8 月 31 日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの</u> (7) <u>令和 5 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びオフセット前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた多仕様自動車</u> (4) <u>令和 5 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びオフセット前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた多仕様自動車であって、令和 5 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びオフセット前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた多仕様自動車と運転者室及び客室を取り囲む部分（乗員保護装置を含む。）のオフセット前面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの</u> ウ <u>新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 11 年 8 月 31 日以前のもの</u> ② <u>貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が 2.5t を超え 3.5t 以下のもののうち、次に掲げるもの</u> ア <u>令和 9 年 8 月 31 日以前に製作された自動車</u> イ <u>令和 9 年 9 月 1 日から令和 11 年 8 月 31 日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの</u> (7) <u>令和 9 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた多仕様自動車</u> (4) <u>令和 9 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた多仕様自動車であって、令和 9 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた多仕様自動車と運転者室及び客室を取り囲む部分（乗員保護装置を含む。）のフルラップ前面衝突時</u>	

新	旧
<u>における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの</u> <u>ウ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。）</u> <u>の発行日が令和 11 年 8 月 31 日以前のもの</u> <u>(3) 次に掲げる事故情報計測・記録装置であって、その機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。</u> <u>① 指定自動車等に備えられている事故情報計測・記録装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた事故情報計測・記録装置</u> <u>② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられた事故情報計測・記録装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている事故情報計測・記録装置又はこれに準ずる性能を有する事故情報計測・記録装置</u> <u>③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた事故情報計測・記録装置を有する自動車に取付けられた事故情報計測・記録装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた事故情報計測・記録装置又はこれに準ずる性能を有する事故情報計測・記録装置</u> 6-110 の 2-8 従前規定の適用④ <u>次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 54 条の 2 第 5 項関係)</u> <u>① 令和 8 年 11 月 30 日以前に製作された自動車</u> <u>② 令和 8 年 12 月 1 日から令和 11 年 11 月 30 日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの</u> <u>ア 令和 8 年 11 月 30 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車</u> <u>イ 令和 8 年 12 月 1 日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車であって、令和 8 年 11 月 30 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車と事故情報計測・記録装置に係る性能が同一であるもの</u> <u>③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 11 年 11 月 30 日以前のもの</u> 6-110 の 2-8-1 装備要件 <u>専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって乗車定員 10 人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって車両総重量 3.5t 以下のものには、当該自動車が衝突等による衝撃を受ける事故が発生した場合において、当該自動車の瞬間速度その他の情報を計測し、及びその結果を記録するものとして、6-110 の 2-8-2 の基準に適合する事故情報計測・記録装置を備えなければならない。</u> 6-110 の 2-8-2 性能要件（書面等による審査） <u>(1) 事故情報計測・記録装置の記録性能等に関し、書面その他適切な方法により審査し</u>	

新	旧
<u>たときに、UN R160-02 の 1. 4. 及び 5. に定める基準に適合するものでなければならない。</u> <u>(2) 次に掲げる自動車にあっては、「UN R160-02 の 1. 4. 及び 5.」を「UN R160-02 の 1. 4. 及び 5. (5. 4. 1. を除く。)」と読み替えることができる。(適用関係告示第 54 条の 2 第 3 項関係)</u> <u>① 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車であって車両総重量が 2. 5t を超え 3. 5t 以下のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量 2. 5t 以下のもののうち、次に掲げるもの</u> <u>ア 令和 5 年 8 月 31 日以前に製作された自動車</u> <u>イ 令和 5 年 9 月 1 日から令和 11 年 8 月 31 日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの</u> <u>(7) 令和 5 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びオフセット前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた多仕様自動車</u> <u>(4) 令和 5 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びオフセット前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた多仕様自動車であって、令和 5 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びオフセット前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた多仕様自動車と運転者室及び客室を取り囲む部分（乗員保護装置を含む。）のオフセット前面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの</u> <u>ウ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 11 年 8 月 31 日以前のもの</u> <u>② 貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が 2. 5t を超え 3. 5t 以下のもののうち、次に掲げるもの</u> <u>ア 令和 9 年 8 月 31 日以前に製作された自動車</u> <u>イ 令和 9 年 9 月 1 日から令和 11 年 8 月 31 日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの</u> <u>(7) 令和 9 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた多仕様自動車</u> <u>(4) 令和 9 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた多仕様自動車であって、令和 9 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた多仕様自動車と運転者室及び客室を取り囲む部分（乗員保護装置を含む。）のフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの</u> <u>ウ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審</u>	

新	旧
<u>査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。）</u> <u>の発行日が令和 11 年 8 月 31 日以前のもの</u> (3) 次に掲げる事故情報計測・記録装置であって、その機能を損なうおそれのある改造、 損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。 ① 指定自動車等に備えられている事故情報計測・記録装置と同一の構造を有し、 かつ、同一の位置に備えられた事故情報計測・記録装置 ② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられ た事故情報計測・記録装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられて いる事故情報計測・記録装置又はこれに準ずる性能を有する事故情報計測・記録 装置 ③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた事故情報計測・記録 装置を有する自動車に取付けられた事故情報計測・記録装置と同一の構造を有 し、かつ、同一の位置に備えられた事故情報計測・記録装置又はこれに準ずる性 能を有する事故情報計測・記録装置 6-111～6-125 (略) 第 7 章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 7-1～7-5 (略) 7-6 安定性 7-6-1 テスタ等による審査 (1) ～ (2) (略) (3) (1) ④の規定は、最大安定傾斜角度を、次のいずれかにより計測し、又は算出若し くは算定した値で審査するものとする。 <u>ただし、②ア (イ) の方法により最大安定傾斜角度を算出した場合であって、算出 した値から 5° を減じた値が (1) ④の基準を満足しないものについては、これ以外の 方法により計測又は算出若しくは算定した値で審査するものとする。</u> <u>また、</u>理事長が指定する自動車にあっては、次のいずれかのうち理事長が定める審 査方法に限るものとする。 ① (略) ② 傾斜角度計算により算出する場合 次に掲げる計算方法により算出した値 <u>(単位は度 (°) とし 1° 未満は切り捨 てる。)</u> を最大安定傾斜角度とする。 この場合において、<u>受検車両</u>を重量計を用いて測定したときの車両重量が<u>計算 時の車両重量と±50kg (普通自動車及び大型特殊自動車にあっては±100kg) の 範囲を超えて相違するときは、当該計算方法により算出した値を無効とする。</u> ア～ウ (略) ③ 最大安定傾斜角度実測書により算定する場合 ア 適切な計測ができるよう維持管理された傾斜角度測定機を有し、かつ、計 測能力を有する者が①の測定条件及び測定方法 (①イ (ア) ただし書を除く。)	6-111～6-125 (略) 第 7 章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 7-1～7-5 (略) 7-6 安定性 7-6-1 テスタ等による審査 (1) ～ (2) (略) (3) (1) ④の規定は、最大安定傾斜角度を、次のいずれかにより計測し、又は算出若し くは算定した値で審査するものとする。 <u>ただし、</u>理事長が指定する自動車にあっては、次のいずれかのうち理事長が定める 審査方法に限るものとする。 ① (略) ② 傾斜角度計算により算出する場合 次に掲げる計算方法により算出した値 <u>(重心高算出をア (イ) の方法による場 合は、算出した値から 5° を減じた値)</u> を最大安定傾斜角度とする。 この場合において、<u>重心高をア (イ) の方法によって算出した結果、当該検査 申請に係る自動車</u>を重量計を用いて測定したときの車両重量が<u>設計時の車両重 量と±50kg (普通自動車及び大型特殊自動車にあっては±100kg) の範囲を超え て相違するときは、当該計算方法により算出した値を無効とする。</u> ア～ウ (略) ③ 最大安定傾斜角度実測書により算定する場合 ア 適切な計測ができるよう維持管理された傾斜角度測定機を有し、かつ、計 測能力を有する者が①の測定条件及び測定方法 (①イ (ア) ただし書を除く。)

新	旧
により計測したときの値を記載した最大安定傾斜角度実測書により算定した値を最大安定傾斜角度とする。 この場合において、イ（ア）の車両重量と<u>受検車両</u>を重量計を用いて測定したときの車両重量が±50kg（普通自動車及び大型特殊自動車にあっては±100kg）の範囲を超えて相違するときは、当該最大安定傾斜角度実測書により算定した値を無効とする。 イ～ウ（略） （4）～（5）（略） 7-7～7-8（略） 7-9 原動機及び動力伝達装置 7-9-1 性能要件（視認等による審査） （1）自動車の原動機及び動力伝達装置は、視認等その他適切な方法により審査したときに、運行に十分耐える構造及び性能を有するものでなければならない。 この場合において、次に掲げるものはこの基準に適合しないものとする。（保安基準第8条第1項関係、細目告示第88条第1項<u>第1号</u>関係） ①～⑳（略） （2）～（4）（略） <u>（5）自動車（次に掲げる自動車を除く。）は、細目告示別添125「車載式燃料・電力消費等測定装置の技術基準」3.の規定に適合する車載式燃料・電力消費等測定装置を備えたものであること。</u> <u>この場合において、車載式燃料・電力消費等測定装置の機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、この基準に適合するものとする。（保安基準第8条第1項関係、細目告示第88条第1項第2号関係、適用関係告示第4条第16項第17項関係）</u> ① <u>大型特殊自動車</u> ② <u>被牽引自動車</u> ③ <u>輸入自動車特別取扱自動車</u> ④ <u>指定自動車等以外の自動車</u> ⑤ <u>輸入された二輪自動車</u> ⑥ <u>輸入された側車付二輪自動車</u> <u>（6）車載式燃料・電力消費等測定装置に記録された項目を読み出すためのデータリンクコネクタが大幅に変形しているなどの外観上明らかな損傷のないものは、（5）の基準に適合するものとする。</u> 7-9-2～7-9-3（略） 7-9-4 適用関係の整理 （1）～（3）（略） <u>（4）次に掲げる自動車にあっては、7-9-8（従前規定の適用④）の規定を適用する。（適用関係告示第4条第16項関係）</u> ① <u>令和6年9月30日（輸入された自動車並びに二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては令和8年9月30日）以前に製作された自動車</u>	により計測したときの値を記載した最大安定傾斜角度実測書により算定した値を最大安定傾斜角度とする。 この場合において、イ（ア）の車両重量と<u>当該検査申請に係る自動車</u>を重量計を用いて測定したときの車両重量が±50kg（普通自動車及び大型特殊自動車にあっては±100kg）の範囲を超えて相違するときは、当該最大安定傾斜角度実測書により算定した値を無効とする。 イ～ウ（略） （4）～（5）（略） 7-7～7-8（略） 7-9 原動機及び動力伝達装置 7-9-1 性能要件（視認等による審査） （1）自動車の原動機及び動力伝達装置は、視認等その他適切な方法により審査したときに、運行に十分耐える構造及び性能を有するものでなければならない。 この場合において、次に掲げるものはこの基準に適合しないものとする。（保安基準第8条第1項関係、<u>細目告示第10条第1項関係</u>、細目告示第88条第1項関係） ①～⑳（略） （2）～（4）（略） <u>（新設）</u> <u>（新設）</u> 7-9-2～7-9-3（略） 7-9-4 適用関係の整理 （1）～（3）（略） <u>（新設）</u>

新	旧
<u>② 令和 6 年 10 月 1 日（輸入された自動車並びに二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては令和 8 年 10 月 1 日）から令和 8 年 9 月 30 日（輸入された自動車にあっては令和 10 年 9 月 30 日、二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては令和 11 年 9 月 30 日）までに製作された自動車であって、次に掲げるもの</u> <u>ア 令和 6 年 9 月 30 日（輸入された自動車並びに二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては令和 8 年 9 月 30 日）以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び多仕様自動車</u> <u>イ 令和 6 年 10 月 1 日（輸入された自動車並びに二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては令和 8 年 10 月 1 日）以降の型式指定自動車及び多仕様自動車であって、令和 6 年 9 月 30 日（輸入された自動車並びに二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては令和 8 年 9 月 30 日）以前の型式指定自動車及び多仕様自動車と車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造並びに走行装置の種類及び主要構造が同一であるもの</u> <u>③ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和 8 年 9 月 30 日以前のもの</u> 7-9-5 従前規定の適用① 昭和 26 年 12 月 31 日以前に製作された自動車及び昭和 35 年 3 月 31 日以前に製作された車両総重量 2t 未満の自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 4 条第 1 項第 3 号関係) 7-9-5-1 性能要件（視認等による審査） (1) 自動車の原動機及び動力伝達装置は、運行に十分耐える構造及び性能を有するものでなければならない。 この場合において、次の各号に掲げるものは、この基準に適合しないものとする。 ①～⑱（略） (2)（略） 7-9-6 従前規定の適用② 平成 6 年 3 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 4 条第 1 項第 4 号関係) 7-9-6-1 性能要件（視認等による審査） (1) 自動車の原動機及び動力伝達装置は、運行に十分耐える構造及び性能を有するものでなければならない。 この場合において、次の各号に掲げるものは、この基準に適合しないものとする。 ①～⑱（略） (2)（略） (3) 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度 20km/h 未満の軽自動車を除く。）	7-9-5 従前規定の適用① 昭和 26 年 12 月 31 日以前に製作された自動車及び昭和 35 年 3 月 31 日以前に製作された車両総重量 2t 未満の自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 4 条第 1 項第 3 号関係) 7-9-5-1 性能要件（視認等による審査） (1) 自動車の原動機及び動力伝達装置は、運行に十分耐える構造及び性能を有するものでなければならない。 この場合において、次の各号に掲げるものは、この基準に適合しないものとする。 <u>（保安基準第 8 条第 1 項関係、細目告示第 10 条第 1 項関係、細目告示第 88 条第 1 項関係）</u> ①～⑱（略） (2)（略） 7-9-6 従前規定の適用② 平成 6 年 3 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 4 条第 1 項第 4 号関係) 7-9-6-1 性能要件（視認等による審査） (1) 自動車の原動機及び動力伝達装置は、運行に十分耐える構造及び性能を有するものでなければならない。 この場合において、次の各号に掲げるものは、この基準に適合しないものとする。 <u>（保安基準第 8 条第 1 項関係、細目告示第 10 条第 1 項関係、細目告示第 88 条第 1 項関係）</u> ①～⑱（略） (2)（略） (3) 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度 20km/h 未満の軽自動車を除く。）

新	旧
の原動機は、運転者席において始動できるものでなければならない。 【テルテール：UN R121 又は UN R60 適用前】 7-9-7 従前規定の適用③ 次に掲げる自動車にあつては、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第4条第4項、第5項、第6項） ①～③（略） 7-9-7-1 性能要件（視認等による審査） (1) 自動車の原動機及び動力伝達装置は、視認等その他適切な方法により審査したときに、運行に十分耐える構造及び性能を有するものでなければならない。 この場合において、次に掲げるものはこの基準に適合しないものとする。 ① <u>原動機の始動が著しく困難なもの</u> ② <u>原動機が作動中に著しい異音又は振動を生じるもの</u> ③ <u>原動機を無負荷運転状態から回転数を上昇させた場合に回転が円滑に上昇しないもの</u> ④ <u>エア・クリーナが取外されているもの</u> ⑤ <u>潤滑系統に著しい油漏れがあるもの</u> ⑥ <u>冷却装置に著しい水漏れがあるもの</u> ⑦ <u>ファンベルト等に著しい緩み又は損傷があるもの</u> ⑧ <u>クラッチの作動状態が適正でないもの若しくは著しい滑りがあるもの又はレリーズのダストブーツが損傷しているもの</u> ⑨ <u>変速機の操作機構に著しいがたがあるもの</u> ⑩ <u>動力伝達装置の連結部に緩みがあるもの</u> ⑪ <u>動力伝達装置に著しい液漏れがあるもの</u> ⑫ <u>推進軸のスプライン部、自在接手部若しくはセンター・ベアリングに著しいがたがあるもの</u> ⑬ <u>駆動軸のスプライン部、自在接手部若しくはセンター・ベアリングに著しいがたがあるもの</u> ⑭ <u>推進軸又は駆動軸に損傷があるもの</u> ⑮ <u>自在接手部のボルト及びナットに脱落又は損傷があるもの</u> ⑯ <u>自在接手部のダストブーツに損傷があるもの又はヨークの向きが正常でないもの</u> ⑰ <u>動力伝達装置のスプロケットに損傷があるもの若しくは取付部に緩みがあるもの又はチェーンに著しい緩みがあるもの</u> ⑱ <u>別添7「自動車の走行性能の技術基準」の基準を満足しないもの</u> ⑲ <u>別添8「連結車両の走行性能の技術基準」の基準を満足しないもの</u> (2) <u>速度制限装置を用いて最高速度を制限することにより、別添8「連結車両の走行性能の技術基準」を満たすこととなっている牽引自動車の速度制限装置について、速度計試験機を用いること等により確認したときに、当該装置が正常に機能していない場合は、(1) ⑲の基準を満足していないものとする。</u>	の原動機は、運転者席において始動できるものでなければならない。<u>（保安基準第8条第2項）</u> 【テルテール：UN R121 又は UN R60 適用前】 7-9-7 従前規定の適用③ 次に掲げる自動車にあつては、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第4条第4項、第5項、第6項） ①～③（略） 7-9-7-1 性能要件（視認等による審査） (1) 自動車の原動機及び動力伝達装置は、視認等その他適切な方法により審査したときに、運行に十分耐える構造及び性能を有するものでなければならない。 この場合において、次に掲げるものはこの基準に適合しないものとする。 ① <u>7-9-1 (1) ①に同じ。</u> ② <u>7-9-1 (1) ②に同じ。</u> ③ <u>7-9-1 (1) ③に同じ。</u> ④ <u>7-9-1 (1) ④に同じ。</u> ⑤ <u>7-9-1 (1) ⑤に同じ。</u> ⑥ <u>7-9-1 (1) ⑥に同じ。</u> ⑦ <u>7-9-1 (1) ⑦に同じ。</u> ⑧ <u>7-9-1 (1) ⑧に同じ。</u> ⑨ <u>7-9-1 (1) ⑨に同じ。</u> ⑩ <u>7-9-1 (1) ⑩に同じ。</u> ⑪ <u>7-9-1 (1) ⑪に同じ。</u> ⑫ <u>7-9-1 (1) ⑫に同じ。</u> ⑬ <u>7-9-1 (1) ⑬に同じ。</u> ⑭ <u>7-9-1 (1) ⑭に同じ。</u> ⑮ <u>7-9-1 (1) ⑮に同じ。</u> ⑯ <u>7-9-1 (1) ⑯に同じ。</u> ⑰ <u>7-9-1 (1) ⑰に同じ。</u> ⑱ <u>7-9-1 (1) ⑱に同じ。</u> (2) <u>7-9-1 (2) に同じ。</u>

新	旧
(3) <u>自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度 20km/h 未満の軽自動車を除く。）の原動機は、運転者席において始動できるものでなければならない。</u> (4) <u>自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。）の加速装置は、運転者が操作を行わない場合に、当該装置の作動を自動的に解除するための独立に作用する 2 個以上のばねその他の装置を備えなければならない。</u> 7-9-8 従前規定の適用④ <u>次に掲げる自動車にあつては、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 4 条第 16 項関係）</u> ① <u>令和 6 年 9 月 30 日（輸入された自動車並びに二輪自動車及び側車付二輪自動車にあつては令和 8 年 9 月 30 日）以前に製作された自動車</u> ② <u>令和 6 年 10 月 1 日（輸入された自動車並びに二輪自動車及び側車付二輪自動車にあつては令和 8 年 10 月 1 日）から令和 8 年 9 月 30 日（輸入された自動車にあつては令和 10 年 9 月 30 日、二輪自動車及び側車付二輪自動車にあつては令和 11 年 9 月 30 日）までに製作された自動車であつて、次に掲げるもの</u> ア <u>令和 6 年 9 月 30 日（輸入された自動車並びに二輪自動車及び側車付二輪自動車にあつては令和 8 年 9 月 30 日）以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び多仕様自動車</u> イ <u>令和 6 年 10 月 1 日（輸入された自動車並びに二輪自動車及び側車付二輪自動車にあつては令和 8 年 10 月 1 日）以降の型式指定自動車及び多仕様自動車であつて、令和 6 年 9 月 30 日（輸入された自動車並びに二輪自動車及び側車付二輪自動車にあつては令和 8 年 9 月 30 日）以前の型式指定自動車及び多仕様自動車と車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造並びに走行装置の種類及び主要構造が同一であるもの</u> ③ <u>使用の過程にある多仕様自動車であつて、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和 8 年 9 月 30 日以前のもの</u> 7-9-8-1 性能要件（視認等による審査） <u>(1) 自動車の原動機及び動力伝達装置は、視認等その他適切な方法により審査したときに、運行に十分耐える構造及び性能を有するものでなければならない。</u> <u>この場合において、次に掲げるものはこの基準に適合しないものとする。</u> ① <u>原動機の始動が著しく困難なもの</u> ② <u>原動機が作動中に著しい異音又は振動を生じるもの</u> ③ <u>原動機を無負荷運転状態から回転数を上昇させた場合に回転が円滑に上昇しないもの</u> ④ <u>エア・クリーナが取外されているもの</u> ⑤ <u>潤滑系統に著しい油漏れがあるもの</u> ⑥ <u>冷却装置に著しい水漏れがあるもの</u> ⑦ <u>ファンベルト等に著しい緩み又は損傷があるもの</u> ⑧ <u>クラッチの作動状態が適正でないもの若しくは著しい滑りがあるもの又はレ</u>	(3) <u>7-9-1 (3) に同じ。</u> (4) <u>7-9-1 (4) に同じ。</u> <u>(新設)</u>

新	旧
<u>リーズ</u>のダストブーツが損傷しているもの <u>⑨ 変速機の操作機構に著しいがたがあるもの</u> <u>⑩ 動力伝達装置の連結部に緩みがあるもの</u> <u>⑪ 動力伝達装置に著しい液漏れがあるもの</u> <u>⑫ 推進軸のスプライン部、自在接手部若しくはセンター・ベアリングに著しいがたがあるもの</u> <u>⑬ 駆動軸のスプライン部、自在接手部若しくはセンター・ベアリングに著しいがたがあるもの</u> <u>⑭ 推進軸又は駆動軸に損傷があるもの</u> <u>⑮ 自在接手部のボルト及びナットに脱落又は損傷があるもの</u> <u>⑯ 自在接手部のダストブーツに損傷があるもの又はヨークの向きが正常でないもの</u> <u>⑰ 動力伝達装置のスプロケットに損傷があるもの若しくは取付部に緩みがあるもの又はチェーンに著しい緩みがあるもの</u> <u>⑱ 別添 7「自動車の走行性能の技術基準」の基準を満足しないもの</u> <u>⑲ 別添 8「連結車両の走行性能の技術基準」の基準を満足しないもの</u> <u>⑳ 7-12-1-2 (1) 又は 7-12-1-2 (2) が適用される自動車のテルテールの識別表示のうち、次に掲げる表示が継続して点灯しているもの</u> <u>【表示】</u> <u>(2) 速度制限装置を用いて最高速度を制限することにより、別添 8「連結車両の走行性能の技術基準」を満たすこととなっている牽引自動車の速度制限装置について、速度計試験機を用いること等により確認したときに、当該装置が正常に機能していない場合は、(1) ⑲の基準を満足していないものとする</u> <u>(3) 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度 20km/h 未満の軽自動車を除く。）の原動機は、運転者席において始動できるものでなければならない。</u> <u>(4) 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。）の加速装置は、運転者が操作を行わない場合に、当該装置の作動を自動的に解除するための独立に作用する 2 個以上のばねその他の装置を備えなければならない。</u> 7-10（略） 7-11 走行装置 7-11-1 性能要件（視認等による審査） (1) ～ (3)（略） (4) FMVSS 138 <u>又は CMVSS 138</u> に適合するタイヤ空気圧監視装置は、(3) ⑥ウに定める「これに準ずる性能を有するタイヤ空気圧監視装置」とする。 (5)（略）	7-10（略） 7-11 走行装置 7-11-1 性能要件（視認等による審査） (1) ～ (3)（略） (4) FMVSS 138 に適合するタイヤ空気圧監視装置は、(3) ⑥ウに定める「これに準ずる性能を有するタイヤ空気圧監視装置」とする。 ※別添 3「並行輸入自動車審査要領」別表第 1 から移動 (5)（略）

新

7-11-2～7-11-7（略）

7-12 操縦装置

7-12-1 性能要件

7-12-1-1（略）

7-12-1-2 書面等による審査

(1)（略）

(2) 二輪自動車に備える操作装置の配置、識別表示等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の①及び②に掲げる基準に適合すること。（細目告示第 12 条第 3 項関係、細目告示第 90 条第 3 項関係）

①～③（略）

表 3

識別対象装置	識別表示	配置	色	条件等
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
警音器の操作装置		運転者が運転者席に着席した状態において、左側のハンドルバーに配置すること。 ただし、手動式クラッチ及び手動式変速装置を備える自動車にあっては、運転者が運転者席に着席した状態において、右側のハンドルバーに配置すること。	—	手で押すものであること。
走行用前照灯の操作装置		運転者が運転者席に着席した状態において、左側のハンドルバーに配置すること。 ただし、手動式クラッチ及び手動式変速装置を備える自動車にあっては、運転者が運転者席に着席した状態において、右側のハンドルバーに配置すること。	—	—
すれ違い用前照灯の操作装置		運転者が運転者席に着席した状態において、左側のハンドルバーに配置すること。 ただし、手動式クラッチ及び手動式変速装置を備える自動車にあっては、運転者が運転者席に着席した状態において、右側のハンドルバーに配置すること。	—	—
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

旧

7-11-2～7-11-7（略）

7-12 操縦装置

7-12-1 性能要件

7-12-1-1（略）

7-12-1-2 書面等による審査

(1)（略）

(2) 二輪自動車に備える操作装置の配置、識別表示等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の①及び②に掲げる基準に適合すること。（細目告示第 12 条第 3 項関係、細目告示第 90 条第 3 項関係）

①～③（略）

表 3

識別対象装置	識別表示	配置	色	条件等
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
警音器の操作装置		運転者が運転者席に着席した状態において、左側のハンドルバーに配置すること。 ただし、手動式クラッチ及び変速装置を備える自動車にあっては、運転者が運転者席に着席した状態において、右側のハンドルバーに配置すること。	—	手で押すものであること。
走行用前照灯の操作装置		運転者が運転者席に着席した状態において、左側のハンドルバーに配置すること。 ただし、手動式クラッチ及び変速装置を備える自動車にあっては、運転者が運転者席に着席した状態において、右側のハンドルバーに配置すること。	—	—
すれ違い用前照灯の操作装置		運転者が運転者席に着席した状態において、左側のハンドルバーに配置すること。 ただし、手動式クラッチ及び変速装置を備える自動車にあっては、運転者が運転者席に着席した状態において、右側のハンドルバーに配置すること。	—	—
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

新	旧
表 4 (略) (3) ～ (4) (略) 7-12-2～7-12-8 (略) 7-12-9 従前規定の適用⑤ 次に掲げる自動車にあっては、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 6 条第 6 項及び第 7 項関係) ①～② (略) 7-12-9-1 性能要件 7-12-9-1-1 視認等による審査 (1) 自動車の運転に際して操作を必要とする次に掲げる装置 <u>(手動により操作するものを除く。)</u> は、運転者が定位置において容易に識別でき、かつ、操作できるものとして、配置、識別表示等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、(2) の基準に適合するものでなければならない。 ①～③ (略) (2) (略) 7-12-9-1-2 (略) 7-13 かじ取装置 7-13-1 性能要件 7-13-1-1 (略) 7-13-1-2 書面等による審査 (1) 自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。)のかじ取装置は、UN R79-04-<u>S5</u> の 5. 及び 6. に適合するものでなければならない。 ただし、UN R79-04-<u>S5</u> に定める 2. 3. 4. 1. 3. 、2. 3. 4. 1. 5. 及び 2. 3. 4. 1. 6. の自動命令型操舵機能であって運転者異常時対応システム(2. 3. 4. 5. に定める機能を有するものであって、5. 1. 6. 3. 1. (a) に適合するものに限る。)を備えるものについては、5. 6. の規定は適用しない。 この場合において、次に掲げるかじ取装置であって、その機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、UN R79-04-<u>S5</u> の 5. 及び 6. に適合するものとみなす。(細目告示第 13 条第 2 項関係、細目告示第 91 条第 2 項関係) ①～③ (略) (2) ～ (5) (略) 7-13-2～7-13-3 (略) 7-13-4 適用関係の整理 (1) ～ (9) (略) (10) 次の自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。)については、7-13-14(従前規定の適用⑩)の規定を適用する。(適用関係告示第 7 条第 15 項関係) ①～④ (略) ⑤ UN R79-04-<u>S5</u> の 5. 1. 6. 3. 9. の適用を受けない自動車	表 4 (略) (3) ～ (4) (略) 7-12-2～7-12-8 (略) 7-12-9 従前規定の適用⑤ 次に掲げる自動車にあっては、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 6 条第 6 項及び第 7 項関係) ①～② (略) 7-12-9-1 性能要件 7-12-9-1-1 視認等による審査 (1) 自動車の運転に際して操作を必要とする次に掲げる装置は、運転者が定位置において容易に識別でき、かつ、操作できるものとして、配置、識別表示等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、(2) の基準に適合するものでなければならない。 ①～③ (略) (2) (略) 7-12-9-1-2 (略) 7-13 かじ取装置 7-13-1 性能要件 7-13-1-1 (略) 7-13-1-2 書面等による審査 (1) 自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。)のかじ取装置は、UN R79-04-<u>S4</u> の 5. 及び 6. に適合するものでなければならない。 ただし、UN R79-04-<u>S4</u> に定める 2. 3. 4. 1. 3. 、2. 3. 4. 1. 5. 及び 2. 3. 4. 1. 6. の自動命令型操舵機能であって運転者異常時対応システム(2. 3. 4. 5. に定める機能を有するものであって、5. 1. 6. 3. 1. (a) に適合するものに限る。)を備えるものについては、5. 6. の規定は適用しない。 この場合において、次に掲げるかじ取装置であって、その機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、UN R79-04-<u>S4</u> の 5. 及び 6. に適合するものとみなす。(細目告示第 13 条第 2 項関係、細目告示第 91 条第 2 項関係) ①～③ (略) (2) ～ (5) (略) 7-13-2～7-13-3 (略) 7-13-4 適用関係の整理 (1) ～ (9) (略) (10) 次の自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。)については、7-13-14(従前規定の適用⑩)の規定を適用する。(適用関係告示第 7 条第 15 項関係) ①～④ (略) ⑤ UN R79-04-<u>S4</u> の 5. 1. 6. 3. 9. の適用を受けない自動車

新	旧
7-13-5 (略) 7-13-6 従前規定の適用② 昭和48年10月1日から平成21年8月31日までに製作された専ら乗用の用に供する自動車(次に掲げるものを除く。)については、7-13-6-1の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第7条第2項関係) ①～⑥ (略) 7-13-6-1 性能要件 7-13-6-1-1 (略) 7-13-6-1-2 書面等による審査 (1) (略) (2) 指定自動車等に備えられているかじ取装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたかじ取装置であって、その機能を損なうおそれのある損傷のないもの<u>又はこれに準ずる性能を有するかじ取装置</u>は、(1)の基準に適合するものとする。 <u>(3) UN R12、FMVSS 203 又は CMVSS 203 に適合するかじ取装置であって、その機能を損なうおそれのある損傷のないものは、(2)に定める「これに準ずる性能を有するかじ取装置」とする。</u> 7-13-7 (略) 7-13-8 従前規定の適用④ <u>(1) 平成21年9月1日から平成24年6月30日までに製作された自動車(7-13-4(3)において7-13-7の規定が適用される自動車を除く。)</u>については、7-13-1-2(1)の規定にかかわらず、平成23年6月23日付け国土交通省告示第670号による改正前の細目告示別添6「衝撃吸収式かじ取装置の技術基準」に適合するものであればよい。 この場合において、細目告示別添6「衝撃吸収式かじ取装置の技術基準」3.1.2.の規定中「協定規則第94号改訂版の補足第3改訂版規則5.2.2.の規定」を「平成19年1月30日付け国土交通省告示第89号による改正前の細目告示別添104「オフセット衝突時の乗員保護の技術基準」3.2.2.の規定」と、同別添3.2.1.の規定中「協定規則第94号改訂版の補足第3改訂版5.2.1.4.及び5.2.1.5.の規定」を「平成19年1月30日付け国土交通省告示第89号による改正前の細目告示別添104「オフセット衝突時の乗員保護の技術基準」3.2.1.4.及び3.2.1.5.の規定」と読み替えるものとする。 (適用関係告示第7条第4項関係) <u>(2) UN R12 に適合するかじ取装置にあっては、細目告示別添6「衝撃吸収式かじ取装置の技術基準」に準ずる性能を有するものとし、(1)の基準に適合するものとする。</u> 7-13-9～7-13-13 (略) 7-13-14 従前規定の適用⑩ 次に掲げる自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。)については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第7条第15項関係) ①～④ (略) ⑤ UN R79-04-<u>S5</u>の5.1.6.3.9.の適用を受けない自動車 7-13-14-1 (略)	7-13-5 (略) 7-13-6 従前規定の適用② 昭和48年10月1日から平成21年8月31日までに製作された専ら乗用の用に供する自動車(次に掲げるものを除く。)については、7-13-6-1の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第7条第2項関係) ①～⑥ (略) 7-13-6-1 性能要件 7-13-6-1-1 (略) 7-13-6-1-2 書面等による審査 (1) (略) (2) 指定自動車等に備えられているかじ取装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたかじ取装置であって、その機能を損なうおそれのある損傷のないものは、(1)の基準に適合するものとする。 <u>(新設) ※別添3「並行輸入自動車審査要領」別表第1から移動</u> 7-13-7 (略) 7-13-8 従前規定の適用④ 平成21年9月1日から平成24年6月30日までに製作された自動車(7-13-4(3)において7-13-7の規定が適用される自動車を除く。) については、7-13-1-2(1)の規定にかかわらず、平成23年6月23日付け国土交通省告示第670号による改正前の細目告示別添6「衝撃吸収式かじ取装置の技術基準」に適合するものであればよい。 この場合において、細目告示別添6「衝撃吸収式かじ取装置の技術基準」3.1.2.の規定中「協定規則第94号改訂版の補足第3改訂版規則5.2.2.の規定」を「平成19年1月30日付け国土交通省告示第89号による改正前の細目告示別添104「オフセット衝突時の乗員保護の技術基準」3.2.2.の規定」と、同別添3.2.1.の規定中「協定規則第94号改訂版の補足第3改訂版5.2.1.4.及び5.2.1.5.の規定」を「平成19年1月30日付け国土交通省告示第89号による改正前の細目告示別添104「オフセット衝突時の乗員保護の技術基準」3.2.1.4.及び3.2.1.5.の規定」と読み替えるものとする。(適用関係告示第7条第4項関係) <u>(新設) ※別添3「並行輸入自動車審査要領」別表第1から移動</u> 7-13-9～7-13-13 (略) 7-13-14 従前規定の適用⑩ 次に掲げる自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。) については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第7条第15項関係) ①～④ (略) ⑤ UN R79-04-<u>S4</u>の5.1.6.3.9.の適用を受けない自動車 7-13-14-1 (略)

新	旧
7-14 (略) 7-14 の 2 イモビライザ 7-14 の 2-1 (略) 7-14 の 2-2 性能要件 (書面等による審査) (1) 専ら乗用の用に供する自動車 (乗車定員 10 人以上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。) 及び貨物の運送の用に供する自動車 (車両総重量が 2t を超える自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。) に備えるイモビライザは、その作動により原動機その他運行に必要な装置の機能を確実に停止させ、かつ、安全な運行を妨げないものとして構造、施錠性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R162-00-<u>S5</u> の 5. (5. 4. 及び同規則の附則 7 に係る部分を除く。) に定める基準に適合するものでなければならない。 この場合において、視認等によりイモビライザが備えられていないと認められるときは、審査を省略することができる。(保安基準第 11 条の 2 第 3 項関係、細目告示第 92 条第 3 項関係) (2) (略) 7-14 の 2-3～7-14 の 2-4 (略) 7-14 の 2-5 従前規定の適用① 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 8 条第 9 項関係) ①～③ (略) 7-14 の 2-5-1 (略) 7-14 の 2-5-2 性能要件 (書面等による審査) (1) (略) (2) 指定自動車等に備えられたイモビライザと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたイモビライザであって、その機能を損なうおそれのある損傷等のないもの <u>又はこれに準ずる性能を有するイモビライザ</u> は、(1) の基準に適合するものとする。 <u>(3) UN R97、UN R116、欧州連合指令 74/61/EEC 又は欧州連合指令 95/56/EEC に適合するイモビライザであって、その機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、(2) に定める「これに準ずる性能を有するイモビライザ」とする。</u> 7-15トラック・バスの制動装置 7-15-1 (略) 7-15-2 性能要件 7-15-2-1 (略) 7-15-2-2 書面等による審査 (1) (略) (2) 制動装置は、次に掲げる自動車 (7-15 に規定する自動車に限る。) の区分に応じ、各々に定める基準に適合するものでなければならない。 ただし、指定自動車等以外の自動車にあっては、当分の間、①から③にかかわらず、	7-14 (略) 7-14 の 2 イモビライザ 7-14 の 2-1 (略) 7-14 の 2-2 性能要件 (書面等による審査) (1) 専ら乗用の用に供する自動車 (乗車定員 10 人以上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。) 及び貨物の運送の用に供する自動車 (車両総重量が 2t を超える自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。) に備えるイモビライザは、その作動により原動機その他運行に必要な装置の機能を確実に停止させ、かつ、安全な運行を妨げないものとして構造、施錠性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R162-00-<u>S4</u> の 5. (5. 4. 及び同規則の附則 7 に係る部分を除く。) に定める基準に適合するものでなければならない。 この場合において、視認等によりイモビライザが備えられていないと認められるときは、審査を省略することができる。(保安基準第 11 条の 2 第 3 項関係、細目告示第 92 条第 3 項関係) (2) (略) 7-14 の 2-3～7-14 の 2-4 (略) 7-14 の 2-5 従前規定の適用① 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 8 条第 9 項関係) ①～③ (略) 7-14 の 2-5-1 (略) 7-14 の 2-5-2 性能要件 (書面等による審査) (1) (略) (2) 指定自動車等に備えられたイモビライザと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたイモビライザであって、その機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。 <u>(新設) ※別添 3 「並行輸入自動車審査要領」別表第 1 から移動</u> 7-15トラック・バスの制動装置 7-15-1 (略) 7-15-2 性能要件 7-15-2-1 (略) 7-15-2-2 書面等による審査 (1) (略) (2) 制動装置は、次に掲げる自動車 (7-15 に規定する自動車に限る。) の区分に応じ、各々に定める基準に適合するものでなければならない。 ただし、指定自動車等以外の自動車にあっては、当分の間、①から③にかかわらず、

新	旧
④の基準に適合するものであればよい。(細目告示第 15 条第 2 項関係、細目告示第 93 条第 2 項関係、適用関係告示第 9 条第 37 項及び第 44 項関係) ① ②から④までに掲げる自動車以外のものにあつては、次のアからウまでに掲げる基準に適合すること。 ア 制動装置は、UN R13-13-<u>S1</u> の 5. 及び 6. (連結状態における制動性能に係る部分を除く。) に適合すること。 イ 走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置は、UN R13-13-<u>S1</u> 附則 13 に適合すること。 ウ 走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑り及び転覆を有効に防止することができる装置は、UN R13-13-<u>S1</u> 附則 21 に適合すること。 ② (略) ③ 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車(立席を有するものに限る。)であつて車両総重量が 5t を超えるものにあつては、次のアからウまでに掲げる基準に適合すること。 ア 制動装置は、UN R13-13-<u>S1</u> の 5. 及び 6. (連結状態における制動性能に係る部分を除く。) に適合すること。 イ 走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置は、UN R13-13-<u>S1</u> 附則 13 に適合すること。 ウ 走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑り及び転覆を有効に防止することができる装置を備える場合にあつては、UN R13-13-<u>S1</u> 附則 21 に適合すること。 ④ (略) (3) (略) <u>(4) 次に掲げる①から④までのいずれかに適合する制動装置は、細目告示別添 10「トラック及びバスの制動装置の技術基準」に準ずる性能を有するものとし、(2) ④アの基準に適合するものとする。</u> ① <u>欧州連合指令 71/320/EEC</u> ② <u>欧州連合指令 91/422/EEC</u> ③ <u>欧州連合指令 98/12/EEC</u> ④ <u>欧州連合指令 2002/78/EEC</u> <u>(5) FMVSS 135 又は CMVSS 135 のいずれかに適合する制動装置は、細目告示別添 10「トラック及びバスの制動装置の技術基準」中の駐車制動装置の動的性能試験を除き、当該技術基準に準ずる性能を有するものとする。</u> <u>(6) 車両タイプが MPV、TRUCK 又は BUS であり GVWR が 3,500kg (7,716 ポンド) を超え 4,536kg (10,000 ポンド) 以下の自動車として、FMVSS 105 又は CMVSS 105 のいずれかに適合した自動車であつて、車両総重量が 3,500kg 以下の液圧式ブレーキを備えた自動車は、細目告示別添 10「トラック及びバスの制動装置の技術基準」中の次に掲げる試験項目に限り準ずる性能を有するものとする。</u> ① <u>常温時制動試験</u> ② <u>常温時高速制動試験 (積載状態のみ (最高速度が 120km/h 以下又は 135km/h 以</u>	④の基準に適合するものであればよい。(細目告示第 15 条第 2 項関係、細目告示第 93 条第 2 項関係、適用関係告示第 9 条第 37 項及び第 44 項関係) ① ②から④までに掲げる自動車以外のものにあつては、次のアからウまでに掲げる基準に適合すること。 ア 制動装置は、UN R13-13 の 5. 及び 6. (連結状態における制動性能に係る部分を除く。) に適合すること。 イ 走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置は、UN R13-13 附則 13 に適合すること。 ウ 走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑り及び転覆を有効に防止することができる装置は、UN R13-13 附則 21 に適合すること。 ② (略) ③ 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車(立席を有するものに限る。)であつて車両総重量が 5t を超えるものにあつては、次のアからウまでに掲げる基準に適合すること。 ア 制動装置は、UN R13-13 の 5. 及び 6. (連結状態における制動性能に係る部分を除く。) に適合すること。 イ 走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置は、UN R13-13 附則 13 に適合すること。 ウ 走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑り及び転覆を有効に防止することができる装置を備える場合にあつては、UN R13-13 附則 21 に適合すること。 ④ (略) (3) (略) <u>(新設) ※別添 3「並行輸入自動車審査要領」別表第 1 から移動</u> <u>(新設) ※別添 3「並行輸入自動車審査要領」別表第 1 から移動</u> <u>(新設) ※別添 3「並行輸入自動車審査要領」別表第 1 から移動</u>

新	旧
<u>上の自動車に限る。))</u> ③ <u>フェード試験</u> ④ <u>制動液漏れ故障時制動試験及び制動液漏れ警報装置の作動試験</u> ⑤ <u>エネルギー故障時制動試験及びエネルギー故障警報装置の作動試験</u> ⑥ <u>可変式制動力配分装置故障時制動試験</u> ⑦ <u>ABS 故障警報装置の作動確認試験</u> ⑧ <u>駐車制動装置の静的性能試験</u> <u>(7) 車両タイプが MPV、TRUCK 又は BUS であり GVWR が 3,500kg (7,716 ポンド) を超え 4,536kg (10,000 ポンド) 以下の自動車として、FMVSS 105 又は CMVSS 105 のいずれかに適合した自動車であって、車両総重量が 3,500kg を超える液圧式ブレーキを備えた自動車は、細目告示別添 10「トラック及びバスの制動装置の技術基準」中の次に掲げる試験項目に限り準ずる性能を有するものとする。</u> ① <u>常温時制動試験（積載状態のみ）</u> ② <u>常温時高速制動試験（積載状態のみ）</u> ③ <u>制動液漏れ故障時制動試験及び制動液漏れ警報装置の作動試験</u> ④ <u>エネルギー故障時制動試験及びエネルギー故障警報装置の作動試験</u> ⑤ <u>可変式制動力配分装置故障時制動試験</u> ⑥ <u>ABS 故障警報装置の作動確認試験</u> ⑦ <u>駐車制動装置の静的性能試験</u> <u>(8) 車両タイプが MPV、TRUCK 又は BUS であり GVWR が 4,536kg (10,000 ポンド) を超える自動車として、FMVSS 105 又は CMVSS 105 のいずれかに適合した自動車であって、車両総重量が 4,536kg を超える液圧式ブレーキを備えた自動車は、細目告示別添 10「トラック及びバスの制動装置の技術基準」中の次に掲げる試験項目に限り準ずる性能を有するものとする。</u> ① <u>常温時高速制動試験</u> ② <u>ABS 故障警報装置の作動確認試験</u> <u>(9) 次に掲げる①から⑥までのいずれかに適合する制動装置は、細目告示別添 11「アンチロックブレーキシステムの技術基準」に準ずる性能を有するものとし、(2) ④イの基準に適合するものとする。</u> ① <u>欧州連合指令 71/320/EEC</u> ② <u>欧州連合指令 85/647/EEC</u> ③ <u>欧州連合指令 88/194/EEC</u> ④ <u>欧州連合指令 91/422/EEC</u> ⑤ <u>欧州連合指令 98/12/EEC</u> ⑥ <u>欧州連合指令 2002/78/EEC</u> 7-15-3 (略) 7-15-4 適用関係の整理 (1) ～ (11) (略) (12) <u>次に掲げる自動車のうち、</u>貨物の運送の用に供する自動車であって技術的最大許容質量が 12t を超えるもの（車軸の数が 4 のものであって、駆動軸が後輪の 2 の車軸の	<u>(新設) ※別添 3「並行輸入自動車審査要領」別表第 1 から移動</u> <u>(新設) ※別添 3「並行輸入自動車審査要領」別表第 1 から移動</u> <u>(新設) ※別添 3「並行輸入自動車審査要領」別表第 1 から移動</u> 7-15-3 (略) 7-15-4 適用関係の整理 (1) ～ (11) (略) (12) 貨物の運送の用に供する自動車であって、<u>技術的最大許容質量が 12t を超えるもの</u>（車軸の数が 4 のものであって、駆動軸が後輪の 2 の車軸のものであり、かつ、リム

新	旧
ものであり、かつ、リム径が19.5インチを超える車輪を備えるものに限る。) については、7-15-16 (従前<u>規定</u>の適用⑫) を適用する。(適用関係告示第9条第62項及び第63項関係) ①～④ (略) 7-15-5 (略) 7-15-6 従前規定の適用② 平成15年12月31日以前に製作された自動車であって、①及び②に掲げる被牽引自動車を牽引する自動車(専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人のものを除く。)については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第9条第3項第6号関係) ①～② (略) 7-15-6-1 (略) 7-15-6-2 性能要件 7-15-6-2-1 (略) 7-15-6-2-2 書面等による審査 (1) 制動装置は、<u>次の①及び②に掲げる基準に適合すること。</u> ただし、②に定める基準は、7-15-6-2-2 (2) ⑦に規定する自動車以外の自動車に備える制動装置には適用しない。 ① <u>平成19年6月29日付け国土交通省告示第854号による改正前の細目告示別添10「トラック及びバスの制動装置の技術基準」</u> ② <u>平成25年8月30日付け国土交通省告示第826号による改正前の細目告示別添11「アンチロックブレーキシステムの技術基準」</u> (2) ～ (3) (略) <u>(4) 次に掲げる①から④までのいずれかに適合する制動装置は、細目告示別添10「トラック及びバスの制動装置の技術基準」に準ずる性能を有するものとし、(1) ①の基準に適合するものとする。</u> ① <u>欧州連合指令71/320/EEC</u> ② <u>欧州連合指令91/422/EEC</u> ③ <u>欧州連合指令98/12/EEC</u> ④ <u>欧州連合指令2002/78/EEC</u> <u>(5) FMVSS 135 又は CMVSS 135 のいずれかに適合する制動装置は、細目告示別添10「トラック及びバスの制動装置の技術基準」中の駐車制動装置の動的性能試験を除き、当該技術基準に準ずる性能を有するものとする。</u> <u>(6) 車両タイプがMPV、TRUCK 又は BUS であり GVWRが3,500kg(7,716ポンド)を超え4,536kg(10,000ポンド)以下の自動車として、FMVSS 105 又は CMVSS 105 のいずれかに適合した自動車であって、車両総重量が3,500kg以下の液圧式ブレーキを備えた自動車は、</u>	径が19.5インチを超える車輪を備えるものに限る。) については、7-15-16 (従前の適用⑫) を適用する。(適用関係告示第9条第62項及び第63項関係) ①～④ (略) 7-15-5 (略) 7-15-6 従前規定の適用② 平成15年12月31日以前に製作された自動車であって、①及び②に掲げる被牽引自動車を牽引する自動車(専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人のものを除く。)については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第9条第3項第6号関係) ①～② (略) 7-15-6-1 (略) 7-15-6-2 性能要件 7-15-6-2-1 (略) 7-15-6-2-2 書面等による審査 (1) 制動装置は、<u>平成19年6月29日付け国土交通省告示第854号による改正前の細目告示別添10「トラック及びバスの制動装置の技術基準」及び平成25年8月30日付け国土交通省告示第826号による改正前の細目告示別添11「アンチロックブレーキシステムの技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。</u> ただし、<u>平成25年8月30日付け国土交通省告示第826号による改正前の細目告示別添11「アンチロックブレーキシステムの技術基準」</u>に定める基準は、7-15-6-2-2 (2) ⑦に規定する自動車以外の自動車に備える制動装置には適用しない。 <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> (2) ～ (3) (略) <u>(新設) ※別添3「並行輸入自動車審査要領」別表第1から移動</u> <u>(新設) ※別添3「並行輸入自動車審査要領」別表第1から移動</u> <u>(新設) ※別添3「並行輸入自動車審査要領」別表第1から移動</u>

新	旧
<u>細目告示別添 10「トラック及びバスの制動装置の技術基準」中の次に掲げる試験項目に限り準ずる性能を有するものとする。</u> ① <u>常温時制動試験</u> ② <u>常温時高速制動試験（積載状態のみ（最高速度が 120km/h 以下又は 135km/h 以上の自動車に限る。））</u> ③ <u>フェード試験</u> ④ <u>制動液漏れ故障時制動試験及び制動液漏れ警報装置の作動試験</u> ⑤ <u>エネルギー故障時制動試験及びエネルギー故障警報装置の作動試験</u> ⑥ <u>可変式制動力配分装置故障時制動試験</u> ⑦ <u>ABS 故障警報装置の作動確認試験</u> ⑧ <u>駐車制動装置の静的性能試験</u> <u>(7) 車両タイプが MPV、TRUCK 又は BUS であり GVWR が 3,500kg (7,716 ポンド) を超え 4,536kg (10,000 ポンド) 以下の自動車として、FMVSS 105 又は CMVSS 105 のいずれかに適合した自動車であって、車両総重量が 3,500kg を超える液圧式ブレーキを備えた自動車は、細目告示別添 10「トラック及びバスの制動装置の技術基準」中の次に掲げる試験項目に限り準ずる性能を有するものとする。</u> ① <u>常温時制動試験（積載状態のみ）</u> ② <u>常温時高速制動試験（積載状態のみ）</u> ③ <u>制動液漏れ故障時制動試験及び制動液漏れ警報装置の作動試験</u> ④ <u>エネルギー故障時制動試験及びエネルギー故障警報装置の作動試験</u> ⑤ <u>可変式制動力配分装置故障時制動試験</u> ⑥ <u>ABS 故障警報装置の作動確認試験</u> ⑦ <u>駐車制動装置の静的性能試験</u> <u>(8) 車両タイプが MPV、TRUCK 又は BUS であり GVWR が 4,536kg (10,000 ポンド) を超える自動車として、FMVSS 105 又は CMVSS 105 のいずれかに適合した自動車であって、車両総重量が 4,536kg を超える液圧式ブレーキを備えた自動車は、細目告示別添 10「トラック及びバスの制動装置の技術基準」中の次に掲げる試験項目に限り準ずる性能を有するものとする。</u> ① <u>常温時高速制動試験</u> ② <u>ABS 故障警報装置の作動確認試験</u> <u>(9) 次に掲げる①から⑥までのいずれかに適合する制動装置は、細目告示別添 11「アンチロックブレーキシステムの技術基準」に準ずる基準を有するものとし、(1) ②の基準に適合するものとする。</u> ① <u>欧州連合指令 71/320/EEC</u> ② <u>欧州連合指令 85/647/EEC</u> ③ <u>欧州連合指令 88/194/EEC</u> ④ <u>欧州連合指令 91/422/EEC</u> ⑤ <u>欧州連合指令 98/12/EEC</u> ⑥ <u>欧州連合指令 2002/78/EEC</u> 7-15-7 従前規定の適用③	(新設) ※別添 3「並行輸入自動車審査要領」別表第 1 から移動 (新設) ※別添 3「並行輸入自動車審査要領」別表第 1 から移動 (新設) ※別添 3「並行輸入自動車審査要領」別表第 1 から移動 7-15-7 従前規定の適用③

新	旧
平成 15 年 12 月 31 日以前に製作された自動車（専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員 10 人のものを除く。）については、次の基準に適合するものであればよい。 （適用関係告示第 9 条第 1 項第 1 号関係） 7-15-7-1（略） 7-15-7-2 性能要件 7-15-7-2-1（略） 7-15-7-2-2 書面等による審査 (1) 制動装置は、<u>次の①及び②に掲げる基準に適合すること。</u> ただし、<u>②に定める基準は、7-15-7-2-2 (2) ⑦に規定する自動車以外の自動車に備える制動装置には適用しない。</u> <u>① 平成 19 年 6 月 29 日付け国土交通省告示第 854 号による改正前の細目告示別添 10「トラック及びバスの制動装置の技術基準」</u> <u>② 平成 25 年 8 月 30 日付け国土交通省告示第 826 号による改正前の細目告示別添 11「アンチロックブレーキシステムの技術基準」</u> (2) ～ (3)（略） <u>(4) 次に掲げる①から④までのいずれかに適合する制動装置は、細目告示別添 10「トラック及びバスの制動装置の技術基準」に準ずる性能を有するものとし、(1) ①の基準に適合するものとする。</u> <u>① 欧州連合指令 71/320/EEC</u> <u>② 欧州連合指令 91/422/EEC</u> <u>③ 欧州連合指令 98/12/EEC</u> <u>④ 欧州連合指令 2002/78/EEC</u> <u>(5) FMVSS 135 又は CMVSS 135 のいずれかに適合する制動装置は、細目告示別添 10「トラック及びバスの制動装置の技術基準」中の駐車制動装置の動的性能試験を除き、当該技術基準に準ずる性能を有するものとする。</u> <u>(6) 車両タイプが MPV、TRUCK 又は BUS であり GVWR が 3,500kg (7,716 ポンド) を超え 4,536kg (10,000 ポンド) 以下の自動車として、FMVSS 105 又は CMVSS 105 のいずれかに適合した自動車であつて、車両総重量が 3,500kg 以下の液圧式ブレーキを備えた自動車は、細目告示別添 10「トラック及びバスの制動装置の技術基準」中の次に掲げる試験項目に限り準ずる性能を有するものとする。</u> <u>① 常温時制動試験</u> <u>② 常温時高速制動試験（積載状態のみ（最高速度が 120km/h 以下又は 135km/h 以上の自動車に限る。））</u> <u>③ フェード試験</u> <u>④ 制動液漏れ故障時制動試験及び制動液漏れ警報装置の作動試験</u> <u>⑤ エネルギー故障時制動試験及びエネルギー故障警報装置の作動試験</u>	平成 15 年 12 月 31 日以前に製作された自動車（専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員 10 人のものを除く。）については、次の基準に適合するものであればよい。 （適用関係告示第 9 条第 1 項第 1 号関係） 7-15-7-1（略） 7-15-7-2 性能要件 7-15-7-2-1（略） 7-15-7-2-2 書面等による審査 (1) 制動装置は、<u>平成 19 年 6 月 29 日付け国土交通省告示第 854 号による改正前の細目告示別添 10「トラック及びバスの制動装置の技術基準」及び平成 25 年 8 月 30 日付け国土交通省告示第 826 号による改正前の細目告示別添 11「アンチロックブレーキシステムの技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。</u> ただし、<u>平成 25 年 8 月 30 日付け国土交通省告示第 826 号による改正前の細目告示別添 11「アンチロックブレーキシステムの技術基準」に定める基準は、7-15-7-2-2 (2) ⑦に規定する自動車以外の自動車に備える制動装置には適用しない。</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> (2) ～ (3)（略） <u>(新設) ※別添 3「並行輸入自動車審査要領」別表第 1 から移動</u> <u>(新設) ※別添 3「並行輸入自動車審査要領」別表第 1 から移動</u> <u>(新設) ※別添 3「並行輸入自動車審査要領」別表第 1 から移動</u>

新	旧
<u>⑥ 可変式制動力配分装置故障時制動試験</u> <u>⑦ ABS 故障警報装置の作動確認試験</u> <u>⑧ 駐車制動装置の静的性能試験</u> <u>(7) 車両タイプが MPV、TRUCK 又は BUS であり GVWR が 3,500kg (7,716 ポンド) を超え 4,536kg (10,000 ポンド) 以下の自動車として、FMVSS 105 又は CMVSS 105 のいずれかに適合した自動車であって、車両総重量が 3,500kg を超える液圧式ブレーキを備えた自動車は、細目告示別添 10「トラック及びバスの制動装置の技術基準」中の次に掲げる試験項目に限り準ずる性能を有するものとする。</u> <u>① 常温時制動試験（積載状態のみ）</u> <u>② 常温時高速制動試験（積載状態のみ）</u> <u>③ 制動液漏れ故障時制動試験及び制動液漏れ警報装置の作動試験</u> <u>④ エネルギー故障時制動試験及びエネルギー故障警報装置の作動試験</u> <u>⑤ 可変式制動力配分装置故障時制動試験</u> <u>⑥ ABS 故障警報装置の作動確認試験</u> <u>⑦ 駐車制動装置の静的性能試験</u> <u>(8) 車両タイプが MPV、TRUCK 又は BUS であり GVWR が 4,536kg (10,000 ポンド) を超える自動車として、FMVSS 105 又は CMVSS 105 のいずれかに適合した自動車であって、車両総重量が 4,536kg を超える液圧式ブレーキを備えた自動車は、細目告示別添 10「トラック及びバスの制動装置の技術基準」中の次に掲げる試験項目に限り準ずる性能を有するものとする。</u> <u>① 常温時高速制動試験</u> <u>② ABS 故障警報装置の作動確認試験</u> <u>(9) 次に掲げる①から⑥までのいずれかに適合する制動装置は、細目告示別添 11「アンチロックブレーキシステムの技術基準」に準ずる性能を有するものとし、(1) ②の基準に適合するものとする。</u> <u>① 欧州連合指令 71/320/EEC</u> <u>② 欧州連合指令 85/647/EEC</u> <u>③ 欧州連合指令 88/194/EEC</u> <u>④ 欧州連合指令 91/422/EEC</u> <u>⑤ 欧州連合指令 98/12/EEC</u> <u>⑥ 欧州連合指令 2002/78/EEC</u> 7-15-8 (略) 7-15-9 従前規定の適用⑤ 次に掲げる三輪自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 9 条第 10 項関係) ①～③ (略) 7-15-9-1 (略) 7-15-9-2 性能要件 7-15-9-2-1 (略) 7-15-9-2-2 書面等による審査	<u>(新設) ※別添 3「並行輸入自動車審査要領」別表第 1 から移動</u> <u>(新設) ※別添 3「並行輸入自動車審査要領」別表第 1 から移動</u> <u>(新設) ※別添 3「並行輸入自動車審査要領」別表第 1 から移動</u> 7-15-8 (略) 7-15-9 従前規定の適用⑤ 次に掲げる三輪自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 9 条第 10 項関係) ①～③ (略) 7-15-9-1 (略) 7-15-9-2 性能要件 7-15-9-2-1 (略) 7-15-9-2-2 書面等による審査

新	旧
(1) 制動装置は、<u>次の①及び②に掲げる基準に適合すること。</u> ただし、<u>②に定める基準は、7-15-9-2-2 (2) ④に規定する自動車以外の自動車に備える制動装置には適用しない。</u> <u>① 平成 19 年 6 月 29 日付け国土交通省告示第 854 号による改正前の細目告示別添 10「トラック及びバスの制動装置の技術基準」</u> <u>② 平成 25 年 8 月 30 日付け国土交通省告示第 826 号による改正前の細目告示別添 11「アンチロックブレーキシステムの技術基準」</u> (2) ～ (3) (略) <u>(4) 次に掲げる①から④までのいずれかに適合する制動装置は、細目告示別添 10「トラック及びバスの制動装置の技術基準」に準ずる性能を有するものとし、(1) ①の基準に適合するものとする。</u> <u>① 欧州連合指令 71/320/EEC</u> <u>② 欧州連合指令 91/422/EEC</u> <u>③ 欧州連合指令 98/12/EEC</u> <u>④ 欧州連合指令 2002/78/EEC</u> <u>(5) FMVSS 135 又は CMVSS 135 のいずれかに適合する制動装置は、細目告示別添 10「トラック及びバスの制動装置の技術基準」中の駐車制動装置の動的性能試験を除き、当該技術基準に準ずる性能を有するものとする。</u> <u>(6) 車両タイプが MPV、TRUCK 又は BUS であり GVWR が 3,500kg (7,716 ポンド) を超え 4,536kg (10,000 ポンド) 以下の自動車として、FMVSS 105 又は CMVSS 105 のいずれかに適合した自動車であって、車両総重量が 3,500kg 以下の液圧式ブレーキを備えた自動車は、細目告示別添 10「トラック及びバスの制動装置の技術基準」中の次に掲げる試験項目に限り準ずる性能を有するものとする。</u> <u>① 常温時制動試験</u> <u>② 常温時高速制動試験（積載状態のみ（最高速度が 120km/h 以下又は 135km/h 以上の自動車に限る。））</u> <u>③ フェード試験</u> <u>④ 制動液漏れ故障時制動試験及び制動液漏れ警報装置の作動試験</u> <u>⑤ エネルギー故障時制動試験及びエネルギー故障警報装置の作動試験</u> <u>⑥ 可変式制動力配分装置故障時制動試験</u> <u>⑦ ABS 故障警報装置の作動確認試験</u> <u>⑧ 駐車制動装置の静的性能試験</u> <u>(7) 車両タイプが MPV、TRUCK 又は BUS であり GVWR が 3,500kg (7,716 ポンド) を超え 4,536kg (10,000 ポンド) 以下の自動車として、FMVSS 105 又は CMVSS 105 のいずれかに適合した自動車であって、車両総重量が 3,500kg を超える液圧式ブレーキを備えた自動車は、細目告示別添 10「トラック及びバスの制動装置の技術基準」中の次に掲げる試験</u>	(1) 制動装置は、<u>平成 19 年 6 月 29 日付け国土交通省告示第 854 号による改正前の細目告示別添 10「トラック及びバスの制動装置の技術基準」及び平成 25 年 8 月 30 日付け国土交通省告示第 826 号による改正前の細目告示別添 11「アンチロックブレーキシステムの技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。</u> ただし、<u>平成 25 年 8 月 30 日付け国土交通省告示第 826 号による改正前の細目告示別添 11「アンチロックブレーキシステムの技術基準」に定める基準は、7-15-9-2-2 (2) ④に規定する自動車以外の自動車に備える制動装置には適用しない。</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> (2) ～ (3) (略) <u>(新設) ※別添 3「並行輸入自動車審査要領」別表第 1 から移動</u> <u>(新設) ※別添 3「並行輸入自動車審査要領」別表第 1 から移動</u> <u>(新設) ※別添 3「並行輸入自動車審査要領」別表第 1 から移動</u> <u>(新設) ※別添 3「並行輸入自動車審査要領」別表第 1 から移動</u> <u>(新設) ※別添 3「並行輸入自動車審査要領」別表第 1 から移動</u>

新	旧
<u>項目に限り準ずる性能を有するものとする。</u> ① <u>常温時制動試験（積載状態のみ）</u> ② <u>常温時高速制動試験（積載状態のみ）</u> ③ <u>制動液漏れ故障時制動試験及び制動液漏れ警報装置の作動試験</u> ④ <u>エネルギー故障時制動試験及びエネルギー故障警報装置の作動試験</u> ⑤ <u>可変式制動力配分装置故障時制動試験</u> ⑥ <u>ABS 故障警報装置の作動確認試験</u> ⑦ <u>駐車制動装置の静的性能試験</u> (8) <u>車両タイプが MPV、TRUCK 又は BUS であり GVWR が 4,536kg（10,000 ポンド）を超える自動車として、FMVSS 105 又は CMVSS 105 のいずれかに適合した自動車であって、車両総重量が 4,536kg を超える液圧式ブレーキを備えた自動車は、細目告示別添 10「トラック及びバスの制動装置の技術基準」中の次に掲げる試験項目に限り準ずる性能を有するものとする。</u> ① <u>常温時高速制動試験</u> ② <u>ABS 故障警報装置の作動確認試験</u> (9) <u>次に掲げる①から⑥までのいずれかに適合する制動装置は、細目告示別添 11「アンチロックブレーキシステムの技術基準」に準ずる性能を有するものとし、(1) ②の基準に適合するものとする。</u> ① <u>欧州連合指令 71/320/EEC</u> ② <u>欧州連合指令 85/647/EEC</u> ③ <u>欧州連合指令 88/194/EEC</u> ④ <u>欧州連合指令 91/422/EEC</u> ⑤ <u>欧州連合指令 98/12/EEC</u> ⑥ <u>欧州連合指令 2002/78/EEC</u> 7-15-10 従前規定の適用⑥ 貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量 3.5t 以下のもののうち、平成 21 年 11 月 9 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 9 条第 13 項関係） 7-15-10-1 （略） 7-15-10-2 性能要件 7-15-10-2-1 （略） 7-15-10-2-2 書面等による審査 (1) （略） (2) 制動装置は、<u>次の①及び②に掲げる基準に適合すること。</u> ただし、②に定める基準は、7-15-10-2-2 (3) ④に規定する自動車以外の自動車に備える制動装置には適用しない。	(新設) <u>※別添 3「並行輸入自動車審査要領」別表第 1 から移動</u> (新設) <u>※別添 3「並行輸入自動車審査要領」別表第 1 から移動</u> 7-15-10 従前規定の適用⑥ 貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量 3.5t 以下のもののうち、平成 21 年 11 月 9 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 9 条第 13 項関係） 7-15-10-1 （略） 7-15-10-2 性能要件 7-15-10-2-1 （略） 7-15-10-2-2 書面等による審査 (1) （略） (2) 制動装置は、<u>平成 19 年 11 月 9 日付け国土交通省告示第 1490 号による改正前の細目告示別添 10「トラック及びバスの制動装置の技術基準」及び平成 25 年 8 月 30 日付け国土交通省告示第 826 号による改正前の細目告示別添 11「アンチロックブレーキシステムの技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。</u> ただし、平成 25 年 8 月 30 日付け国土交通省告示第 826 号による改正前の及び細目告示別添 11「アンチロックブレーキシステムの技術基準」に定める基準は、7-15-10-2-2 (3) ④に規定する自動車以外の自動車に備える制動装置には適用しない。

新	旧
<u>① 平成 19 年 11 月 9 日付け国土交通省告示第 1490 号による改正前の細目告示別添 10「トラック及びバスの制動装置の技術基準」</u> <u>② 平成 25 年 8 月 30 日付け国土交通省告示第 826 号による改正前の細目告示別添 11「アンチロックブレーキシステムの技術基準」</u> (3) ～ (4) (略) <u>(5) 次に掲げる①から④までのいずれかに適合する制動装置は、細目告示別添 10「トラック及びバスの制動装置の技術基準」に準ずる性能を有するものとし、(2) ①の基準に適合するものとする。</u> <u>① 欧州連合指令 71/320/EEC</u> <u>② 欧州連合指令 91/422/EEC</u> <u>③ 欧州連合指令 98/12/EEC</u> <u>④ 欧州連合指令 2002/78/EEC</u> <u>(6) FMVSS 135 又は CMVSS 135 のいずれかに適合する制動装置は、細目告示別添 10「トラック及びバスの制動装置の技術基準」中の駐車制動装置の動的性能試験を除き、当該技術基準に準ずる性能を有するものとする。</u> <u>(7) 車両タイプが MPV、TRUCK 又は BUS であり GVWR が 3,500kg (7,716 ポンド) を超え 4,536kg (10,000 ポンド) 以下の自動車として、FMVSS 105 又は CMVSS 105 のいずれかに適合した自動車であって、車両総重量が 3,500kg 以下の液圧式ブレーキを備えた自動車は、細目告示別添 10「トラック及びバスの制動装置の技術基準」中の次に掲げる試験項目に限り準ずる性能を有するものとする。</u> <u>① 常温時制動試験</u> <u>② 常温時高速制動試験（積載状態のみ（最高速度が 120km/h 以下又は 135km/h 以上の自動車に限る。））</u> <u>③ フェード試験</u> <u>④ 制動液漏れ故障時制動試験及び制動液漏れ警報装置の作動試験</u> <u>⑤ エネルギー故障時制動試験及びエネルギー故障警報装置の作動試験</u> <u>⑥ 可変式制動力配分装置故障時制動試験</u> <u>⑦ ABS 故障警報装置の作動確認試験</u> <u>⑧ 駐車制動装置の静的性能試験</u> <u>(8) 車両タイプが MPV、TRUCK 又は BUS であり GVWR が 3,500kg (7,716 ポンド) を超え 4,536kg (10,000 ポンド) 以下の自動車として、FMVSS 105 又は CMVSS 105 のいずれかに適合した自動車であって、車両総重量が 3,500kg を超える液圧式ブレーキを備えた自動車は、細目告示別添 10「トラック及びバスの制動装置の技術基準」中の次に掲げる試験項目に限り準ずる性能を有するものとする。</u> <u>① 常温時制動試験（積載状態のみ）</u> <u>② 常温時高速制動試験（積載状態のみ）</u> <u>③ 制動液漏れ故障時制動試験及び制動液漏れ警報装置の作動試験</u> <u>④ エネルギー故障時制動試験及びエネルギー故障警報装置の作動試験</u> <u>⑤ 可変式制動力配分装置故障時制動試験</u> <u>⑥ ABS 故障警報装置の作動確認試験</u>	<u>(新設)</u> <u>(新設)</u> (3) ～ (4) (略) <u>(新設) ※別添 3「並行輸入自動車審査要領」別表第 1 から移動</u> <u>(新設) ※別添 3「並行輸入自動車審査要領」別表第 1 から移動</u> <u>(新設) ※別添 3「並行輸入自動車審査要領」別表第 1 から移動</u> <u>(新設) ※別添 3「並行輸入自動車審査要領」別表第 1 から移動</u> <u>(新設) ※別添 3「並行輸入自動車審査要領」別表第 1 から移動</u>

新	旧
② <u>平成 25 年 8 月 30 日付け国土交通省告示第 826 号による改正前の細目告示別添 11「アンチロックブレーキシステムの技術基準」</u> (3) ～ (4) (略) <u>(5) 次に掲げる①から④までのいずれかに適合する制動装置は、細目告示別添 10「トラック及びバスの制動装置の技術基準」に準ずる性能を有するものとし、(2) ①の基準に適合するものとする。</u> ① 欧州連合指令 71/320/EEC ② 欧州連合指令 91/422/EEC ③ 欧州連合指令 98/12/EEC ④ 欧州連合指令 2002/78/EEC <u>(6) FMVSS 135 又は CMVSS 135 のいずれかに適合する制動装置は、細目告示別添 10「トラック及びバスの制動装置の技術基準」中の駐車制動装置の動的性能試験を除き、当該技術基準に準ずる性能を有するものとする。</u> <u>(7) 車両タイプが MPV、TRUCK 又は BUS であり GVWR が 3,500kg (7,716 ポンド) を超え 4,536kg (10,000 ポンド) 以下の自動車として、FMVSS 105 又は CMVSS 105 のいずれかに適合した自動車であって、車両総重量が 3,500kg 以下の液圧式ブレーキを備えた自動車は、細目告示別添 10「トラック及びバスの制動装置の技術基準」中の次に掲げる試験項目に限り準ずる性能を有するものとする。</u> ① 常温時制動試験 ② 常温時高速制動試験（積載状態のみ（最高速度が 120km/h 以下又は 135km/h 以上の自動車に限る。）） ③ フェード試験 ④ 制動液漏れ故障時制動試験及び制動液漏れ警報装置の作動試験 ⑤ エネルギー故障時制動試験及びエネルギー故障警報装置の作動試験 ⑥ 可変式制動力配分装置故障時制動試験 ⑦ ABS 故障警報装置の作動確認試験 ⑧ 駐車制動装置の静的性能試験 <u>(8) 車両タイプが MPV、TRUCK 又は BUS であり GVWR が 3,500kg (7,716 ポンド) を超え 4,536kg (10,000 ポンド) 以下の自動車として、FMVSS 105 又は CMVSS 105 のいずれかに適合した自動車であって、車両総重量が 3,500kg を超える液圧式ブレーキを備えた自動車は、細目告示別添 10「トラック及びバスの制動装置の技術基準」中の次に掲げる試験項目に限り準ずる性能を有するものとする。</u> ① 常温時制動試験（積載状態のみ） ② 常温時高速制動試験（積載状態のみ） ③ 制動液漏れ故障時制動試験及び制動液漏れ警報装置の作動試験 ④ エネルギー故障時制動試験及びエネルギー故障警報装置の作動試験 ⑤ 可変式制動力配分装置故障時制動試験	<u>ただし、平成 25 年 8 月 30 日付け国土交通省告示第 826 号による改正前の細目告示別添 11「アンチロックブレーキシステムの技術基準」に定める基準は、(3) ④に規定する自動車以外の自動車に備える制動装置には適用しない。</u> ② <u>7-16-4 (6) から (9) に掲げる適用関係の整理に応じて適用する規定のうち、「書面等による審査」に定める基準又は 7-16-2-2 の基準に適合すること。</u> (3) ～ (4) (略) <u>(新設) ※別添 3「並行輸入自動車審査要領」別表第 1 から移動</u> <u>(新設) ※別添 3「並行輸入自動車審査要領」別表第 1 から移動</u> <u>(新設) ※別添 3「並行輸入自動車審査要領」別表第 1 から移動</u> <u>(新設) ※別添 3「並行輸入自動車審査要領」別表第 1 から移動</u>

新	旧
⑥ ABS 故障警報装置の作動確認試験 ⑦ 駐車制動装置の静的性能試験 (9) 車両タイプが MPV、TRUCK 又は BUS であり GVWR が 4,536kg (10,000 ポンド) を超える自動車として、FMVSS 105 又は CMVSS 105 のいずれかに適合した自動車であって、車両総重量が 4,536kg を超える液圧式ブレーキを備えた自動車は、細目告示別添 10「トラック及びバスの制動装置の技術基準」中の次に掲げる試験項目に限り準ずる性能を有するものとする。 ① 常温時高速制動試験 ② ABS 故障警報装置の作動確認試験 (10) 次に掲げる①から⑥までのいずれかに適合する制動装置は、細目告示別添 11「アンチロックブレーキシステムの技術基準」に準ずる性能を有するものとし、(2) ②の基準に適合するものとする。 ① 欧州連合指令 71/320/EEC ② 欧州連合指令 85/647/EEC ③ 欧州連合指令 88/194/EEC ④ 欧州連合指令 91/422/EEC ⑤ 欧州連合指令 98/12/EEC ⑥ 欧州連合指令 2002/78/EEC 【制動装置：UN R13 適用（車両安定性制御装置（EVSC）任意装備）】 7-15-12 従前規定の適用⑧ 次表に掲げる自動車のうち次に掲げるものについては、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 9 条第 33 項、第 34 項、第 35 項、第 36 項、第 44 項関係) ①～③ (略) 7-15-12-1 (略) 7-15-12-2 性能要件 7-15-12-2-1 (略) 7-15-12-2-2 書面等による審査 (1) ～ (3) (略) (4) 次に掲げる①から④までのいずれかに適合する制動装置は、細目告示別添 10「トラック及びバスの制動装置の技術基準」に準ずる性能を有するものとし、(2) ④アの基準に適合するものとする。 ① 欧州連合指令 71/320/EEC ② 欧州連合指令 91/422/EEC ③ 欧州連合指令 98/12/EEC ④ 欧州連合指令 2002/78/EEC (5) FMVSS 135 又は CMVSS 135 のいずれかに適合する制動装置は、細目告示別添 10「トラック及びバスの制動装置の技術基準」中の駐車制動装置の動的性能試験を除き、当該技術基準に準ずる性能を有するものとする。 (6) 車両タイプが MPV、TRUCK 又は BUS であり GVWR が 3,500kg (7,716 ポンド) を超え 4,536kg (10,000 ポンド) 以下の自動車として、FMVSS 105 又は CMVSS 105 のいずれかに適合	(新設) ※別添 3「並行輸入自動車審査要領」別表第 1 から移動 (新設) ※別添 3「並行輸入自動車審査要領」別表第 1 から移動 【制動装置：UN R13 適用（車両安定性制御装置（EVSC）任意装備）】 7-15-12 従前規定の適用⑧ 次表に掲げる自動車のうち次に掲げるものについては、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 9 条第 33 項、第 34 項、第 35 項、第 36 項、第 44 項関係) ①～③ (略) 7-15-12-1 (略) 7-15-12-2 性能要件 7-15-12-2-1 (略) 7-15-12-2-2 書面等による審査 (1) ～ (3) (略) (新設) ※別添 3「並行輸入自動車審査要領」別表第 1 から移動 (新設) ※別添 3「並行輸入自動車審査要領」別表第 1 から移動 (新設) ※別添 3「並行輸入自動車審査要領」別表第 1 から移動 (新設) ※別添 3「並行輸入自動車審査要領」別表第 1 から移動

新	旧
<u>した自動車であって、車両総重量が3,500kg以下の液圧式ブレーキを備えた自動車は、細目告示別添10「トラック及びバスの制動装置の技術基準」中の次に掲げる試験項目に限り準ずる性能を有するものとする。</u> ① 常温時制動試験 ② 常温時高速制動試験（積載状態のみ（最高速度が120km/h以下又は135km/h以上の自動車に限る。）） ③ フェード試験 ④ 制動液漏れ故障時制動試験及び制動液漏れ警報装置の作動試験 ⑤ エネルギー故障時制動試験及びエネルギー故障警報装置の作動試験 ⑥ 可変式制動力配分装置故障時制動試験 ⑦ ABS故障警報装置の作動確認試験 ⑧ 駐車制動装置の静的性能試験 <u>(7) 車両タイプがMPV、TRUCK又はBUSでありGVWRが3,500kg(7,716ポンド)を超え4,536kg(10,000ポンド)以下の自動車として、FMVSS 105又はCMVSS 105のいずれかに適合した自動車であって、車両総重量が3,500kgを超える液圧式ブレーキを備えた自動車は、細目告示別添10「トラック及びバスの制動装置の技術基準」中の次に掲げる試験項目に限り準ずる性能を有するものとする。</u> ① 常温時制動試験（積載状態のみ） ② 常温時高速制動試験（積載状態のみ） ③ 制動液漏れ故障時制動試験及び制動液漏れ警報装置の作動試験 ④ エネルギー故障時制動試験及びエネルギー故障警報装置の作動試験 ⑤ 可変式制動力配分装置故障時制動試験 ⑥ ABS故障警報装置の作動確認試験 ⑦ 駐車制動装置の静的性能試験 <u>(8) 車両タイプがMPV、TRUCK又はBUSでありGVWRが4,536kg(10,000ポンド)を超える自動車として、FMVSS 105又はCMVSS 105のいずれかに適合した自動車であって、車両総重量が4,536kgを超える液圧式ブレーキを備えた自動車は、細目告示別添10「トラック及びバスの制動装置の技術基準」中の次に掲げる試験項目に限り準ずる性能を有するものとする。</u> ① 常温時高速制動試験 ② ABS故障警報装置の作動確認試験 <u>(9) 次に掲げる①から⑥までのいずれかに適合する制動装置は、細目告示別添11「アンチロックブレーキシステムの技術基準」に準ずる性能を有するものとし、(2)④イの基準に適合するものとする。</u> ① 欧州連合指令71/320/EEC ② 欧州連合指令85/647/EEC ③ 欧州連合指令88/194/EEC ④ 欧州連合指令91/422/EEC ⑤ 欧州連合指令98/12/EEC ⑥ 欧州連合指令2002/78/EEC	(新設) ※別添3「並行輸入自動車審査要領」別表第1から移動 (新設) ※別添3「並行輸入自動車審査要領」別表第1から移動 (新設) ※別添3「並行輸入自動車審査要領」別表第1から移動

新	旧
7-15-13 (略) 【車両安定性制御装置 (EVSC) 装備義務の除外】 7-15-14 従前規定の適用⑩ 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第9条第37項及び第52項関係) ①～④ (略) 7-15-14-1 (略) 7-15-14-2 性能要件 7-15-14-2-1 (略) 7-15-14-2-2 書面等による審査 (1) ～ (3) (略) <u>(4) 次に掲げる①から④までのいずれかに適合する制動装置は、細目告示別添 10「トラック及びバスの制動装置の技術基準」に準ずる性能を有するものとし、(2) ②アの基準に適合するものとする。</u> ① 欧州連合指令 71/320/EEC ② 欧州連合指令 91/422/EEC ③ 欧州連合指令 98/12/EEC ④ 欧州連合指令 2002/78/EEC <u>(5) FMVSS 135 又は CMVSS 135 のいずれかに適合する制動装置は、細目告示別添 10「トラック及びバスの制動装置の技術基準」中の駐車制動装置の動的性能試験を除き、当該技術基準に準ずる性能を有するものとする。</u> <u>(6) 車両タイプがMPV、TRUCK又はBUSでありGVWRが3,500kg(7,716ポンド)を超え4,536kg(10,000ポンド)以下の自動車として、FMVSS 105 又は CMVSS 105 のいずれかに適合した自動車であって、車両総重量が3,500kg以下の液圧式ブレーキを備えた自動車は、細目告示別添 10「トラック及びバスの制動装置の技術基準」中の次に掲げる試験項目に限り準ずる性能を有するものとする。</u> ① 常温時制動試験 ② 常温時高速制動試験（積載状態のみ（最高速度が120km/h以下又は135km/h以上の自動車に限る。）） ③ フェード試験 ④ 制動液漏れ故障時制動試験及び制動液漏れ警報装置の作動試験 ⑤ エネルギー故障時制動試験及びエネルギー故障警報装置の作動試験 ⑥ 可変式制動力配分装置故障時制動試験 ⑦ ABS 故障警報装置の作動確認試験 ⑧ 駐車制動装置の静的性能試験 <u>(7) 車両タイプがMPV、TRUCK又はBUSでありGVWRが3,500kg(7,716ポンド)を超え4,536kg(10,000ポンド)以下の自動車として、FMVSS 105 又は CMVSS 105 のいずれかに適合した自動車であって、車両総重量が3,500kgを超える液圧式ブレーキを備えた自動車は、細目告示別添 10「トラック及びバスの制動装置の技術基準」中の次に掲げる試験項目に限り準ずる性能を有するものとする。</u>	7-15-13 (略) 【車両安定性制御装置 (EVSC) 装備義務の除外】 7-15-14 従前規定の適用⑩ 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第9条第37項及び第52項関係) ①～④ (略) 7-15-14-1 (略) 7-15-14-2 性能要件 7-15-14-2-1 (略) 7-15-14-2-2 書面等による審査 (1) ～ (3) (略) <u>(新設) ※別添 3「並行輸入自動車審査要領」別表第1から移動</u> <u>(新設) ※別添 3「並行輸入自動車審査要領」別表第1から移動</u> <u>(新設) ※別添 3「並行輸入自動車審査要領」別表第1から移動</u> <u>(新設) ※別添 3「並行輸入自動車審査要領」別表第1から移動</u>

新	旧
① <u>常温時制動試験（積載状態のみ）</u> ② <u>常温時高速制動試験（積載状態のみ）</u> ③ <u>制動液漏れ故障時制動試験及び制動液漏れ警報装置の作動試験</u> ④ <u>エネルギー故障時制動試験及びエネルギー故障警報装置の作動試験</u> ⑤ <u>可変式制動力配分装置故障時制動試験</u> ⑥ <u>ABS 故障警報装置の作動確認試験</u> ⑦ <u>駐車制動装置の静的性能試験</u> (8) <u>車両タイプが MPV、TRUCK 又は BUS であり GVWR が 4,536kg（10,000 ポンド）を超える自動車として、FMVSS 105 又は CMVSS 105 のいずれかに適合した自動車であって、車両総重量が 4,536kg を超える液圧式ブレーキを備えた自動車は、細目告示別添 10「トラック及びバスの制動装置の技術基準」中の次に掲げる試験項目に限り準ずる性能を有するものとする。</u> ① <u>常温時高速制動試験</u> ② <u>ABS 故障警報装置の作動確認試験</u> (9) <u>次に掲げる①から⑥までのいずれかに適合する制動装置は、細目告示別添 11「アンチロックブレーキシステムの技術基準」に準ずる性能を有するものとし、(2) ②イの基準に適合するものとする。</u> ① <u>欧州連合指令 71/320/EEC</u> ② <u>欧州連合指令 85/647/EEC</u> ③ <u>欧州連合指令 88/194/EEC</u> ④ <u>欧州連合指令 91/422/EEC</u> ⑤ <u>欧州連合指令 98/12/EEC</u> ⑥ <u>欧州連合指令 2002/78/EEC</u> 7-15-15 従前規定の適用⑩ 次に掲げる自動車のうち電動駐車制動装置を備えるものについては、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 9 条第 60 項関係） ①～④（略） 7-15-15-1（略） 7-15-15-2 性能要件 7-15-15-2-1（略） 7-15-15-2-2 書面等による審査 (1) ～ (3)（略） <u>(4) 次に掲げる①から④までのいずれかに適合する制動装置は、細目告示別添 10「トラック及びバスの制動装置の技術基準」に準ずる性能を有するものとし、(2) ④アの基準に適合するものとする。</u> ① <u>欧州連合指令 71/320/EEC</u> ② <u>欧州連合指令 91/422/EEC</u> ③ <u>欧州連合指令 98/12/EEC</u> ④ <u>欧州連合指令 2002/78/EEC</u> <u>(5) FMVSS 135 又は CMVSS 135 のいずれかに適合する制動装置は、細目告示別添 10「ト</u>	<u>(新設) ※別添 3「並行輸入自動車審査要領」別表第 1 から移動</u> <u>(新設) ※別添 3「並行輸入自動車審査要領」別表第 1 から移動</u> 7-15-15 従前規定の適用⑩ 次に掲げる自動車のうち電動駐車制動装置を備えるものについては、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 9 条第 60 項関係） ①～④（略） 7-15-15-1（略） 7-15-15-2 性能要件 7-15-15-2-1（略） 7-15-15-2-2 書面等による審査 (1) ～ (3)（略） <u>(新設) ※別添 3「並行輸入自動車審査要領」別表第 1 から移動</u> <u>(新設) ※別添 3「並行輸入自動車審査要領」別表第 1 から移動</u>

新	旧
③ 欧州連合指令 88/194/EEC ④ 欧州連合指令 91/422/EEC ⑤ 欧州連合指令 98/12/EEC ⑥ 欧州連合指令 2002/78/EEC 7-15-16 従前規定の適用⑫ <u>次に掲げる自動車のうち、</u>貨物の運送の用に供する自動車であって技術的最大許容質量が 12t を超えるもの（車軸の数が 4 のものであって、駆動軸が後輪の 2 の車軸のものであり、かつ、リム径が 19.5 インチを超える車輪を備えるものに限る。）については、<u>次の基準に適合するものであればよい。</u>（適用関係告示第 9 条第 62 項及び第 63 項関係） ①～④（略） 7-15-16-1（略） 7-15-16-2 性能要件 7-15-16-2-1（略） 7-15-16-2-2 書面等による審査 (1) ～ (2)（略） <u>(3) 次に掲げる①から④までのいずれかに適合する制動装置は、細目告示別添 10「トラック及びバスの制動装置の技術基準」に準ずる性能を有するものとし、(1) ②アの基準に適合するものとする。</u> ① 欧州連合指令 71/320/EEC ② 欧州連合指令 91/422/EEC ③ 欧州連合指令 98/12/EEC ④ 欧州連合指令 2002/78/EEC <u>(4) FMVSS 135 又は CMVSS 135 のいずれかに適合する制動装置は、細目告示別添 10「トラック及びバスの制動装置の技術基準」中の駐車制動装置の動的性能試験を除き、当該技術基準に準ずる性能を有するものとする。</u> <u>(5) 車両タイプが MPV、TRUCK 又は BUS であり GVWR が 3,500kg (7,716 ポンド) を超え 4,536kg (10,000 ポンド) 以下の自動車として、FMVSS 105 又は CMVSS 105 のいずれかに適合した自動車であって、車両総重量が 3,500kg 以下の液圧式ブレーキを備えた自動車は、細目告示別添 10「トラック及びバスの制動装置の技術基準」中の次に掲げる試験項目に限り準ずる性能を有するものとする。</u> ① 常温時制動試験 ② 常温時高速制動試験（積載状態のみ（最高速度が 120km/h 以下又は 135km/h 以上の自動車に限る。）） ③ フェード試験 ④ 制動液漏れ故障時制動試験及び制動液漏れ警報装置の作動試験 ⑤ エネルギー故障時制動試験及びエネルギー故障警報装置の作動試験 ⑥ 可変式制動力配分装置故障時制動試験 ⑦ ABS 故障警報装置の作動確認試験 ⑧ 駐車制動装置の静的性能試験 <u>(6) 車両タイプが MPV、TRUCK 又は BUS であり GVWR が 3,500kg (7,716 ポンド) を超え 4,536kg</u>	7-15-16 従前の適用⑫ 貨物の運送の用に供する自動車であって、<u>技術的最大許容質量が 12t を超えるもの（車軸の数が 4 のものであって、駆動軸が後輪の 2 の車軸のものであり、かつ、リム径が 19.5 インチを超える車輪を備えるものに限る。）</u>については、<u>7-15-16（従前の適用⑫）を適用する。</u>（適用関係告示第 9 条第 62 項及び第 63 項関係） ①～④（略） 7-15-16-1（略） 7-15-16-2 性能要件 7-15-16-2-1（略） 7-15-16-2-2 書面等による審査 (1) ～ (2)（略） <u>(新設) ※別添 3「並行輸入自動車審査要領」別表第 1 から移動</u> <u>(新設) ※別添 3「並行輸入自動車審査要領」別表第 1 から移動</u> <u>(新設) ※別添 3「並行輸入自動車審査要領」別表第 1 から移動</u>

新	旧
<u>(10,000 ポンド) 以下の自動車として、FMVSS 105 又は CMVSS 105 のいずれかに適合した自動車であって、車両総重量が 3,500kg を超える液圧式ブレーキを備えた自動車は、細目告示別添 10「トラック及びバスの制動装置の技術基準」中の次に掲げる試験項目に限り準ずる性能を有するものとする。</u> ① <u>常温時制動試験（積載状態のみ）</u> ② <u>常温時高速制動試験（積載状態のみ）</u> ③ <u>制動液漏れ故障時制動試験及び制動液漏れ警報装置の作動試験</u> ④ <u>エネルギー故障時制動試験及びエネルギー故障警報装置の作動試験</u> ⑤ <u>可変式制動力配分装置故障時制動試験</u> ⑥ <u>ABS 故障警報装置の作動確認試験</u> ⑦ <u>駐車制動装置の静的性能試験</u> <u>(7) 車両タイプが MPV、TRUCK 又は BUS であり GVWR が 4,536kg (10,000 ポンド) を超える自動車として、FMVSS 105 又は CMVSS 105 のいずれかに適合した自動車であって、車両総重量が 4,536kg を超える液圧式ブレーキを備えた自動車は、細目告示別添 10「トラック及びバスの制動装置の技術基準」中の次に掲げる試験項目に限り準ずる性能を有するものとする。</u> ① <u>常温時高速制動試験</u> ② <u>ABS 故障警報装置の作動確認試験</u> <u>(8) 次に掲げる①から⑥までのいずれかに適合する制動装置は細目告示別添 11「アンチロックブレーキシステムの技術基準」に準ずる性能を有するものとし、(1) ②イの基準に適合するものとする。</u> ① <u>欧州連合指令 71/320/EEC</u> ② <u>欧州連合指令 85/647/EEC</u> ③ <u>欧州連合指令 88/194/EEC</u> ④ <u>欧州連合指令 91/422/EEC</u> ⑤ <u>欧州連合指令 98/12/EEC</u> ⑥ <u>欧州連合指令 2002/78/EEC</u> 7-16 乗用車の制動装置 7-16-1 (略) 7-16-2 性能要件 7-16-2-1 (略) 7-16-2-2 書面等による審査 (1) 制動装置は、走行中の自動車の減速及び停止、停止中の自動車の停止状態の保持等に係る制動性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次の①から④までに掲げる基準に適合するものでなければならない。(細目告示第 15 条第 3 項、細目告示第 93 条第 3 項関係) ①～② (略) ③ 走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑りを有効に防止することができる装置は、UN R140-00-S6 の 5.、6. 及び 7. に適合すること。	<u>(新設) ※別添 3「並行輸入自動車審査要領」別表第 1 から移動</u> <u>(新設) ※別添 3「並行輸入自動車審査要領」別表第 1 から移動</u> 7-16 乗用車の制動装置 7-16-1 (略) 7-16-2 性能要件 7-16-2-1 (略) 7-16-2-2 書面等による審査 (1) 制動装置は、走行中の自動車の減速及び停止、停止中の自動車の停止状態の保持等に係る制動性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次の①から④までに掲げる基準に適合するものでなければならない。(細目告示第 15 条第 3 項、細目告示第 93 条第 3 項関係) ①～② (略) ③ 走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑りを有効に防止することができる装置は、UN R140-00-S5 の 5.、6. 及び 7. に適合すること。

新	旧
④（略） (2)（略） 7-16-3～7-16-5（略） 7-16-6 従前規定の適用② 平成 15 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 9 条第 1 項第 2 号関係） 7-16-6-1（略） 7-16-6-2 性能要件 7-16-6-2-1（略） 7-16-6-2-2 書面等による審査 (1) ～ (3)（略） <u>(4) FMVSS 135 又は CMVSS 135 のいずれかに適合する制動装置は、細目告示別添 7 の 2「乗用車の制動装置の技術基準」中の駐車制動装置の動的性能試験を除き、当該技術基準に準ずる性能を有するものとする。</u> 7-16-7 従前規定の適用③ 平成 16 年 1 月 1 日以降に製作された自動車であって①から③までに掲げるものについては、当分の間、次の規定を適用することができる。 ①～③（略） 7-16-7-1（略） 7-16-7-2 性能要件 7-16-7-2-1（略） 7-16-7-2-2 書面等による審査 (1) ～ (3)（略） <u>(4) FMVSS 135 又は CMVSS 135 のいずれかに適合する制動装置は、細目告示別添 7 の 2「乗用車の制動装置の技術基準」中の駐車制動装置の動的性能試験を除き、当該技術基準に準ずる性能を有するものとする。</u> 7-16-8～7-16-14（略） 7-17 二輪車の制動装置 7-17-1～7-17-5（略） 7-17-6 従前規定の適用② 平成 15 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 9 条第 1 項第 3 号関係） 7-17-6-1（略） 7-17-6-2 性能要件 7-17-6-2-1（略） 7-17-6-2-2 書面等による審査 (1) ～ (3)（略） <u>(4) 欧州連合指令 93/14/EEC に適合する制動装置は、(3) に定める「これに準ずる性能を有する制動装置」とする。</u>	④（略） (2)（略） 7-16-3～7-16-5（略） 7-16-6 従前規定の適用② 平成 15 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 9 条第 1 項第 2 号関係） 7-16-6-1（略） 7-16-6-2 性能要件 7-16-6-2-1（略） 7-16-6-2-2 書面等による審査 (1) ～ (3)（略） <u>(新設) ※別添 3「並行輸入自動車審査要領」別表第 1 から移動</u> 7-16-7 従前規定の適用③ 平成 16 年 1 月 1 日以降に製作された自動車であって①から③までに掲げるものについては、当分の間、次の規定を適用することができる。 ①～③（略） 7-16-7-1（略） 7-16-7-2 性能要件 7-16-7-2-1（略） 7-16-7-2-2 書面等による審査 (1) ～ (3)（略） <u>(新設) ※別添 3「並行輸入自動車審査要領」別表第 1 から移動</u> 7-16-8～7-16-14（略） 7-17 二輪車の制動装置 7-17-1～7-17-5（略） 7-17-6 従前規定の適用② 平成 15 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 9 条第 1 項第 3 号関係） 7-17-6-1（略） 7-17-6-2 性能要件 7-17-6-2-1（略） 7-17-6-2-2 書面等による審査 (1) ～ (3)（略） <u>(新設) ※別添 3「並行輸入自動車審査要領」別表第 1 から移動</u>

新	旧
<u>(5) 駐車制動装置を備える側車付二輪自動車として、FMVSS 122 又は CMVSS 122 のいずれかに適合する制動装置は、細目告示別添 13「二輪車の制動装置の技術基準」中の駐車制動装置の静的性能試験に限り、当該技術基準に準ずる性能を有するものとする。</u> 7-17-7 従前規定の適用③ 次に掲げる二輪自動車及び側車付二輪自動車は、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 9 条第 12 項関係) ①～③ (略) 7-17-7-1 (略) 7-17-7-2 性能要件 7-17-7-2-1 (略) 7-17-7-2-2 書面等による審査 (1) ～ (2) (略) (3) 指定自動車等 (7-17 に規定する自動車に限る。) に備えられている制動装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた制動装置又はこれに準ずる性能を有する制動装置であって、その機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、<u>(1)</u>の基準に適合するものとする。 <u>(4) 欧州連合指令 93/14/EEC に適合する制動装置は、(3) に定める「これに準ずる性能を有する制動装置」とする。</u> <u>(5) 駐車制動装置を備える側車付二輪自動車として、FMVSS 122 又は CMVSS 122 のいずれかに適合する制動装置は、細目告示別添 13「二輪車の制動装置の技術基準」中の駐車制動装置の静的性能試験に限り、当該技術基準に準ずる性能を有するものとする。</u> 7-17-8～7-17-11 (略) 7-18 大型特殊自動車等の制動装置 7-18-1 (略) 7-18-2 性能要件 7-18-2-1 (略) 7-18-2-2 書面等による審査 (1) ～ (5) (略) <u>(6) FMVSS 105 又は CMVSS 105 のいずれかに適合する制動装置は、警報の方式が音による場合を除き、細目告示別添 14「制動液漏れ警報装置の技術基準」に準ずる性能を有するものとし、(2) に定める基準に適合するものとする。</u> 7-18-3～7-18-13 (略) 7-18-14 従前規定の適用⑩ 平成 15 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 9 条第 1 項第 4 号関係) 7-18-14-1 (略) 7-18-14-2 性能要件 7-18-14-2-1 (略) 7-18-14-2-2 書面等による審査	<u>(新設) ※別添 3「並行輸入自動車審査要領」別表第 1 から移動</u> 7-17-7 従前規定の適用③ 次に掲げる二輪自動車及び側車付二輪自動車は、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 9 条第 12 項関係) ①～③ (略) 7-17-7-1 (略) 7-17-7-2 性能要件 7-17-7-2-1 (略) 7-17-7-2-2 書面等による審査 (1) ～ (2) (略) (3) 指定自動車等 (7-17 に規定する自動車に限る。) に備えられている制動装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた制動装置又はこれに準ずる性能を有する制動装置であって、その機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、<u>(2)</u>の基準に適合するものとする。 <u>(新設) ※別添 3「並行輸入自動車審査要領」別表第 1 から移動</u> <u>(新設) ※別添 3「並行輸入自動車審査要領」別表第 1 から移動</u> 7-17-8～7-17-11 (略) 7-18 大型特殊自動車等の制動装置 7-18-1 (略) 7-18-2 性能要件 7-18-2-1 (略) 7-18-2-2 書面等による審査 (1) ～ (5) (略) <u>(新設) ※別添 3「並行輸入自動車審査要領」別表第 1 から移動</u> 7-18-3～7-18-13 (略) 7-18-14 従前規定の適用⑩ 平成 15 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 9 条第 1 項第 4 号関係) 7-18-14-1 (略) 7-18-14-2 性能要件 7-18-14-2-1 (略) 7-18-14-2-2 書面等による審査

新	旧
(1) ～ (4) (略) <u>(5) FMVSS 105 又は CMVSS 105 のいずれかに適合する制動装置は、警報の方式が音による場合を除き、細目告示別添 14「制動液漏れ警報装置の技術基準」に準ずる性能を有するものとし、(1) に定める基準に適合するものとする。</u> 7-19 被牽引自動車の制動装置 7-19-1 (略) 7-19-2 性能要件 7-19-2-1 (略) 7-19-2-2 書面等による審査 (1) (略) (2) 最高速度 25km/h を超える牽引自動車により牽引される被牽引自動車に備える制動装置は、次に掲げる基準に適合すること。 ただし、指定自動車等以外の被牽引自動車であって車両総重量が 10t を超えるものにあつては、当分の間、UN R13-13-<u>S1</u> の 5. 1. 1. 4. 後段及び 5. 1. 5. 、附則 13 の 4. 4. 後段並びに附則 18 の規定にかかわらず、7-26-1-1 (1) ①から④までの基準に適合するものであればよいものとし、車両総重量が 10 t 以下のものにあつては、①から③にかかわらず、④に適合するものであればよい。(細目告示第 93 条第 6 項第 1 号関係、適用関係告示第 9 条第 45 項及び第 46 項関係) ① 制動装置は、UN R13-13-<u>S1</u> の 5. 及び 6. (連結状態における制動性能に係る部分を除く。) に適合すること。 ② 走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置は、UN R13-13-<u>S1</u> 附則 13 に適合すること。 ③ 走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑り及び転覆を有効に防止することができる装置は、UN R13-13-<u>S1</u> 附則 21 に適合すること。 ④ (略) (3) 最高速度 25km/h 以下の牽引自動車により牽引される被牽引自動車に備える主制動装置(慣性制動装置を除く。)は、繰り返して制動を行った後においても、その制動効果に著しい支障を容易に生じないものであること。 この場合において、次のいずれかに適合する制動装置はこの基準に適合するものとする。(細目告示第 93 条第 6 項第 2 号ハ関係) ① UN R13-13-<u>S1</u> の 5. 及び 6. のうちフェード性能に係る部分 ② (略) (4) (略) <u>(5) 次に掲げる①から④までのいずれかに適合する制動装置は、細目告示別添 15「トラクタの制動装置の技術基準」に準ずる性能を有するものとし、(2) ④アの基準に適合するものとする。</u> ① 欧州連合指令 71/320/EEC ② 欧州連合指令 91/422/EEC ③ 欧州連合指令 98/12/EEC	(1) ～ (4) (略) <u>(新設) ※別添 3「並行輸入自動車審査要領」別表第 1 から移動</u> 7-19 被牽引自動車の制動装置 7-19-1 (略) 7-19-2 性能要件 7-19-2-1 (略) 7-19-2-2 書面等による審査 (1) (略) (2) 最高速度 25km/h を超える牽引自動車により牽引される被牽引自動車に備える制動装置は、次に掲げる基準に適合すること。 ただし、指定自動車等以外の被牽引自動車であつて車両総重量が 10t を超えるものにあつては、当分の間、UN R13-13 の 5. 1. 1. 4. 後段及び 5. 1. 5. 、附則 13 の 4. 4. 後段並びに附則 18 の規定にかかわらず、7-26-1-1 (1) ①から④までの基準に適合するものであればよいものとし、車両総重量が 10 t 以下のものにあつては、①から③にかかわらず、④に適合するものであればよい。(細目告示第 93 条第 6 項第 1 号関係、適用関係告示第 9 条第 45 項及び第 46 項関係) ① 制動装置は、UN R13-13 の 5. 及び 6. (連結状態における制動性能に係る部分を除く。) に適合すること。 ② 走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置は、UN R13-13 附則 13 に適合すること。 ③ 走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑り及び転覆を有効に防止することができる装置は、UN R13-13 附則 21 に適合すること。 ④ (略) (3) 最高速度 25km/h 以下の牽引自動車により牽引される被牽引自動車に備える主制動装置(慣性制動装置を除く。)は、繰り返して制動を行った後においても、その制動効果に著しい支障を容易に生じないものであること。 この場合において、次のいずれかに適合する制動装置はこの基準に適合するものとする。(細目告示第 93 条第 6 項第 2 号ハ関係) ① UN R13-13 の 5. 及び 6. のうちフェード性能に係る部分 ② (略) (4) (略) <u>(新設) ※別添 3「並行輸入自動車審査要領」別表第 1 から移動</u>

新	旧
<u>④ 欧州連合指令 2002/78/EEC</u> <u>(6) 次に掲げる①から⑥までのいずれかに適合する制動装置は、細目告示別添 11「アンチロックブレーキシステムの技術基準」に準ずる性能を有するものとし、(2) ④イの基準に適合するものとする。</u> <u>① 欧州連合指令 71/320/EEC</u> <u>② 欧州連合指令 85/647/EEC</u> <u>③ 欧州連合指令 88/194/EEC</u> <u>④ 欧州連合指令 91/422/EEC</u> <u>⑤ 欧州連合指令 98/12/EEC</u> <u>⑥ 欧州連合指令 2002/78/EEC</u> 7-19-3～7-19-7 (略) 7-19-8 従前規定の適用④ ①から③に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第9条第2項第10号、第11号及び第3項第8号、第9号関係) ①～③ (略) 7-19-8-1 (略) 7-19-8-2 性能要件 7-19-8-2-1 (略) 7-19-8-2-2 書面等による審査 (1) ～ (2) (略) <u>(3) 次に掲げる①から⑥までのいずれかに適合する制動装置は、(2) に定める「これに準ずる性能を有する制動装置」とする。</u> <u>① 欧州連合指令 71/320/EEC</u> <u>② 欧州連合指令 85/647/EEC</u> <u>③ 欧州連合指令 88/194/EEC</u> <u>④ 欧州連合指令 91/422/EEC</u> <u>⑤ 欧州連合指令 98/12/EEC</u> <u>⑥ 欧州連合指令 2002/78/EEC</u> 7-19-9 従前規定の適用⑤ 平成 15 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第9条第1項第5号、第6号及び第7号関係) 7-19-9-1 (略) 7-19-9-2 性能要件 7-19-9-2-1 (略) 7-19-9-2-2 書面等による審査 (1) 制動装置は、<u>次の①及び②に掲げる基準に適合すること。</u> <u>① 平成 25 年 8 月 30 日付け国土交通省告示第 826 号による改正前の細目告示別添</u>	<u>(新設) ※別添 3「並行輸入自動車審査要領」別表第 1 から移動</u> 7-19-3～7-19-7 (略) 7-19-8 従前規定の適用④ ①から③に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第9条第2項第10号、第11号及び第3項第8号、第9号関係) ①～③ (略) 7-19-8-1 (略) 7-19-8-2 性能要件 7-19-8-2-1 (略) 7-19-8-2-2 書面等による審査 (1) ～ (2) (略) <u>(新設) ※別添 3「並行輸入自動車審査要領」別表第 1 から移動</u> 7-19-9 従前規定の適用⑤ 平成 15 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第9条第1項第5号、第6号及び第7号関係) 7-19-9-1 (略) 7-19-9-2 性能要件 7-19-9-2-1 (略) 7-19-9-2-2 書面等による審査 (1) 制動装置は、<u>平成 25 年 8 月 30 日付け国土交通省告示第 826 号による改正前の細目告示別添 11「アンチロックブレーキシステムの技術基準」及び平成 25 年 8 月 30 日付け国土交通省告示第 826 号による改正前の細目告示別添 15「トレーラの制動装置の技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。</u> <u>(新設)</u>

新	旧
<u>11「アンチロックブレーキシステムの技術基準」</u> <u>② 平成 25 年 8 月 30 日付け国土交通省告示第 826 号による改正前の細目告示別添 15「トレーラの制動装置の技術基準」</u> (2) ～ (3) (略) <u>(4) 次に掲げる①から⑥までのいずれかに適合する制動装置は、細目告示別添 11「アンチロックブレーキシステムの技術基準」に準ずる性能を有するものとし、(1) ①の基準に適合するものとする。</u> <u>① 欧州連合指令 71/320/EEC</u> <u>② 欧州連合指令 85/647/EEC</u> <u>③ 欧州連合指令 88/194/EEC</u> <u>④ 欧州連合指令 91/422/EEC</u> <u>⑤ 欧州連合指令 98/12/EEC</u> <u>⑥ 欧州連合指令 2002/78/EEC</u> <u>(5) 次に掲げる①から④までのいずれかに適合する制動装置は、細目告示別添 15「トレーラの制動装置の技術基準」に準ずる性能を有するものとし、(1) ②の基準に適合するものとする。</u> <u>① 欧州連合指令 71/320/EEC</u> <u>② 欧州連合指令 91/422/EEC</u> <u>③ 欧州連合指令 98/12/EEC</u> <u>④ 欧州連合指令 2002/78/EEC</u> 7-19-10 従前規定の適用⑥ 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。 ① 平成 29 年 1 月 31 日以前に製作された被牽引自動車（最高速度 25km/h 以下の自動車に牽引されるもの、平成 27 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車を除く。）（適用関係告示第 9 条第 32 項関係） ② 指定自動車等以外の被牽引自動車であって車両総重量が 10t 以下のもの（適用関係告示第 9 条第 46 項関係） 7-19-10-1 (略) 7-19-10-2 性能要件 7-19-10-2-1 (略) 7-19-10-2-2 書面等による審査 (1) (略) (2) 制動装置は、<u>次の①及び②に掲げる基準に適合すること。</u> <u>① 平成 25 年 8 月 30 日付け国土交通省告示第 826 号による改正前の細目告示別添 11「アンチロックブレーキシステムの技術基準」</u> <u>② 平成 25 年 8 月 30 日付け国土交通省告示第 826 号による改正前の細目告示別添 15「トレーラの制動装置の技術基準」</u>	<u>(新設)</u> (2) ～ (3) (略) <u>(新設) ※別添 3「並行輸入自動車審査要領」別表第 1 から移動</u> <u>(新設) ※別添 3「並行輸入自動車審査要領」別表第 1 から移動</u> 7-19-10 従前規定の適用⑥ 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。 ① 平成 29 年 1 月 31 日以前に製作された被牽引自動車（最高速度 25km/h 以下の自動車に牽引されるもの、平成 27 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車を除く。）（適用関係告示第 9 条第 32 項関係） ② 指定自動車等以外の被牽引自動車であって車両総重量が 10t 以下のもの（適用関係告示第 9 条第 46 項関係） 7-19-10-1 (略) 7-19-10-2 性能要件 7-19-10-2-1 (略) 7-19-10-2-2 書面等による審査 (1) (略) (2) 制動装置は、<u>平成 25 年 8 月 30 日付け国土交通省告示第 826 号による改正前の細目告示別添 11「アンチロックブレーキシステムの技術基準」及び平成 25 年 8 月 30 日付け国土交通省告示第 826 号による改正前の細目告示別添 15「トレーラの制動装置の技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u>

新	旧
ア～エ（略） ②（略） ③ 専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人未満の自動車（車両総重量 3.5t を超えるものを除く。）及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車並びに貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量 3.5t を超えるものを除く。）及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車は UN R153-00-<u>S4</u> の 5.2.1.（5.2.1.3. から 5.2.1.5. を除く。）に適合すること。 ④ 自動車（次に掲げるものを除く。）にあつては、UN R94-<u>05</u> の 5.2.6. 及び 5.2.7. に適合すること。 ア～エ（略） ⑤ 自動車（次に掲げるものを除く。）にあつては、UN R95-<u>06</u> の 5.3.6. に適合すること。 ア～エ（略） ⑥ 自動車（次に掲げる自動車を除く。）にあつては、UN R135-02-<u>S2</u> の 5.5.1. に適合すること。 ア～オ（略） <u>(5)</u> 次に掲げる燃料装置であつて、その機能を損なうおそれのある損傷のないものは、<u>(4)</u> の基準に適合するものとする。（細目告示第 96 条第 3 項関係） ①～②（略） <u>(6)</u> 4-18 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置は、<u>(4)</u> の基準にかかわらず、次に掲げるものであればよい。（細目告示第 96 条第 4 項関係） ①～②（略） 7-23-2～7-23-6（略） 7-23-7 従前規定の適用③ 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 12 条第 4 項関係） ①～②（略） 7-23-7-1 性能要件 7-23-7-1-1（略） 7-23-7-1-2 書面等による審査 (1)（略） (2) 指定自動車等に備えられている燃料タンク及び配管と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置であつて、その機能を損なうおそれがある損傷のないもの又はこれに準ずる性能を有する燃料装置は、(1) の基準に適合するものとする。 <u>(3) UN R34 に適合する燃料装置であつて、その機能を損なうおそれのある損傷のないものは、(2) に定める「これに準ずる性能を有する燃料装置」とする。</u> <u>(4)</u>（略） <u>(5)</u> 次に掲げる燃料装置であつて、その機能を損なうおそれのある損傷のないもの又はこれに準ずる性能を有する燃料装置は、<u>(4)</u> の基準に適合するものとする。	ア～エ（略） ②（略） ③ 専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人未満の自動車（車両総重量 3.5t を超えるものを除く。）及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車並びに貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量 3.5t を超えるものを除く。）及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車は UN R153-00-<u>S3</u> の 5.2.1.（5.2.1.3. から 5.2.1.5. を除く。）に適合すること。 ④ 自動車（次に掲げるものを除く。）にあつては、UN R94-<u>04-S2</u> の 5.2.6. 及び 5.2.7. に適合すること。 ア～エ（略） ⑤ 自動車（次に掲げるものを除く。）にあつては、UN R95-<u>05-S3</u> の 5.3.6. に適合すること。 ア～エ（略） ⑥ 自動車（次に掲げる自動車を除く。）にあつては、UN R135-02-<u>S1</u> の 5.5.1. に適合すること。 ア～オ（略） <u>(4)</u> 次に掲げる燃料装置であつて、その機能を損なうおそれのある損傷のないものは、<u>(3)</u> の基準に適合するものとする。（細目告示第 96 条第 3 項関係） ①～②（略） <u>(5)</u> 4-18 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置は、<u>(3)</u> の基準にかかわらず、次に掲げるものであればよい。（細目告示第 96 条第 4 項関係） ①～②（略） 7-23-2～7-23-6（略） 7-23-7 従前規定の適用③ 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 12 条第 4 項関係） ①～②（略） 7-23-7-1 性能要件 7-23-7-1-1（略） 7-23-7-1-2 書面等による審査 (1)（略） (2) 指定自動車等に備えられている燃料タンク及び配管と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置であつて、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは、(1) の基準に適合するものとする。 <u>(新設) ※別添 3「並行輸入自動車審査要領」別表第 1 から移動</u> <u>(3)</u>（略） <u>(4)</u> 次に掲げる燃料装置であつて、その機能を損なうおそれのある損傷のないものは、<u>(3)</u> の基準に適合するものとする。

新	旧				
①～②（略） <u>(6) UN R34（前面衝突の方法に係る部分に限る。）、FMVSS 301 又は CMVSS 301 に適合する燃料装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは、(5) に定める「これに準ずる性能を有する燃料装置」とする。</u> <u>(7) 4-18 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置については、7-23-1-2 (6) の規定を適用する。</u> 【衝突に係る適用：細目告示別添 17 適用】 7-23-8 従前規定の適用④ 次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 12 条第 5 項関係) ①～②（略） <table><tr><td>(略)</td></tr></table> 7-23-8-1 性能要件 7-23-8-1-1（略） 7-23-8-1-2 書面等による審査 (1) ～ (2)（略） <u>(3) 7-23-1-2 (3) に同じ。</u> <u>(4)（略）</u> <u>(5) 次に掲げる燃料装置であって、その機能を損なうおそれのある損傷のないもの又はこれに準ずる性能を有する燃料装置は、(4) の基準に適合するものとする。</u> ① 指定自動車等に備えられている燃料タンク及び配管と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置 ② 試験成績書（写しをもって代えることができる。）により (3) の基準に適合することが明らかな燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置 <u>(6) UN R34（前面衝突の方法に係る部分に限る。）、FMVSS 301 又は CMVSS 301 に適合する燃料装置であって、その機能を損なうおそれのある損傷のないものは、(5) に定める「これに準ずる性能を有する燃料装置」とし、(4) ②に定める細目告示別添 17「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」に適合するものとする。</u> <u>(7) 7-23-1-2 (6) に同じ。</u> 【フルラップ衝突に係る適用：UN R137-00 適用】 7-23-9 従前規定の適用⑤ 次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 12 条第 11 項関係) ①～②（略） <table><tr><td>(略)</td></tr></table> 7-23-9-1 性能要件 7-23-9-1-1（略）	(略)	(略)	①～②（略） <u>(新設) ※別添 3「並行輸入自動車審査要領」別表第 1 から移動</u> <u>(5) 4-18 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置については、7-23-1-2 (5) の規定を適用する。</u> 【衝突に係る適用：細目告示別添 17 適用】 7-23-8 従前規定の適用④ 次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 12 条第 5 項関係) ①～②（略） <table><tr><td>(略)</td></tr></table> 7-23-8-1 性能要件 7-23-8-1-1（略） 7-23-8-1-2 書面等による審査 (1) ～ (2)（略） <u>(新設) ※別添 3「並行輸入自動車審査要領」別表第 1 から移動</u> <u>(3)（略）</u> <u>(4) 7-23-1-2 (4) に同じ。</u> <u>(新設) ※別添 3「並行輸入自動車審査要領」別表第 1 から移動</u> <u>(5) 7-23-1-2 (5) に同じ。</u> 【フルラップ衝突に係る適用：UN R137-00 適用】 7-23-9 従前規定の適用⑤ 次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 12 条第 11 項関係) ①～②（略） <table><tr><td>(略)</td></tr></table> 7-23-9-1 性能要件 7-23-9-1-1（略）	(略)	(略)
(略)					
(略)					
(略)					
(略)					

新	旧
7-23-9-1-2 書面等による審査 (1) ～ (2) (略) <u>(3) 7-23-1-2 (3) に同じ。</u> <u>(4)</u> ガソリン、灯油、軽油、アルコールその他の引火しやすい液体を燃料とする自動車（乗車定員 11 人以上の自動車、貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が 3.5t を超える自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の燃料タンク及び配管は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ないものとして燃料漏れ防止に係る性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 ただし、燃料タンク及び配管が UN R34-03-S2 の 5. 及び 6. 又は 13. に適合するものであるときは、UN R34-03-S2 の 8. 1. 1. は適用しない。 ①～③ (略) ④ 7-23-1-2 <u>(4)</u> ④に同じ。 ⑤ 7-23-1-2 <u>(4)</u> ⑤に同じ。 ⑥ 7-23-1-2 <u>(4)</u> ⑥に同じ。 <u>(5)</u> 7-23-1-2 <u>(5)</u> に同じ。 <u>(6)</u> 7-23-1-2 <u>(6)</u> に同じ。 【オフセット衝突に係る適用：UN R94-02 適用】 7-23-10 従前規定の適用⑥ 次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、次の各号に掲げるいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 12 条第 6 項関係） ①～② (略) (略) 7-23-10-1 性能要件 7-23-10-1-1 (略) 7-23-10-1-2 書面等による審査 (1) ～ (2) (略) <u>(3) 7-23-1-2 (3) に同じ。</u> <u>(4)</u> ガソリン、灯油、軽油、アルコールその他の引火しやすい液体を燃料とする自動車（乗車定員 11 人以上の自動車、貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量 3.5t を超える自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の燃料タンク及び配管は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ないものとして燃料漏れ防止に係る性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 ただし、燃料タンク及び配管が UN R34-03-S2 の 5. 及び 6. 又は 13. に適合するものであるときは、UN R34-03-S2 の 8. 1. 1. は適用しない。	7-23-9-1-2 書面等による審査 (1) ～ (2) (略) <u>(新設) ※別添 3 「並行輸入自動車審査要領」別表第 1 から移動</u> <u>(3)</u> ガソリン、灯油、軽油、アルコールその他の引火しやすい液体を燃料とする自動車（乗車定員 11 人以上の自動車、貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が 3.5t を超える自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の燃料タンク及び配管は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ないものとして燃料漏れ防止に係る性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 ただし、燃料タンク及び配管が UN R34-03-S2 の 5. 及び 6. 又は 13. に適合するものであるときは、UN R34-03-S2 の 8. 1. 1. は適用しない。 ①～③ (略) ④ 7-23-1-2 <u>(3)</u> ④に同じ。 ⑤ 7-23-1-2 <u>(3)</u> ⑤に同じ。 ⑥ 7-23-1-2 <u>(3)</u> ⑥に同じ。 <u>(4)</u> 7-23-1-2 <u>(4)</u> に同じ。 <u>(5)</u> 7-23-1-2 <u>(5)</u> に同じ。 【オフセット衝突に係る適用：UN R94-02 適用】 7-23-10 従前規定の適用⑥ 次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、次の各号に掲げるいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 12 条第 6 項関係） ①～② (略) (略) 7-23-10-1 性能要件 7-23-10-1-1 (略) 7-23-10-1-2 書面等による審査 (1) ～ (2) (略) <u>(新設) ※別添 3 「並行輸入自動車審査要領」別表第 1 から移動</u> <u>(3)</u> ガソリン、灯油、軽油、アルコールその他の引火しやすい液体を燃料とする自動車（乗車定員 11 人以上の自動車、貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量 3.5t を超える自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の燃料タンク及び配管は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ないものとして燃料漏れ防止に係る性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 ただし、燃料タンク及び配管が UN R34-03-S2 の 5. 及び 6. 又は 13. に適合するものであるときは、UN R34-03-S2 の 8. 1. 1. は適用しない。

新	旧
①～⑤（略） ⑥ 7-23-1-2 <u>(4)</u> ⑥に同じ。 <u>(5)</u> 7-23-1-2 <u>(5)</u> に同じ。 <u>(6)</u> 7-23-1-2 <u>(6)</u> に同じ。 【ポールとの衝突に係る適用：UN R135-00-S1 適用】 7-23-11 従前規定の適用⑦ 次に掲げる自動車にあっては、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 12 条第 10 項関係） ①～②（略） 7-23-11-1 性能要件 7-23-11-1-1（略） 7-23-11-1-2 書面等による審査 (1) ～ (2)（略） <u>(3)</u> 7-23-1-2 <u>(3)</u> に同じ。 <u>(4)</u> ガソリン、灯油、軽油、アルコールその他の引火しやすい液体を燃料とする自動車（乗車定員 11 人以上の自動車、貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量 3.5t を超える自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の燃料タンク及び配管は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ないものとして燃料漏れ防止に係る性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 ただし、燃料タンク及び配管が UN R34-03-S2 の 5. 及び 6. 又は 13. に適合するものであるときは、UN R34-03-S2 の 8. 1. 1. は適用しない。 ①～③（略） ④ 7-23-1-2 <u>(4)</u> ④に同じ。 ⑤ 7-23-1-2 <u>(4)</u> ⑤に同じ。 ⑥（略） <u>(5)</u> 7-23-1-2 <u>(5)</u> に同じ。 <u>(6)</u> 7-23-1-2 <u>(6)</u> に同じ。 【側面衝突に係る適用：UN R95-03-S7 適用】 7-23-12 従前規定の適用⑧ 次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 12 条第 18 項関係） ①～④（略） (略) 7-23-12-1 性能要件 7-23-12-1-1（略） 7-23-12-1-2 書面等による審査	①～⑤（略） ⑥ 7-23-1-2 <u>(3)</u> ⑥に同じ。 <u>(4)</u> 7-23-1-2 <u>(4)</u> に同じ。 <u>(5)</u> 7-23-1-2 <u>(5)</u> に同じ。 【ポールとの衝突に係る適用：UN R135-00-S1 適用】 7-23-11 従前規定の適用⑦ 次に掲げる自動車にあっては、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 12 条第 10 項関係） ①～②（略） 7-23-11-1 性能要件 7-23-11-1-1（略） 7-23-11-1-2 書面等による審査 (1) ～ (2)（略） <u>(新設)</u> ※別添 3「並行輸入自動車審査要領」別表第 1 から移動 <u>(3)</u> ガソリン、灯油、軽油、アルコールその他の引火しやすい液体を燃料とする自動車（乗車定員 11 人以上の自動車、貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量 3.5t を超える自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の燃料タンク及び配管は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ないものとして燃料漏れ防止に係る性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 ただし、燃料タンク及び配管が UN R34-03-S2 の 5. 及び 6. 又は 13. に適合するものであるときは、UN R34-03-S2 の 8. 1. 1. は適用しない。 ①～③（略） ④ 7-23-1-2 <u>(3)</u> ④に同じ。 ⑤ 7-23-1-2 <u>(3)</u> ⑤に同じ。 ⑥（略） <u>(4)</u> 7-23-1-2 <u>(4)</u> に同じ。 <u>(5)</u> 7-23-1-2 <u>(5)</u> に同じ。 【側面衝突に係る適用：UN R95-03-S7 適用】 7-23-12 従前規定の適用⑧ 次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 12 条第 18 項関係） ①～④（略） (略) 7-23-12-1 性能要件 7-23-12-1-1（略） 7-23-12-1-2 書面等による審査

新	旧		
(1) ～ (2) (略) <u>(3) 7-23-1-2 (3) に同じ。</u> <u>(4)</u> ガソリン、灯油、軽油、アルコールその他の引火しやすい液体を燃料とする自動車（乗車定員 11 人以上の自動車、貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量 3.5t を超える自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の燃料タンク及び配管は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ないものとして燃料漏れ防止に係る性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 ただし、燃料タンク及び配管が UN R34-03-S2 の 5. 及び 6. 又は 13. に適合するものであるときは、UN R34-03-S2 の 8. 1. 1. は適用しない。 ① 7-23-1-2 <u>(4)</u> ①に同じ。 ② 7-23-1-2 <u>(4)</u> ②に同じ。 ③ 7-23-1-2 <u>(4)</u> ③に同じ。 ④ 7-23-1-2 <u>(4)</u> ④に同じ。 ⑤ (略) ⑥ 7-23-1-2 <u>(4)</u> ⑥に同じ。 <u>(5)</u> 7-23-1-2 <u>(5)</u> に同じ。 <u>(6)</u> 7-23-1-2 <u>(6)</u> に同じ。 【後面衝突に係る適用：細目告示別添 17 適用】 7-23-13 従前規定の適用⑨ 次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 12 条第 16 項関係） ①～④ (略) <table><tr><td>(略)</td></tr></table> 7-23-13-1 性能要件 7-23-13-1-1 (略) 7-23-13-1-2 書面等による審査 (1) ～ (2) (略) <u>(3) 7-23-1-2 (3) に同じ。</u> <u>(4)</u> ガソリン、灯油、軽油、アルコールその他の引火しやすい液体を燃料とする自動車（乗車定員 11 人以上の自動車、貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量 3.5t を超える自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の燃料タンク及び配管は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ないものとして燃料漏れ防止に係る性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 ただし、燃料タンク及び配管が UN R34-03-S2 の 5. 及び 6. 又は 13. に適合するもの	(略)	(1) ～ (2) (略) <u>(新設) ※別添 3「並行輸入自動車審査要領」別表第 1 から移動</u> <u>(3)</u> ガソリン、灯油、軽油、アルコールその他の引火しやすい液体を燃料とする自動車（乗車定員 11 人以上の自動車、貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量 3.5t を超える自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の燃料タンク及び配管は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ないものとして燃料漏れ防止に係る性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 ただし、燃料タンク及び配管が UN R34-03-S2 の 5. 及び 6. 又は 13. に適合するものであるときは、UN R34-03-S2 の 8. 1. 1. は適用しない。 ① 7-23-1-2 <u>(3)</u> ①に同じ。 ② 7-23-1-2 <u>(3)</u> ②に同じ。 ③ 7-23-1-2 <u>(3)</u> ③に同じ。 ④ 7-23-1-2 <u>(3)</u> ④に同じ。 ⑤ (略) ⑥ 7-23-1-2 <u>(3)</u> ⑥に同じ。 <u>(4)</u> 7-23-1-2 <u>(4)</u> に同じ。 <u>(5)</u> 7-23-1-2 <u>(5)</u> に同じ。 【後面衝突に係る適用：細目告示別添 17 適用】 7-23-13 従前規定の適用⑨ 次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 12 条第 16 項関係） ①～④ (略) <table><tr><td>(略)</td></tr></table> 7-23-13-1 性能要件 7-23-13-1-1 (略) 7-23-13-1-2 書面等による審査 (1) ～ (2) (略) <u>(新設) ※別添 3「並行輸入自動車審査要領」別表第 1 から移動</u> <u>(3)</u> ガソリン、灯油、軽油、アルコールその他の引火しやすい液体を燃料とする自動車（乗車定員 11 人以上の自動車、貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量 3.5t を超える自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の燃料タンク及び配管は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ないものとして燃料漏れ防止に係る性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 ただし、燃料タンク及び配管が UN R34-03-S2 の 5. 及び 6. 又は 13. に適合するもの	(略)
(略)			
(略)			

新	旧
であるときは、UN R34-03-S2 の 8.1.1. は適用しない。 ① 7-23-1-2 <u>(4)</u> ①に同じ。 ② 7-23-1-2 <u>(4)</u> ②に同じ。 ③ (略) ④ 7-23-1-2 <u>(4)</u> ④に同じ。 ⑤ 7-23-1-2 <u>(4)</u> ⑤に同じ。 ⑥ 7-23-1-2 <u>(4)</u> ⑥に同じ。 <u>(5)</u> 7-23-1-2 <u>(5)</u> に同じ。 <u>(6)</u> 7-23-1-2 <u>(6)</u> に同じ。 【オフセット衝突に係る適用：UN R94-03-S1 適用】 7-23-14 従前規定の適用⑩ 次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 12 条第 17 項関係) ①～④ (略) 7-23-14-1 性能要件 7-23-14-1-1 (略) 7-23-14-1-2 書面等による審査 (1) ～ (2) (略) <u>(3) 7-23-1-2 (3) に同じ。</u> <u>(4)</u> ガソリン、灯油、軽油、アルコールその他の引火しやすい液体を燃料とする自動車(乗車定員 11 人以上の自動車、貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量 3.5t を超える自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。)の燃料タンク及び配管は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ないものとして燃料漏れ防止に係る性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 ただし、燃料タンク及び配管が UN R34-03-S2 の 5. 及び 6. 又は 13. に適合するものであるときは、UN R34-03-S2 の 8.1.1. は適用しない。 ① 7-23-1-2 <u>(4)</u> ①に同じ。 ② 7-23-1-2 <u>(4)</u> ②に同じ。 ③ 7-23-1-2 <u>(4)</u> ③に同じ。 ④ (略) ⑤ 7-23-1-2 <u>(4)</u> ⑤に同じ。 ⑥ 7-23-1-2 <u>(4)</u> ⑥に同じ。 <u>(5)</u> 7-23-1-2 <u>(5)</u> に同じ。 <u>(6)</u> 7-23-1-2 <u>(6)</u> に同じ。 【フルラップ衝突に係る適用：UN R137-01-S2 適用】	であるときは、UN R34-03-S2 の 8.1.1. は適用しない。 ① 7-23-1-2 <u>(3)</u> ①に同じ。 ② 7-23-1-2 <u>(3)</u> ②に同じ。 ③ (略) ④ 7-23-1-2 <u>(3)</u> ④に同じ。 ⑤ 7-23-1-2 <u>(3)</u> ⑤に同じ。 ⑥ 7-23-1-2 <u>(3)</u> ⑥に同じ。 <u>(4)</u> 7-23-1-2 <u>(4)</u> に同じ。 <u>(5)</u> 7-23-1-2 <u>(5)</u> に同じ。 【オフセット衝突に係る適用：UN R94-03-S1 適用】 7-23-14 従前規定の適用⑩ 次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 12 条第 17 項関係) ①～④ (略) 7-23-14-1 性能要件 7-23-14-1-1 (略) 7-23-14-1-2 書面等による審査 (1) ～ (2) (略) <u>(新設) ※別添 3「並行輸入自動車審査要領」別表第 1 から移動</u> <u>(3)</u> ガソリン、灯油、軽油、アルコールその他の引火しやすい液体を燃料とする自動車(乗車定員 11 人以上の自動車、貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量 3.5t を超える自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。)の燃料タンク及び配管は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ないものとして燃料漏れ防止に係る性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 ただし、燃料タンク及び配管が UN R34-03-S2 の 5. 及び 6. 又は 13. に適合するものであるときは、UN R34-03-S2 の 8.1.1. は適用しない。 ① 7-23-1-2 <u>(3)</u> ①に同じ。 ② 7-23-1-2 <u>(3)</u> ②に同じ。 ③ 7-23-1-2 <u>(3)</u> ③に同じ。 ④ (略) ⑤ 7-23-1-2 <u>(3)</u> ⑤に同じ。 ⑥ 7-23-1-2 <u>(3)</u> ⑥に同じ。 <u>(4)</u> 7-23-1-2 <u>(4)</u> に同じ。 <u>(5)</u> 7-23-1-2 <u>(5)</u> に同じ。 【フルラップ衝突に係る適用：UN R137-01-S2 適用】

新	旧
7-23-15 従前規定の適用⑪ 次の表に掲げる区分に応じた自動車（7-23-16 の自動車を除く。）であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 12 条第 14 項関係） ①～④（略） 7-23-15-1 性能要件 7-23-15-1-1（略） 7-23-15-1-2 書面等による審査 (1) ～ (2)（略） <u>(3) 7-23-1-2 (3) に同じ。</u> <u>(4) ガソリン、灯油、軽油、アルコールその他の引火しやすい液体を燃料とする自動車（乗車定員 11 人以上の自動車、貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量 3.5t を超える自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の燃料タンク及び配管は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ないものとして燃料漏れ防止に係る性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</u> ただし、燃料タンク及び配管が UN R34-03-S2 の 5. 及び 6. 又は 13. に適合するものであるときは、UN R34-03-S2 の 8. 1. 1. は適用しない。 ①～③（略） ④ 7-23-1-2 <u>(4) ④</u>に同じ。 ⑤ 7-23-1-2 <u>(4) ⑤</u>に同じ。 ⑥ 7-23-1-2 <u>(4) ⑥</u>に同じ。 <u>(5) 7-23-1-2 (5) に同じ。</u> <u>(6) 7-23-1-2 (6) に同じ。</u> 【フルラップ衝突に係る適用：UN R137-01-S2 適用】 7-23-16 従前規定の適用⑫ 次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、貨物の運送の用に供する車両総重量が 2.8t を超え 3.5t 以下であるボンネットを有さない小型自動車（車枠と車体が一体構造のものを除く。）であるもの又は当該小型自動車と運転者室及び客室を取り囲む部分のうち運転者席より前方の構造が同一である普通自動車であるもののうち、次の各号のいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 12 条第 15 項関係） ①～④（略） 7-23-16-1 性能要件 7-23-16-1-1（略） 7-23-16-1-2 書面等による審査	7-23-15 従前規定の適用⑪ 次の表に掲げる区分に応じた自動車（7-23-16 の自動車を除く。）であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 12 条第 14 項関係） ①～④（略） 7-23-15-1 性能要件 7-23-15-1-1（略） 7-23-15-1-2 書面等による審査 (1) ～ (2)（略） <u>(新設) ※別添 3「並行輸入自動車審査要領」別表第 1 から移動</u> <u>(3) ガソリン、灯油、軽油、アルコールその他の引火しやすい液体を燃料とする自動車（乗車定員 11 人以上の自動車、貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量 3.5t を超える自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の燃料タンク及び配管は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ないものとして燃料漏れ防止に係る性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</u> ただし、燃料タンク及び配管が UN R34-03-S2 の 5. 及び 6. 又は 13. に適合するものであるときは、UN R34-03-S2 の 8. 1. 1. は適用しない。 ①～③（略） ④ 7-23-1-2 <u>(3) ①</u>に同じ。 ⑤ 7-23-1-2 <u>(3) ①</u>に同じ。 ⑥ 7-23-1-2 <u>(3) ①</u>に同じ。 <u>(4) 7-23-1-2 (4) に同じ。</u> <u>(5) 7-23-1-2 (5) に同じ。</u> 【フルラップ衝突に係る適用：UN R137-01-S2 適用】 7-23-16 従前規定の適用⑫ 次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、貨物の運送の用に供する車両総重量が 2.8t を超え 3.5t 以下であるボンネットを有さない小型自動車（車枠と車体が一体構造のものを除く。）であるもの又は当該小型自動車と運転者室及び客室を取り囲む部分のうち運転者席より前方の構造が同一である普通自動車であるもののうち、次の各号のいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 12 条第 15 項関係） ①～④（略） 7-23-16-1 性能要件 7-23-16-1-1（略） 7-23-16-1-2 書面等による審査

新	旧
(1) ～ (2) (略) <u>(3) 7-23-1-2 (3) に同じ。</u> <u>(4)</u> ガソリン、灯油、軽油、アルコールその他の引火しやすい液体を燃料とする自動車（乗車定員 11 人以上の自動車、貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量 3.5t を超える自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の燃料タンク及び配管は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ないものとして燃料漏れ防止に係る性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 ただし、燃料タンク及び配管が UN R34-03-S2 の 5. 及び 6. 又は 13. に適合するものであるときは、UN R34-03-S2 の 8. 1. 1. は適用しない。 ①～③ (略) ④ 7-23-1-2 <u>(4)</u> ④に同じ。 ⑤ 7-23-1-2 <u>(4)</u> ⑤に同じ。 ⑥ 7-23-1-2 <u>(4)</u> ⑥に同じ。 <u>(5)</u> 7-23-1-2 <u>(5)</u> に同じ。 <u>(6)</u> 7-23-1-2 <u>(6)</u> に同じ。 【燃料漏れ防止性能に係る適用：UN R34-03-S2 適用】 7-23-17 従前規定の適用⑬ 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 12 条第 19 項関係） ①～② (略) 7-23-17-1 性能要件 7-23-17-1-1 (略) 7-23-17-1-2 書面等による審査 (1) ～ (2) (略) <u>(3) 7-23-1-2 (3) に同じ。</u> <u>(4)</u> ガソリン、灯油、軽油、アルコールその他の引火しやすい液体を燃料とする自動車（乗車定員 11 人以上の自動車、貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量 3.5t を超える自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の燃料タンク及び配管は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ないものとして燃料漏れ防止に係る性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 ただし、燃料タンク及び配管が UN R34-03-S2 の 5. 及び 6. 又は 13. に適合するものであるときは、UN R34-03-S2 の 8. 1. 1. は適用しない。 ① 7-23-1-2 <u>(4)</u> ①に同じ。 ② (略) ③ 7-23-1-2 <u>(4)</u> ③に同じ。 ④ 7-23-1-2 <u>(4)</u> ④に同じ。	(1) ～ (2) (略) <u>(新設) ※別添 3 「並行輸入自動車審査要領」別表第 1 から移動</u> <u>(3)</u> ガソリン、灯油、軽油、アルコールその他の引火しやすい液体を燃料とする自動車（乗車定員 11 人以上の自動車、貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量 3.5t を超える自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の燃料タンク及び配管は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ないものとして燃料漏れ防止に係る性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 ただし、燃料タンク及び配管が UN R34-03-S2 の 5. 及び 6. 又は 13. に適合するものであるときは、UN R34-03-S2 の 8. 1. 1. は適用しない。 ①～③ (略) ④ 7-23-1-2 <u>(3)</u> ①に同じ。 ⑤ 7-23-1-2 <u>(3)</u> ①に同じ。 ⑥ 7-23-1-2 <u>(3)</u> ①に同じ。 <u>(4)</u> 7-23-1-2 <u>(4)</u> に同じ。 <u>(5)</u> 7-23-1-2 <u>(5)</u> に同じ。 【燃料漏れ防止性能に係る適用：UN R34-03-S2 適用】 7-23-17 従前規定の適用⑬ 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 12 条第 19 項関係） ①～② (略) 7-23-17-1 性能要件 7-23-17-1-1 (略) 7-23-17-1-2 書面等による審査 (1) ～ (2) (略) <u>(新設) ※別添 3 「並行輸入自動車審査要領」別表第 1 から移動</u> <u>(3)</u> ガソリン、灯油、軽油、アルコールその他の引火しやすい液体を燃料とする自動車（乗車定員 11 人以上の自動車、貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量 3.5t を超える自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の燃料タンク及び配管は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ないものとして燃料漏れ防止に係る性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 ただし、燃料タンク及び配管が UN R34-03-S2 の 5. 及び 6. 又は 13. に適合するものであるときは、UN R34-03-S2 の 8. 1. 1. は適用しない。 ① 7-23-1-2 <u>(3)</u> ①に同じ。 ② (略) ③ 7-23-1-2 <u>(3)</u> ③に同じ。 ④ 7-23-1-2 <u>(3)</u> ④に同じ。

新	旧
⑤ 7-23-1-2 <u>(4)</u> ⑤に同じ。 ⑥ 7-23-1-2 <u>(4)</u> ⑥に同じ。 <u>(5)</u> 7-23-1-2 <u>(5)</u> に同じ。 <u>(6)</u> 7-23-1-2 <u>(6)</u> に同じ。 7-24 (略) 7-25 高圧ガスの燃料装置 7-25-1 性能要件 7-25-1-1 視認等による審査 (1) ～ (2) (略) (3) 圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次に掲げるそれぞれの基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 20 条第 3 項関係、細目告示第 98 条第 3 項関係) ① 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（大型特殊自動車に限る。）に備えるガス容器は、容器再検査の実施の有無に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。 ア 容器再検査を受けたことがないガス容器は、次のいずれかに該当すること。 (ア) ～ (ウ) (略) (エ) 国際相互承認に係る容器保安規則（平成 28 年経済産業省令第 82 号）第 5 条及び第 11 条に規定する構造及び機能を有するものであって、UN R134-<u>02</u> の 7.1.1.2. 又は UN R146-00 の 7.1.1.2. に適合するもの。 なお、国際相互承認容器則細目告示第 26 条に規定する車載容器総括証票が燃料充填口近傍に貼付されている場合にあっては、当該証票において示された充填可能期限及び検査有効期限は、それぞれ審査当日以降の日付であること。 (参考) (略) 〔(エ) における表示〕 (略) イ (略) ②～④ (略) (4) ～ (5) (略) 7-25-1-2 書面等による審査 (1) 圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。 この場合において、指定自動車等に備えられている燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは②から⑥までの基準に適合するものとする。(保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 20 条第 3 項関係、細目告示第 98 条第 3 項関係) ① (略)	⑤ 7-23-1-2 <u>(3)</u> ⑤に同じ。 ⑥ 7-23-1-2 <u>(3)</u> ⑥に同じ。 <u>(4)</u> 7-23-1-2 <u>(4)</u> に同じ。 <u>(5)</u> 7-23-1-2 <u>(5)</u> に同じ。 7-24 (略) 7-25 高圧ガスの燃料装置 7-25-1 性能要件 7-25-1-1 視認等による審査 (1) ～ (2) (略) (3) 圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次に掲げるそれぞれの基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 20 条第 3 項関係、細目告示第 98 条第 3 項関係) ① 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（大型特殊自動車に限る。）に備えるガス容器は、容器再検査の実施の有無に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。 ア 容器再検査を受けたことがないガス容器は、次のいずれかに該当すること。 (ア) ～ (ウ) (略) (エ) 国際相互承認に係る容器保安規則（平成 28 年経済産業省令第 82 号）第 5 条及び第 11 条に規定する構造及び機能を有するものであって、UN R134-<u>01</u> の 7.1.1.2. 又は UN R146-00 の 7.1.1.2. に適合するもの。 なお、国際相互承認容器則細目告示第 26 条に規定する車載容器総括証票が燃料充填口近傍に貼付されている場合にあっては、当該証票において示された充填可能期限及び検査有効期限は、それぞれ審査当日以降の日付であること。 (参考) (略) 〔(エ) における表示〕 (略) イ (略) ②～④ (略) (4) ～ (5) (略) 7-25-1-2 書面等による審査 (1) 圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。 この場合において、指定自動車等に備えられている燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは②から⑥までの基準に適合するものとする。(保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 20 条第 3 項関係、細目告示第 98 条第 3 項関係) ① (略)

新	旧
② 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）であって国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器を有する自動車の燃料装置は、次に定める基準に適合すること。 なお、ア及びイに規定する刻印又は標章が、UN R134-02 の 4.4. 又は 4.5. に規定する表示の場合は、細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の別紙 1 及び別紙 6 に定める材料基準に適合することを確認すること。 ア ガス容器は、UN R134-02 の 5. (5. (a) (iii) を除く。) 及び細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 3.1. に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5.1. に規定する刻印又は 5.2. に規定する標章が、当該ガス容器になされていること。 イ ガス容器附属品は、UN R134-02 の 5. (a) (iii)、6. 及び細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 4.1. に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5.5.1. に規定する刻印が、当該ガス容器附属品になされていること。 ③～④ (略) ⑤ 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）に備える燃料装置にあっては、UN R134-02 の 7.1. から 7.1.6. までに定める基準に適合すること。 ⑥～⑨ (略) ⑩ 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人以上のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が 3.5 t を超えるものにあっては、UN R134-02 の 7.1.7. に定める基準に適合すること。 <u>(削除)</u> <u>(削除)</u>	② 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）であって国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器を有する自動車の燃料装置は、次に定める基準に適合すること。 なお、ア及びイに規定する刻印又は標章が、UN R134-01-S2 の 4.4. 又は 4.5. に規定する表示の場合は、細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の別紙 1 及び別紙 6 に定める材料基準に適合することを確認すること。 ア ガス容器は、UN R134-01-S2 の 5. (5. (C) を除く。) 及び細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 3.1. に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5.1. に規定する刻印又は 5.2. に規定する標章が、当該ガス容器になされていること。 イ ガス容器附属品は、UN R134-01-S2 の 5. (C)、6. 及び細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 4.1. に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5.5.1. に規定する刻印が、当該ガス容器附属品になされていること。 ③～④ (略) ⑤ 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）に備える燃料装置にあっては、UN R134-01-S2 の 7.1. から 7.1.6. までに定める基準に適合すること。 ⑥～⑨ (略) ⑩ 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人以上のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が 3.5 t を超えるものにあっては、UN R134-01-S2 の 7.1.7. に定める基準に適合すること。 <u>ただし、次に掲げる自動車にあっては、この限りではない。(適用関係告示第 13 条第 23 項関係)</u> <u>ア 令和 4 年 8 月 31 日以前に製作された圧縮水素ガスを燃料とする自動車</u> <u>イ 令和 4 年 9 月 1 日から令和 6 年 8 月 31 日までに製作された圧縮水素ガスを燃料とする自動車であって、次に掲げるもの</u> <u>(ア) 令和 4 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車又は圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置に係る指定を受けた多仕様自動車</u> <u>(イ) 令和 4 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車又は多仕様自動車であって、令和 4 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車又は多仕様自動車と原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類（動力用電源装置</u>

新	旧
<u>(削除)</u> <u>(削除)</u> (2) ガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ないものとして、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。 この場合において、指定自動車等に備えられているガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置又は試験成績書（写しをもって代えることができる。）により次に定める基準に適合することが明らかなガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。（保安基準第 17 条第 3 項関係、細目告示第 20 条第 4 項関係、第 98 条第 4 項関係） ① 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（次に掲げるものを除く。）にあつては、<u>UN R137-03 の 5.2.7. 又は UN R134-02 附則 5 に定める方法及び UN R137-03 附則 3 に定める方法により試験を行った結果、UN R134-02 の 7.2.1. から 7.2.3. までに適合すること。</u> ア～エ（略） ② 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人未満の自動車（車両総重量 3.5t を超えるものを除く。）及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車並びに貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量 3.5t を超えるものを除く。）に限る。）にあつては、UN R153-00-<u>S4</u> の 5.2.1.（5.2.1.1. 及び 5.2.1.2. を除く。）に適合すること。 ③ 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）にあつては、UN R134-<u>02</u> の 7.2. に適合すること。 ④ 圧縮水素ガスを燃料とする専ら乗用の用に供する三輪自動車（乗車定員 10 人以上のもの及びその形状が当該自動車の形状に類するもの並びに車両総重量 3.5t を超えるもの及びその形状が当該自動車の形状に類するものを除く。）にあつては、UN R94-<u>05</u>（<u>5.2.7. に限る。</u>）又は UN R94-<u>05</u>（附則 3 の 1.、3. 及び 4. に限る。）に定める方法並びに UN R134-<u>02</u>（附則 5 に限る。）に定める方法により試験を行った結果、UN R134-<u>02</u>（7.2.1. から 7.2.3. までに限る。）に適合すること。 ⑤ 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（次に掲げるものを除く。）にあつては、UN	<u>の種類に限る。）、車枠並びに適合する排出ガス規制値に定める設定基準値が同一であるもの</u> <u>(ウ) 指定自動車等以外の自動車</u> ウ <u>新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であつて、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 6 年 8 月 31 日以前のもの</u> エ <u>使用の過程にある多仕様自動車であつて、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和 6 年 8 月 31 日以前のもの</u> (2) ガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ないものとして、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。 この場合において、指定自動車等に備えられているガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置又は試験成績書（写しをもって代えることができる。）により次に定める基準に適合することが明らかなガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた装置であつて、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。（保安基準第 17 条第 3 項関係、細目告示第 20 条第 4 項関係、第 98 条第 4 項関係） ① 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（次に掲げるものを除く。）にあつては、UN R137-02-<u>S4</u>（<u>附則 3 に限る。</u>）に定める方法及び細目告示別添 17「<u>衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準</u>」3.1.2.4. 及び 3.1.2.6. から 3.1.2.8. に定める方法により試験を行った結果、UN R134-<u>01-S2</u>（7.2.1. から 7.2.3. までに限る。）に適合すること。 ア～エ（略） ② 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人未満の自動車（車両総重量 3.5t を超えるものを除く。）及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車並びに貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量 3.5t を超えるものを除く。）に限る。）にあつては、UN R153-00-<u>S3</u> の 5.2.1.（5.2.1.1. 及び 5.2.1.2. を除く。）に適合すること。 ③ 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）にあつては、UN R134-<u>01-S2</u>（<u>7.2. に限る。</u>）に適合すること。 ④ 圧縮水素ガスを燃料とする専ら乗用の用に供する三輪自動車（乗車定員 10 人以上のもの及びその形状が当該自動車の形状に類するもの並びに車両総重量 3.5t を超えるもの及びその形状が当該自動車の形状に類するものを除く。）にあつては、UN R94-<u>04-S2</u>（附則 3 の 1.、3. 及び 4. に限る。）に定める方法及び UN R134-<u>01-S2</u>（<u>附則 5 に限る。</u>）に定める方法により試験を行った結果、UN R134-<u>01-S2</u>（7.2.1. から 7.2.3. までに限る。）に適合すること。 ⑤ 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（次の (a) から (i) までに掲げるものを除

新	旧
R135-02-<u>S2</u> の 5. 5. 2. に適合すること。 <u>ア</u> (略) <u>イ</u> 貨物の運送の用に供する自動車であつて次のいずれにも該当しないもの <u>(ア)</u> 前車軸中心と運転者席の着席基準点と前車軸中心線を含む平面と前車軸中心線を含む水平面とのなす角度が 22° より小さいもの <u>(イ)</u> 運転者席の着席基準点から後車軸中心線を含む鉛直面までの水平距離と運転者席の着席基準点から前車軸中心線を含む鉛直面までの水平距離の比が 1. 30 未満のもの <u>ウ</u> (略) <u>エ</u> <u>ア</u> から <u>ウ</u> までの自動車の形状に類する自動車 <u>オ</u> ～ <u>ケ</u> (略) <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> (3) ～ (5) (略) 7-25-2～7-25-3 (略) 7-25-4 適用関係の整理 (1) ～ (3) (略) (4) 次に掲げる <u>圧縮水素ガスを燃料とする</u> 自動車については、7-25-8 (従前規定の適用④) の規定を適用する。(適用関係告示第 13 条第 7 項、第 8 項、第 11 項関係) ① 平成 30 年 8 月 31 日以前に製作された自動車 (二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。) ② 平成 30 年 9 月 1 日以降に製作された自動車 (二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。) であつて、<u>次</u> に掲げるもの。 <u>ア</u> ～ <u>イ</u> (略) (5) ～ (8) (略) (9) 次に掲げる <u>圧縮天然ガス又は液化天然ガスを燃料とする</u> 自動車については、7-25-13 (従前規定の適用⑨) の規定を適用する。(適用関係告示第 13 条第 16 項関係) ① 令和 7 年 8 月 31 日以前に製作された自動車 ② 令和 7 年 9 月 1 日から令和 9 年 8 月 31 日までに製作された自動車であつて、	く。) にあつては、UN R135-02-<u>S1</u> (5. 5. 2. <u>に限る。</u>) に適合すること。 <u>(a)</u> (略) <u>(b)</u> 貨物の運送の用に供する自動車であつて次のいずれにも該当しないもの ・前車軸中心と運転者席の着席基準点と前車軸中心線を含む平面と前車軸中心線を含む水平面とのなす角度が 22° より小さいもの ・運転者席の着席基準点から後車軸中心線を含む鉛直面までの水平距離と運転者席の着席基準点から前車軸中心線を含む鉛直面までの水平距離の比が 1. 30 未満のもの <u>(c)</u> (略) <u>(d)</u> <u>(a)</u> から <u>(c)</u> の自動車の形状に類する自動車 <u>(e)</u> ～ <u>(i)</u> (略) <u>ただし、次に掲げる自動車にあつては、UN R135-00-S1 に適合するものであればよい。(適用関係告示第 13 条第 12 項関係)</u> <u>ア</u> 令和 5 年 1 月 19 日以前に製作された自動車 <u>イ</u> 令和 5 年 1 月 20 日以降に製作された自動車であつて、<u>次に掲げるもの</u> <u>(ア) 令和 5 年 1 月 19 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車</u> <u>(イ) 令和 5 年 1 月 20 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車であつて、令和 5 年 1 月 19 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車と運転者室及び客室を取囲む部分 (乗員保護装置を含む。) のポールとの側面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの</u> (3) ～ (5) (略) 7-25-2～7-25-3 (略) 7-25-4 適用関係の整理 (1) ～ (3) (略) (4) 次に掲げる自動車については、7-25-8 (従前規定の適用④) の規定を適用する。(適用関係告示第 13 条第 7 項、第 8 項、第 11 項関係) ① 平成 30 年 8 月 31 日以前に製作された <u>圧縮水素ガスを燃料とする</u> 自動車 (二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。) ② 平成 30 年 9 月 1 日以降に製作された <u>圧縮水素ガスを燃料とする</u> 自動車 (二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。) であつて次に掲げるもの。 <u>ア</u> ～ <u>イ</u> (略) (5) ～ (8) (略) (9) 次に掲げる自動車については、7-25-13 (従前規定の適用⑨) の規定を適用する。(適用関係告示第 13 条第 16 項関係) ① 令和 7 年 8 月 31 日以前に製作された <u>圧縮天然ガス又は液化天然ガスを燃料とする</u> 自動車 ② 令和 7 年 9 月 1 日から令和 9 年 8 月 31 日までに製作された <u>圧縮天然ガス又は</u>

新	旧
次に掲げるもの ア～ウ（略） ③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 9 年 8 月 31 日以前のもの ④ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和 9 年 8 月 31 日以前のもの (10)（略） (11) 次の表に掲げる区分に応じた圧縮水素ガスを燃料とする自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、7-25-15（従前規定の適用⑪）の規定を適用する。（適用関係告示第 13 条第 22 項関係） ①～②（略） ③ <u>新たに運行の用に供しようとする</u>多仕様自動車であって、<u>出荷検査証</u>（審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が「製作年月日」以前のもの ④（略） (12) 次の表に掲げる区分に応じた圧縮水素ガスを燃料とする自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、7-25-16（従前規定の適用⑫）の規定を適用する。（適用関係告示第 13 条第 19 項関係） ①～②（略） ③ <u>新たに運行の用に供しようとする</u>多仕様自動車であって、<u>出荷検査証</u>（審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が「製作年月日」以前のもの ④（略） (13)（略） <u>(14) 次に掲げる圧縮水素ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）については、7-25-18（従前規定の適用⑭）の規定を適用する。（適用関係告示第 13 条第 26 項関係）</u> ① <u>令和 9 年 8 月 31 日以前に製作された自動車</u> ② <u>令和 9 年 9 月 1 日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの</u> ア <u>令和 9 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車</u> イ <u>令和 9 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車であって、令和 9 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車と各衝突性能が同一であるもの</u> ③ <u>新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当</u>	<u>液化天然ガスを燃料とする</u>自動車であって、次に掲げるもの ア～ウ（略） ③ 新たに運行の用に供しようとする<u>圧縮天然ガス又は液化天然ガスを燃料とする</u>多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 9 年 8 月 31 日以前のもの ④ 使用の過程にある<u>圧縮天然ガス又は液化天然ガスを燃料とする</u>多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和 9 年 8 月 31 日以前のもの (10)（略） (11) 次の表に掲げる区分に応じた圧縮水素ガスを燃料とする自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、7-25-15（従前規定の適用⑪）の規定を適用する。（適用関係告示第 13 条第 22 項関係） ①～②（略） ③ 多仕様自動車であって出荷検査証（審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が「製作年月日」以前のもの ④（略） (12) 次の表に掲げる区分に応じた圧縮水素ガスを燃料とする自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、7-25-16（従前規定の適用⑫）の規定を適用する。（適用関係告示第 13 条第 19 項関係） ①～②（略） ③ 多仕様自動車であって出荷検査証（審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が「製作年月日」以前のもの ④（略） (13)（略） <u>(新設)</u>

新	旧
<u>日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。の発行日が令和 9 年 8 月 31 日以前のもの</u> <u>④ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和 9 年 8 月 31 日以前のもの</u> 7-25-5～7-25-6 (略) 7-25-7 従前規定の適用③ 平成 29 年 2 月 12 日以前に製作された圧縮水素ガスを燃料とする自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 13 条第 5 項関係) 7-25-7-1 性能要件 7-25-7-1-1 (略) 7-25-7-1-2 書面等による審査 (1) ～ (4) (略) <u>(5) UN R34 (前面衝突の方法に係る部分に限る。)、FMVSS 301 又は CMVSS 301 に適合する装置にあっては、細目告示別添 17「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」に準ずる性能を有するものとし、(3) の基準に適合するものとする。</u> <u>(6) (略)</u> 7-25-8 従前規定の適用④ 次に掲げる<u>圧縮水素ガスを燃料とする</u>自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 13 条第 7 項、第 8 項、第 11 項関係) ① 平成 30 年 8 月 31 日以前に製作された自動車(二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。) ② 平成 30 年 9 月 1 日以降に製作された自動車(二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)であって次に掲げるもの。 ア～イ (略) 7-25-8-1 性能要件 7-25-8-1-1 (略) 7-25-8-1-2 書面等による審査 (1) (略) (2) ガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ないものとして、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。 この場合において、指定自動車等に備えられているガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置又は試験成績書(写しをもって代えることができる。)により次に定める基準に適合することが明らかなガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないもの<u>又はこれに準ずる性能を有する装置</u>は、この基準に適合するものとする。 ①～④ (略) <u>(3) UN R34 (前面衝突の方法に係る部分に限る。)、FMVSS 301 又は CMVSS 301 に適合する</u>	7-25-5～7-25-6 (略) 7-25-7 従前規定の適用③ 平成 29 年 2 月 12 日以前に製作された圧縮水素ガスを燃料とする自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 13 条第 5 項関係) 7-25-7-1 性能要件 7-25-7-1-1 (略) 7-25-7-1-2 書面等による審査 (1) ～ (4) (略) <u>(新設) ※別添 3「並行輸入自動車審査要領」別表第 1 から移動</u> <u>(5) (略)</u> 7-25-8 従前規定の適用④ 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 13 条第 7 項、第 8 項、第 11 項関係) ① 平成 30 年 8 月 31 日以前に製作された<u>圧縮水素ガスを燃料とする</u>自動車(二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。) ② 平成 30 年 9 月 1 日以降に製作された<u>圧縮水素ガスを燃料とする</u>自動車(二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)であって次に掲げるもの。 ア～イ (略) 7-25-8-1 性能要件 7-25-8-1-1 (略) 7-25-8-1-2 書面等による審査 (1) (略) (2) ガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ないものとして、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。 この場合において、指定自動車等に備えられているガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置又は試験成績書(写しをもって代えることができる。)により次に定める基準に適合することが明らかなガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。 ①～④ (略) <u>(新設) ※別添 3「並行輸入自動車審査要領」別表第 1 から移動</u>

新	旧
<u>装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは、(2) に定める「これに準ずる性能を有する装置」とし、(2) ③の基準に適合するものとする。</u> <u>(4) (略)</u> 〔衝突に係る適用：GTR13 適用〕 7-25-9 従前規定の適用⑤ 次の表に掲げる区分に応じた圧縮水素ガスを燃料とする自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 13 条第 9 項関係) ①～② (略) 7-25-9-1 性能要件 7-25-9-1-1 (略) 7-25-9-1-2 書面等による審査 (1) <u>圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。</u> <u>この場合において、指定自動車等に備えられている燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは②から⑥までの基準に適合するものとする。</u> ① <u>7-25-1-2 (1) ①に同じ。</u> ② <u>7-25-1-2 (1) ②に同じ。</u> ③ <u>7-25-1-2 (1) ③に同じ。</u> ④ <u>7-25-1-2 (1) ④に同じ。</u> ⑤ <u>7-25-1-2 (1) ⑤に同じ。</u> ⑥ <u>7-25-1-2 (1) ⑥に同じ。</u> ⑦ <u>7-25-1-2 (1) ⑦に同じ。</u> ⑧ <u>7-25-1-2 (1) ⑧に同じ。</u> ⑨ <u>7-25-1-2 (1) ⑨に同じ。</u> ⑩ <u>専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人以上のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が 3.5t を超えるものにあつては、UN R134-02 の 7.1.7. に定める基準に適合すること。</u> <u>ただし、次に掲げる自動車にあつては、この限りではない。(適用関係告示第 13 条第 23 項関係)</u> <u>ア 令和 4 年 8 月 31 日以前に製作された圧縮水素ガスを燃料とする自動車</u> <u>イ 令和 4 年 9 月 1 日から令和 6 年 8 月 31 日までに製作された圧縮水素ガスを燃料とする自動車であって、次に掲げるもの</u> <u>(7) 令和 4 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車又は圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置に係る指定を受けた多仕様自動車</u> <u>(4) 令和 4 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車又は多仕様自動車であって、令和 4 年 8 月 31 日以前の型式指定自</u>	<u>(3) (略)</u> 〔衝突に係る適用：GTR13 適用〕 7-25-9 従前規定の適用⑤ 次の表に掲げる区分に応じた圧縮水素ガスを燃料とする自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 13 条第 9 項関係) ①～② (略) 7-25-9-1 性能要件 7-25-9-1-1 (略) 7-25-9-1-2 書面等による審査 (1) <u>7-25-1-2 (1) に同じ。</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u>

新	旧
<u>自動車、輸入自動車特別取扱自動車又は多仕様自動車と原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類（動力用電源装置の種類に限る。）、車枠並びに適合する排出ガス規制値に定める設定基準値が同一であるもの</u> <u>(ウ) 指定自動車等以外の自動車</u> <u>ウ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 6 年 8 月 31 日以前のもの</u> <u>エ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和 6 年 8 月 31 日以前のもの</u> (2) ガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ないものとして、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。 この場合において、指定自動車等に備えられているガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置又は試験成績書（写しをもって代えることができる。）により次に定める基準に適合することが明らかなガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないもの<u>又はこれに準ずる性能を有する装置</u>は、この基準に適合するものとする。 ①～③（略） <u>(3) UN R34（前面衝突の方法に係る部分に限る。）、FMVSS 301 又は CMVSS 301 に適合する装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは、(2) に定める「これに準ずる性能を有する装置」とし、(2) ③の基準に適合するものとする。</u> <u>(4)（略）</u> 【オフセット衝突に係る適用：UN R94-02-S5 適用】 7-25-10 従前規定の適用⑥ 次の表に掲げる区分に応じた圧縮水素ガスを燃料とする自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 13 条第 10 項関係） ①～②（略） 7-25-10-1 性能要件 7-25-10-1-1（略） 7-25-10-1-2 書面等による審査 (1) <u>圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。</u> <u>この場合において、指定自動車等に備えられている燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは②から⑥までの基準に適合するものとする。</u>	(2) ガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ないものとして、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。 この場合において、指定自動車等に備えられているガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置又は試験成績書（写しをもって代えることができる。）により次に定める基準に適合することが明らかなガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。 ①～③（略） <u>(新設) ※別添 3「並行輸入自動車審査要領」別表第 1 から移動</u> <u>(3)（略）</u> 【オフセット衝突に係る適用：UN R94-02-S5 適用】 7-25-10 従前規定の適用⑥ 次の表に掲げる区分に応じた圧縮水素ガスを燃料とする自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 13 条第 10 項関係） ①～②（略） 7-25-10-1 性能要件 7-25-10-1-1（略） 7-25-10-1-2 書面等による審査 (1) <u>7-25-1-2 (1) に同じ。</u>

新	旧
① <u>7-25-1-2 (1) ①に同じ。</u> ② <u>7-25-1-2 (1) ②に同じ。</u> ③ <u>7-25-1-2 (1) ③に同じ。</u> ④ <u>7-25-1-2 (1) ④に同じ。</u> ⑤ <u>7-25-1-2 (1) ⑤に同じ。</u> ⑥ <u>7-25-1-2 (1) ⑥に同じ。</u> ⑦ <u>7-25-1-2 (1) ⑦に同じ。</u> ⑧ <u>7-25-1-2 (1) ⑧に同じ。</u> ⑨ <u>7-25-1-2 (1) ⑨に同じ。</u> ⑩ <u>専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人以上のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が 3.5t を超えるものにあつては、UN R134-02 の 7.1.7. に定める基準に適合すること。</u> <u>ただし、次に掲げる自動車にあつては、この限りではない。(適用関係告示第 13 条第 23 項関係)</u> <u>ア 令和 4 年 8 月 31 日以前に製作された圧縮水素ガスを燃料とする自動車</u> <u>イ 令和 4 年 9 月 1 日から令和 6 年 8 月 31 日までに製作された圧縮水素ガスを燃料とする自動車であつて、次に掲げるもの</u> <u>(ア) 令和 4 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車又は多仕様自動車</u> <u>(イ) 令和 4 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車又は多仕様自動車であつて、令和 4 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車又は多仕様自動車と原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類（動力用電源装置の種類に限る。）、車枠並びに適合する排出ガス規制値に定める設定基準値が同一であるもの</u> <u>(ウ) 指定自動車等以外の自動車</u> <u>ウ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であつて、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 6 年 8 月 31 日以前のもの</u> <u>エ 使用の過程にある多仕様自動車であつて、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和 6 年 8 月 31 日以前のもの</u> (2) ガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ないものとして、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。 この場合において、指定自動車等に備えられているガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置又は試験成績書（写しをもって代えることができる。）により次に定める基準に適合することが明らかなガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた装置であつて、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。	<u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> (2) ガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ないものとして、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。 この場合において、指定自動車等に備えられているガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置又は試験成績書（写しをもって代えることができる。）により次に定める基準に適合することが明らかなガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた装置であつて、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。

新	旧
①～④ (略) ⑤ <u>圧縮水素ガスを燃料とする自動車（次の（a）から（i）までに掲げるものを除く。）にあっては、UN R135-02-S1（5.5.2.に限る。）に適合すること。</u> <u>（a）専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人以上のもの</u> <u>（b）貨物の運送の用に供する自動車であって次のいずれにも該当しないもの</u> <u>・前車軸中心と運転者席の着席基準点と前車軸中心線を含む平面と前車軸中心線を含む水平面とのなす角度が 22° より小さいもの</u> <u>・運転者席の着席基準点から後車軸中心線を含む鉛直面までの水平距離と運転者席の着席基準点から前車軸中心線を含む鉛直面までの水平距離の比が 1.30 未満のもの</u> <u>（c）車両総重量 3.5t を超える自動車</u> <u>（d）（a）から（c）までの自動車の形状に類する自動車</u> <u>（e）二輪自動車</u> <u>（f）側車付二輪自動車</u> <u>（g）三輪自動車</u> <u>（h）大型特殊自動車</u> <u>（i）被牽引自動車</u> <u>ただし、次に掲げる自動車にあっては、UN R135-00-S1 に適合するものであればよい。（適用関係告示第 13 条第 12 項関係）</u> <u>ア 令和 5 年 1 月 19 日以前に製作された自動車</u> <u>イ 令和 5 年 1 月 20 日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの</u> <u>（ア）令和 5 年 1 月 19 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車</u> <u>（イ）令和 5 年 1 月 20 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車であって、令和 5 年 1 月 19 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車と運転者室及び客室を取囲む部分（乗員保護装置を含む。）のポールとの側面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの</u> (3) (略) 【フルラップ衝突に係る適用：UN R137-00 適用】 7-25-11 従前規定の適用⑦ 次の表に掲げる区分に応じた圧縮水素ガスを燃料とする自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 13 条第 13 項関係） ①～② (略) 7-25-11-1 性能要件 7-25-11-1-1 (略) 7-25-11-1-2 書面等による審査 (1) <u>圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして</u>	①～④ (略) ⑤ <u>7-25-1-2 (2) ⑤に同じ。</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> (3) (略) 【フルラップ衝突に係る適用：UN R137-00 適用】 7-25-11 従前規定の適用⑦ 次の表に掲げる区分に応じた圧縮水素ガスを燃料とする自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 13 条第 13 項関係） ①～② (略) 7-25-11-1 性能要件 7-25-11-1-1 (略) 7-25-11-1-2 書面等による審査 (1) <u>7-25-1-1 (3) に同じ。</u>

新	旧
<u>強度、構造、取付方法等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。</u> <u>この場合において、指定自動車等に備えられている燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは②から⑥までの基準に適合するものとする。</u> ① <u>7-25-1-2 (1) ①に同じ。</u> ② <u>7-25-1-2 (1) ②に同じ。</u> ③ <u>7-25-1-2 (1) ③に同じ。</u> ④ <u>7-25-1-2 (1) ④に同じ。</u> ⑤ <u>7-25-1-2 (1) ⑤に同じ。</u> ⑥ <u>7-25-1-2 (1) ⑥に同じ。</u> ⑦ <u>7-25-1-2 (1) ⑦に同じ。</u> ⑧ <u>7-25-1-2 (1) ⑧に同じ。</u> ⑨ <u>7-25-1-2 (1) ⑨に同じ。</u> ⑩ <u>専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人以上のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が 3.5t を超えるものにあつては、UN R134-02 の 7.1.7. に定める基準に適合すること。</u> <u>ただし、次に掲げる自動車にあつては、この限りではない。(適用関係告示第 13 条第 23 項関係)</u> ア <u>令和 4 年 8 月 31 日以前に製作された圧縮水素ガスを燃料とする自動車</u> イ <u>令和 4 年 9 月 1 日から令和 6 年 8 月 31 日までに製作された圧縮水素ガスを燃料とする自動車であつて、次に掲げるもの</u> (ア) <u>令和 4 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車又は多仕様自動車</u> (イ) <u>令和 4 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車又は多仕様自動車であつて、令和 4 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車又は多仕様自動車と原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類(動力用電源装置の種類に限る。)、車枠並びに適合する排出ガス規制値に定める設定基準値が同一であるもの</u> (ウ) <u>指定自動車等以外の自動車</u> ウ <u>新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であつて、出荷検査証(審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。)の発行日が令和 6 年 8 月 31 日以前のもの</u> エ <u>使用の過程にある多仕様自動車であつて、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和 6 年 8 月 31 日以前のもの</u> (2) ガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ないものとして、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。	(新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (2) ガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ないものとして、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。

新	旧
この場合において、指定自動車等に備えられているガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置又は試験成績書（写しをもって代えることができる。）により次に定める基準に適合することが明らかなガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。 ①～④（略） ⑤ <u>圧縮水素ガスを燃料とする自動車（次の（a）から（i）までに掲げるものを除く。）にあつては、UN R135-02-S1（5.5.2.に限る。）に適合すること。</u> <u>（a）専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員 10 人以上のもの</u> <u>（b）貨物の運送の用に供する自動車であつて次のいずれにも該当しないもの</u> <u>・前車軸中心と運転者席の着席基準点と前車軸中心線を含む平面と前車軸中心線を含む水平面とのなす角度が 22° より小さいもの</u> <u>・運転者席の着席基準点から後車軸中心線を含む鉛直面までの水平距離と運転者席の着席基準点から前車軸中心線を含む鉛直面までの水平距離の比が 1.30 未満のもの</u> <u>（c）車両総重量 3.5t を超える自動車</u> <u>（d）（a）から（c）までの自動車の形状に類する自動車</u> <u>（e）二輪自動車</u> <u>（f）側車付二輪自動車</u> <u>（g）三輪自動車</u> <u>（h）大型特殊自動車</u> <u>（i）被牽引自動車</u> <u>ただし、次に掲げる自動車にあつては、UN R135-00-S1 に適合するものであればよい。（適用関係告示第 13 条第 12 項関係）</u> <u>ア 令和 5 年 1 月 19 日以前に製作された自動車</u> <u>イ 令和 5 年 1 月 20 日以降に製作された自動車であつて、次に掲げるもの</u> <u>（イ）令和 5 年 1 月 19 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車</u> <u>（ロ）令和 5 年 1 月 20 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車であつて、令和 5 年 1 月 19 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車と運転者室及び客室を取囲む部分（乗員保護装置を含む。）のポールとの側面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの</u> （3）（略） 7-25-12（略） 7-25-13 従前規定の適用⑨ 次に掲げる<u>圧縮天然ガス又は液化天然ガスを燃料とする</u>自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 13 条第 16 項関係） ① 令和 7 年 8 月 31 日以前に製作された自動車	この場合において、指定自動車等に備えられているガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置又は試験成績書（写しをもって代えることができる。）により次に定める基準に適合することが明らかなガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた装置であつて、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。 ①～④（略） ⑤ <u>7-25-1-2（2）⑤に同じ。</u> <u>（新設）</u> <u>（新設）</u> <u>（新設）</u> <u>（新設）</u> <u>（新設）</u> <u>（新設）</u> <u>（新設）</u> <u>（新設）</u> <u>（新設）</u> <u>（新設）</u> <u>（新設）</u> （3）（略） 7-25-12（略） 7-25-13 従前規定の適用⑨ 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 13 条第 16 項関係） ① 令和 7 年 8 月 31 日以前に製作された<u>圧縮天然ガス又は液化天然ガスを燃料とす</u>

新	旧
② 令和 7 年 9 月 1 日から令和 9 年 8 月 31 日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの ア～ウ（略） ③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 9 年 8 月 31 日以前のもの ④ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和 9 年 8 月 31 日以前のもの 7-25-13-1（略） 【後面衝突に係る適用：細目告示別添 17 適用】 7-25-14 従前規定の適用⑩ 次の表に掲げる区分に応じた圧縮水素ガスを燃料とする自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 13 第 21 項関係） ①～④（略） 7-25-14-1 性能要件 7-25-14-1-1（略） 7-25-14-1-2 書面等による審査 (1) <u>圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。</u> <u>この場合において、指定自動車等に備えられている燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは②から⑥までの基準に適合するものとする。</u> ① <u>7-25-1-2（1）①に同じ。</u> ② <u>7-25-1-2（1）②に同じ。</u> ③ <u>7-25-1-2（1）③に同じ。</u> ④ <u>7-25-1-2（1）④に同じ。</u> ⑤ <u>7-25-1-2（1）⑤に同じ。</u> ⑥ <u>7-25-1-2（1）⑥に同じ。</u> ⑦ <u>7-25-1-2（1）⑦に同じ。</u> ⑧ <u>7-25-1-2（1）⑧に同じ。</u> ⑨ <u>7-25-1-2（1）⑨に同じ。</u> ⑩ <u>専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人以上のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が 3.5t を超えるものにあつては、UN R134-02 の 7.1.7. に定める基準に適合すること。</u> <u>ただし、次に掲げる自動車にあつては、この限りではない。（適用関係告示第 13 条第 23 項関係）</u>	<u>る</u>自動車 ② 令和 7 年 9 月 1 日から令和 9 年 8 月 31 日までに製作された<u>圧縮天然ガス又は液化天然ガスを燃料とする</u>自動車であって、次に掲げるもの ア～ウ（略） ③ 新たに運行の用に供しようとする<u>圧縮天然ガス又は液化天然ガスを燃料とする</u>多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 9 年 8 月 31 日以前のもの ④ 使用の過程にある<u>圧縮天然ガス又は液化天然ガスを燃料とする</u>多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和 9 年 8 月 31 日以前のもの 7-25-13-1（略） 【後面衝突に係る適用：細目告示別添 17 適用】 7-25-14 従前規定の適用⑩ 次の表に掲げる区分に応じた圧縮水素ガスを燃料とする自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 13 第 21 項関係） ①～④（略） 7-25-14-1 性能要件 7-25-14-1-1（略） 7-25-14-1-2 書面等による審査 (1) <u>7-25-1-2（1）に同じ。</u> <u>（新設）</u> <u>（新設）</u> <u>（新設）</u> <u>（新設）</u> <u>（新設）</u> <u>（新設）</u> <u>（新設）</u> <u>（新設）</u> <u>（新設）</u>

新	旧
<u>ア 令和 4 年 8 月 31 日以前に製作された圧縮水素ガスを燃料とする自動車</u> <u>イ 令和 4 年 9 月 1 日から令和 6 年 8 月 31 日までに製作された圧縮水素ガスを燃料とする自動車であって、次に掲げるもの</u> <u>(7) 令和 4 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車又は多仕様自動車</u> <u>(i) 令和 4 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車又は多仕様自動車であって、令和 4 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車又は多仕様自動車と原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類（動力用電源装置の種類に限る。）、車枠並びに適合する排出ガス規制値に定める設定基準値が同一であるもの</u> <u>(ウ) 指定自動車等以外の自動車</u> <u>ウ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 6 年 8 月 31 日以前のもの</u> <u>エ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和 6 年 8 月 31 日以前のもの</u> (2) ガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ないものとして、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。 この場合において、指定自動車等に備えられているガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置又は試験成績書（写しをもって代えることができる。）により次に定める基準に適合することが明らかなガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。 ①～④（略） ⑤ <u>圧縮水素ガスを燃料とする自動車（次の（a）から（i）までに掲げるものを除く。）にあつては、UN R135-02-S1（5.5.2.に限る。）に適合すること。</u> <u>(a) 専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員 10 人以上のもの</u> <u>(b) 貨物の運送の用に供する自動車であつて次のいずれにも該当しないもの</u> <u>・前車軸中心と運転者席の着席基準点と前車軸中心線を含む平面と前車軸中心線を含む水平面とのなす角度が 22° より小さいもの</u> <u>・運転者席の着席基準点から後車軸中心線を含む鉛直面までの水平距離と運転者席の着席基準点から前車軸中心線を含む鉛直面までの水平距離の比が 1.30 未満のもの</u> <u>(c) 車両総重量 3.5t を超える自動車</u> <u>(d) (a) から (c) までの自動車の形状に類する自動車</u> <u>(e) 二輪自動車</u>	(2) ガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ないものとして、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。 この場合において、指定自動車等に備えられているガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置又は試験成績書（写しをもって代えることができる。）により次に定める基準に適合することが明らかなガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。 ①～④（略） ⑤ <u>7-25-1-2 (2) ⑤に同じ。</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u>

新	旧
<u>(f) 側車付二輪自動車</u> <u>(g) 三輪自動車</u> <u>(h) 大型特殊自動車</u> <u>(i) 被牽引自動車</u> ただし、次に掲げる自動車にあっては、UN R135-00-S1 に適合するものであればよい。<u>(適用関係告示第 13 条第 12 項関係)</u> <u>ア 令和 5 年 1 月 19 日以前に製作された自動車</u> <u>イ 令和 5 年 1 月 20 日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの</u> <u>(7) 令和 5 年 1 月 19 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車</u> <u>(4) 令和 5 年 1 月 20 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車であって、令和 5 年 1 月 19 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車と運転者室及び客室を取囲む部分（乗員保護装置を含む。）のポールとの側面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの</u> (3) ～ (5) (略) 【オフセット衝突に係る適用：UN R94-03-S1 適用】 7-25-15 従前規定の適用① 次の表に掲げる区分に応じた圧縮水素ガスを燃料とする自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。<u>(適用関係告示第 13 条第 22 項関係)</u> ①～② (略) ③ <u>新たに運行の用に供しようとする</u>多仕様自動車であって、<u>出荷検査証</u>（審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が「製作年月日」以前のもの ④ (略) 7-25-15-1 性能要件 7-25-15-1-1 (略) 7-25-15-1-2 書面等による審査 (1) <u>圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。</u> <u>この場合において、指定自動車等に備えられている燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは②から⑥までの基準に適合するものとする。</u> ① <u>7-25-1-2 (1) ①に同じ。</u> ② <u>7-25-1-2 (1) ②に同じ。</u> ③ <u>7-25-1-2 (1) ③に同じ。</u>	<u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> (3) ～ (5) (略) 【オフセット衝突に係る適用：UN R94-03-S1 適用】 7-25-15 従前規定の適用① 次の表に掲げる区分に応じた圧縮水素ガスを燃料とする自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。<u>(適用関係告示第 13 条第 22 項関係)</u> ①～② (略) ③ 多仕様自動車であって出荷検査証（審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が「製作年月日」以前のもの ④ (略) 7-25-15-1 性能要件 7-25-15-1-1 (略) 7-25-15-1-2 書面等による審査 (1) <u>7-25-1-2 (1) に同じ。</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u>

新	旧
④ <u>7-25-1-2 (1) ④に同じ。</u> ⑤ <u>7-25-1-2 (1) ⑤に同じ。</u> ⑥ <u>7-25-1-2 (1) ⑥に同じ。</u> ⑦ <u>7-25-1-2 (1) ⑦に同じ。</u> ⑧ <u>7-25-1-2 (1) ⑧に同じ。</u> ⑨ <u>7-25-1-2 (1) ⑨に同じ。</u> ⑩ <u>専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人以上のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が 3.5t を超えるものにあつては、UN R134-02 の 7.1.7. に定める基準に適合すること。</u> <u>ただし、次に掲げる自動車にあつては、この限りではない。(適用関係告示第 13 条第 23 項関係)</u> ア <u>令和 4 年 8 月 31 日以前に製作された圧縮水素ガスを燃料とする自動車</u> イ <u>令和 4 年 9 月 1 日から令和 6 年 8 月 31 日までに製作された圧縮水素ガスを燃料とする自動車であつて、次に掲げるもの</u> (ア) <u>令和 4 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車又は多仕様自動車</u> (イ) <u>令和 4 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車又は多仕様自動車であつて、令和 4 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車又は多仕様自動車と原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類(動力用電源装置の種類に限る。)、車枠並びに適合する排出ガス規制値に定める設定基準値が同一であるもの</u> (ウ) <u>指定自動車等以外の自動車</u> ウ <u>新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であつて、出荷検査証(審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。)の発行日が令和 6 年 8 月 31 日以前のもの</u> エ <u>使用の過程にある多仕様自動車であつて、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和 6 年 8 月 31 日以前のもの</u> (2) <u>ガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ないものとして、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。</u> この場合において、指定自動車等に備えられているガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置又は試験成績書(写しをもって代えることができる。)により次に定める基準に適合することが明らかなガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた装置であつて、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。 ①～④ (略) ⑤ <u>圧縮水素ガスを燃料とする自動車(次の (a) から (i) までに掲げるものを除く。)にあつては、UN R135-02-S1 (5.5.2. に限る。)に適合すること。</u>	<u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> (2) <u>ガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ないものとして、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。</u> この場合において、指定自動車等に備えられているガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置又は試験成績書(写しをもって代えることができる。)により次に定める基準に適合することが明らかなガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた装置であつて、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。 ①～④ (略) ⑤ <u>7-25-1-2 (2) ⑤に同じ。</u>

新	旧
(a) <u>専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人以上のもの</u> (b) <u>貨物の運送の用に供する自動車であって次のいずれにも該当しないもの</u> ・<u>前車軸中心と運転者席の着席基準点と前車軸中心線を含む平面と前車軸中心線を含む水平面とのなす角度が 22° より小さいもの</u> ・<u>運転者席の着席基準点から後車軸中心線を含む鉛直面までの水平距離と運転者席の着席基準点から前車軸中心線を含む鉛直面までの水平距離の比が 1.30 未満のもの</u> (c) <u>車両総重量 3.5t を超える自動車</u> (d) <u>(a) から (c) までの自動車の形状に類する自動車</u> (e) <u>二輪自動車</u> (f) <u>側車付二輪自動車</u> (g) <u>三輪自動車</u> (h) <u>大型特殊自動車</u> (i) <u>被牽引自動車</u> <u>ただし、次に掲げる自動車にあつては、UN R135-00-S1 に適合するものであればよい。(適用関係告示第 13 条第 12 項関係)</u> ア <u>令和 5 年 1 月 19 日以前に製作された自動車</u> イ <u>令和 5 年 1 月 20 日以降に製作された自動車であつて、次に掲げるもの</u> (ア) <u>令和 5 年 1 月 19 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車</u> (イ) <u>令和 5 年 1 月 20 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車であつて、令和 5 年 1 月 19 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車と運転者室及び客室を取囲む部分（乗員保護装置を含む。）のポールとの側面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの</u> (3) ～ (5) (略) 【フルラップ衝突に係る適用：UN R137-01-S2 適用】 7-25-16 従前規定の適用⑫ 次の表に掲げる区分に応じた圧縮水素ガスを燃料とする自動車であつて、次の各号のいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 13 条第 19 項関係) ①～② (略) ③ <u>新たに運行の用に供しようとする</u>多仕様自動車であつて、<u>出荷検査証（審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。）</u>の発行日が「製作年月日」以前のもの ④ (略) (略) 7-25-16-1 性能要件	(新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (3) ～ (5) (略) 【フルラップ衝突に係る適用：UN R137-01-S2 適用】 7-25-16 従前規定の適用⑫ 次の表に掲げる区分に応じた圧縮水素ガスを燃料とする自動車であつて、次の各号のいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 13 条第 19 項関係) ①～② (略) ③ 多仕様自動車であつて出荷検査証（審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が「製作年月日」以前のもの ④ (略) (略) 7-25-16-1 性能要件

新	旧
7-25-16-1-1 (略) 7-25-16-1-2 書面等による審査 (1) <u>圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。</u> <u>この場合において、指定自動車等に備えられている燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは②から⑥までの基準に適合するものとする。</u> ① <u>7-25-1-2 (1) ①に同じ。</u> ② <u>7-25-1-2 (1) ②に同じ。</u> ③ <u>7-25-1-2 (1) ③に同じ。</u> ④ <u>7-25-1-2 (1) ④に同じ。</u> ⑤ <u>7-25-1-2 (1) ⑤に同じ。</u> ⑥ <u>7-25-1-2 (1) ⑥に同じ。</u> ⑦ <u>7-25-1-2 (1) ⑦に同じ。</u> ⑧ <u>7-25-1-2 (1) ⑧に同じ。</u> ⑨ <u>7-25-1-2 (1) ⑨に同じ。</u> ⑩ <u>専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人以上のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が 3.5t を超えるものにあつては、UN R134-02 の 7.1.7. に定める基準に適合すること。</u> <u>ただし、次に掲げる自動車にあつては、この限りではない。(適用関係告示第 13 条第 23 項関係)</u> ア <u>令和 4 年 8 月 31 日以前に製作された圧縮水素ガスを燃料とする自動車</u> イ <u>令和 4 年 9 月 1 日から令和 6 年 8 月 31 日までに製作された圧縮水素ガスを燃料とする自動車であつて、次に掲げるもの</u> (ア) <u>令和 4 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車又は多仕様自動車</u> (イ) <u>令和 4 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車又は多仕様自動車であつて、令和 4 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車又は多仕様自動車と原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類(動力用電源装置の種類に限る。)、車枠並びに適合する排出ガス規制値に定める設定基準値が同一であるもの</u> (ウ) <u>指定自動車等以外の自動車</u> ウ <u>新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であつて、出荷検査証(審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。)の発行日が令和 6 年 8 月 31 日以前のもの</u> エ <u>使用の過程にある多仕様自動車であつて、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和 6 年 8 月 31 日以前のもの</u> (2) ガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置は、当該自動車が衝突、他	7-25-16-1-1 (略) 7-25-16-1-2 書面等による審査 (1) <u>7-25-1-2 (1) に同じ。</u> (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (2) ガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置は、当該自動車が衝突、他

新	旧
の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ないものとして、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。 この場合において、指定自動車等に備えられているガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置又は試験成績書（写しをもって代えることができる。）により次に定める基準に適合することが明らかなガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。 ①～④（略） ⑤ <u>圧縮水素ガスを燃料とする自動車（次の（a）から（i）までに掲げるものを除く。）にあつては、UN R135-02-S1（5.5.2.に限る。）に適合すること。</u> <u>（a）専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員 10 人以上のもの</u> <u>（b）貨物の運送の用に供する自動車であつて次のいずれにも該当しないもの</u> <u>・前車軸中心と運転者席の着席基準点と前車軸中心線を含む平面と前車軸中心線を含む水平面とのなす角度が 22° より小さいもの</u> <u>・運転者席の着席基準点から後車軸中心線を含む鉛直面までの水平距離と運転者席の着席基準点から前車軸中心線を含む鉛直面までの水平距離の比が 1.30 未満のもの</u> <u>（c）車両総重量 3.5t を超える自動車</u> <u>（d）（a）から（c）までの自動車の形状に類する自動車</u> <u>（e）二輪自動車</u> <u>（f）側車付二輪自動車</u> <u>（g）三輪自動車</u> <u>（h）大型特殊自動車</u> <u>（i）被牽引自動車</u> <u>ただし、次に掲げる自動車にあつては、UN R135-00-S1 に適合するものであればよい。（適用関係告示第 13 条第 12 項関係）</u> <u>ア 令和 5 年 1 月 19 日以前に製作された自動車</u> <u>イ 令和 5 年 1 月 20 日以降に製作された自動車であつて、次に掲げるもの</u> <u>（7）令和 5 年 1 月 19 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車</u> <u>（4）令和 5 年 1 月 20 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車であつて、令和 5 年 1 月 19 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車と運転者室及び客室を取囲む部分（乗員保護装置を含む。）のポールとの側面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの</u> （3）～（5）（略） 7-25-17 従前規定の適用⑬ 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告	の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ないものとして、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。 この場合において、指定自動車等に備えられているガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置又は試験成績書（写しをもって代えることができる。）により次に定める基準に適合することが明らかなガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。 ①～④（略） ⑤ <u>7-25-1-2（2）⑤に同じ。</u> <u>（新設）</u> <u>（新設）</u> <u>（新設）</u> <u>（新設）</u> <u>（新設）</u> <u>（新設）</u> <u>（新設）</u> <u>（新設）</u> <u>（新設）</u> <u>（新設）</u> <u>（新設）</u> <u>（新設）</u> （3）～（5）（略） 7-25-17 従前規定の適用⑬ 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告

新	旧
示第 13 条第 24 項関係) ①～④ (略) 7-25-17-1 性能要件 7-25-17-1-1 (略) 7-25-17-1-2 書面等による審査 (1) <u>圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。</u> <u>この場合において、指定自動車等に備えられている燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは②から⑥までの基準に適合するものとする。</u> ① <u>7-25-1-2 (1) ①に同じ。</u> ② <u>7-25-1-2 (1) ②に同じ。</u> ③ <u>7-25-1-2 (1) ③に同じ。</u> ④ <u>7-25-1-2 (1) ④に同じ。</u> ⑤ <u>7-25-1-2 (1) ⑤に同じ。</u> ⑥ <u>7-25-1-2 (1) ⑥に同じ。</u> ⑦ <u>7-25-1-2 (1) ⑦に同じ。</u> ⑧ <u>7-25-1-2 (1) ⑧に同じ。</u> ⑨ <u>7-25-1-2 (1) ⑨に同じ。</u> ⑩ <u>専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人以上のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が 3.5t を超えるものにあっては、UN R134-02 の 7.1.7. に定める基準に適合すること。</u> <u>ただし、次に掲げる自動車にあっては、この限りではない。(適用関係告示第 13 条第 23 項関係)</u> <u>ア 令和 4 年 8 月 31 日以前に製作された圧縮水素ガスを燃料とする自動車</u> <u>イ 令和 4 年 9 月 1 日から令和 6 年 8 月 31 日までに製作された圧縮水素ガスを燃料とする自動車であって、次に掲げるもの</u> <u>(ア) 令和 4 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車又多仕様自動車</u> <u>(イ) 令和 4 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車又は多仕様自動車であって、令和 4 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車又は多仕様自動車と原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類(動力用電源装置の種類に限る。)、車枠並びに適合する排出ガス規制値に定める設定基準値が同一であるもの</u> <u>(ウ) 指定自動車等以外の自動車</u> <u>ウ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証(審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。)の発行日が令和 6 年 8 月 31 日以前のもの</u>	示第 13 条第 24 項関係) ①～④ (略) 7-25-17-1 性能要件 7-25-17-1-1 (略) 7-25-17-1-2 書面等による審査 (1) <u>7-25-1-2 (1) に同じ。</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u>

新	旧
<u>エ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和 6 年 8 月 31 日以前のもの</u> (2) <u>ガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ないものとして、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。</u> <u>この場合において、指定自動車等に備えられているガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置又は試験成績書（写しをもって代えることができる。）により次に定める基準に適合することが明らかなガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。</u> <u>① 7-25-1-2 (2) ①に同じ。</u> <u>② 7-25-1-2 (2) ②に同じ。</u> <u>③ 7-25-1-2 (2) ③に同じ。</u> <u>④ 7-25-1-2 (2) ④に同じ。</u> <u>⑤ 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（次の（a）から（i）までに掲げるものを除く。）にあつては、UN R135-02-S1（5.5.2.に限る。）に適合すること。</u> <u>（a）専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員 10 人以上のもの</u> <u>（b）貨物の運送の用に供する自動車であつて次のいずれにも該当しないもの</u> <u>・前車軸中心と運転者席の着席基準点と前車軸中心線を含む平面と前車軸中心線を含む水平面とのなす角度が 22° より小さいもの</u> <u>・運転者席の着席基準点から後車軸中心線を含む鉛直面までの水平距離と運転者席の着席基準点から前車軸中心線を含む鉛直面までの水平距離の比が 1.30 未満のもの</u> <u>（c）車両総重量 3.5t を超える自動車</u> <u>（d）（a）から（c）までの自動車の形状に類する自動車</u> <u>（e）二輪自動車</u> <u>（f）側車付二輪自動車</u> <u>（g）三輪自動車</u> <u>（h）大型特殊自動車</u> <u>（i）被牽引自動車</u> <u>ただし、次に掲げる自動車にあつては、UN R135-00-S1 に適合するものであればよい。（適用関係告示第 13 条第 12 項関係）</u> <u>ア 令和 5 年 1 月 19 日以前に製作された自動車</u> <u>イ 令和 5 年 1 月 20 日以降に製作された自動車であつて、次に掲げるもの</u> <u>（7）令和 5 年 1 月 19 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車</u> <u>（4）令和 5 年 1 月 20 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車であつて、令和 5 年 1 月 19 日以前の型式指定</u>	(2) <u>7-25-1-2 (2) に同じ。</u> <u>（新設）</u> <u>（新設）</u> <u>（新設）</u> <u>（新設）</u> <u>（新設）</u>

新	旧
<u>自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車と運転者室及び客室を取囲む部分（乗員保護装置を含む。）のボールとの側面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの</u> (3) ～ (5) (略) 7-25-18 従前規定の適用⑭ 次に掲げる圧縮水素ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 13 条第 26 項関係） ① <u>令和 9 年 8 月 31 日以前に製作された自動車</u> ② <u>令和 9 年 9 月 1 日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの</u> ア <u>令和 9 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車</u> イ <u>令和 9 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車であって、令和 9 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車と各衝突性能が同一であるもの</u> ウ <u>指定自動車等以外の自動車</u> ③ <u>新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 9 年 8 月 31 日以前のもの</u> ④ <u>使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和 9 年 8 月 31 日以前のもの</u> 7-25-18-1 性能要件 7-25-18-1-1 視認等による審査 (1) 7-25-1-1 (1) に同じ。 (2) 7-25-1-1 (2) に同じ。 (3) <u>圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次に掲げるそれぞれの基準に適合するものでなければならない。</u> ① <u>圧縮水素ガスを燃料とする自動車（大型特殊自動車に限る。）に備えるガス容器は、容器再検査の実施の有無に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。</u> ア <u>容器再検査を受けたことがないガス容器は、次のいずれかに該当すること。</u> イ <u>容器保安規則第 7 条及び第 17 条に規定する構造及び機能を有するもの。</u> ロ <u>高圧ガス保安法第 45 条又は第 49 条の 25（同法第 49 条の 33 第 2 項において準用する場合を含む。）に規定する刻印又は標章の掲示が当該容器になされているもの。</u> なお、当該刻印又は標章において示された充填可能期限及び容器検査に合格した年月の前月の末日（年月日の表示があるものは、年月日の前日）から起算して次表の区分に応じた容器再検査までの期間を加	(3) ～ (5) (略) <u>(新設)</u>

新

旧

えた日は、それぞれ審査当日以降の日付であること。

容器の種類	容器検査合格後の経過年数	容器再検査までの期間
圧縮水素自動車燃料装置用容器	4年以下	4年
	4年超	2年2月
国際圧縮水素自動車燃料装置用容器	4年1月以下	4年1月
	4年1月超	2年3月

(ウ) 容器則細目告示第1条第2項第3号に規定する車載容器総括証票が燃料充填口近傍に貼付されているもの。

なお、当該証票において示された充填可能期限及び検査有効期限は、それぞれ審査当日以降の日付であること。

(参考)

〔ウ) における表示〕

1. 圧縮水素自動車燃料装置用容器（容器則細目告示様式第3）

車載容器総括証票	
充填すべき ガスの名称	
搭載容器本数	
充填可能期限	年 月 日
検査有効期限	年 月 日
最高充填圧力	
車 台 番 号	

2. 低充填サイクル圧縮水素自動車燃料装置用容器（容器則細目告示様式第3の2）

車載容器総括証票 (低充填サイクル車両専用)	
充填すべき ガスの名称	
搭載容器本数	
充填可能期限	年 月 日
検査有効期限	年 月 日
最高充填圧力	
車 台 番 号	

3. 国際圧縮水素自動車燃料装置用容器（容器則細目告示様式第3の3）

車載容器総括証票	
充填すべき ガスの名称	
搭載容器本数	
充填可能期限	年 月 日
検査有効期限	年 月 日
最高充填圧力	

新	旧																								
車 台 番 号 4. 低充填サイクル国際圧縮水素自動車燃料装置用容器（容器則細目告示様式第3の4） 車載容器総括証票 （低充填サイクル車両専用） <table> <tr> <td>充填すべき ガスの名称</td><td></td></tr> <tr> <td>搭載容器本数</td><td></td></tr> <tr> <td>充填可能期限</td><td>年 月 日</td></tr> <tr> <td>検査有効期限</td><td>年 月 日</td></tr> <tr> <td>最高充填圧力</td><td></td></tr> <tr> <td>車 台 番 号</td><td></td></tr> </table> (エ) 国際相互承認に係る容器保安規則（平成28年経済産業省令第82号） 第5条及び第11条に規定する構造及び機能を有するものであって、 UN R134-01-S2 の7.1.1.2.又はUN R146-00 の7.1.1.2.に適合するもの。 なお、国際相互承認容器則細目告示第26条に規定する車載容器総括証票が燃料充填口近傍に貼付されている場合にあっては、当該証票において示された充填可能期限及び検査有効期限は、それぞれ審査当日以降の日付であること。 (参考) 〔(エ)における表示〕 国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器（国際相互承認容器則細目告示様式第3） <table> <tr> <td colspan="2">車載容器総括証票</td> </tr> <tr> <td>充填すべき ガスの名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>充填可能期限</td> <td>年 月</td> </tr> <tr> <td>最高充填圧力 （MFP）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>公称使用圧力 （NWP）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>検査有効期限</td> <td>年 月</td> </tr> </table> イ 容器再検査を受けたことがあるガス容器は、次のいずれかに該当すること。 (ア) 容器保安規則第26条及び第29条に規定する構造及び機能を有するもの。 (イ) 高圧ガス保安法第49条に規定する刻印又は標章の掲示が当該容器になされているもの。 なお、当該刻印又は標章において示された容器再検査に合格した年月の前月の末日（年月日の表示があるものは、年月日の前日）から起	充填すべき ガスの名称		搭載容器本数		充填可能期限	年 月 日	検査有効期限	年 月 日	最高充填圧力		車 台 番 号		車載容器総括証票		充填すべき ガスの名称		充填可能期限	年 月	最高充填圧力 （MFP）		公称使用圧力 （NWP）		検査有効期限	年 月	
充填すべき ガスの名称																									
搭載容器本数																									
充填可能期限	年 月 日																								
検査有効期限	年 月 日																								
最高充填圧力																									
車 台 番 号																									
車載容器総括証票																									
充填すべき ガスの名称																									
充填可能期限	年 月																								
最高充填圧力 （MFP）																									
公称使用圧力 （NWP）																									
検査有効期限	年 月																								

新

旧

算してア（イ）の表の区分に応じた容器再検査までの期間を加えた日は、審査当日以降の日付であること。

(ウ) 容器則細目告示第 32 条に規定する容器再検査合格証票が燃料充填口近傍に貼付されているもの。

なお、当該証票において示された再検査有効期限及び車載容器総括証票において示された充填可能期限は、それぞれ審査当日以降の日付であること。

(参考)

[(ウ) における表示]

1. 圧縮水素自動車燃料装置用容器（容器則細目告示様式第 4）

容器再検査合格証票		検査実施者の名称の符号
再検査有効期限	年 月 日	
再 検 査 日	年 月 日	

2. 低充填サイクル圧縮水素自動車燃料装置用容器（容器則細目告示様式第 4 の 2）

容器再検査合格証票 (低充填サイクル車両専用)		検査実施者の名称の符号
再検査有効期限	年 月 日	
再 検 査 日	年 月 日	

3. 国際圧縮水素自動車燃料装置用容器（容器則細目告示様式第 4 の 3）

容器再検査合格証票		検査実施者の名称の符号
再検査有効期限	年 月	
再 検 査 日	年 月	

4. 低充填サイクル国際圧縮水素自動車燃料装置用容器（容器則細目告示様式第 4 の 4）

容器再検査合格証票 (低充填サイクル車両専用)		検査実施者の名称の符号
再検査有効期限	年 月	
再 検 査 日	年 月	

(エ) 国際相互承認容器則細目告示第 57 条に規定する容器再検査合格証票が燃料充填口近傍に貼付されているもの。

なお、当該証票において示された再検査有効期限及び車載容器総括証票において示された充填可能期限は、それぞれ審査当日以降の日付であること。

(参考)

新	旧									
〔エ〕における表示 国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器（国際相互承認容器則細目告示様式第 5） <table><tr><td colspan="2">容器再検査合格証票</td><td>検査実施者の名称の符号</td></tr><tr><td>再検査有効期限</td><td>年 月</td><td></td></tr><tr><td>再 検 査 月</td><td>年 月</td><td></td></tr></table> ② 7-25-1-1（3）②に同じ。 ③ 7-25-1-1（3）③に同じ。 ④ 7-25-1-1（3）④に同じ。 (4) 7-25-1-1（4）に同じ。 (5) 7-25-1-1（5）に同じ。 7-25-18-1-2 書面等による審査 (1) 圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。 この場合において、指定自動車等に備えられている燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは②から⑥までの基準に適合するものとする。 ① 7-25-1-2（1）①に同じ。 ② 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）であって国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器を有する自動車の燃料装置は、次に定める基準に適合すること。 なお、ア及びイに規定する刻印又は標章が、UN R134-01-S2 の 4.4.又は 4.5.に規定する表示の場合は、細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の別紙 1 及び別紙 6 に定める材料基準に適合することを確認すること。 ア ガス容器は、UN R134-01-S2 の 5.（5.（a）（iii）を除く。）及び細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 3.1.に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5.1.に規定する刻印又は 5.2.に規定する標章が、当該ガス容器になされていること。 イ ガス容器附属品は、UN R134-01-S2 の 5.（a）（iii）、6.及び細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 4.1.に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5.5.1.に規定する刻印が、当該ガス容器	容器再検査合格証票		検査実施者の名称の符号	再検査有効期限	年 月		再 検 査 月	年 月		
容器再検査合格証票		検査実施者の名称の符号								
再検査有効期限	年 月									
再 検 査 月	年 月									

新	旧
<u>附属品になされていること。</u> ③ <u>7-25-1-2 (1) ③に同じ。</u> ④ <u>7-25-1-2 (1) ④に同じ。</u> ⑤ <u>圧縮水素ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）に備える燃料装置にあっては、UN R134-01-S2 の 7. 1. から 7. 1. 6. まですに定める基準に適合すること。</u> ⑥ <u>7-25-1-2 (1) ⑥に同じ。</u> ⑦ <u>7-25-1-2 (1) ⑦に同じ。</u> ⑧ <u>7-25-1-2 (1) ⑧に同じ。</u> ⑨ <u>7-25-1-2 (1) ⑨に同じ。</u> ⑩ <u>専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人以上のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が 3.5 t を超えるものにあつては、UN R134-01-S2 の 7. 1. 7. に定める基準に適合すること。</u> <u>ただし、次に掲げる自動車にあっては、この限りではない。（適用関係告示第 13 条第 23 項関係）</u> ア <u>令和 4 年 8 月 31 日以前に製作された圧縮水素ガスを燃料とする自動車</u> イ <u>令和 4 年 9 月 1 日から令和 6 年 8 月 31 日までに製作された圧縮水素ガスを燃料とする自動車であつて、次に掲げるもの</u> （ア）<u>令和 4 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車又は多仕様自動車</u> （イ）<u>令和 4 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車又は多仕様自動車であつて、令和 4 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車又は多仕様自動車と原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類（動力用電源装置の種類に限る。）、車枠並びに適合する排出ガス規制値に定める設定基準値が同一であるもの</u> （ウ）<u>指定自動車等以外の自動車</u> ウ <u>新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であつて、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 6 年 8 月 31 日以前のもの</u> エ <u>使用の過程にある多仕様自動車であつて、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和 6 年 8 月 31 日以前のもの</u> （2）<u>ガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ないものとして、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。</u> <u>この場合において、指定自動車等に備えられているガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置又は試験成績書（写しをもって代えることができる。）により次に定める基準に適合することが明らかなガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた装置であつて、</u>	

新	旧
<u>その機能を損なうおそれがある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。</u> <u>(保安基準第 17 条第 3 項関係、細目告示第 20 条第 4 項関係、第 98 条第 4 項関係)</u> ① <u>圧縮水素ガスを燃料とする自動車（次に掲げるものを除く。）にあっては、UN R137-02-S4 の 5. 2. 7. 又は UN R134-01-S2 附則 5 に定める方法及び UN R137-02-S4 附則 3 に定める方法により試験を行った結果、UN R134-01-S2 の 7. 2. 1. から 7. 2. 3. までに適合すること。</u> <u>ア 専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の自動車</u> <u>イ 車両総重量 3. 5 t を超える貨物の運送の用に供する自動車</u> <u>ウ ア又はイのいずれかの自動車の形状に類する自動車</u> <u>エ 最高速度 20 km/h 未満の自動車</u> ② <u>圧縮水素ガスを燃料とする自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人未満の自動車（車両総重量 3. 5t を超えるものを除く。）及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車並びに貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量 3. 5t を超えるものを除く。）に限る。）にあっては、UN R153-00-S3 の 5. 2. 1. （5. 2. 1. 1. 及び 5. 2. 1. 2. を除く。）に適合すること。</u> ③ <u>圧縮水素ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）にあっては、UN R134-01-S2 の 7. 2. に適合すること。</u> ④ <u>圧縮水素ガスを燃料とする専ら乗用の用に供する三輪自動車（乗車定員 10 人以上のもの及びその形状が当該自動車の形状に類するもの並びに車両総重量 3. 5t を超えるもの及びその形状が当該自動車の形状に類するものを除く。）にあっては、UN R94-04-S2（5. 2. 7. に限る。）又は UN R94-04-S2（附則 3 の 1.、3. 及び 4. に限る。）に定める方法並びに UN R134-01-S2（附則 5 に限る。）に定める方法により試験を行った結果、UN R134-01-S2（7. 2. 1. から 7. 2. 3. までに限る。）に適合すること。</u> ⑤ <u>圧縮水素ガスを燃料とする自動車（次の（a）から（i）までに掲げるものを除く。）にあっては、UN R135-02-S1 の 5. 5. 2. に適合すること。</u> <u>（a）専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人以上のもの</u> <u>（b）貨物の運送の用に供する自動車であって次のいずれにも該当しないもの</u> <u>・前車軸中心と運転者席の着席基準点と前車軸中心線を含む平面と前車軸中心線を含む水平面とのなす角度が 22° より小さいもの</u> <u>・運転者席の着席基準点から後車軸中心線を含む鉛直面までの水平距離と運転者席の着席基準点から前車軸中心線を含む鉛直面までの水平距離の比が 1. 30 未満のもの</u> <u>（c）車両総重量 3. 5t を超える自動車</u> <u>（d）（a）から（c）までの自動車の形状に類する自動車</u> <u>（e）二輪自動車</u> <u>（f）側車付二輪自動車</u> <u>（g）三輪自動車</u>	

新	旧
<u>(h) 大型特殊自動車</u> <u>(i) 被牽引自動車</u> ただし、次に掲げる自動車にあっては、UN R135-00-S1 に適合するものであればよい。(適用関係告示第 13 条第 12 項関係) <u>ア 令和 5 年 1 月 19 日以前に製作された自動車</u> <u>イ 令和 5 年 1 月 20 日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの</u> <u>(7) 令和 5 年 1 月 19 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車</u> <u>(イ) 令和 5 年 1 月 20 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車であって、令和 5 年 1 月 19 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車と運転者室及び客室を取囲む部分（乗員保護装置を含む。）のポールとの側面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの</u> <u>(3) 7-25-1-2 (3) に同じ。</u> <u>(4) 7-25-1-2 (4) に同じ。</u> <u>(5) 7-25-1-2 (5) に同じ。</u> 7-26 電気装置 7-26-1 性能要件 7-26-1-1 (略) 7-26-1-2 書面等による審査 7-26-1-2-1 書面等による審査（装置関係） (1) 電力により作動する原動機を有する自動車（大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の電気装置は、高電圧による乗車人員への傷害等を生ずるおそれがないものとして、乗車人員の保護に係る性能及び構造に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 17 条の 2 第 5 項関係、細目告示第 99 条第 7 項関係、適用関係告示第 14 条第 15 項関係) ① 電力により作動する原動機を有する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車を除く。）の電気装置は、UN R100-03-<u>S3</u> の 5. 及び 6.（6. 4. を除く。）に適合するものであること。 ② (略) (2) (略) <u>(3) (1) ①に規定する UN R100-03-S3 の 6. にあっては、次に掲げる審査方法とすることができる。</u> ① <u>自動車の振動等により移動し、又は損傷することがないよう確実に取付けられている原動機用蓄電池は、UN R100-03-S3 の 6. 2.、6. 3. 及び 6. 12. に適合するものとする。</u>	7-26 電気装置 7-26-1 性能要件 7-26-1-1 (略) 7-26-1-2 書面等による審査 7-26-1-2-1 書面等による審査（装置関係） (1) 電力により作動する原動機を有する自動車（大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の電気装置は、高電圧による乗車人員への傷害等を生ずるおそれがないものとして、乗車人員の保護に係る性能及び構造に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 17 条の 2 第 5 項関係、細目告示第 99 条第 7 項関係、適用関係告示第 14 条第 15 項関係) ① 電力により作動する原動機を有する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車を除く。）の電気装置は、UN R100-03-<u>S2</u> の 5. 及び 6.（6. 4. を除く。）に適合するものであること。 <u>この場合において、自動車の振動等により移動し、又は損傷することがないよう確実に取付けられている原動機用蓄電池は、UN R100-03-S2 の 6. 2.、6. 3. 及び 6. 12. に適合するものとする。</u> ② (略) (2) (略) <u>(新設) ※ (1) ①から移動</u>

新	旧
<u>② 国際連合危険物輸送勧告の試験基準に適合している原動機用蓄電池（リチウムイオン蓄電池に限る。）は、UN R100-03-S3 の 6.2.、6.3.、6.6.、6.7. 及び 6.11. に適合するものとする。</u> 7-26-1-2-2 書面等による審査（衝突関係） (1) 電力により作動する原動機を有する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の電気装置は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、高電圧による乗車人員への傷害等を生ずるおそれが少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能及び構造に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 17 条の 2 第 6 項関係、細目告示第 21 条第 6 項関係、細目告示第 99 条第 8 項関係） ① 自動車（次に掲げるものを除く。）については、UN R137-<u>03</u> の 5.2.8. に適合すること。 ア～エ（略） ② 自動車（次に掲げるものを除く。）については、UN R94-<u>05</u> の 5.2.8. に適合すること。 ア～エ（略） ③ 自動車（次に掲げるものを除く。）については、UN R95-<u>06</u> の 5.3.7. に適合すること。 ア～エ（略） ④ 自動車（次に掲げるものを除く。）については、UN R135-02-<u>S2</u> の 5.6. に適合すること。 ア～エ（略） ⑤ 専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人未満の自動車（車両総重量 3.5t を超えるものを除く。）及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車並びに貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量 3.5t を超えるものを除く。）及び当該自動車の形状に類する自動車については、UN R153-00-<u>S4</u> の 5.2.2. に適合すること。 ⑥ 専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員 10 人以上のもの及び当該自動車の形状に類するものを除く。）及び専ら貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量 1.5t 以上のもの及び当該自動車の形状に類するものを除く。）については、UN R12-05 の 5.5.、UN R94-<u>05</u> 又は UN R137-<u>03</u> の 5.2.8. に適合すること。 ⑦～⑧（略） ⑨ 原動機用蓄電池は、UN R100-03-<u>S3</u> の 6.4. の基準に適合すること。 <u>(2) (1) ⑨に規定する UN R100-03-S3 の 6.4. にあつては、次に掲げる審査方法とすることができる。</u> <u>① 自動車の振動等により移動し、又は損傷することがないよう確実に取付けられている原動機用蓄電池は、UN R100-03-S3 の 6.4.1. に適合するものとする。</u>	7-26-1-2-2 書面等による審査（衝突関係） (1) 電力により作動する原動機を有する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の電気装置は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、高電圧による乗車人員への傷害等を生ずるおそれが少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能及び構造に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 17 条の 2 第 6 項関係、細目告示第 21 条第 6 項関係、細目告示第 99 条第 8 項関係） ① 自動車（次に掲げるものを除く。）については、UN R137-<u>02-S4</u> の 5.2.8. に適合すること。 ア～エ（略） ② 自動車（次に掲げるものを除く。）については、UN R94-<u>04-S2</u> の 5.2.8. に適合すること。 ア～エ（略） ③ 自動車（次に掲げるものを除く。）については、UN R95-<u>05-S3</u> の 5.3.7. に適合すること。 ア～エ（略） ④ 自動車（次に掲げるものを除く。）については、UN R135-02-<u>S1</u> の 5.6. に適合すること。 ア～エ（略） ⑤ 専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人未満の自動車（車両総重量 3.5t を超えるものを除く。）及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車並びに貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量 3.5t を超えるものを除く。）及び当該自動車の形状に類する自動車については、UN R153-00-<u>S3</u> の 5.2.2. に適合すること。 ⑥ 専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員 10 人以上のもの及び当該自動車の形状に類するものを除く。）及び専ら貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量 1.5t 以上のもの及び当該自動車の形状に類するものを除く。）については、UN R12-05 の 5.5.、UN R94-<u>04-S2</u> 又は UN R137-<u>02-S4</u> の 5.2.8. に適合すること。 ⑦～⑧（略） ⑨ 原動機用蓄電池は、UN R100-03-<u>S2</u> の 6.4. の基準に適合すること。 <u>この場合において、自動車の振動等により移動し、又は損傷することがないよう確実に取付けられている原動機用蓄電池は、UN R100-03-S2 の 6.4.1. に適合するものとする。</u> <u>(新設) ※ (1) ⑨から移動</u>

新	旧
<u>② UN R100-03-S3 の 6.4.2. が適用される自動車に備える原動機用蓄電池パックが、その最前端部から車両前端までの車両中心線に平行な水平距離が 420mm 以上及びその最後端部から車両後端までの車両中心線に平行な水平距離が 300mm 以上の位置にあるものは、UN R100-03-S3 の 6.4.2. に適合するものとする。</u> <u>(3)</u> (略) <u>(4)</u> 4-18 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置は、(1) ①から⑥まで及び⑨の基準にかかわらず、原動機用蓄電池パックが次に掲げる位置にあり、かつ、自動車の振動、衝撃等により移動し、又は損傷することがないよう確実に取付けられているものであればよい。 なお、原動機用蓄電池パックが、地上面からの高さが 800mm を超える位置に取付けられたものにあつては、①から③までの要件は適用しない。(保安基準第 17 条の 2 第 6 項関係、細目告示第 99 条第 10 項関係) ① UN R137-<u>03</u> の 5.2.8. 又は UN R94-<u>05</u> の 5.2.8. が適用される自動車に備える原動機用蓄電池パックにあつては、その最前端部から車両前端までの車両中心線に平行な水平距離が 420mm 以上の位置 ② UN R153-00-<u>S4</u> の 5.2.2. が適用される自動車に備える原動機用蓄電池パックにあつては、その最後端部から車両後端までの車両中心線に平行な水平距離が 65mm 以上の位置 ③ UN R95-<u>06</u> の 5.3.7. 又は UN R135-02-<u>S2</u> の 5.6. が適用される自動車の原動機用蓄電池パックにあつては、その最外側からその位置における車両最外側までの水平距離が 130mm 以上の位置 (参考図) (略) <u>(5) ～ (6)</u> (略) 7-26-2～7-26-8 (略) 【フルラップ衝突に係る適用：細目告示別添 111】 7-26-9 従前規定の適用⑤ 次の表に掲げる区分に応じた自動車であつて、次の各号のいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 14 条第 16 項関係) ①～② (略) 7-26-9-1 性能要件 7-26-9-1-1 (略) 7-26-9-1-2 書面等による審査 (1) (略) <u>(2) 7-26-1-2-1 (3) に同じ。</u> <u>(3) (略)</u> <u>(4) 7-26-1-2-2 (2) に同じ。</u> <u>(5) 7-26-1-2-2 (3) に同じ。</u> <u>(6)</u> 4-18 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置は、<u>(3)</u> ①から⑥まで及び⑨の基準にかかわらず、原動機用蓄電池パックが次に掲げ	<u>(2)</u> (略) <u>(3)</u> 4-18 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置は、(1) ①から⑥まで及び⑨の基準にかかわらず、原動機用蓄電池パックが次に掲げる位置にあり、かつ、自動車の振動、衝撃等により移動し、又は損傷することがないよう確実に取付けられているものであればよい。 なお、原動機用蓄電池パックが、地上面からの高さが 800mm を超える位置に取付けられたものにあつては、①から③までの要件は適用しない。(保安基準第 17 条の 2 第 6 項関係、細目告示第 99 条第 10 項関係) ① UN R137-<u>02-S4</u> の 5.2.8. 又は UN R94-<u>04-S2</u> の 5.2.8. が適用される自動車に備える原動機用蓄電池パックにあつては、その最前端部から車両前端までの車両中心線に平行な水平距離が 420mm 以上の位置 ② UN R153-00-<u>S3</u> の 5.2.2. が適用される自動車に備える原動機用蓄電池パックにあつては、その最後端部から車両後端までの車両中心線に平行な水平距離が 65mm 以上の位置 ③ UN R95-05-<u>S3</u> の 5.3.7. 又は UN R135-02-<u>S1</u> の 5.6. が適用される自動車の原動機用蓄電池パックにあつては、その最外側からその位置における車両最外側までの水平距離が 130mm 以上の位置 (参考図) (略) <u>(4) ～ (5)</u> (略) 7-26-2～7-26-8 (略) 【フルラップ衝突に係る適用：細目告示別添 111】 7-26-9 従前規定の適用⑤ 次の表に掲げる区分に応じた自動車であつて、次の各号のいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 14 条第 16 項関係) ①～② (略) 7-26-9-1 性能要件 7-26-9-1-1 (略) 7-26-9-1-2 書面等による審査 (1) (略) <u>(新設)</u> <u>(2) (略)</u> <u>(新設)</u> <u>(3) 7-26-1-2-2 (2) に同じ。</u> <u>(4)</u> 4-18 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置は、<u>(2)</u> ①から⑥まで及び⑨の基準にかかわらず、原動機用蓄電池パックが次に掲げ

新	旧
る位置にあり、かつ、自動車の振動、衝撃等により移動し、又は損傷することがないよう確実に取付けられているものであればよい。 なお、原動機用蓄電池パックが、地上面からの高さが 800mm を超える位置に取付けられたものにあつては、①から③までの要件は適用しない。 ① (略) ② 7-26-1-2-2 <u>(4)</u> ②に同じ。 ③ 7-26-1-2-2 <u>(4)</u> ③に同じ。 【フルラップ衝突に係る適用：UN R137-00 適用】 7-26-10 従前規定の適用⑥ 次の表に掲げる区分に応じた自動車であつて、次の各号のいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 14 条第 16 項関係) ①～② (略) 7-26-10-1 性能要件 7-26-10-1-1 (略) 7-26-10-1-2 書面等による審査 (1) (略) <u>(2) 7-26-1-2-1 (3) に同じ。</u> <u>(3) (略)</u> <u>(4) 7-26-1-2-2 (2) に同じ。</u> <u>(5) 7-26-1-2-2 (3) に同じ。</u> <u>(6) 4-18 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置は、(3) ①から⑥まで及び⑨の基準にかかわらず、原動機用蓄電池パックが次に掲げる位置にあり、かつ、自動車の振動、衝撃等により移動し、又は損傷することがないよう確実に取付けられているものであればよい。</u> なお、原動機用蓄電池パックが、地上面からの高さが 800mm を超える位置に取付けられたものにあつては、①から③までの要件は適用しない。 ① (略) ② 7-26-1-2-2 <u>(4)</u> ②に同じ。 ③ 7-26-1-2-2 <u>(4)</u> ③に同じ。 【オフセット衝突に係る適用：UN R94-02-S5】 7-26-11 従前規定の適用⑦ 次の表に掲げる区分に応じた自動車であつて、次の各号のいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 14 条第 17 項関係) ①～② (略) 7-26-11-1 性能要件 7-26-11-1-1 (略) 7-26-11-1-2 書面等による審査 (1) (略)	る位置にあり、かつ、自動車の振動、衝撃等により移動し、又は損傷することがないよう確実に取付けられているものであればよい。 なお、原動機用蓄電池パックが、地上面からの高さが 800mm を超える位置に取付けられたものにあつては、①から③までの要件は適用しない。 ① (略) ② 7-26-1-2-2 <u>(3)</u> ②に同じ。 ③ 7-26-1-2-2 <u>(3)</u> ③に同じ。 【フルラップ衝突に係る適用：UN R137-00 適用】 7-26-10 従前規定の適用⑥ 次の表に掲げる区分に応じた自動車であつて、次の各号のいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 14 条第 16 項関係) ①～② (略) 7-26-10-1 性能要件 7-26-10-1-1 (略) 7-26-10-1-2 書面等による審査 (1) (略) <u>(新設)</u> <u>(2) (略)</u> <u>(新設)</u> <u>(3) 7-26-1-2-2 (2) に同じ。</u> <u>(4) 4-18 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置は、(2) ①から⑥まで及び⑨の基準にかかわらず、原動機用蓄電池パックが次に掲げる位置にあり、かつ、自動車の振動、衝撃等により移動し、又は損傷することがないよう確実に取付けられているものであればよい。</u> なお、原動機用蓄電池パックが、地上面からの高さが 800mm を超える位置に取付けられたものにあつては、①から③までの要件は適用しない。 ① (略) ② 7-26-1-2-2 <u>(3)</u> ②に同じ。 ③ 7-26-1-2-2 <u>(3)</u> ③に同じ。 【オフセット衝突に係る適用：UN R94-02-S5】 7-26-11 従前規定の適用⑦ 次の表に掲げる区分に応じた自動車であつて、次の各号のいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 14 条第 17 項関係) ①～② (略) 7-26-11-1 性能要件 7-26-11-1-1 (略) 7-26-11-1-2 書面等による審査 (1) (略)

新	旧
<u>(2) 7-26-1-2-1 (3) に同じ。</u> <u>(3) (略)</u> <u>(4) 7-26-1-2-2 (2) に同じ。</u> <u>(5) 7-26-1-2-2 (3) に同じ。</u> <u>(6) 4-18 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置は、(3) ①から⑥まで及び⑨の基準にかかわらず、原動機用蓄電池パックが次に掲げる位置にあり、かつ、自動車の振動、衝撃等により移動し、又は損傷することがないよう確実に取付けられているものであればよい。</u> なお、原動機用蓄電池パックが、地上面からの高さが 800mm を超える位置に取付けられたものにあつては、①から③までの要件は適用しない。 ① (略) ② 7-26-1-2-2 <u>(4)</u> ②に同じ。 ③ 7-26-1-2-2 <u>(4)</u> ③に同じ。 【側面衝突に係る適用：UN R95-03-S7 適用】 7-26-12 従前規定の適用⑧ 次の表に掲げる区分に応じた自動車であつて、次の各号のいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 14 条第 30 項関係) ①～④ (略) 7-26-12-1 性能要件 7-26-12-1-1 (略) 7-26-12-1-2 書面等による審査 (1) (略) <u>(2) 7-26-1-2-1 (3) に同じ。</u> <u>(3) (略)</u> <u>(4) 7-26-1-2-2 (2) に同じ。</u> <u>(5) 7-26-1-2-2 (3) に同じ。</u> <u>(6) 4-18 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置は、(3) ①から⑥まで及び⑨の基準にかかわらず、原動機用蓄電池パックが次に掲げる位置にあり、かつ、自動車の振動、衝撃等により移動し、又は損傷することがないよう確実に取付けられているものであればよい。</u> なお、原動機用蓄電池パックが、地上面からの高さが 800mm を超える位置に取付けられたものにあつては、①から③までの要件は適用しない。 ① 7-26-1-2-2 <u>(4)</u> ①に同じ。 ② 7-26-1-2-2 <u>(4)</u> ②に同じ。 ③ (略) 【後面衝突に係る適用：細目告示別添 111 適用】 7-26-13 従前規定の適用⑨ 次の表に掲げる区分に応じた自動車であつて、次の各号のいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 14 条第 31 項関係)	<u>(新設)</u> <u>(2) (略)</u> <u>(新設)</u> <u>(3) 7-26-1-2-2 (2) に同じ。</u> <u>(4) 4-18 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置は、(2) ①から⑥まで及び⑨の基準にかかわらず、原動機用蓄電池パックが次に掲げる位置にあり、かつ、自動車の振動、衝撃等により移動し、又は損傷することがないよう確実に取付けられているものであればよい。</u> なお、原動機用蓄電池パックが、地上面からの高さが 800mm を超える位置に取付けられたものにあつては、①から③までの要件は適用しない。 ① (略) ② 7-26-1-2-2 <u>(3)</u> ②に同じ。 ③ 7-26-1-2-2 <u>(3)</u> ③に同じ。 【側面衝突に係る適用：UN R95-03-S7 適用】 7-26-12 従前規定の適用⑧ 次の表に掲げる区分に応じた自動車であつて、次の各号のいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 14 条第 30 項関係) ①～④ (略) 7-26-12-1 性能要件 7-26-12-1-1 (略) 7-26-12-1-2 書面等による審査 (1) (略) <u>(新設)</u> <u>(2) (略)</u> <u>(新設)</u> <u>(3) 7-26-1-2-2 (2) に同じ。</u> <u>(4) 4-18 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置は、(2) ①から⑥まで及び⑨の基準にかかわらず、原動機用蓄電池パックが次に掲げる位置にあり、かつ、自動車の振動、衝撃等により移動し、又は損傷することがないよう確実に取付けられているものであればよい。</u> なお、原動機用蓄電池パックが、地上面からの高さが 800mm を超える位置に取付けられたものにあつては、①から③までの要件は適用しない。 ① 7-26-1-2-2 <u>(3)</u> ①に同じ。 ② 7-26-1-2-2 <u>(3)</u> ②に同じ。 ③ (略) 【後面衝突に係る適用：細目告示別添 111 適用】 7-26-13 従前規定の適用⑨ 次の表に掲げる区分に応じた自動車であつて、次の各号のいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 14 条第 31 項関係)

新	旧
係) ①～④ (略) 7-26-13-1 性能要件 7-26-13-1-1 (略) 7-26-13-1-2 書面等による審査 (1) (略) <u>(2) 7-26-1-2-1 (3) に同じ。</u> <u>(3) (略)</u> <u>(4) 7-26-1-2-2 (2) に同じ。</u> <u>(5) 7-26-1-2-2 (3) に同じ。</u> <u>(6)</u> 4-18 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置は、<u>(3)</u> ①から⑥まで及び⑨の基準にかかわらず、原動機用蓄電池パックが次に掲げる位置にあり、かつ、自動車の振動、衝撃等により移動し、又は損傷することがないよう確実に取付けられているものであればよい。 なお、原動機用蓄電池パックが、地上面からの高さが 800mm を超える位置に取付けられたものにあつては、①から③までの要件は適用しない。 ① 7-26-1-2-2 <u>(4)</u> ①に同じ。 ② (略) ③ 7-26-1-2-2 <u>(4)</u> ③に同じ。 [オフセット衝突に係る適用：UN R94-03-S1 適用] 7-26-14 従前規定の適用⑩ 次の表に掲げる区分に応じた自動車であつて、次の各号のいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 14 条第 29 項関係) ①～④ (略) 7-26-14-1 性能要件 7-26-14-1-1 (略) 7-26-14-1-2 書面等による審査 (1) (略) <u>(2) 7-26-1-2-1 (3) に同じ。</u> <u>(3) (略)</u> <u>(4) 7-26-1-2-2 (2) に同じ。</u> <u>(5) 7-26-1-2-2 (3) に同じ。</u> <u>(6)</u> 4-18 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置は、<u>(3)</u> ①から⑥まで及び⑨の基準にかかわらず、原動機用蓄電池パックが次に掲げる位置にあり、かつ、自動車の振動、衝撃等により移動し、又は損傷することがないよう確実に取付けられているものであればよい。 なお、原動機用蓄電池パックが、地上面からの高さが 800mm を超える位置に取付けられたものにあつては、①から③までの要件は適用しない。 ① (略)	係) ①～④ (略) 7-26-13-1 性能要件 7-26-13-1-1 (略) 7-26-13-1-2 書面等による審査 (1) (略) <u>(新設)</u> <u>(2) (略)</u> <u>(新設)</u> <u>(3)</u> 7-26-1-2-2 <u>(2)</u> に同じ。 <u>(4)</u> 4-18 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置は、<u>(2)</u> ①から⑥まで及び⑨の基準にかかわらず、原動機用蓄電池パックが次に掲げる位置にあり、かつ、自動車の振動、衝撃等により移動し、又は損傷することがないよう確実に取付けられているものであればよい。 なお、原動機用蓄電池パックが、地上面からの高さが 800mm を超える位置に取付けられたものにあつては、①から③までの要件は適用しない。 ① 7-26-1-2-2 <u>(3)</u> ①に同じ。 ② (略) ③ 7-26-1-2-2 <u>(3)</u> ③に同じ。 [オフセット衝突に係る適用：UN R94-03-S1 適用] 7-26-14 従前規定の適用⑩ 次の表に掲げる区分に応じた自動車であつて、次の各号のいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 14 条第 29 項関係) ①～④ (略) 7-26-14-1 性能要件 7-26-14-1-1 (略) 7-26-14-1-2 書面等による審査 (1) (略) <u>(新設)</u> <u>(2) (略)</u> <u>(新設)</u> <u>(3)</u> 7-26-1-2-2 <u>(2)</u> に同じ。 <u>(4)</u> 4-18 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置は、<u>(2)</u> ①から⑥まで及び⑨の基準にかかわらず、原動機用蓄電池パックが次に掲げる位置にあり、かつ、自動車の振動、衝撃等により移動し、又は損傷することがないよう確実に取付けられているものであればよい。 なお、原動機用蓄電池パックが、地上面からの高さが 800mm を超える位置に取付けられたものにあつては、①から③までの要件は適用しない。 ① (略)

新	旧
② 7-26-1-2-2 <u>(4)</u> ②に同じ。 ③ 7-26-1-2-2 <u>(4)</u> ③に同じ。 〔フルラップ衝突に係る適用：UN R137-01-S2 適用〕 7-26-15 従前規定の適用⑩ 次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 14 条第 27 項関係) ①～④ (略) 7-26-15-1 性能要件 7-26-15-1-1 (略) 7-26-15-1-2 書面等による審査 (1) (略) <u>(2) 7-26-1-2-1 (3) に同じ。</u> <u>(3) (略)</u> <u>(4) 7-26-1-2-2 (2) に同じ。</u> <u>(5) 7-26-1-2-2 (3) に同じ。</u> <u>(6) 4-18 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置は、(3) ①から⑥まで及び⑨の基準にかかわらず、原動機用蓄電池パックが次に掲げる位置にあり、かつ、自動車の振動、衝撃等により移動し、又は損傷することがないよう確実に取付けられているものであればよい。</u> なお、原動機用蓄電池パックが、地上面からの高さが 800mm を超える位置に取付けられたものにあつては、①から③までの要件は適用しない。 ① (略) ② 7-26-1-2-2 <u>(4)</u> ②に同じ。 ③ 7-26-1-2-2 <u>(4)</u> ③に同じ。 7-26-16 従前規定の適用⑪ 次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車にあつては、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 14 条第 32 項) ①～④ (略) 7-26-16-1 性能要件 7-26-16-1-1 (略) 7-26-16-1-2 書面等による審査 (1) (略) (2) (1) ①に規定する UN R100-02-S4 の 6. <u>にあつて</u>は、次に掲げる審査方法とすることができる。 ①～② (略) (3) (略) (4) (3) ⑨に規定する UN R100-02-S4 の 6. 4. <u>にあつて</u>は、次に掲げる審査方法とすることができる。 ①～② (略)	② 7-26-1-2-2 <u>(3)</u> ②に同じ。 ③ 7-26-1-2-2 <u>(3)</u> ③に同じ。 〔フルラップ衝突に係る適用：UN R137-01-S2 適用〕 7-26-15 従前規定の適用⑩ 次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 14 条第 27 項関係) ①～④ (略) 7-26-15-1 性能要件 7-26-15-1-1 (略) 7-26-15-1-2 書面等による審査 (1) (略) <u>(新設)</u> <u>(2) (略)</u> <u>(新設)</u> <u>(3) 7-26-1-2-2 (2) に同じ。</u> <u>(4) 4-18 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置は、(2) ①から⑥まで及び⑨の基準にかかわらず、原動機用蓄電池パックが次に掲げる位置にあり、かつ、自動車の振動、衝撃等により移動し、又は損傷することがないよう確実に取付けられているものであればよい。</u> なお、原動機用蓄電池パックが、地上面からの高さが 800mm を超える位置に取付けられたものにあつては、①から③までの要件は適用しない。 ① (略) ② 7-26-1-2-2 <u>(3)</u> ②に同じ。 ③ 7-26-1-2-2 <u>(3)</u> ③に同じ。 7-26-16 従前規定の適用⑪ 次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車にあつては、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 14 条第 32 項) ①～④ (略) 7-26-16-1 性能要件 7-26-16-1-1 (略) 7-26-16-1-2 書面等による審査 (1) (略) (2) (1) ①に規定する UN R100-02-S4 の 6. は、次に掲げる審査方法とすることができる。 ①～② (略) (3) (略) (4) (3) ⑨に規定する UN R100-02-S4 の 6. 4. は、次に掲げる審査方法とすることができる。 ①～② (略)

新	旧
(5) 7-26-1-2-2 <u>(3)</u> に同じ。 (6) 7-26-1-2-2 <u>(4)</u> に同じ。 【側面衝突に係る適用：UN R95-04 適用】 7-26-17 従前規定の適用⑬ 次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 14 条第 35 項関係) ①～④ (略) 7-26-17-1 性能要件 7-26-17-1-1 (略) 7-26-17-1-2 書面等による審査 (1) (略) <u>(2) 7-26-1-2-1 (3) に同じ。</u> <u>(3) (略)</u> <u>(4) 7-26-1-2-2 (2) に同じ。</u> <u>(5) 7-26-1-2-2 (3) に同じ。</u> <u>(6) 4-18 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置は、(3) ①から⑥まで及び⑨の基準にかかわらず、原動機用蓄電池パックが次に掲げる位置にあり、かつ、自動車の振動、衝撃等により移動し、又は損傷することがないよう確実に取付けられているものであればよい。</u> なお、原動機用蓄電池パックが、地上面からの高さが 800mm を超える位置に取付けられたものにあつては、①から③までの要件は適用しない。 ① 7-26-1-2-2 <u>(4)</u> ①に同じ。 ② 7-26-1-2-2 <u>(4)</u> ②に同じ。 ③ (略) 【オフセット衝突に係る適用：UN R94-03-S2 適用】 7-26-18 従前規定の適用⑭ 次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 14 条第 34 項関係) ①～④ (略) 7-26-18-1 性能要件 7-26-18-1-1 (略) 7-26-18-1-2 書面等による審査 (1) (略) <u>(2) 7-26-1-2-1 (3) に同じ。</u> <u>(3) (略)</u> <u>(4) 7-26-1-2-2 (2) に同じ。</u> <u>(5) 7-26-1-2-2 (3) に同じ。</u> <u>(6) 4-18 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置</u>	(5) 7-26-1-2-2 <u>(2)</u> に同じ。 (6) 7-26-1-2-2 <u>(3)</u> に同じ。 【側面衝突に係る適用：UN R95-04 適用】 7-26-17 従前規定の適用⑬ 次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 14 条第 35 項関係) ①～④ (略) 7-26-17-1 性能要件 7-26-17-1-1 (略) 7-26-17-1-2 書面等による審査 (1) (略) <u>(新設)</u> <u>(2) (略)</u> <u>(新設)</u> <u>(3) 7-26-1-2-2 (2) に同じ。</u> <u>(4) 4-18 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置は、(2) ①から⑥まで及び⑨の基準にかかわらず、原動機用蓄電池パックが次に掲げる位置にあり、かつ、自動車の振動、衝撃等により移動し、又は損傷することがないよう確実に取付けられているものであればよい。</u> なお、原動機用蓄電池パックが、地上面からの高さが 800mm を超える位置に取付けられたものにあつては、①から③までの要件は適用しない。 ① 7-26-1-2-2 <u>(3)</u> ①に同じ。 ② 7-26-1-2-2 <u>(3)</u> ②に同じ。 ③ (略) 【オフセット衝突に係る適用：UN R94-03-S2 適用】 7-26-18 従前規定の適用⑭ 次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 14 条第 34 項関係) ①～④ (略) 7-26-18-1 性能要件 7-26-18-1-1 (略) 7-26-18-1-2 書面等による審査 (1) (略) <u>(新設)</u> <u>(2) (略)</u> <u>(新設)</u> <u>(3) 7-26-1-2-2 (2) に同じ。</u> <u>(4) 4-18 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置</u>

新	旧
は、<u>(3)</u> ①から⑥まで及び⑨の基準にかかわらず、原動機用蓄電池パックが次に掲げる位置にあり、かつ、自動車の振動、衝撃等により移動し、又は損傷することがないよう確実に取付けられているものであればよい。 なお、原動機用蓄電池パックが、地上面からの高さが 800mm を超える位置に取付けられたものにあつては、①から③までの要件は適用しない。 ① (略) ② 7-26-1-2-2 <u>(4)</u> ②に同じ。 ③ 7-26-1-2-2 <u>(4)</u> ③に同じ。 【フルラップ衝突に係る適用：UN R137-01-S3 適用】 7-26-19 従前規定の適用⑮ 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 15 条第 23 項関係) ①～④ (略) 7-26-19-1 性能要件 7-26-19-1-1 (略) 7-26-19-1-2 書面等による審査 (1) (略) <u>(2) 7-26-1-2-1 (3) に同じ。</u> <u>(3) (略)</u> <u>(4) 7-26-1-2-2 (2) に同じ。</u> <u>(5) 7-26-1-2-2 (3) に同じ。</u> <u>(6) 4-18 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置は、(3) ①から⑥まで及び⑨の基準にかかわらず、原動機用蓄電池パックが次に掲げる位置にあり、かつ、自動車の振動、衝撃等により移動し、又は損傷することがないよう確実に取付けられているものであればよい。</u> なお、原動機用蓄電池パックが、地上面からの高さが 800mm を超える位置に取付けられたものにあつては、①から③までの要件は適用しない。 ① (略) ② 7-26-1-2-2 <u>(4)</u> ②に同じ。 ③ 7-26-1-2-2 <u>(4)</u> ③に同じ。 【UN R136-00 適用】 7-26-20 従前規定の適用⑯ 次の表に掲げる区分に応じた自動車であつて、次の各号のいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 14 条第 36 項関係) ①～⑤ (略) 7-26-20-1 性能要件 7-26-20-1-1 (略) 7-26-20-1-2 書面等による審査 (1) (略)	は、<u>(2)</u> ①から⑥まで及び⑨の基準にかかわらず、原動機用蓄電池パックが次に掲げる位置にあり、かつ、自動車の振動、衝撃等により移動し、又は損傷することがないよう確実に取付けられているものであればよい。 なお、原動機用蓄電池パックが、地上面からの高さが 800mm を超える位置に取付けられたものにあつては、①から③までの要件は適用しない。 ① (略) ② 7-26-1-2-2 <u>(3)</u> ②に同じ。 ③ 7-26-1-2-2 <u>(3)</u> ③に同じ。 【フルラップ衝突に係る適用：UN R137-01-S3 適用】 7-26-19 従前規定の適用⑮ 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 15 条第 23 項関係) ①～④ (略) 7-26-19-1 性能要件 7-26-19-1-1 (略) 7-26-19-1-2 書面等による審査 (1) (略) <u>(新設)</u> <u>(2) (略)</u> <u>(新設)</u> <u>(3) 7-26-1-2-2 (2) に同じ。</u> <u>(4) 4-18 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置は、(2) ①から⑥まで及び⑨の基準にかかわらず、原動機用蓄電池パックが次に掲げる位置にあり、かつ、自動車の振動、衝撃等により移動し、又は損傷することがないよう確実に取付けられているものであればよい。</u> なお、原動機用蓄電池パックが、地上面からの高さが 800mm を超える位置に取付けられたものにあつては、①から③までの要件は適用しない。 ① (略) ② 7-26-1-2-2 <u>(3)</u> ②に同じ。 ③ 7-26-1-2-2 <u>(3)</u> ③に同じ。 【UN R136-00 適用】 7-26-20 従前規定の適用⑯ 次の表に掲げる区分に応じた自動車であつて、次の各号のいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 14 条第 36 項関係) ①～⑤ (略) 7-26-20-1 性能要件 7-26-20-1-1 (略) 7-26-20-1-2 書面等による審査 (1) (略)

新	旧
<u>(2) 7-26-1-2-1 (3) に同じ。</u> <u>(3) (略)</u> <u>(4) 7-26-1-2-2 (2) に同じ。</u> <u>(5) (略)</u> <u>(6) 7-26-1-2-2 (4) に同じ。</u> 7-27～7-28 (略)	<u>(新設)</u> <u>(2) (略)</u> <u>(新設)</u> <u>(3) (略)</u> <u>(4) 7-26-1-2-2 (3) に同じ。</u> 7-27～7-28 (略)
7-29 フルラップ前面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能	7-29 フルラップ前面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能
7-29-1 性能要件（書面等による審査）	7-29-1 性能要件（書面等による審査）
(1) 自動車（次に掲げるものを除く。）の車枠及び車体は、当該自動車の前面が衝突等による衝撃を受けた場合において、運転者席及びこれと並列の座席のうち自動車の側面に隣接する座席の乗車人員に過度の傷害を与えるおそれの少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R137-03 の 5. (5.2.6. から 5.2.8. を除く。) 及び 6. に適合するものでなければならない。	(1) 自動車（次に掲げるものを除く。）の車枠及び車体は、当該自動車の前面が衝突等による衝撃を受けた場合において、運転者席及びこれと並列の座席のうち自動車の側面に隣接する座席の乗車人員に過度の傷害を与えるおそれの少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R137-02-S4 の 5. (5.2.6. から 5.2.8. を除く。) 及び 6. に適合するものでなければならない。
この場合において、貨物の運送の用に供するにあつては、ダミーの搭載時における座席の前後方向の位置及びダミーの骨盤骨の角度の調整について、細目告示別添 23 「前面衝突時の乗員保護の技術基準」に定める方法によることができる。（保安基準第 18 条第 2 項関係、細目告示第 22 条第 8 項関係、細目告示第 100 条第 8 項関係、適用関係告示第 15 条第 28 項関係）	この場合において、貨物の運送の用に供する軽自動車にあつては、ダミーの搭載時における座席の前後方向の位置及びダミーの骨盤骨の角度の調整について、細目告示別添 23 「前面衝突時の乗員保護の技術基準」に定める方法によることができる。（保安基準第 18 条第 2 項関係、細目告示第 22 条第 8 項関係、細目告示第 100 条第 8 項関係、適用関係告示第 15 条第 28 項関係）
①～⑧ (略) (2) 次に掲げる車枠及び車体であつて、かつ、その前面からの衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないもの <u>又はこれに準ずる性能を有する車枠及び車体は</u>、(1) の基準に適合するものとする。	①～⑧ (略) (2) 次に掲げる車枠及び車体であつて、かつ、その前面からの衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないものは (1) の基準に適合するものとする。
ただし、7-12-1-2 (1) が適用される自動車のテルテールの識別表示のうち、次に掲げる表示が継続して点灯しているものは、この基準に適合しないものとする。（細目告示第 100 条第 8 項関係）	ただし、7-12-1-2 (1) が適用される自動車のテルテールの識別表示のうち、次に掲げる表示が継続して点灯しているものは、この基準に適合しないものとする。（細目告示第 100 条第 8 項関係）
【表示】(略)	【表示】(略)
① (略)	① (略)
<u>(削除) ※ (3) に移動</u>	<u>② FMVSS 208 に適合する車枠及び車体</u>
<u>② (略)</u>	<u>③ (略)</u>
<u>(3) FMVSS 208 又は CMVSS 208 に適合する車枠及び車体であつて、その前面からの衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないものは、(2) に定める「これに準ずる性能を有する車枠及び車体」とする。</u>	<u>(新設) ※別添 3 「並行輸入自動車審査要領」別表第 1 から移動</u>
<u>(4) (略)</u>	<u>(3) (略)</u>
7-29-2～7-29-5 (略)	7-29-2～7-29-5 (略)
【フルラップ前面衝突の旧基準適用】	【フルラップ前面衝突の旧基準適用】
7-29-6 従前規定の適用②	7-29-6 従前規定の適用②
次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 15 条第 23 項関係）	次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 15 条第 23 項関係）

新	旧
①～②（略） 7-29-6-1 性能要件（書面等による審査） (1)（略） (2) 次に掲げる車枠及び車体であって、かつ、その前面からの衝突時の衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないもの <u>又はこれに準ずる性能を有する車枠及び車体</u>は、 (1) の基準に適合するものとする。 ①（略） <u>（削除）※（3）に移動</u> ②（略） <u>（3） FMVSS 208 又は CMVSS 208 に適合する車枠及び車体であって、その前面からの衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないものは、（2）に定める「これに準ずる性能を有する車枠及び車体」とする。</u> <u>（4） 4-18 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置については、7-29-1（4）の規定を適用する。</u> 〔テルテール：UN R121 又は UN R60 適用前〕 7-29-7 従前規定の適用③ 平成 29 年 1 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 15 条第 32 項関係） 7-29-7-1 性能要件（視認等による審査） (1)（略） (2) 次に掲げる車枠及び車体であって、その前面からの衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないもの <u>又はこれに準ずる性能を有する車枠及び車体</u>は、(1) の基準に適合するものとする。 ①（略） <u>（削除）※（3）に移動</u> ② 7-29-1（2）②に同じ。 <u>（3） FMVSS 208 又は CMVSS 208 に適合する車枠及び車体であって、その前面からの衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないものは、（2）に定める「これに準ずる性能を有する車枠及び車体」とする。</u> <u>（4） 7-29-1（4）に同じ。</u> 〔細目告示別添 23 適用〕 7-29-8 従前規定の適用④ 次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、次の各号に掲げるいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 15 条第 26 項関係） ①～②（略） （略） 7-29-8-1 性能要件（書面等による審査） (1) ～ (2)（略）	①～②（略） 7-29-6-1 性能要件（書面等による審査） (1)（略） (2) 次に掲げる車枠及び車体であって、かつ、その前面からの衝突時の衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないものは、(1) の基準に適合するものとする。 ①（略） ② <u>FMVSS 208 に適合する車枠及び車体</u> ③（略） <u>（新設）※別添 3「並行輸入自動車審査要領」別表第 1 から移動</u> <u>（3） 4-18 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置については、7-29-1（3）の規定を適用する。</u> 〔テルテール：UN R121 又は UN R60 適用前〕 7-29-7 従前規定の適用③ 平成 29 年 1 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 15 条第 32 項関係） 7-29-7-1 性能要件（視認等による審査） (1)（略） (2) 次に掲げる車枠及び車体であって、その前面からの衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないものは、(1) の基準に適合するものとする。 ①（略） ② <u>7-29-1（2）②に同じ。</u> ③ <u>7-29-1（2）③に同じ。</u> <u>（新設）※別添 3「並行輸入自動車審査要領」別表第 1 から移動</u> <u>（3） 7-29-1（3）に同じ。</u> 〔細目告示別添 23 適用〕 7-29-8 従前規定の適用④ 次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、次の各号に掲げるいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 15 条第 26 項関係） ①～②（略） （略） 7-29-8-1 性能要件（書面等による審査） (1) ～ (2)（略）

新	旧
<u>(3) 7-29-1 (3) に同じ。</u> <u>(4) 7-29-1 (4) に同じ。</u> [UN R137-00 適用] 7-29-9 従前規定の適用⑤ 次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、次の各号に掲げるいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 15 条第 31 項関係、適用関係告示第 15 条第 28 項関係) ①～② (略) (略) 7-29-9-1 性能要件 (書面等による審査) (1) ～ (2) (略) <u>(3) 7-29-1 (3) に同じ。</u> <u>(4) 7-29-1 (4) に同じ。</u> [UN R137-01-S2 適用] 7-29-10 従前規定の適用⑥ 次の表に掲げる区分に応じた自動車 (7-29-11 の自動車を除く。) であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 15 条第 36 項関係) ①～④ (略) (略) 7-29-10-1 性能要件 (書面等による審査) (1) (略) (2) 次に掲げる車枠及び車体であって、かつ、その前面からの衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないもの <u>又はこれに準ずる性能を有する車枠及び車体</u> は、(1) の基準に適合するものとする。 ただし、7-12-1-2 (1) が適用される自動車のテルテールの識別表示のうち、次に掲げる表示が継続して点灯しているものは、この基準に適合しないものとする。 【表示】(略) ① (略) <u>(削除) ※ (3) に移動</u> ② (略) <u>(3) FMVSS 208 又は CMVSS 208 に適合する車枠及び車体であって、その前面からの衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないものは、(2) に定める「これに準ずる性能を有する車枠及び車体」とする。</u> <u>(4) (略)</u> [UN R137-01-S2 適用] 7-29-11 従前規定の適用⑦ 次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、貨物の運送の用に供する車両総重量が 2.8t を超え 3.5t 以下であるボンネットを有さない小型自動車 (車枠と車体が一体構造	<u>(新設) ※別添 3 「並行輸入自動車審査要領」 別表第 1 から移動</u> <u>(3) 7-29-1 (3) に同じ。</u> [UN R137-00 適用] 7-29-9 従前規定の適用⑤ 次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、次の各号に掲げるいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 15 条第 31 項関係、適用関係告示第 15 条第 28 項関係) ①～② (略) (略) 7-29-9-1 性能要件 (書面等による審査) (1) ～ (2) (略) <u>(新設) ※別添 3 「並行輸入自動車審査要領」 別表第 1 から移動</u> <u>(3) 7-29-1 (3) に同じ。</u> [UN R137-01-S2 適用] 7-29-10 従前規定の適用⑥ 次の表に掲げる区分に応じた自動車 (7-29-11 の自動車を除く。) であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 15 条第 36 項関係) ①～④ (略) (略) 7-29-10-1 性能要件 (書面等による審査) (1) (略) (2) 次に掲げる車枠及び車体であって、かつ、その前面からの衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないものは (1) の基準に適合するものとする。 ただし、7-12-1-2 (1) が適用される自動車のテルテールの識別表示のうち、次に掲げる表示が継続して点灯しているものは、この基準に適合しないものとする。 【表示】(略) ① (略) ② <u>FMVSS 208 に適合する車枠及び車体</u> ③ (略) <u>(新設) ※別添 3 「並行輸入自動車審査要領」 別表第 1 から移動</u> <u>(3) (略)</u> [UN R137-01-S2 適用] 7-29-11 従前規定の適用⑦ 次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、貨物の運送の用に供する車両総重量が 2.8t を超え 3.5t 以下であるボンネットを有さない小型自動車 (車枠と車体が一体構造

新	旧
の者を除く。)であるもの又は当該小型自動車と運転者室及び客室を取り囲む部分のうち運転者席より前方の構造が同一である普通自動車であるもののうち、次の各号のいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 15 条第 37 項関係) ①～④ (略) (略) 7-29-11-1 性能要件 (書面等による審査) (1) (略) (2) 次に掲げる車枠及び車体であって、かつ、その前面からの衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないもの <u>又はこれに準ずる性能を有する車枠及び車体</u>は、(1) の基準に適合するものとする。 ただし、7-12-1-2 (1) が適用される自動車のテルテールの識別表示のうち、次に掲げる表示が継続して点灯しているものは、この基準に適合しないものとする。 【表示】(略) ① (略) <u>(削除) ※ (3) に移動</u> <u>② (略)</u> <u>(3) FMVSS 208 又は CMVSS 208 に適合する車枠及び車体であって、その前面からの衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないものは、(2) に定める「これに準ずる性能を有する車枠及び車体」とする。</u> <u>(4) (略)</u> 7-30 オフセット前面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能 7-30-1 性能要件 (書面等による審査) (1) 自動車 (次に掲げるものを除く。) の車枠及び車体は、当該自動車の前面のうち運転者席側の一部が衝突等により変形を生じた場合において、運転者席及びこれと並列の座席のうち自動車の側面に隣接する座席の乗車人員に過度の傷害を与えるおそれが少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R94-<u>05</u> の 5. (5. 2. 6. から 5. 2. 8. を除く。) 及び 6. に適合するものでなければならない。 この場合において、貨物の運送の用に供する軽自動車にあつては、ダミーの搭載時における座席の前後方向の位置及びダミーの骨盤骨の角度の調整について、細目告示別添 23 「前面衝突時の乗員保護の技術基準」に定める方法によることができる。(保安基準第 18 条第 3 項関係、細目告示第 22 条第 9 項関係、細目告示第 100 条第 10 項関係) ①～⑧ (略) (2) ～ (3) (略) 7-30-2～7-30-10 (略)	の者を除く。)であるもの又は当該小型自動車と運転者室及び客室を取り囲む部分のうち運転者席より前方の構造が同一である普通自動車であるもののうち、次の各号のいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 15 条第 37 項関係) ①～④ (略) (略) 7-29-11-1 性能要件 (書面等による審査) (1) (略) (2) 次に掲げる車枠及び車体であって、かつ、その前面からの衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないものは (1) の基準に適合するものとする。 ただし、7-12-1-2 (1) が適用される自動車のテルテールの識別表示のうち、次に掲げる表示が継続して点灯しているものは、この基準に適合しないものとする。 【表示】(略) ① (略) <u>② FMVSS 208 に適合する車枠及び車体</u> <u>③ (略)</u> <u>(新設) ※別添 3 「並行輸入自動車審査要領」別表第 1 から移動</u> <u>(3) (略)</u> 7-30 オフセット前面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能 7-30-1 性能要件 (書面等による審査) (1) 自動車 (次に掲げるものを除く。) の車枠及び車体は、当該自動車の前面のうち運転者席側の一部が衝突等により変形を生じた場合において、運転者席及びこれと並列の座席のうち自動車の側面に隣接する座席の乗車人員に過度の傷害を与えるおそれが少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R94-<u>04-S2</u> の 5. (5. 2. 6. から 5. 2. 8. を除く。) 及び 6. に適合するものでなければならない。 この場合において、貨物の運送の用に供する軽自動車にあつては、ダミーの搭載時における座席の前後方向の位置及びダミーの骨盤骨の角度の調整について、細目告示別添 23 「前面衝突時の乗員保護の技術基準」に定める方法によることができる。(保安基準第 18 条第 3 項関係、細目告示第 22 条第 9 項関係、細目告示第 100 条第 10 項関係) ①～⑧ (略) (2) ～ (3) (略) 7-30-2～7-30-10 (略)

新	旧
7-31 自動車との側面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能 7-31-1 性能要件（書面等による審査） (1) 自動車（次に掲げるものを除く。）の車枠及び車体は、当該自動車の側面が自動車との衝突等による衝撃を受けた場合において、運転者席又はこれと並列の座席のうち衝突等による衝撃を受けた側面に隣接する座席の乗車人員に過度の傷害を与えるおそれの少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R95-06 の 5. (5.3.6. 及び 5.3.7. を除く。) に適合するものでなければならない。(保安基準第 18 条第 4 項関係、細目告示第 22 条第 10 項関係、細目告示第 100 条第 12 項関係) ①～⑨（略） (2) ～ (3)（略） 7-31-2～7-31-12（略） 7-32 ポールとの側面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能 7-32-1 性能要件（書面等による審査） (1) 自動車（次に掲げるものを除く。）の車枠及び車体は、当該自動車の側面のうち運転者席側の一部がポールとの衝突等により変形を生じた場合において、運転者席の乗車人員に過度の衝撃を与えるおそれの少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能に関し書面その他適切な方法により審査したときに、UN R135-02-S2 の 5. (5.5. を除く。) に適合するものでなければならない。(保安基準第 18 条第 5 項関係、細目告示第 22 条第 11 項及び第 12 項関係、細目告示第 100 条第 14 項及び第 15 項関係) ①～⑨（略） (2) ～ (3)（略） 7-32-2～7-32-7（略） 7-33 車枠及び車体の歩行者保護性能 7-33-1～7-33-5（略） 【歩行者脚部保護の適用除外】 7-33-6 従前規定の適用② 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 15 条第 14 項関係) ①～③（略） 7-33-6-1 性能要件（書面等による審査） (1) ～ (2)（略） (3) ボンネット（ボンネットを有さない自動車にあつては、フロントパネル等ボンネットに相当する部分）の材質及び構造が指定自動車等と同一の車枠及び車体又は試験成績書（写しをもって代えることができる。）により (2) ②の基準に適合することが明らかなものと同一の構造を有する車枠及び車体であつて、かつ、歩行者の頭部の保護に係る性能を損なうおそれのある損傷のないもの又はこれに準ずる性能を有する車枠及び車体は、(2) ②の基準に適合するものとする。	7-31 自動車との側面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能 7-31-1 性能要件（書面等による審査） (1) 自動車（次に掲げるものを除く。）の車枠及び車体は、当該自動車の側面が自動車との衝突等による衝撃を受けた場合において、運転者席又はこれと並列の座席のうち衝突等による衝撃を受けた側面に隣接する座席の乗車人員に過度の傷害を与えるおそれの少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R95-05-S3 の 5. (5.3.6. 及び 5.3.7. を除く。) に適合するものでなければならない。(保安基準第 18 条第 4 項関係、細目告示第 22 条第 10 項関係、細目告示第 100 条第 12 項関係) ①～⑨（略） (2) ～ (3)（略） 7-31-2～7-31-12（略） 7-32 ポールとの側面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能 7-32-1 性能要件（書面等による審査） (1) 自動車（次に掲げるものを除く。）の車枠及び車体は、当該自動車の側面のうち運転者席側の一部がポールとの衝突等により変形を生じた場合において、運転者席の乗車人員に過度の衝撃を与えるおそれの少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能に関し書面その他適切な方法により審査したときに、UN R135-02-S1 の 5. (5.5. を除く。) に適合するものでなければならない。(保安基準第 18 条第 5 項関係、細目告示第 22 条第 11 項及び第 12 項関係、細目告示第 100 条第 14 項及び第 15 項関係) ①～⑨（略） (2) ～ (3)（略） 7-32-2～7-32-7（略） 7-33 車枠及び車体の歩行者保護性能 7-33-1～7-33-5（略） 【歩行者脚部保護の適用除外】 7-33-6 従前規定の適用② 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 15 条第 14 項関係) ①～③（略） 7-33-6-1 性能要件（書面等による審査） (1) ～ (2)（略） (3) ボンネット（ボンネットを有さない自動車にあつては、フロントパネル等ボンネットに相当する部分）の材質及び構造が指定自動車等と同一の車枠及び車体又は試験成績書（写しをもって代えることができる。）により (2) ②の基準に適合することが明らかなものと同一の構造を有する車枠及び車体であつて、かつ、歩行者の頭部の保護に係る性能を損なうおそれのある損傷のないものは、(2) ②の基準に適合するものとする。

新	旧
<u>(4) UN R127 に適合する車枠及び車体であって、歩行者の頭部の保護に係る性能を損なうおそれのある損傷のないものは、(3) に定める「これに準ずる性能を有する車枠及び車体」とし、(2) ②の基準に適合するものとする。</u> <u>(5) (略)</u> 7-33-7～7-33-10 (略) 7-34～7-36 (略) 7-37 突入防止装置 7-37-1～7-37-6 (略) 7-37-7 従前規定の適用③ 平成 17 年 8 月 31 日（長さ 4.7m 以下、幅 1.7m 以下、かつ、高さ 2.0m 以下の自動車にあっては平成 19 年 8 月 31 日）以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 17 条第 1 項第 2 号関係） 7-37-7-1 (略) 7-37-7-2 性能要件 7-37-7-2-1 (略) 7-37-7-2-2 書面等による審査 <u>(1) 貨物の運送の用に供する普通自動車であって、車両総重量が 7t 以上のもの（牽引自動車を除く。）に備える突入防止装置は、強度、形状等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、技術基準通達別添 19「突入防止装置の技術基準」に適合するものでなければならない。</u> この場合において、次に掲げる突入防止装置であって、その機能を損なうおそれのある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。 ① (略) ② 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた突入防止装置<u>又はこれに準ずる性能を有する突入防止装置</u> ③～④ (略) <u>(2) UN R58、欧州連合指令 70/221/EEC、欧州連合指令 81/333/EEC、欧州連合指令 97/19/EEC 又は欧州連合指令 2000/8/EEC に適合する突入防止装置は、(1) ②に定める「これに準ずる性能を有する突入防止装置」とする。</u> 7-37-7-3 (略) 7-37-8 従前規定の適用④ 平成 24 年 7 月 10 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 17 条第 5 項関係、第 7 項関係） 7-37-8-1 (略) 7-37-8-2 性能要件 7-37-8-2-1 (略) 7-37-8-2-2 書面等による審査 <u>(1) 貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が 3.5t を超えるものに備える突入防止装置は、強度、形状等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、</u>	<u>(新設) ※別添 3「並行輸入自動車審査要領」別表第 1 から移動</u> <u>(4) (略)</u> 7-33-7～7-33-10 (略) 7-34～7-36 (略) 7-37 突入防止装置 7-37-1～7-37-6 (略) 7-37-7 従前規定の適用③ 平成 17 年 8 月 31 日（長さ 4.7m 以下、幅 1.7m 以下、かつ、高さ 2.0m 以下の自動車にあっては平成 19 年 8 月 31 日）以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 17 条第 1 項第 2 号関係） 7-37-7-1 (略) 7-37-7-2 性能要件 7-37-7-2-1 (略) 7-37-7-2-2 書面等による審査 貨物の運送の用に供する普通自動車であって、車両総重量が 7t 以上のもの（牽引自動車を除く。）に備える突入防止装置は、強度、形状等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、技術基準通達別添 19「突入防止装置の技術基準」に適合するものでなければならない。 この場合において、次に掲げる突入防止装置であって、その機能を損なうおそれのある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。 ① (略) ② 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた突入防止装置 ③～④ (略) <u>(新設) ※別添 3「並行輸入自動車審査要領」別表第 1 から移動</u> 7-37-7-3 (略) 7-37-8 従前規定の適用④ 平成 24 年 7 月 10 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 17 条第 5 項関係、第 7 項関係） 7-37-8-1 (略) 7-37-8-2 性能要件 7-37-8-2-1 (略) 7-37-8-2-2 書面等による審査 貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が 3.5t を超えるものに備える突入防止装置は、強度、形状等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、細

新	旧
細目告示別添 25「突入防止装置の技術基準」に適合するものでなければならない。 この場合において、次に掲げる突入防止装置であって、その機能を損なうおそれのある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。 ①～②（略） ③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた突入防止装置 <u>又はこれに準ずる性能を有する突入防止装置</u> ④～⑤（略） <u>(2) UN R58、欧州連合指令 70/221/EEC、欧州連合指令 81/333/EEC、欧州連合指令 97/19/EEC 又は欧州連合指令 2000/8/EEC に適合する突入防止装置は、(1) ③に定める「これに準ずる性能を有する突入防止装置」とする。</u> 7-37-8-3（略） 7-37-9～7-37-10（略） 7-38 前部潜り込み防止装置 7-38-1（略） 7-38-2 性能要件 7-38-2-1 視認等による審査 (1)（略） (2) 次に掲げる前部潜り込み防止装置 <u>であって、その機能を損なうおそれのある損傷のないもの</u>は、(1) の基準に適合するものとする。（細目告示第 102 条の 2 第 2 項関係） ①～④（略） <u>(3) UN R93 又は欧州連合指令 2000/40/EEC に適合する前部潜り込み防止装置は、(2) ④に定める「細目告示別添 107「前部潜り込み防止装置の技術基準」に準ずる性能を有する前部潜り込み防止装置」とする。</u> 7-38-2-2 書面等による審査 (1)（略） (2) 次に掲げる前部潜り込み防止装置 <u>であって、その機能を損なうおそれのある損傷のないもの</u>は、(1) の基準に適合するものとする。（細目告示第 102 条の 2 第 2 項関係） ①～④（略） <u>(3) UN R93 又は欧州連合指令 2000/40/EEC に適合する前部潜り込み防止装置は、(2) ④に定める「細目告示別添 107「前部潜り込み防止装置の技術基準」に準ずる性能を有する前部潜り込み防止装置」とする。</u> 7-38-3～7-38-5（略） 7-39（略） 7-40 乗車装置 7-40-1 性能要件 7-40-1-1（略） 7-40-1-2 書面等による審査 (1) 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）の座席、座席	目告示別添 25「突入防止装置の技術基準」に適合するものでなければならない。 この場合において、次に掲げる突入防止装置であって、その機能を損なうおそれのある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。 ①～②（略） ③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた突入防止装置 ④～⑤（略） <u>(新設) ※別添 3「並行輸入自動車審査要領」別表第 1 から移動</u> 7-37-8-3（略） 7-37-9～7-37-10（略） 7-38 前部潜り込み防止装置 7-38-1（略） 7-38-2 性能要件 7-38-2-1 視認等による審査 (1)（略） (2) 次に掲げる前部潜り込み防止装置は、(1) の基準に適合するものとする。（細目告示第 102 条の 2 第 2 項関係） ①～④（略） <u>(新設) ※別添 3「並行輸入自動車審査要領」別表第 1 から移動</u> 7-38-2-2 書面等による審査 (1)（略） (2) 次に掲げる前部潜り込み防止装置は、(1) の基準に適合するものとする。（細目告示第 102 条の 2 第 2 項関係） ①～④（略） <u>(新設) ※別添 3「並行輸入自動車審査要領」別表第 1 から移動</u> 7-38-3～7-38-5（略） 7-39（略） 7-40 乗車装置 7-40-1 性能要件 7-40-1-1（略） 7-40-1-2 書面等による審査 (1) 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）の座席、座席

新	旧
ベルト、頭部後傾抑止装置、年少者用補助乗車装置、天井張り、内張りその他の運転者室及び客室の内装は、書面その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添 27「内装材料の難燃性の技術基準」に定める基準に適合する難燃性の材料が使用されたものでなければならない。 ただし、年少者用補助乗車装置にあつては、UN R129-04 の 6.3.1.2. 又は UN R44-04-S18 の 6.1.6. に適合するものであればよい。(保安基準第 20 条第 4 項関係、細目告示第 26 条第 2 項及び第 104 条第 2 項関係、適用関係告示第 18 条第 4 項関係) (2) (略) <u>(3) 欧州連合指令 95/28/EEC、欧州連合指令 COM (92) 201 final-SYN 417、FMVSS 302 又は CMVSS 302 に適合する乗車装置にあつては、細目告示別添 27「内装材料の難燃性の技術基準」に準ずる性能を有するものとし、(1) の基準に適合するものとする。</u> <u>(4) ～ (5) (略)</u> <u>(6) 指定自動車等に備えられているインストルメントパネルと同一の構造を有し、かつ同一の位置に備えられているインストルメントパネルであつて、その衝撃吸収の機能を損なうおそれのある損傷等のないもの又はこれに準ずる性能を有するインストルメントパネルは、(5) の基準に適合するものとする。(細目告示第 104 条第 5 項関係)</u> <u>(7) UN R21、FMVSS 201 又は CMVSS 201 に適合するインストルメントパネルであつて、その衝撃吸収の機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、(6) に定める「これに準ずる性能を有するインストルメントパネル」とする。</u> <u>(8) (略)</u> <u>(9) 指定自動車等に備えられたサンバイザと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたサンバイザであつて、その機能を損なうおそれのある損傷のないもの又はこれに準ずる性能を有するサンバイザは、(8) の基準に適合するものとする。(細目告示第 104 条第 7 項関係)</u> <u>(10) UN R21、FMVSS 201 又は CMVSS 201 に適合するサンバイザであつて、その衝撃吸収の機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、(9) に定める「これに準ずる性能を有するサンバイザ」とする。</u> <u>(11) 衝撃を吸収する材料で被われているサンバイザであつて、内部構造物に局部的に硬い接触感のないものは、(8) の基準に適合するものとする。(細目告示第 104 条第 8 項関係)</u>	ベルト、頭部後傾抑止装置、年少者用補助乗車装置、天井張り、内張りその他の運転者室及び客室の内装は、書面その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添 27「内装材料の難燃性の技術基準」に定める基準に適合する難燃性の材料が使用されたものでなければならない。 ただし、年少者用補助乗車装置にあつては、UN R129-03-S9 の 6.3.1.2. 又は UN R44-04-S18 の 6.1.6. に適合するものであればよい。(保安基準第 20 条第 4 項関係、細目告示第 26 条第 2 項及び第 104 条第 2 項関係、適用関係告示第 18 条第 4 項関係) (2) (略) <u>(新設) ※別添 3「並行輸入自動車審査要領」別表第 1 から移動</u> <u>(3) ～ (4) (略)</u> <u>(5) 指定自動車等に備えられているインストルメントパネルと同一の構造を有し、かつ同一の位置に備えられているインストルメントパネルであつて、その衝撃吸収の機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、(4) の基準に適合するものとする。(細目告示第 104 条第 5 項関係)</u> <u>(新設) ※別添 3「並行輸入自動車審査要領」別表第 1 から移動</u> <u>(6) (略)</u> <u>(7) 指定自動車等に備えられたサンバイザと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたサンバイザであつて、その機能を損なうおそれのある損傷のないものは、(6) の基準に適合するものとする。(細目告示第 104 条第 7 項関係)</u> <u>(新設) ※別添 3「並行輸入自動車審査要領」別表第 1 から移動</u> <u>(8) 衝撃を吸収する材料で被われているサンバイザであつて、内部構造物に局部的に硬い接触感のないものは、(6) の基準に適合するものとする。(細目告示第 104 条第 8 項関係)</u>
7-40-2～7-40-6 (略)	7-40-2～7-40-6 (略)
7-41 運転者席 7-41-1 性能要件 (視認等による審査)	7-41 運転者席 7-41-1 性能要件 (視認等による審査)
自動車の運転者席は、運転に必要な視野を有し、かつ、乗車人員、積載物品等により運転操作を妨げられないものとして運転者の視野、物品積載装置等との隔壁の構造等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 21 条関係) (1) ～ (2) (略) (3) (1) 及び (2) に規定する自動車以外の自動車の運転者席は、運転に必要な視野を有	自動車の運転者席は、運転に必要な視野を有し、かつ、乗車人員、積載物品等により運転操作を妨げられないものとして運転者の視野、物品積載装置等との隔壁の構造等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 21 条関係) (1) ～ (2) (略) (3) (1) 及び (2) に規定する自動車以外の自動車の運転者席は、運転に必要な視野を有

新

するものであること。

この場合において、二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車であって、前面ガラスのうち車両中心面と平行な面上のガラス開口部の下縁より上部であってアイポイントを通る車両中心線に直交する鉛直面より前方の部分に、窓ガラスに装着され又は貼り付けられたもの以外の装飾板（運転者の視野の一部を遮へいする板状のものをいう。）を備えているものはこの基準に適合しないものとする。（細目告示第 105 条第 1 項第 2 号関係）

ただし、次に掲げる部品は装飾板に該当しないものとする。

① 太陽光線の直射による乗車人員のげん惑を防止するための装置

②～⑥（略）

(4) ～ (6)（略）

7-41-2～7-41-8（略）

7-42 座席

7-42-1 性能要件

7-42-1-1（略）

7-42-1-2 書面等による審査

(1) 次の表の左欄に掲げる①から⑧までに規定する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。）の座席（座席取付装置を含む。）は、衝突等による衝撃を受けた場合において、乗車人員等から受ける荷重への耐久に係る座席の性能及び当該座席の後方の乗車人員の頭部等の保護に係る性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、(1) 表中の①から⑧までに掲げる自動車の種別ごとに、備えられた座席の種類に応じた基準に適合するものでなければならない。

ただし、次に掲げる座席にあつては、この限りでない。（保安基準第 22 条第 3 項関係、細目告示第 28 条第 6 項関係、細目告示第 106 条第 6 項関係）

ア～キ（略）

自動車の種別	座席の種類	座席及び座席取付装置の基準
① 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車（⑧に掲げるものを除く。）	7-42-1-1（1）アに規定する前向きに備える座席	UN R17- <u>11</u> の 5. 及び 6.（5. 1.、5. 3. から 5. 10. まで、6. 1. 5. 及び 6. 4. から 6. 7. までの規定を除く。）に定める基準
② 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であつて、車両総重量 5t 以下のもの（③、⑥及び⑧に掲げるものを除く。）	7-42-1-1（1）アに規定する前向きに備える座席（運転者席に限る。）	UN R17- <u>11</u> の 5. 3. に定める基準
	7-42-1-1（1）アに規定する	次のいずれかに掲げる基準 ア UN R17- <u>11</u> の 5. 2. 及び 6.

旧

するものであること。

この場合において、二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車であつて、前面ガラスのうち車両中心面と平行な面上のガラス開口部の下縁より上部であつてアイポイントを通る車両中心線に直交する鉛直面より前方の部分に、窓ガラスに装着され又は貼り付けられたもの以外の装飾板（運転者の視野の一部を遮へいする板状のものをいう。）を備えているものはこの基準に適合しないものとする。（細目告示第 105 条第 1 項第 2 号関係）

ただし、次に掲げる部品は装飾板に該当しないものとする。

① サンバイザ

②～⑥（略）

(4) ～ (6)（略）

7-41-2～7-41-8（略）

7-42 座席

7-42-1 性能要件

7-42-1-1（略）

7-42-1-2 書面等による審査

(1) 次の表の左欄に掲げる①から⑧までに規定する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。）の座席（座席取付装置を含む。）は、衝突等による衝撃を受けた場合において、乗車人員等から受ける荷重への耐久に係る座席の性能及び当該座席の後方の乗車人員の頭部等の保護に係る性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、(1) 表中の①から⑧までに掲げる自動車の種別ごとに、備えられた座席の種類に応じた基準に適合するものでなければならない。

ただし、次に掲げる座席にあつては、この限りでない。（保安基準第 22 条第 3 項関係、細目告示第 28 条第 6 項関係、細目告示第 106 条第 6 項関係）

ア～キ（略）

自動車の種別	座席の種類	座席及び座席取付装置の基準
① 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車（⑧に掲げるものを除く。）	7-42-1-1（1）アに規定する前向きに備える座席	UN R17- <u>10</u> の 5. 及び 6.（5. 1.、5. 3. から 5. 10. まで、6. 1. 5. 及び 6. 4. から 6. 7. までの規定を除く。）に定める基準
② 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であつて、車両総重量 5t 以下のもの（③、⑥及び⑧に掲げるものを除く。）	7-42-1-1（1）アに規定する前向きに備える座席（運転者席に限る。）	UN R17- <u>10</u> の 5. 3. に定める基準
	7-42-1-1（1）アに規定する	次のいずれかに掲げる基準 ア UN R17- <u>10</u> の 5. 2. 及び 6.

新			旧		
	前向きに備える座席（運転者席を除く。）	（6.1.5.及び 6.4. から 6.7.までの規定を除く。）に定める基準 イ（略）		前向きに備える座席（運転者席を除く。）	（6.1.5.及び 6.4. から 6.7.までの規定を除く。）に定める基準 イ（略）
	（略）	（略）		（略）	（略）
③ 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であって、車両総重量 5t 以下のもの（専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とするものに限る。また、⑧に掲げるものを除く。）	7-42-1-1（1） アに規定する前向きに備える座席（運転者席に限る。）	UN R17- <u>11</u> 又は UN R17-08-S4 の 5.3. に定める基準	③ 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であって、車両総重量 5t 以下のもの（専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とするものに限る。また、⑧に掲げるものを除く。）	7-42-1-1（1） アに規定する前向きに備える座席（運転者席に限る。）	UN R17- <u>10</u> 又は UN R17-08-S4 の 5.3. に定める基準
	7-42-1-1（1） アに規定する前向きに備える座席（運転者席を除く。）	次のいずれかに掲げる基準 ア UN R17- <u>11</u> の 5.2. 及び 6.（6.1.5.及び 6.4. から 6.7.までの規定を除く。）に定める基準 イ UN R17- <u>11</u> の 5.3. に定める基準 ウ（略）		7-42-1-1（1） アに規定する前向きに備える座席（運転者席を除く。）	次のいずれかに掲げる基準 ア UN R17- <u>10</u> の 5.2. 及び 6.（6.1.5.及び 6.4. から 6.7.までの規定を除く。）に定める基準 イ UN R17- <u>10</u> の 5.3. に定める基準 ウ（略）
④ 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であって、車両総重量 5t を超えるもの（⑤、⑥及び⑧に掲げるものを除く。）	7-42-1-1（1） アに規定する前向きに備える座席（運転者席に限る。）	UN R17- <u>11</u> 又は UN R17-08-S4 の 5.3. に定める基準	④ 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であって、車両総重量 5t を超えるもの（⑤、⑥及び⑧に掲げるものを除く。）	7-42-1-1（1） アに規定する前向きに備える座席（運転者席に限る。）	UN R17- <u>10</u> 又は UN R17-08-S4 の 5.3. に定める基準
	（略）	（略）		（略）	（略）
⑤ 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であって、車両総重量 5t を超えるもの（専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とするものに限る。また、⑧に掲げるものを除く。）	7-42-1-1（1） アに規定する前向きに備える座席（運転者席に限る。）	UN R17- <u>11</u> の 5.3. に定める基準	⑤ 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であって、車両総重量 5t を超えるもの（専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とするものに限る。また、⑧に掲げるものを除く。）	7-42-1-1（1） アに規定する前向きに備える座席（運転者席に限る。）	UN R17- <u>10</u> の 5.3. に定める基準
	7-42-1-1（1） アに規定する前向きに備える座席（運転者席を除く。）	次のいずれかに掲げる基準 ア UN R17- <u>11</u> の 5.3. に定める基準 イ（略）		7-42-1-1（1） アに規定する前向きに備える座席（運転者席を除く。）	次のいずれかに掲げる基準 ア UN R17- <u>10</u> の 5.3. に定める基準 イ（略）
⑥ 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であって、車両総重量 5t を超えるもの（⑤、⑥及び⑧に掲げるものを除く。）	7-42-1-1（1） アに規定する前向きに備える座席（運転者席に限る。）	UN R17- <u>11</u> の 5.3. に定める基準	⑥ 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であって、車両総重量 5t を超えるもの（⑤、⑥及び⑧に掲げるものを除く。）	7-42-1-1（1） アに規定する前向きに備える座席（運転者席に限る。）	UN R17- <u>10</u> の 5.3. に定める基準

新			旧		
上の自動車（高速道路等において運行しないものに限る。）	前向きに備える座席（運転者席に限る。）		以上の自動車（高速道路等において運行しないものに限る。）	前向きに備える座席（運転者席に限る。）	
⑦ 貨物の運送の用に供する自動車（⑧に掲げるものを除く。）	7-42-1-1（1）アに規定する前向きに備える座席	UN R17- <u>11</u> の 5. 3. に定める基準	⑦ 貨物の運送の用に供する自動車（⑧に掲げるものを除く。）	7-42-1-1（1）アに規定する前向きに備える座席	UN R17- <u>10</u> の 5. 3. に定める基準
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
(2) (略)			(2) (略)		
(3) 次に掲げるものは (2) ③に定める「これに準ずる性能を有する座席及び座席取付装置」とする。			(3) 次に掲げるものは (2) ③に定める「これに準ずる性能を有する座席及び座席取付装置」とする。		
① 専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、最高速度 20km/h 未満の自動車及び②の自動車を除く。）の座席及び当該座席の取付装置であって、UN R17- <u>11</u> の 5. 2. 4. の規定にかかわらず、座席後部の内部構造物が衝撃を吸収する部材で覆われているものであって、手で触った際に乗車人員の傷害の危険が増すような鋭利な突起等がないもの、同要件 5. 16. 及び 6. 3. の規定にかかわらず、「道路運送車両の保安基準に係る技術基準について（依命通達）」の一部改正について（平成 14 年 8 月 30 日付け国自技第 180 号国自審第 631 号国自整第 100 号）による改正前の技術基準通達別添 22「座席及び座席取付装置の技術基準」に適合するもの。			① 専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、最高速度 20km/h 未満の自動車及び②の自動車を除く。）の座席及び当該座席の取付装置であって、UN R17- <u>10</u> の 5. 2. 4. の規定にかかわらず、座席後部の内部構造物が衝撃を吸収する部材で覆われているものであって、手で触った際に乗車人員の傷害の危険が増すような鋭利な突起等がないもの、同要件 5. 16. 及び 6. 3. の規定にかかわらず、「道路運送車両の保安基準に係る技術基準について（依命通達）」の一部改正について（平成 14 年 8 月 30 日付け国自技第 180 号国自審第 631 号国自整第 100 号）による改正前の技術基準通達別添 22「座席及び座席取付装置の技術基準」に適合するもの。		
② 専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の自動車（高速道路等において運行しないものを除く。）及び専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人の自動車の座席及び当該座席の取付装置であって、UN R17- <u>11</u> 又は UN R17-08-S4 の 5. 2. 4. の規定、UN R80-04 付録 1 の 1. 2. 及び付録 5 の 1. 3. 3. の規定にかかわらず、座席後部の内部構造物が衝撃を吸収する部材で覆われているものであって、手で触った際に乗員の傷害の危険が増すような鋭利な突起等がないもの。			② 専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の自動車（高速道路等において運行しないものを除く。）及び専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人の自動車の座席及び当該座席の取付装置であって、UN R17- <u>10</u> 又は UN R17-08-S4 の 5. 2. 4. の規定、UN R80-04 付録 1 の 1. 2. 及び付録 5 の 1. 3. 3. の規定にかかわらず、座席後部の内部構造物が衝撃を吸収する部材で覆われているものであって、手で触った際に乗員の傷害の危険が増すような鋭利な突起等がないもの。		
③ (略)			③ (略)		
<u>④ CMVSS 207 に適合する装置（7-42-1-2（1）④の自動車を除く。）</u>			<u>(新設) ※別添 3「並行輸入自動車審査要領」別表第 1 から移動</u>		
7-42-2～7-42-3 (略)			7-42-2～7-42-3 (略)		
7-42-4 適用関係の整理			7-42-4 適用関係の整理		
(1) ～ (11) (略)			(1) ～ (11) (略)		
<u>(12) 次に掲げる自動車については、7-42-16（従前規定の適用⑫）の規定を適用する。（適用関係告示第 19 条第 11 項関係）</u>			<u>(新設)</u>		
① <u>令和 8 年 8 月 31 日以前に製作された自動車</u>					
② <u>令和 8 年 9 月 1 日から令和 10 年 8 月 31 日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの</u>					
ア <u>令和 8 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車</u>					
イ <u>令和 8 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び</u>					

新	旧
<u>多仕様自動車であって、令和 8 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車と頭部後傾抑止装置の乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの</u> <u>ウ 指定自動車等以外の自動車</u> <u>③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 10 年 8 月 31 日以前のもの</u> <u>④ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和 10 年 8 月 31 日以前のもの</u> 7-42-5～7-42-9（略） 7-42-10 従前規定の適用⑥ 平成 19 年 6 月 30 日（乗車定員 11 人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する自動車にあっては平成 24 年 6 月 30 日）以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。 ただし、平成 24 年 6 月 30 日以前に製作された乗車定員 11 人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する自動車にあっては、7-42-10-1-1（10）及び（11）の規定は適用しない。（適用関係告示第 19 条第 1 項及び第 2 項第 3 号関係） 7-42-10-1 性能要件 7-42-10-1-1（略） 7-42-10-1-2 書面等による審査 （1）～（2）（略） （3）指定自動車等に備えられている座席（頭部後傾抑止装置を含む。）及び座席取付装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた座席及び座席取付装置であって、その機能、強度を損なうおそれのある損傷のないもの <u>又はこれに準ずる性能を有する座席及び座席取付装置</u>は、（1）及び（2）の基準に適合するものとする。 <u>（4）UN R17、FMVSS 207 又は CMVSS 207 に適合する座席及び座席取付装置であって、その機能、強度を損なうおそれのある損傷のないものは、（3）に定める「これに準ずる性能を有する座席及び座席取付装置」とし、（1）の基準に適合するものとする。</u> <u>（5）UN R17、UN R21、FMVSS 201、FMVSS 207、CMVSS 201 又は CMVSS 207 に適合する座席及び座席取付装置であって、その機能、強度を損なうおそれのある損傷のないものは、（3）に定める「これに準ずる性能を有する座席及び座席取付装置」とし、（2）の基準に適合するものとする。</u> 7-42-11 従前規定の適用⑦ 平成 24 年 7 月 21 日（貨物の運送の用に供する自動車にあっては平成 28 年 7 月 21 日）以前に製作された自動車（平成 26 年 7 月 22 日以降の型式指定自動車を除く。）については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 19 条第 5 項及び第 6 項関係） 7-42-11-1 性能要件 7-42-11-1-1（略） 7-42-11-1-2 書面等による審査	7-42-5～7-42-9（略） 7-42-10 従前規定の適用⑥ 平成 19 年 6 月 30 日（乗車定員 11 人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する自動車にあっては平成 24 年 6 月 30 日）以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。 ただし、平成 24 年 6 月 30 日以前に製作された乗車定員 11 人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する自動車にあっては、7-42-10-1-1（10）及び（11）の規定は適用しない。（適用関係告示第 19 条第 1 項及び第 2 項第 3 号関係） 7-42-10-1 性能要件 7-42-10-1-1（略） 7-42-10-1-2 書面等による審査 （1）～（2）（略） （3）指定自動車等に備えられている座席（頭部後傾抑止装置を含む。）及び座席取付装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた座席及び座席取付装置であって、その機能、強度を損なうおそれのある損傷のないものは、（1）及び（2）の基準に適合するものとする。 <u>（新設）※別添 3「並行輸入自動車審査要領」別表第 1 から移動</u> <u>（新設）※別添 3「並行輸入自動車審査要領」別表第 1 から移動</u> 7-42-11 従前規定の適用⑦ 平成 24 年 7 月 21 日（貨物の運送の用に供する自動車にあっては平成 28 年 7 月 21 日）以前に製作された自動車（平成 26 年 7 月 22 日以降の型式指定自動車を除く。）については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 19 条第 5 項及び第 6 項関係） 7-42-11-1 性能要件 7-42-11-1-1（略） 7-42-11-1-2 書面等による審査

新	旧
(1) ～ (3) (略) (4) 次に掲げるものは (3) ③に定める「これに準ずる性能を有する座席及び座席取付装置」とする。 ①～③ (略) <u>④ CMVSS 207 に適合する装置 (7-42-11-1-2 (1) ①の自動車に限る。)</u> 7-42-12 従前規定の適用⑧ 平成 29 年 7 月 25 日以前に製作された自動車 (平成 26 年 7 月 26 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車 (平成 26 年 7 月 25 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車から座席ベルト及び座席ベルト取付装置に変更がないものを除く。)) を除く。)) については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 19 条第 7 項関係) 7-42-12-1 性能要件 7-42-12-1-1 (略) 7-42-12-1-2 書面等による審査 (1) ～ (3) (略) (4) 次に掲げるものは (3) ③に定める「これに準ずる性能を有する座席及び座席取付装置」とする。 ①～③ (略) <u>④ CMVSS 207 に適合する装置 (7-42-12-1-2 (1) ①の自動車に限る。)</u> 7-42-13 従前規定の適用⑨ 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 19 条第 8 項関係) ①～⑦ (略) 7-42-13-1 性能要件 7-42-13-1-1 (略) 7-42-13-1-2 書面等による審査 (1) ～ (2) (略) (3) 次に掲げるものは (2) ③に定める「これに準ずる性能を有する座席及び座席取付装置」とする。 ①～③ (略) <u>④ CMVSS 207 に適合する装置 (7-42-13-1-2 (1) ④の自動車を除く。)</u> 7-42-14 従前規定の適用⑩ 次に掲げる専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 19 条第 9 項関係) ①～⑤ (略) 7-42-14-1 性能要件 7-42-14-1-1 (略) 7-42-14-1-2 書面等による審査 (1) ～ (2) (略) (3) 次に掲げるものは (2) ③に定める「これに準ずる性能を有する座席及び座席取付装	(1) ～ (3) (略) (4) 次に掲げるものは (3) ③に定める「これに準ずる性能を有する座席及び座席取付装置」とする。 ①～③ (略) <u>(新設) ※別添 3「並行輸入自動車審査要領」別表第 1 から移動</u> 7-42-12 従前規定の適用⑧ 平成 29 年 7 月 25 日以前に製作された自動車 (平成 26 年 7 月 26 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車 (平成 26 年 7 月 25 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車から座席ベルト及び座席ベルト取付装置に変更がないものを除く。)) を除く。)) については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 19 条第 7 項関係) 7-42-12-1 性能要件 7-42-12-1-1 (略) 7-42-12-1-2 書面等による審査 (1) ～ (3) (略) (4) 次に掲げるものは (3) ③に定める「これに準ずる性能を有する座席及び座席取付装置」とする。 ①～③ (略) <u>(新設) ※別添 3「並行輸入自動車審査要領」別表第 1 から移動</u> 7-42-13 従前規定の適用⑨ 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 19 条第 8 項関係) ①～⑦ (略) 7-42-13-1 性能要件 7-42-13-1-1 (略) 7-42-13-1-2 書面等による審査 (1) ～ (2) (略) (3) 次に掲げるものは (2) ③に定める「これに準ずる性能を有する座席及び座席取付装置」とする。 ①～③ (略) <u>(新設) ※別添 3「並行輸入自動車審査要領」別表第 1 から移動</u> 7-42-14 従前規定の適用⑩ 次に掲げる専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 19 条第 9 項関係) ①～⑤ (略) 7-42-14-1 性能要件 7-42-14-1-1 (略) 7-42-14-1-2 書面等による審査 (1) ～ (2) (略) (3) 次に掲げるものは (2) ③に定める「これに準ずる性能を有する座席及び座席取付装

新	旧
置」とする。 ①～③（略） <u>④ CMVSS 207 に適合する装置（7-42-14-1-2（1）④の自動車を除く。）</u> 7-42-15 従前規定の適用⑩ 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第19条第10項関係） ①～④（略） 7-42-15-1 性能要件 7-42-15-1-1（略） 7-42-15-1-2 書面等による審査 （1）～（2）（略） （3）次に掲げるものは（2）③に定める「これに準ずる性能を有する座席及び座席取付装置」とする。 ①～②（略） ③ FMVSS 207 に適合する装置（7-42-15-1-2（1）④の自動車を除く。） <u>④ CMVSS 207 に適合する装置（7-42-15-1-2（1）④の自動車を除く。）</u> 7-42-16 従前規定の適用⑪ 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第19条第11項関係） ① <u>令和8年8月31日以前に製作された自動車</u> ② <u>令和8年9月1日から令和10年8月31日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの</u> ア <u>令和8年8月31日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車</u> イ <u>令和8年9月1日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車であって、令和8年8月31日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車と頭部後傾抑止装置の乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの</u> ウ <u>指定自動車等以外の自動車</u> ③ <u>新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して11か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和10年8月31日以前のもの</u> ④ <u>使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和10年8月31日以前のもの</u> 7-42-16-1 性能要件 7-42-16-1-1 視認等による審査 <u>（1）座席は、安全に着席できるものとして、着席するのに必要な空間及び当該座席の向きに関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように設けられていなければならない。</u> <u>この場合において、座席の向きは次に定めるものとする。</u>	置」とする。 ①～③（略） <u>（新設）※別添3「並行輸入自動車審査要領」別表第1から移動</u> 7-42-15 従前規定の適用⑩ 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第19条第10項関係） ①～④（略） 7-42-15-1 性能要件 7-42-15-1-1（略） 7-42-15-1-2 書面等による審査 （1）～（2）（略） （3）次に掲げるものは（2）③に定める「これに準ずる性能を有する座席及び座席取付装置」とする。 ①～②（略） ③ FMVSS 207 に適合する装置（7-42-1-2（1）④の自動車を除く。） <u>（新設）※別添3「並行輸入自動車審査要領」別表第1から移動</u> <u>（新設）</u>

新	旧
<u>ア 7-42-1-1 (1) アに同じ。</u> <u>イ 7-42-1-1 (1) イに同じ。</u> <u>ウ 7-42-1-1 (1) ウに同じ。</u> <u>① 7-42-1-1 (1) ①に同じ。</u> <u>② 7-42-1-1 (1) ②に同じ。</u> <u>③ 自動車に備える座席は、次に掲げる自動車に備える座席を除き、横向きに設けられたものでないこと。</u> <u>ア 7-42-1-1 (1) ③アに同じ。</u> <u>イ 7-42-1-1 (1) ③イに同じ。</u> <u>ウ 7-42-1-1 (1) ③ウに同じ。</u> <u>エ 7-42-1-1 (1) ③エに同じ。</u> <u>オ 7-42-1-1 (1) ③オに同じ。</u> <u>カ 7-42-1-1 (1) ③カに同じ。</u> <u>キ 7-42-1-1 (1) ③キに同じ。</u> <u>ク 7-42-1-1 (1) ③クに同じ。</u> <u>ケ 7-42-1-1 (1) ③ケに同じ。</u> <u>④ 7-42-1-1 (1) ④に同じ。</u> <u>⑤ 7-42-1-1 (1) ⑤に同じ。</u> <u>(2) 7-42-1-1 (2) に同じ。</u> <u>(3) 7-42-1-1 (3) に同じ。</u> <u>(4) 7-42-1-1 (4) に同じ。</u> <u>(5) 7-42-1-1 (5) に同じ。</u> <u>7-42-16-1-2 書面等による審査</u> <u>(1) 次の表の左欄に掲げる①から⑧までに規定する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。）の座席（座席取付装置を含む。）は、衝突等による衝撃を受けた場合において、乗車人員等から受ける荷重への耐久に係る座席の性能及び当該座席の後方の乗車人員の頭部等の保護に係る性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、(1) 表中の①から⑧までに掲げる自動車の種別ごとに、備えられた座席の種類に応じた基準に適合するものでなければならない。</u> <u>ただし、次に掲げる座席にあっては、この限りでない。</u> <u>ア またがり式の座席</u> <u>イ 容易に折り畳むことができる座席であって、次に掲げるもの</u> <u>(イ) 通路に設けられるもの</u> <u>(イ) 専ら座席の用に供する床面以外の床面（荷台を除く。）に設けられるもの</u> <u>ウ かじ取ハンドルの回転角度がかじ取車輪の回転角度の7倍未満である三輪自動車の運転者席の側方に設けられる一人用の座席</u> <u>エ 横向きに備えられた座席</u> <u>オ 後向きに備えられた座席</u> <u>カ 非常口附近に備えられた座席</u>	

新			旧
キ 法第 47 条の 2 の規定により自動車了点検する場合に取外しを必要とする座席			
自動車の種別	座席の種類	座席及び座席取付装置の基準	
① 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車（⑧に掲げるものを除く。）	7-42-1-1 (1) アに規定する前向きに備える座席	UN R17-10 の 5. 及び 6. (5. 1. 、 5. 3. から 5. 8. まで、 5. 11. から 5. 14. まで、 6. 4. 3. 4. 、 6. 4. 3. 5. 及び 6. 5. から 6. 6. 3. までの規定を除く。) に定める基準	
	7-42-1-1 (1) アに規定する前向きに備える座席（運転者席に限る。）	UN R17-10 又は UN R17-08-S4 の 5. 3. に定める基準	
	7-42-1-1 (1) アに規定する前向きに備える座席（運転者席を除く。）	次のいずれかに掲げる基準 ア UN R17-10 又は UN R17-08-S4 の 5. 2. 及び 6. (6. 4. 3. 4. 、 6. 4. 3. 5. 及び 6. 5. から 6. 6. 3. までの規定を除く。) に定める基準 イ UN R80-04 の 5. 、 6. 及び 7. (7. 4. を除く。) に定める基準	
	7-42-1-1 (1) アからウまでに掲げる座席以外の座席	次に掲げる基準 ア 座席及び当該座席の取付装置は、車体に確実に取付けられていること。 イ 座席のスライド機構及びリクライニング機構等の調整機構を有する座席は、全ての座席調整位置に保持できるものであること。 ウ 座席の後面部分は、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該座席の後方の乗車人員の頭部等に過度の衝撃を与えるおそれの少ない構造であること。	
③ 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であって、車両総重量 5t 以	7-42-1-1 (1) アに規定する前向きに備える座席（運転者	UN R17-10 又は UN R17-08-S4 の 5. 3. に定める基準	

新			旧
	<u>下のもの（専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とするものに限る。また、⑧に掲げるものを除く。）</u>	<u>席に限る。）</u> <u>7-42-1-1（1）アに規定する前向きに備える座席（運転者席を除く。）</u>	<u>次のいずれかに掲げる基準</u> <u>ア UN R17-10 又は UN R17-08-S4 の 5.2. 及び 6.（6.4.3.4.、6.4.3.5. 及び 6.5. から 6.6.3. までの規定を除く。）に定める基準</u> <u>イ UN R17-10 又は UN R17-08-S4 の 5.3. に定める基準</u> <u>ウ UN R80-04 の 5.、6. 及び 7.（7.4.を除く。）に定める基準</u>
④	<u>専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であって、車両総重量 5t を超えるもの（⑤、⑥及び⑧に掲げるものを除く。）</u>	<u>7-42-1-1（1）アに規定する前向きに備える座席（運転者席に限る。）</u>	<u>UN R17-10 又は UN R17-08-S4 の 5.3. に定める基準</u>
		<u>7-42-1-1（1）アに規定する前向きに備える座席（運転者席を除く。）</u>	<u>UN R80-04 の 5.、6. 及び 7.（7.4.を除く。）に定める基準</u>
		<u>7-42-1-1（1）アからウまでに掲げる座席以外の座席</u>	<u>次に掲げる基準</u> <u>ア 座席及び当該座席の取付装置は、車体に確実に取付けられていること。</u> <u>イ 座席のスライド機構及びリクライニング機構等の調整機構を有する座席は、全ての座席調整位置に保持できるものであること。</u> <u>ウ 座席の後面部分は、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該座席の後方の乗車人員の頭部等に過度の衝撃を与えるおそれの少ない構造であること。</u>
⑤	<u>専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であって</u>	<u>7-42-1-1（1）アに規定する前向きに備え</u>	<u>UN R17-10 又は UN R17-08-S4 の 5.3. に定める基準</u>

新			旧
<u>て、車両総重量 5t を超えるもの（専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とするものに限る。また、⑧に掲げるものを除く。）</u>	<u>る座席（運転者席に限る。）</u>		
	<u>7-42-1-1 (1) アに規定する前向きに備える座席（運転者席を除く。）</u>	<u>次のいずれかに掲げる基準</u> <u>ア UN R17-10 又は UN R17-08-S4 の 5.3. に定める基準</u> <u>イ UN R80-04 の 5.、6. 及び 7. (7.4. を除く。) に定める基準</u>	
<u>⑥ 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車（高速道路等において運行しないものに限る。）</u>	<u>7-42-1-1 (1) アに規定する前向きに備える座席（運転者席に限る。）</u>	<u>UN R17-10 又は UN R17-08-S4 の 5.3. に定める基準</u>	
<u>⑦ 貨物の運送の用に供する自動車（⑧に掲げるものを除く。）</u>	<u>7-42-1-1 (1) アに規定する前向きに備える座席</u>	<u>UN R17-10 又は UN R17-08-S4 の 5.3. に定める基準</u>	
<u>⑧ 緊急自動車</u>	<u>7-42-1-1 (1) アに規定する前向きに備える座席</u>	<u>①から⑦の基準にかかわらず次に掲げる基準</u> <u>ア 座席及び当該座席の取付装置は、車体に確実に取付けられていること。</u> <u>イ 座席のスライド機構及びリクライニング機構等の調整機構を有する座席は、全ての座席調整位置に保持できるものであること。</u> <u>ウ 座席の後面部分は、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該座席の後方の乗車人員の頭部等に過度の衝撃を与えるおそれの少ない構造であること。</u>	
<u>(2) 次に掲げる座席及び座席取付装置であって、その強度を損なうおそれのある損傷のないもの及び乗車人員の頭部等に傷害を与えるおそれのある損傷のないものは、(1) の基準に適合するものとする。</u>			
<u>① 指定自動車等に備えられている座席及び座席取付装置と同一の構造を有し、か</u>			

新	旧
<u>つ、同一の位置に備えられた座席及び座席取付装置</u> <u>② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている座席及び座席取付装置又はこれに準ずる性能を有する座席及び座席取付装置</u> <u>③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づく型式の指定を受けた座席及び座席取付装置又はこれに準ずる性能を有する座席及び座席取付装置</u> <u>(3) 次に掲げるものは (2) ③に定める「これに準ずる性能を有する座席及び座席取付装置」とする。</u> <u>① 専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、最高速度 20km/h 未満の自動車及び②の自動車を除く。)の座席及び当該座席の取付装置であって、UN R17-10 の 5. 2. 4. の規定にかかわらず、座席後部の内部構造物が衝撃を吸収する部材で覆われているものであって、手で触った際に乗車人員の傷害の危険が増すような鋭利な突起等がないもの、同要件 5. 16. 及び 6. 3. の規定にかかわらず、「道路運送車両の保安基準に係る技術基準について(依命通達)」の一部改正について(平成 14 年 8 月 30 日付け国自技第 180 号国自審第 631 号国自整第 100 号)による改正前の技術基準通達別添 22「座席及び座席取付装置の技術基準」に適合するもの。</u> <u>② 専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の自動車(高速道路等において運行しないものを除く。)及び専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人の自動車の座席及び当該座席の取付装置であって、UN R17-10 又は UN R17-08-S4 の 5. 2. 4. の規定、UN R80-04 付録 1 の 1. 2. 及び付録 5 の 1. 3. 3. の規定にかかわらず、座席後部の内部構造物が衝撃を吸収する部材で覆われているものであって、手で触った際に乗員の傷害の危険が増すような鋭利な突起等がないもの。</u> <u>③ FMVSS 207 に適合する装置 (7-42-16-1-2 (1) ④の自動車を除く。)</u> <u>④ CMVSS 207 に適合する装置 (7-42-16-1-2 (1) ④の自動車を除く。)</u>	
7-43 (略)	7-43 (略)
7-44 座席ベルト等	7-44 座席ベルト等
7-44-1 (略)	7-44-1 (略)
7-44-2 性能要件(書面等による審査)	7-44-2 性能要件(書面等による審査)
(1) 7-44-1 に規定する座席ベルトの取付装置(乗車定員 10 人以上の自動車(立席を有するものに限る。)、幼児専用車、乗車定員 10 人の福祉タクシー車両、車両総重量 3.5t を超える貨物の運送の用に供する自動車、緊急自動車、車体の形状が患者輸送車又はキャンピング車である自動車及び大型特殊自動車に設ける横向き座席に備える座席ベルトの取付装置を除く。)は、座席ベルトから受ける荷重等に十分耐え、かつ、取付けられる座席ベルトが有効に作用し、かつ、乗降の支障とならないものとして強度、取付位置等に関し、書面その他適切な方法により審査した場合に、UN R14-09-<u>S3</u> の 5.、6. 及び 7. に適合するものでなければならない。 この場合において、次に掲げる座席ベルトの取付装置であって損傷のないものは、この基準に適合するものとする。(保安基準第 22 条の 3 第 2 項関係、細目告示第 30	(1) 7-44-1 に規定する座席ベルトの取付装置(乗車定員 10 人以上の自動車(立席を有するものに限る。)、幼児専用車、乗車定員 10 人の福祉タクシー車両、車両総重量 3.5t を超える貨物の運送の用に供する自動車、緊急自動車、車体の形状が患者輸送車又はキャンピング車である自動車及び大型特殊自動車に設ける横向き座席に備える座席ベルトの取付装置を除く。)は、座席ベルトから受ける荷重等に十分耐え、かつ、取付けられる座席ベルトが有効に作用し、かつ、乗降の支障とならないものとして強度、取付位置等に関し、書面その他適切な方法により審査した場合に、UN R14-09-<u>S2</u> の 5.、6. 及び 7. に適合するものでなければならない。 この場合において、次に掲げる座席ベルトの取付装置であって損傷のないものは、この基準に適合するものとする。(保安基準第 22 条の 3 第 2 項関係、細目告示第 30

新	旧
条第2項関係、細目告示第108条第4項関係) ①～③ (略) (2) 7-44-1 及び 7-44-2 (1) の規定にかかわらず、次の①及び②に規定する自動車の座席ベルトの取付装置にあっては、それぞれ定める基準に適合すればよい。 この場合において、UN R14-09-<u>S3</u> の 5.4.2.4. の規定中「45」とあるのは「20」と、「90」とあるのは「75」と読み替えることができ、UN R14-09-<u>S3</u> の 6.4.3. にあっては、試験重量を乗車定員1名分の座席重量に735Nを加えた重量に4を乗じた重量とすることができる。 ① 専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とする自動車（乗車定員10人以上のものに限る。）に備える座席ベルトの取付装置（②に掲げるものを除く。）にあっては UN R14-09-<u>S3</u> の 5.2.1.、5.4.1. から 5.4.2.5. まで、5.4.3.、5.4.3.2. から 5.4.3.4. まで、6.3.2. から 6.3.4. まで、6.4.3.、7.1.、7.2. 及び 7.3. に定める基準 ② (略) [UN R14-09-<u>S3</u> の旧シリーズ適用] (3) 次に掲げる自動車については (1) および (2) の規定中、「UN R14-09-<u>S3</u>」とあるのは「UN R14-08」又は「UN R14-07-S8」と読み替えることができるものとする。（適用関係告示第20条第23項関係） ①～⑤ (略) (4) 7-44-1 に規定する座席ベルト（乗車定員10人以上の自動車（立席を有するものに限る。）、幼児専用車、乗車定員10人の福祉タクシー車両、車両総重量3.5tを超える貨物の運送の用に供する自動車、緊急自動車、車体の形状が患者輸送車又はキャンピング車である自動車及び大型特殊自動車に設ける横向き座席に備える座席ベルトを除く。）は、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において当該座席ベルトを装着した者に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、容易に操作等を行うことができるものとして構造、操作性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R16-<u>09</u> の 6.、7. 及び 8.1. から 8.3.6. まで（補助座席のうち通路に設けられるもの）にあっては 6. 及び 7. に限る。）に適合するものでなければならない。 この場合において、次に掲げる座席ベルトであって装着者に傷害を与えるおそれのある損傷、擦過痕等のないものは、この基準に適合するものとする。（保安基準第22条の3第3項関係、細目告示第30条第4項関係、細目告示第108条第6項関係） ①～③ (略) (5) ～ (10) (略) (11) 次に掲げるものは (1) ③に定める「これに準ずる性能を有する座席ベルトの取付装置」とする。 ① (3) の規定において「UN R14-09-<u>S3</u>」を「UN R14-07-S8」と読み替えたものについては、UN R14-07-S8 の 5. (5.2.3.3. 及び 5.2.3.4. を除く。)、6. 及び 7. に適合する装置 ② (略) ③ <u>CMVSS 210 に適合する装置</u>	条第2項関係、細目告示第108条第4項関係) ①～③ (略) (2) 7-44-1 及び 7-44-2 (1) の規定にかかわらず、次の①及び②に規定する自動車の座席ベルトの取付装置にあっては、それぞれ定める基準に適合すればよい。 この場合において、UN R14-09-<u>S2</u> の 5.4.2.4. の規定中「45」とあるのは「20」と、「90」とあるのは「75」と読み替えることができ、UN R14-09-<u>S2</u> の 6.4.3. にあっては、試験重量を乗車定員1名分の座席重量に735Nを加えた重量に4を乗じた重量とすることができる。 ① 専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とする自動車（乗車定員10人以上のものに限る。）に備える座席ベルトの取付装置（②に掲げるものを除く。）にあっては UN R14-09-<u>S2</u> の 5.2.1.、5.4.1. から 5.4.2.5. まで、5.4.3.、5.4.3.2. から 5.4.3.4. まで、6.3.2. から 6.3.4. まで、6.4.3.、7.1.、7.2. 及び 7.3. に定める基準 ② (略) [UN R14-09-<u>S2</u> の旧シリーズ適用] (3) 次に掲げる自動車については (1) および (2) の規定中、「UN R14-09-<u>S2</u>」とあるのは「UN R14-08」又は「UN R14-07-S8」と読み替えることができるものとする。（適用関係告示第20条第23項関係） ①～⑤ (略) (4) 7-44-1 に規定する座席ベルト（乗車定員10人以上の自動車（立席を有するものに限る。）、幼児専用車、乗車定員10人の福祉タクシー車両、車両総重量3.5tを超える貨物の運送の用に供する自動車、緊急自動車、車体の形状が患者輸送車又はキャンピング車である自動車及び大型特殊自動車に設ける横向き座席に備える座席ベルトを除く。）は、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において当該座席ベルトを装着した者に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、容易に操作等を行うことができるものとして構造、操作性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R16-<u>08-S4</u> の 6.、7. 及び 8.1. から 8.3.6. まで（補助座席のうち通路に設けられるもの）にあっては 6. 及び 7. に限る。）に適合するものでなければならない。 この場合において、次に掲げる座席ベルトであって装着者に傷害を与えるおそれのある損傷、擦過痕等のないものは、この基準に適合するものとする。（保安基準第22条の3第3項関係、細目告示第30条第4項関係、細目告示第108条第6項関係） ①～③ (略) (5) ～ (10) (略) (11) 次に掲げるものは (1) ③に定める「これに準ずる性能を有する座席ベルトの取付装置」とする。 ① (3) の規定において「UN R14-09-<u>S2</u>」を「UN R14-07-S8」と読み替えたものについては、UN R14-07-S8 の 5. (5.2.3.3. 及び 5.2.3.4. を除く。)、6. 及び 7. に適合する装置 ② (略) <u>(新設) ※別添3「並行輸入自動車審査要領」別表第1から移動</u>

新	旧
④ 通路に設けられる補助座席にあつては、UN R14-09-<u>S3</u>の規定は、当分の間、平成 18 年 8 月 25 日付け国土交通省告示第 978 号による改正前の細目告示別添 31「座席ベルト取付装置の技術基準」によることができる。 この場合において、同別添 3. 1. 中「22,300N（後向き座席にあつては 8,900N、バス等に備える座席にあつては 2,940N）」とあるのは「2,940N」と、3. 2. 中「13,500N（後向き座席にあつては 5,400N、バス等に備える座席にあつては 2,940N）」とあるのは「2,940N」と、4. 1. 2. 1. 中「75」とあるのは「90」と読み替えることができる。 (12) 次に掲げるものは (4) ③に定める「基準に準ずる性能を有する座席ベルト」とする。 この場合において、通路に設けられる補助座席以外の座席ベルトにあつては、UN R16-<u>09</u>の 8. 1. から 8. 3. 4.（8. 2. 2. 5. を除く。）までに適合するものでなければならぬ。 ① UN R16-<u>09</u>の 6. 及び 7. の規定にかかわらず、「道路運送車両の保安基準に係る技術基準について（依命通達）」の一部改正について（平成 14 年 8 月 30 日付け国自技第 180 号国自審第 631 号国自整第 100 号）による改正前の技術基準通達別添 25「座席ベルトの技術基準」又は平成 18 年 8 月 25 日付け国土交通省告示第 978 号による改正前の細目告示別添 32「座席ベルトの技術基準」に適合するもの ②（略） ③ <u>CMVSS 209 に適合するもの</u> ④～⑤（略） 7-44-3（略） 7-44-4 適用関係の整理 (1) ～ (9)（略） <u>(10) 次に掲げる自動車にあつては、7-44-14（従前規定の適用⑩）の規定を適用する。（適用関係告示第 20 条第 26 項関係）</u> ① <u>令和 8 年 8 月 31 日以前に製作された自動車</u> ② <u>令和 8 年 9 月 1 日以降に製作された自動車であつて、次に掲げるもの</u> ア <u>令和 8 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車</u> イ <u>令和 8 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車であつて、令和 8 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車と年少者用補助乗車装置取付具及び取外しが可能な座席に備える座席ベルトの非装着時警報装置に係る性能が同一であるもの</u> ウ <u>指定自動車等以外の自動車</u> ③ <u>新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であつて、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 8 年 8 月 31 日以前のもの</u> ⑤ <u>使用の過程にある多仕様自動車であつて、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和 8 年 8 月 31 日以前のもの</u>	③ 通路に設けられる補助座席にあつては、UN R14-09-<u>S2</u>の規定は、当分の間、平成 18 年 8 月 25 日付け国土交通省告示第 978 号による改正前の細目告示別添 31「座席ベルト取付装置の技術基準」によることができる。 この場合において、同別添 3. 1. 中「22,300N（後向き座席にあつては 8,900N、バス等に備える座席にあつては 2,940N）」とあるのは「2,940N」と、3. 2. 中「13,500N（後向き座席にあつては 5,400N、バス等に備える座席にあつては 2,940N）」とあるのは「2,940N」と、4. 1. 2. 1. 中「75」とあるのは「90」と読み替えることができる。 (12) 次に掲げるものは (4) ③に定める「基準に準ずる性能を有する座席ベルト」とする。 この場合において、通路に設けられる補助座席以外の座席ベルトにあつては、UN R16-<u>08-S4</u>の 8. 1. から 8. 3. 4.（8. 2. 2. 5. を除く。）までに適合するものでなければならぬ。 ① UN R16-<u>08-S4</u>の 6. 及び 7. の規定にかかわらず、「道路運送車両の保安基準に係る技術基準について（依命通達）」の一部改正について（平成 14 年 8 月 30 日付け国自技第 180 号国自審第 631 号国自整第 100 号）による改正前の技術基準通達別添 25「座席ベルトの技術基準」又は平成 18 年 8 月 25 日付け国土交通省告示第 978 号による改正前の細目告示別添 32「座席ベルトの技術基準」に適合するもの ②（略） <u>（新設）※別添 3「並行輸入自動車審査要領」別表第 1 から移動</u> ③～④（略） 7-44-3（略） 7-44-4 適用関係の整理 (1) ～ (9)（略） <u>（新設）</u>

新	旧
7-44-5～7-44-8 (略) 7-44-9 従前規定の適用⑤ 平成 24 年 6 月 30 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 20 条第 7 項関係) 7-44-9-1 (略) 7-44-9-2 性能要件 (書面等による審査) (1) (略) (2) 指定自動車等に備えられている座席ベルトの取付装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた取付装置であって、損傷のないもの <u>又はこれに準ずる性能を有する座席ベルトの取付装置</u>は、(1) の基準に適合するものとする。 <u>(3) UN R14、FMVSS 210 又は CMVSS 210 に適合する座席ベルトの取付装置であって、損傷のないものは、(2) に定める「これに準ずる性能を有する座席ベルトの取付装置」とする。</u> <u>(4) (略)</u> <u>(5) 指定自動車等に備えられている座席ベルトと同一の座席ベルト又は JIS D 4604「自動車用シートベルト」若しくはこれと同程度以上の規格に適合した座席ベルトであって、所定の性能を保持し、及び装着者に傷害を与えるおそれのある損傷、擦過痕等のないもの <u>又はこれに準ずる性能を有する座席ベルト</u>は、<u>(4)</u> の基準に適合するものとする。</u> <u>(6) UN R16、FMVSS 209 又は CMVSS 209 に適合する座席ベルトであって、所定の性能を保持し、及び装着者に傷害を与えるおそれのある損傷、擦過痕等のないものは、(5) に定める「これに準ずる性能を有する座席ベルト」とする。</u> 7-44-10 従前規定の適用⑥ 平成 24 年 7 月 21 日以前に製作された貨物の運送の用に供する自動車以外の自動車及び平成 28 年 7 月 21 日以前に製作された貨物の運送の用に供する自動車 (平成 26 年 7 月 22 日以降の型式指定自動車を除く。) については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 20 条第 11 項及び第 12 項関係) 7-44-10-1 (略) 7-44-10-2 性能要件 (書面等による審査) (1) ～ (4) (略) (5) 次に掲げるものは (1) ③に定める「これ準ずる性能を有する座席ベルトの取付装置」とする。 ①～② (略) <u>③ CMVSS 210 に適合する装置</u> (6) 次に掲げるものは (3) ②に定める「準ずる性能を有する座席ベルト」とする。 この場合において、UN R16-06-S1 の 8.1. から 8.3.4. (8.2.2.5.を除く。) までに適合するものでなければならない。 ①～② (略) <u>③ CMVSS 209 に適合するもの</u> <u>④～⑤ (略)</u>	7-44-5～7-44-8 (略) 7-44-9 従前規定の適用⑤ 平成 24 年 6 月 30 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 20 条第 7 項関係) 7-44-9-1 (略) 7-44-9-2 性能要件 (書面等による審査) (1) (略) (2) 指定自動車等に備えられている座席ベルトの取付装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた取付装置であって、損傷のないものは、(1) の基準に適合するものとする。 <u>(新設) ※別添 3「並行輸入自動車審査要領」別表第 1 から移動</u> <u>(3) (略)</u> <u>(4) 指定自動車等に備えられている座席ベルトと同一の座席ベルト又は JIS D 4604「自動車用シートベルト」若しくはこれと同程度以上の規格に適合した座席ベルトであって、所定の性能を保持し、及び装着者に傷害を与えるおそれのある損傷、擦過痕等のないものは、<u>(3)</u> の基準に適合するものとする。</u> <u>(新設) ※別添 3「並行輸入自動車審査要領」別表第 1 から移動</u> 7-44-10 従前規定の適用⑥ 平成 24 年 7 月 21 日以前に製作された貨物の運送の用に供する自動車以外の自動車及び平成 28 年 7 月 21 日以前に製作された貨物の運送の用に供する自動車 (平成 26 年 7 月 22 日以降の型式指定自動車を除く。) については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 20 条第 11 項及び第 12 項関係) 7-44-10-1 (略) 7-44-10-2 性能要件 (書面等による審査) (1) ～ (4) (略) (5) 次に掲げるものは (1) ③に定める「これ準ずる性能を有する座席ベルトの取付装置」とする。 ①～② (略) <u>(新設) ※別添 3「並行輸入自動車審査要領」別表第 1 から移動</u> (6) 次に掲げるものは (3) ②に定める「準ずる性能を有する座席ベルト」とする。 この場合において、UN R16-06-S1 の 8.1. から 8.3.4. (8.2.2.5.を除く。) までに適合するものでなければならない。 ①～② (略) <u>(新設) ※別添 3「並行輸入自動車審査要領」別表第 1 から移動</u> <u>③～④ (略)</u>

新	旧
7-44-11 従前規定の適用⑦ 平成 29 年 7 月 25 日以前に製作された自動車（平成 26 年 7 月 26 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車（平成 26 年 7 月 25 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車から座席ベルト及び座席ベルト取付装置に変更がないものを除く。）を除く。）については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 20 条第 13 項関係） 7-44-11-1（略） 7-44-11-2 性能要件（書面等による審査） (1) ～ (4)（略） (5) 次に掲げるものは (1) ③に定める「これに準ずる性能を有する座席ベルトの取付装置」とする。 ①～②（略） <u>③ CMVSS 210 に適合する装置</u> (6) 次に掲げるものは (3) ③に定める「基準に準ずる性能を有する座席ベルト」とする。この場合において、UN R16-06-S1 の 8.1. から 8.3.4.（8.2.2.5.を除く。）までに適合するものでなければならない。 ①～②（略） <u>③ CMVSS 209 に適合するもの</u> <u>④～⑤</u>（略） 7-44-12 従前規定の適用⑧ 次に掲げる自動車については、次の規定に適合するものであればよい。（適用関係告示第 20 条第 15 項関係） ①～③（略） 7-44-12-1（略） 7-44-12-2 性能要件（書面等による審査） (1) ～ (2)（略） (3) 7-44-2 (3) に同じ。 (4) ～ (10)（略） (11) 次に掲げるものは (1) ③に定める「これに準ずる性能を有する座席ベルトの取付装置」とする。 ①～②（略） <u>③ CMVSS 210 に適合する装置</u> (12) 次に掲げるものは (4) ③に定める「<u>これ</u>に準ずる性能を有する座席ベルト」とする。 ①～②（略） <u>③ CMVSS 209 に適合するもの</u> <u>④～⑤</u>（略） 7-44-13 従前規定の適用⑨ 次に掲げる自動車にあっては、7-44-13（従前規定の適用⑨）の規定に適合するものであればよい。（適用関係告示第 20 条第 24 項関係）	7-44-11 従前規定の適用⑦ 平成 29 年 7 月 25 日以前に製作された自動車（平成 26 年 7 月 26 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車（平成 26 年 7 月 25 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車から座席ベルト及び座席ベルト取付装置に変更がないものを除く。）を除く。）については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 20 条第 13 項関係） 7-44-11-1（略） 7-44-11-2 性能要件（書面等による審査） (1) ～ (4)（略） (5) 次に掲げるものは (1) ③に定める「これに準ずる性能を有する座席ベルトの取付装置」とする。 ①～②（略） <u>(新設) ※別添 3「並行輸入自動車審査要領」別表第 1 から移動</u> (6) 次に掲げるものは (3) ③に定める「基準に準ずる性能を有する座席ベルト」とする。この場合において、UN R16-06-S1 の 8.1. から 8.3.4.（8.2.2.5.を除く。）までに適合するものでなければならない。 ①～②（略） <u>(新設) ※別添 3「並行輸入自動車審査要領」別表第 1 から移動</u> <u>③～④</u>（略） 7-44-12 従前規定の適用⑧ 次に掲げる自動車については、次の規定に適合するものであればよい。（適用関係告示第 20 条第 15 項関係） ①～③（略） 7-44-12-1（略） 7-44-12-2 性能要件（書面等による審査） (1) ～ (2)（略） <u>[UN R14-09-S1 の旧シリーズ適用]</u> (3) 7-44-2 (3) に同じ。 (4) ～ (10)（略） (11) 次に掲げるものは (1) ③に定める「これに準ずる性能を有する座席ベルトの取付装置」とする。 ①～②（略） <u>(新設) ※別添 3「並行輸入自動車審査要領」別表第 1 から移動</u> (12) 次に掲げるものは (4) ③に定める「<u>基準</u>に準ずる性能を有する座席ベルト」とする。 ①～②（略） <u>(新設) ※別添 3「並行輸入自動車審査要領」別表第 1 から移動</u> <u>③～④</u>（略） 7-44-13 従前規定の適用⑨ 次に掲げる自動車にあっては、7-44-13（従前規定の適用⑨）の規定に適合するものであればよい。（適用関係告示第 20 条第 24 項関係）

新	旧
①～⑤（略） 7-44-13-1（略） 7-44-13-2 性能要件（書面等による審査） (1) ～ (2)（略） (3) 7-44-2 (3) に同じ。 (4) ～ (5)（略） (6) 7-44-2 (6) に同じ。 (7) ～ (11)（略） (12) 次に掲げるものは (4) ③に定める「<u>これ</u>」に準ずる性能を有する座席ベルト」とする。 ①～②（略） ③ <u>CMVSS 209 に適合するもの</u> ④～⑤（略） 7-44-14 従前規定の適用⑩ <u>次に掲げる自動車にあっては、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 20 条第 26 項関係）</u> ① <u>令和 8 年 8 月 31 日以前に製作された自動車</u> ② <u>令和 8 年 9 月 1 日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの</u> ア <u>令和 8 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車</u> イ <u>令和 8 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車であって、令和 8 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車と年少者用補助乗車装置取付具及び取外しが可能な座席に備える座席ベルトの非装着時警報装置に係る性能が同一であるもの</u> ウ <u>指定自動車等以外の自動車</u> ③ <u>新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 8 年 8 月 31 日以前のもの</u> ④ <u>使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和 8 年 8 月 31 日以前のもの</u> 7-44-14-1 装備要件 <u>7-44-1 に同じ。</u> 7-44-14-2 性能要件（書面等による審査） <u>(1) 7-44-2 (1) に同じ。</u> <u>(2) 7-44-2 (2) に同じ。</u> <u>(3) 7-44-2 (3) に同じ。</u> <u>(4) 7-44-2 に規定する座席ベルト（乗車定員 10 人以上の自動車（立席を有するものに限る。）、幼児専用車、乗車定員 10 人の福祉タクシー車両、車両総重量 3.5t を超える貨</u>	①～⑤（略） 7-44-13-1（略） 7-44-13-2 性能要件（書面等による審査） (1) ～ (2)（略） <u>[UN R14-09-S1 の旧シリーズ適用]</u> (3) 7-44-2 (3) に同じ。 (4) ～ (5)（略） <u>[任意で備える座席ベルト等]</u> (6) 7-44-2 (6) に同じ。 (7) ～ (11)（略） (12) 次に掲げるものは (4) ③に定める「<u>基準</u>」に準ずる性能を有する座席ベルト」とする。 ①～②（略） <u>(新設) ※別添 3「並行輸入自動車審査要領」別表第 1 から移動</u> ③～④（略） <u>(新設)</u>

新	旧
<u>物の運送の用に供する自動車、緊急自動車、車体の形状が患者輸送車又はキャンピング車である自動車及び大型特殊自動車に設ける横向き座席に備える座席ベルトを除く。）は、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において当該座席ベルトを装着した者に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、容易に操作等を行うことができるものとして構造、操作性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R16-08-S4 の 6.、7. 及び 8.1. から 8.3.6. まで（補助座席のうち通路に設けられるものにあつては 6. 及び 7. に限る。）に適合するものでなければならない。</u> <u>この場合において、次に掲げる座席ベルトであつて装着者に傷害を与えるおそれのある損傷、擦過痕等のないものは、この基準に適合するものとする。（保安基準第 22 条の 3 第 3 項関係、細目告示第 30 条第 4 項関係、細目告示第 108 条第 6 項関係）</u> <u>① 指定自動車等に備えられている座席ベルトと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた座席ベルト</u> <u>② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている座席ベルト又はこれに準ずる性能を有する座席ベルト</u> <u>③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた座席ベルト又はこれに準ずる性能を有する座席ベルト</u> <u>(5) 7-44-2 (5) に同じ。</u> <u>(6) 7-44-2 (6) に同じ。</u> <u>(7) 7-44-2 (7) に同じ。</u> <u>(8) 7-44-2 (8) に同じ。</u> <u>(9) 7-44-2 (9) に同じ。</u> <u>(10) 7-44-2 (10) に同じ。</u> <u>(11) 7-44-2 (11) に同じ。</u> <u>(12) 次に掲げるものは (4) ③に定める「これに準ずる性能を有する座席ベルト」とする。</u> <u>この場合において、通路に設けられる補助座席以外の座席ベルトにあつては、UN R16-08-S4 の 8.1. から 8.3.4. (8.2.2.5.を除く。) までに適合するものでなければならない。</u> <u>① UN R16-08-S4 の 6. 及び 7. の規定にかかわらず、「道路運送車両の保安基準に係る技術基準について（依命通達）」の一部改正について（平成 14 年 8 月 30 日付け国自技第 180 号国自審第 631 号国自整第 100 号）による改正前の技術基準通達別添 25「座席ベルトの技術基準」又は平成 18 年 8 月 25 日付け国土交通省告示第 978 号による改正前の細目告示別添 32「座席ベルトの技術基準」に適合するもの</u> <u>② FMVSS 209 に適合するもの</u> <u>③ CMVSS 209 に適合するもの</u> <u>④ UN R16 に適合する座席ベルトに表示される特別な表示があるもの</u> <u>⑤ 以下全ての要件に適合するもの</u> <u>ア 7-44-2 (12) ④アに同じ。</u> <u>イ 7-44-2 (12) ④イに同じ。</u> <u>ウ 7-44-2 (12) ④ウに同じ。</u> <u>エ 7-44-2 (12) ④エに同じ。</u>	

新	旧																					
オ 7-44-2（12）④オに同じ。 カ 7-44-2（12）④カに同じ。																						
7-45 座席ベルト非装着時警報装置 7-45-1 装備要件 次の表の左欄に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度が 20km/h 未満の自動車を除く。）には、同表の右欄に掲げるその自動車の座席の座席ベルト（①から⑨までに掲げるものを除く。）が装着されていない場合に、その旨を運転者席の運転者に警報するものとして、7-45-2 の基準に適合する座席ベルトの非装着時警報装置を備えなければならない。（保安基準第 22 条の 3 第 5 項関係） <table><tr><td>(略)</td></tr><tr><td>① (略)</td></tr><tr><td>② UN R16-09 の 2.1.4. に定める座席ベルト</td></tr><tr><td>③～⑨ (略)</td></tr><tr><td><u>(削除)</u></td></tr></table>	(略)	① (略)	② UN R16-09 の 2.1.4. に定める座席ベルト	③～⑨ (略)	<u>(削除)</u>	7-45 座席ベルト非装着時警報装置 7-45-1 装備要件 次の表の左欄に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度が 20km/h 未満の自動車を除く。）には、同表の右欄に掲げるその自動車の座席の座席ベルト（①から⑩までに掲げるものを除く。）が装着されていない場合に、その旨を運転者席の運転者に警報するものとして、7-45-2 の基準に適合する座席ベルトの非装着時警報装置を備えなければならない。（保安基準第 22 条の 3 第 5 項関係） <table><tr><td>(略)</td></tr><tr><td>① (略)</td></tr><tr><td>② UN R16-08-S4 の 2.1.4. に定める座席ベルト</td></tr><tr><td>③～⑨ (略)</td></tr><tr><td><u>⑩ 次に掲げる自動車に備える座席ベルトのうち、法第 47 条の 2 の規定により自動車を点検する場合に取外しを必要とする座席及び UN R16-08-S4 の 15.4.2. に定める座席に備えるも</u></td></tr><tr><td><u>ア 令和 4 年 8 月 31 日以前に製作された自動車</u></td></tr><tr><td><u>イ 令和 4 年 9 月 1 日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの</u></td></tr><tr><td><u>(ア) 令和 4 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び座席ベルトの非装着時警報装置に係る指定を受けた多仕様自動車</u></td></tr><tr><td><u>(イ) 令和 4 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び座席ベルトの非装着時警報装置に係る指定を受けた多仕様自動車であって、令和 4 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び座席ベルトの非装着時警報装置に係る指定を受けた多仕様自動車と座席ベルト非装着時警報装置に係る性能及び基本車体構造が同一であるもの</u></td></tr><tr><td><u>(ウ) 次のいずれかに該当することが書面等により確認できる自動車であって、座席ベルト非装着時警報装置に係る性能について変更のないもの</u></td></tr><tr><td><u>(a) UN R16 に基づく認可証（写しをもって代えることができる。）を有する自動車</u></td></tr><tr><td><u>・ UN R16-06 のものに限る。</u></td></tr><tr><td><u>(b) UN R16 に基づく㊤マークを有する自動車</u></td></tr><tr><td><u>・ UN R16-06 のものに限る。</u></td></tr><tr><td><u>(c) (a) 又は (b) の自動車と同一の構造を有するもの</u></td></tr><tr><td><u>(d) 諸元表により UN R16-06 に適合していることが確認できる自動車と同一の構造を有するもの</u></td></tr></table>	(略)	① (略)	② UN R16-08-S4 の 2.1.4. に定める座席ベルト	③～⑨ (略)	<u>⑩ 次に掲げる自動車に備える座席ベルトのうち、法第 47 条の 2 の規定により自動車を点検する場合に取外しを必要とする座席及び UN R16-08-S4 の 15.4.2. に定める座席に備えるも</u>	<u>ア 令和 4 年 8 月 31 日以前に製作された自動車</u>	<u>イ 令和 4 年 9 月 1 日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの</u>	<u>(ア) 令和 4 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び座席ベルトの非装着時警報装置に係る指定を受けた多仕様自動車</u>	<u>(イ) 令和 4 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び座席ベルトの非装着時警報装置に係る指定を受けた多仕様自動車であって、令和 4 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び座席ベルトの非装着時警報装置に係る指定を受けた多仕様自動車と座席ベルト非装着時警報装置に係る性能及び基本車体構造が同一であるもの</u>	<u>(ウ) 次のいずれかに該当することが書面等により確認できる自動車であって、座席ベルト非装着時警報装置に係る性能について変更のないもの</u>	<u>(a) UN R16 に基づく認可証（写しをもって代えることができる。）を有する自動車</u>	<u>・ UN R16-06 のものに限る。</u>	<u>(b) UN R16 に基づく㊤マークを有する自動車</u>	<u>・ UN R16-06 のものに限る。</u>	<u>(c) (a) 又は (b) の自動車と同一の構造を有するもの</u>	<u>(d) 諸元表により UN R16-06 に適合していることが確認できる自動車と同一の構造を有するもの</u>
(略)																						
① (略)																						
② UN R16-09 の 2.1.4. に定める座席ベルト																						
③～⑨ (略)																						
<u>(削除)</u>																						
(略)																						
① (略)																						
② UN R16-08-S4 の 2.1.4. に定める座席ベルト																						
③～⑨ (略)																						
<u>⑩ 次に掲げる自動車に備える座席ベルトのうち、法第 47 条の 2 の規定により自動車を点検する場合に取外しを必要とする座席及び UN R16-08-S4 の 15.4.2. に定める座席に備えるも</u>																						
<u>ア 令和 4 年 8 月 31 日以前に製作された自動車</u>																						
<u>イ 令和 4 年 9 月 1 日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの</u>																						
<u>(ア) 令和 4 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び座席ベルトの非装着時警報装置に係る指定を受けた多仕様自動車</u>																						
<u>(イ) 令和 4 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び座席ベルトの非装着時警報装置に係る指定を受けた多仕様自動車であって、令和 4 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び座席ベルトの非装着時警報装置に係る指定を受けた多仕様自動車と座席ベルト非装着時警報装置に係る性能及び基本車体構造が同一であるもの</u>																						
<u>(ウ) 次のいずれかに該当することが書面等により確認できる自動車であって、座席ベルト非装着時警報装置に係る性能について変更のないもの</u>																						
<u>(a) UN R16 に基づく認可証（写しをもって代えることができる。）を有する自動車</u>																						
<u>・ UN R16-06 のものに限る。</u>																						
<u>(b) UN R16 に基づく㊤マークを有する自動車</u>																						
<u>・ UN R16-06 のものに限る。</u>																						
<u>(c) (a) 又は (b) の自動車と同一の構造を有するもの</u>																						
<u>(d) 諸元表により UN R16-06 に適合していることが確認できる自動車と同一の構造を有するもの</u>																						

新	旧				
<table border="1" data-bbox="197 185 1093 344"> <tr> <td data-bbox="197 185 873 248"><u>もの及び貨物の運送の用に供する自動車であって、車両総重量が 3.5t 以下のもの</u></td><td data-bbox="875 185 1093 248"><u>の他の座席</u></td></tr> <tr> <td data-bbox="197 250 873 344"><u>専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人以上のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量 3.5t を超えるもの</u></td><td data-bbox="875 250 1093 344"><u>運転者席及びこれと並列の座席</u></td></tr> </table> ① <u>補助座席に備える座席ベルト</u> ② <u>UN R16-08-S4 の 2.1.4. に定める座席ベルト</u> ③ <u>キャンピング車及び霊柩車に備える座席であって運転者席及びこれと並列の座席以外の座席に備える座席ベルト</u> ④ <u>高齢者、障害者等が移動のため車いすその他の用具を使用したまま車両に乗り込むことが可能な自動車、緊急自動車及び患者輸送車に備える座席に備える座席ベルト</u> ⑤ <u>またがり式の座席に備える座席ベルト</u> ⑥ <u>専ら座席の用に供する床面以外の床面（荷台及び通路を除く。）に設けられる容易に折り畳むことができる座席（座席の後面部分のみが折り畳むことができるものを除く。）に備える座席ベルト</u> ⑦ <u>かじ取ハンドルの回転角度がかじ取車輪の回転角度の 7 倍未満である三輪自動車の運転者席の側方に設けられる 1 人用の座席に備える座席ベルト</u> ⑧ <u>非常口付近に備えられた座席に備える座席ベルト</u> ⑨ <u>幼児用座席及び座席が回転することにより高齢者、障害者等が円滑に車内に乗り込むことができる座席に備える座席ベルト</u> ⑩ <u>次に掲げる自動車に備える座席ベルトのうち、法第 47 条の 2 の規定により自動車を点検する場合に取外しを必要とする座席及び UN R16-08-S4 の 15.4.2. に定める座席に備えるもの</u> ア <u>令和 4 年 8 月 31 日以前に製作された自動車</u> イ <u>令和 4 年 9 月 1 日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの</u> （ア）<u>令和 4 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び座席ベルトの非装着時警報装置に係る指定を受けた多仕様自動車</u> （イ）<u>令和 4 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び座席ベルトの非装着時警報装置に係る指定を受けた多仕様自動車であって、令和 4 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び座席ベルトの非装着時警報装置に係る指定を受けた多仕様自動車と座席ベルト非装着時警報装置に係る性能及び基本車体構造が同一であるもの</u> （ウ）<u>次のいずれかに該当することが書面等により確認できる自動車であって、座席ベルト非装着時警報装置に係る性能について変更のないもの</u> （a）<u>UN R16-06 に基づく認定証（写しをもって代えることができる。）を有する自動車</u> （b）<u>UN R16-06 に基づく E マークを有する自動車</u>	<u>もの及び貨物の運送の用に供する自動車であって、車両総重量が 3.5t 以下のもの</u>	<u>の他の座席</u>	<u>専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人以上のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量 3.5t を超えるもの</u>	<u>運転者席及びこれと並列の座席</u>	
<u>もの及び貨物の運送の用に供する自動車であって、車両総重量が 3.5t 以下のもの</u>	<u>の他の座席</u>				
<u>専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人以上のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量 3.5t を超えるもの</u>	<u>運転者席及びこれと並列の座席</u>				

新	旧
<u>(c) (a) 又は (b) の自動車と同一の構造を有するもの</u> <u>(d) 諸元表により UN R16-06 に適合していることが確認できる自動車と同一の構造を有するもの</u> 7-45-8-2 性能要件（視認等による審査） <u>(1) 7-45-2 (1) に同じ。</u> <u>(2) 7-45-2 (2) に同じ。</u> <u>(3) 7-45-2 (3) に同じ。</u> 7-46 頭部後傾抑止装置等 7-46-1 装備要件 自動車（車両総重量が 3.5t を超える自動車（専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人以下のものを除く。）、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。）の座席（7-42-11-1-2 (1) ③アからエまでに掲げる座席及び自動車の側面に隣接しない座席を除く。）のうち運転者席及びこれと並列の座席には、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、乗車人員の頭部の過度の後傾を有効に抑止し、かつ、乗車人員の頭部等に傷害を与えるおそれの少ないものとして、構造等に関し、7-46-2 の基準に適合する頭部後傾抑止装置を備えなければならない。 ただし、当該座席自体が当該装置と同等の性能を有するものであるときは、この限りでない。（保安基準第 22 条の 4 <u>第 1 項関係、保安基準第 22 条の 4 第 2 項関係</u>） 7-46-2 性能要件（書面等による審査） <u>(1) 自動車に備える頭部後傾抑止装置は、追突等による衝撃を受けた場合における当該座席の乗車人員の頭部の保護等に係る性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 22 条の 4 第 2 項関係、細目告示第 109 条第 1 項関係）</u> <u>① 自動車（車両総重量が 3.5t を超える自動車（専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人未満のものを除く。）、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。）に備える頭部後傾抑止装置にあつては、UN R17-11 の 5.4. から 5.10. まで、6.1.5. 及び 6.4. から 6.7. までに適合するものでなければならない。</u> <u>② 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人以上のもの（車両総重量が 3.5t を超える自動車を除く。）に備える頭部後傾抑止装置にあつては、UN R17-11 の 5.4. から 5.10. まで、6.1.5. 及び 6.4. から 6.7. まで又は UN R80-04 の 5.6. に適合するものでなければならない。</u> <u>(2) 次に掲げる頭部後傾抑止装置であつて、乗車人員の頭部等に傷害を与えるおそれのある損傷のないもの又はこれに準ずる性能を有する頭部後傾抑止装置は、(1) の基準に適合するものとする。（細目告示第 109 条第 2 項関係）</u> <u>①～④（略）</u> <u>（削除）</u> <u>(3) FMVSS 202a 又は CMVSS 202a に適合する頭部後傾抑止装置（7-42-1-2 (1) ④の自動</u>	7-46 頭部後傾抑止装置等 7-46-1 装備要件 自動車（車両総重量が 3.5t を超える自動車（専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人以下のものを除く。）、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。）の座席（7-42-11-1-2 (1) ③アからエまでに掲げる座席及び自動車の側面に隣接しない座席を除く。）のうち運転者席及びこれと並列の座席には、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、乗車人員の頭部の過度の後傾を有効に抑止し、かつ、乗車人員の頭部等に傷害を与えるおそれの少ないものとして、構造等に関し、7-46-2 の基準に適合する頭部後傾抑止装置を備えなければならない。 ただし、当該座席自体が当該装置と同等の性能を有するものであるときは、この限りでない。（保安基準第 22 条の 4 関係） 7-46-2 性能要件（書面等による審査） 頭部後傾抑止装置は、追突等による衝撃を受けた場合における当該座席の乗車人員の頭部の保護等に係る性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、<u>UN R17-10 の 5.4. から 5.10. まで、6.1.5. 及び 6.4. から 6.7. まで</u>に適合するものでなければならない。 <u>（新設）</u> <u>（新設）</u> <u>この場合において、次に掲げる頭部後傾抑止装置であつて、乗車人員の頭部等に傷害を与えるおそれのある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。（細目告示第 31 条関係、細目告示第 109 条関係）</u> <u>①～④（略）</u> <u>⑤ FMVSS 202a に適合する装置</u> <u>（新設）※別添 3「並行輸入自動車審査要領」別表第 1 から移動</u>

新	旧
<u>車を除く。）であって、乗車人員の頭部等に障害を与えるおそれのある損傷のないものは、(2) に定める「これに準ずる性能を有する頭部後傾抑止装置」とする。</u> 7-46-3 (略) 7-46-4 適用関係の整理 (1) ～ (5) (略) <u>(6) 次に掲げる自動車については、7-46-10 (従前規定の適用⑥) の規定を適用する。(適用関係告示第 21 条第 5 項関係)</u> ① <u>令和 8 年 8 月 31 日以前に製作された自動車</u> ② <u>令和 8 年 9 月 1 日から令和 10 年 8 月 31 日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの</u> ア <u>令和 8 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車</u> イ <u>令和 8 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車であって、令和 8 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車と頭部後傾抑止装置の乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの</u> ウ <u>指定自動車等以外の自動車</u> ③ <u>新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 10 年 8 月 31 日以前のもの</u> ④ <u>使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和 10 年 8 月 31 日以前のもの</u> 7-46-5～7-46-7 (略) 7-46-8 従前規定の適用④ 平成 24 年 6 月 30 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 21 条第 1 項関係) 7-46-8-1 (略) 7-46-8-2 性能要件 7-46-8-2-1 (略) 7-46-8-2-2 書面等による審査 (1) (略) (2) 次に掲げる頭部後傾抑止装置であって、乗車人員の頭部等に障害を与えるおそれのある損傷のないもの<u>又はこれに準ずる性能を有する頭部後傾抑止装置</u>は、(1) の基準に適合するものとする。 ①～② (略) <u>(3) UN R17、UN R25、FMVSS 202a 又は CMVSS 202a に適合する頭部後傾抑止装置であって、乗車人員の頭部等に障害を与えるおそれのある損傷のないものは、(2) に定める「これに準ずる性能を有する頭部後傾抑止装置」とする。</u> 7-46-9 従前規定の適用⑤ 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告	7-46-3 (略) 7-46-4 適用関係の整理 (1) ～ (5) (略) <u>(新設)</u> 7-46-5～7-46-7 (略) 7-46-8 従前規定の適用④ 平成 24 年 6 月 30 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 21 条第 1 項関係) 7-46-8-1 (略) 7-46-8-2 性能要件 7-46-8-2-1 (略) 7-46-8-2-2 書面等による審査 (1) (略) (2) 次に掲げる頭部後傾抑止装置であって、乗車人員の頭部等に障害を与えるおそれのある損傷のないものは (1) の基準に適合するものとする。 ①～② (略) <u>(新設) ※別添 3 「並行輸入自動車審査要領」別表第 1 から移動</u> 7-46-9 従前規定の適用⑤ 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告

新	旧
示第 21 条第 4 項関係) ①～④（略） 7-46-9-1（略） 7-46-9-2 性能要件（書面等による審査） <u>(1) 頭部後傾抑止装置は、追突等による衝撃を受けた場合における当該座席の乗車人員の頭部の保護等に係る性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添 34「頭部後傾抑止装置の技術基準」に適合するものでなければならない。</u> <u>この場合において、次に掲げる頭部後傾抑止装置であって、乗車人員の頭部等に傷害を与えるおそれのある損傷のないもの又はこれに準ずる性能を有する頭部後傾抑止装置は、この基準に適合するものとする。</u> ①～④（略） (削除) <u>(2) UN R17、UN R25、FMVSS 202a 又は CMVSS 202a に適合する頭部後傾抑止装置であって、乗車人員の頭部等に傷害を与えるおそれのある損傷のないものは、(1) に定める「これに準ずる性能を有する頭部後傾抑止装置」とする。</u> 7-46-10 従前規定の適用⑥ <u>次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 21 条第 5 項関係）</u> ① <u>令和 8 年 8 月 31 日以前に製作された自動車</u> ② <u>令和 8 年 9 月 1 日から令和 10 年 8 月 31 日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの</u> ア <u>令和 8 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車</u> イ <u>令和 8 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車であって、令和 8 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車と頭部後傾抑止装置の乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの</u> ウ <u>指定自動車等以外の自動車</u> ③ <u>新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 10 年 8 月 31 日以前のもの</u> ④ <u>使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和 10 年 8 月 31 日以前のもの</u> 7-46-10-1 装備要件 <u>自動車（車両総重量が 3.5t を超える自動車（専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人以下のものを除く。）、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。）の座席（7-42-11-1-2 (1) ③アからエまでに掲げる座席及び自動車の側面に隣接しない座席を除く。）のうち運転者席及びこれと並列の座席には、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、乗車人員の頭部の過度の後傾を有効に抑止し、かつ、乗車人員の頭部等に傷害を与えるおそれの少な</u>	示第 21 条第 4 項関係) ①～④（略） 7-46-9-1（略） 7-46-9-2 性能要件（書面等による審査） 頭部後傾抑止装置は、追突等による衝撃を受けた場合における当該座席の乗車人員の頭部の保護等に係る性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添 34「頭部後傾抑止装置の技術基準」に適合するものでなければならない。 この場合において、次に掲げる頭部後傾抑止装置であって、乗車人員の頭部等に傷害を与えるおそれのある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。 ①～④（略） ⑤ <u>FMVSS 202a に適合する装置</u> <u>(新設) ※別添 3「並行輸入自動車審査要領」別表第 1 から移動</u> <u>(新設)</u>

新	旧
<u>いものとして、構造等に関し、7-46-2 の基準に適合する頭部後傾抑止装置を備えなければならない。</u> <u>ただし、当該座席自体が当該装置と同等の性能を有するものであるときは、この限りでない。</u> 7-46-10-2 性能要件（書面等による審査） <u>(1) 自動車に備える頭部後傾抑止装置は、追突等による衝撃を受けた場合における当該座席の乗車人員の頭部の保護等に係る性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</u> <u>① 自動車（車両総重量が 3.5t を超える自動車（専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人未満のものを除く。）、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。）に備える頭部後傾抑止装置にあつては、UN R17-10 の 5.4. から 5.10. まで、6.1.5. 及び 6.4. から 6.7. までに適合するものでなければならない。</u> <u>② 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人以上のもの（車両総重量が 3.5t を超える自動車を除く。）に備える頭部後傾抑止装置にあつては、UN R17-10 の 5.4. から 5.10. まで、6.1.5. 及び 6.4. から 6.7. まで又は UN R80-04 の 5.6. に適合するものでなければならない。</u> <u>(2) 次に掲げる頭部後傾抑止装置であつて、乗車人員の頭部等に傷害を与えるおそれのある損傷のないもの又はこれに準ずる性能を有する頭部後傾抑止装置は、(1) の基準に適合するものとする。</u> <u>① 指定自動車等に備えられた頭部後傾抑止装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた頭部後傾抑止装置</u> <u>② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている頭部後傾抑止装置</u> <u>③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた頭部後傾抑止装置</u> <u>④ JIS D 4606「自動車乗員用ヘッドレストレイント」又はこれと同程度以上の規格に適合した頭部後傾抑止装置であつて、的確に備えられたもの</u> <u>(3) FMVSS 202a 又は CMVSS 202a に適合する頭部後傾抑止装置（7-42-1-2 (1) ④の自動車を除く。）であつて、乗車人員の頭部等に傷害を与えるおそれのある損傷のないものは、(2) に定める「これに準ずる性能を有する頭部後傾抑止装置」とする。</u>	
7-47 年少者用補助乗車装置等 7-47-1 (略) 7-47-2 性能要件（書面等による審査） (1) 年少者用補助乗車装置取付具は、年少者用補助乗車装置から受ける荷重等に十分耐え、かつ、取付けられる年少者用補助乗車装置が有効に作用し、かつ、乗降の支障とならないものとして、強度、取付位置等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R145-01 の 5. 及び 6. 又は UN R14-07-S8 の 5.、6. 及び 7. に適合するものでなければならない。 この場合において、次に掲げるものであつて損傷のないものは、この基準に適合す	7-47 年少者用補助乗車装置等 7-47-1 (略) 7-47-2 性能要件（書面等による審査） (1) 年少者用補助乗車装置取付具は、年少者用補助乗車装置から受ける荷重等に十分耐え、かつ、取付けられる年少者用補助乗車装置が有効に作用し、かつ、乗降の支障とならないものとして、強度、取付位置等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R145-00-S2 の 5. 及び 6. 又は UN R14-07-S8 の 5.、6. 及び 7. に適合するものでなければならない。 この場合において、次に掲げるものであつて損傷のないものは、この基準に適合す

新	旧
るものとし、7-47-1 ただし書の自動車に年少者用補助乗車装置を備えた場合については、UN R145-<u>01</u> の 5.3. 又は UN R14-07-S8 の 5.3.8. の規定を適用しない。(保安基準第 22 条の 5 第 2 項関係、細目告示第 32 条第 1 項関係、細目告示第 110 条第 1 項関係) ①～③ (略) (2) 年少者用補助乗車装置は、座席ベルト等を損傷しないものであり、かつ、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該年少者用補助乗車装置を着着した者に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、容易に着脱することができるものとして構造、操作性能等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、UN R129-<u>04</u> の 4.、6. 及び 7. 又は UN R44-04-S18 の 4.、6. から 8. まで及び 15. に適合するものでなければならない。 <u>ただし、専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員 10 人未満の自動車を除く。）に取付けられるものにあつては、UN R170-00 の 5.、7. 及び 8. に適合するものであればよい。(保安基準第 22 条の 5 第 3 項関係、細目告示第 32 条第 2 項関係、細目告示第 110 条第 2 項関係、適用関係告示第 22 条第 10 項関係)</u> <u>(3) 次に掲げる年少者用補助乗車装置であつて、その機能を損なうおそれのある改造、損傷等がなく、(4) に該当しないものは (2) の基準に適合するものとする。(保安基準第 22 条の 5 第 3 項関係、細目告示第 110 条第 3 項関係、適用関係告示第 22 条第 10 項関係)</u> ①～③ (略) <u>(4) 次に掲げる年少者用補助乗車装置は、UN R129-04 の 4.、6. 及び 7. 又は UN R170-00 の 5.、7. 及び 8. の基準に適合しないものとする。(細目告示第 110 条第 4 項関係)</u> ①～④ (略) <u>(5) 次に掲げるものは (1) ③に定める「これに準ずる性能を有する年少者用補助乗車装置取付具」とする。</u> ①～② (略) <u>③ CMVSS 225 に適合する装置</u> <u>(6) 次に掲げるものは (3) ③に定める「これに準ずる性能を有する年少者用補助乗車装置」とする。</u> ① UN R44-04-S18 の 4.、6. から 8. まで及び 15. に適合する装置 ② FMVSS 213 に適合する装置 ③ CMVSS 213 に適合する装置 <u>(7) ～ (9) (略)</u> <u>(10) 次に掲げる年少者用補助乗車装置については、(2) 本文中「UN R129-04」とあるのを、「UN R129-03-S9」と読替えることができる。(適用関係告示第 22 条第 16 項関係)</u> ① 令和 8 年 8 月 31 日以前に製作された年少者用補助乗車装置 ② 令和 8 年 9 月 1 日から令和 9 年 8 月 31 日までに製作された年少者用補助乗車装置であつて、令和 8 年 8 月 31 日以前に法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づき指定を受けたもの 7-47-3 (略)	るものとし、7-47-1 ただし書の自動車に年少者用補助乗車装置を備えた場合については、UN R145-<u>00-S2</u> の 5.3. 又は UN R14-07-S8 の 5.3.8. の規定を適用しない。(保安基準第 22 条の 5 第 2 項関係、細目告示第 32 条第 1 項関係、細目告示第 110 条第 1 項関係) ①～③ (略) (2) 年少者用補助乗車装置は、座席ベルト等を損傷しないものであり、かつ、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該年少者用補助乗車装置を着着した者に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、容易に着脱することができるものとして構造、操作性能等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、UN R129-<u>03-S9</u> の 4.、6. 及び 7. 又は UN R44-04-S18 の 4.、6. から 8. まで及び 15. に適合するものでなければならない。 <u>この場合において、次に掲げるものであつて損傷のないものは、この基準に適合するものとする。(保安基準第 22 条の 5 第 3 項関係、細目告示第 32 条第 2 項関係、細目告示第 110 条第 2 項関係、適用関係告示第 22 条第 10 項関係)</u> ①～③ (略) <u>(3) 次に掲げる年少者用補助乗車装置は、(2) の基準に適合しないものとする。(細目告示第 110 条第 3 項関係)</u> ①～④ (略) <u>(4) 次に掲げるものは (1) ③に定める「これに準ずる性能を有する年少者用補助乗車装置取付具」とする。</u> ①～② (略) <u>(新設) ※別添 3「並行輸入自動車審査要領」別表第 1 から移動</u> <u>(新設)</u> <u>(5) ～ (7) (略)</u> <u>(新設)</u> 7-47-3 (略)

新	旧
7-47-4 適用関係の整理 (1) ～ (4) (略) <u>(5) 次に掲げる自動車については、7-47-8（従前規定の適用⑤）の規定を適用する。（適用関係告示第 22 条第 17 項関係）</u> ① <u>令和 8 年 8 月 31 日以前に製作された自動車</u> ② <u>令和 8 年 9 月 1 日から令和 9 年 8 月 31 日までに製作された自動車であって</u> <u>ア 令和 8 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車</u> <u>イ 令和 8 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車であって、令和 8 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車と年少者用補助乗車装置取付具に係る性能が同一であるもの</u> <u>ウ 指定自動車等以外の自動車</u> ③ <u>新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 9 年 8 月 31 日以前のもの</u> ④ <u>使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和 9 年 8 月 31 日以前のもの</u> 7-47-5 (略) 7-47-6 従前規定の適用② 平成 24 年 6 月 30 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 22 条第 2 項及び第 3 項関係） 7-47-6-1 性能要件 (1) ～ (3) (略) <u>(4) 次に掲げるものは (3) ③に定める「これに準ずる性能を有する年少者用補助乗車装置」とする。</u> ① <u>UN R44 に適合する装置</u> ② <u>UN R129 に適合する装置</u> ③ <u>FMVSS 213 に適合する装置</u> ④ <u>CMVSS 213 に適合する装置</u> 7-47-7 従前規定の適用③ 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 22 条第 11 項） ①～③ (略) 7-47-7-1 (略) 7-47-7-2 性能要件（書面等による審査） (1) (略) (2) 年少者用補助乗車装置は、座席ベルト等を損傷しないものであり、かつ、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該年少者用補助乗車装置を装着した者に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、容易に着脱することができるものとして構	7-47-4 適用関係の整理 (1) ～ (4) (略) <u>(新設)</u> 7-47-5 (略) 7-47-6 従前規定の適用② 平成 24 年 6 月 30 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 22 条第 2 項及び第 3 項関係） 7-47-6-1 性能要件 (1) ～ (3) (略) <u>(新設)</u> 7-47-7 従前規定の適用③ 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 22 条第 11 項） ①～③ (略) 7-47-7-1 (略) 7-47-7-2 性能要件（書面等による審査） (1) (略) (2) 年少者用補助乗車装置は、座席ベルト等を損傷しないものであり、かつ、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該年少者用補助乗車装置を装着した者に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、容易に着脱することができるものとして構

新	旧
造、操作性能等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、UN R129-00-S4 の 4.、6. 及び 7. 又は UN R44-04-S12 の 4.、6. から 8. まで及び 15. に適合するものでなければならない。 この場合において、次に掲げるものであって損傷のないものは、この基準に適合するものとする。 ① 7-47-2 <u>(3)</u> ①に同じ。 ② 7-47-2 <u>(3)</u> ②に同じ。 ③ 7-47-2 <u>(3)</u> ③に同じ。 (3) 7-47-2 <u>(4)</u> に同じ。 (4) 7-47-2 <u>(5)</u> に同じ。 <u>(5) 7-47-2 (6) に同じ。</u> <u>(6) 7-47-2 (7) に同じ。</u> <u>(7) 7-47-2 (8) に同じ。</u> 7-47-8 従前規定の適用④ 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 22 条第 12 項関係) ①～③ (略) 7-47-8-1 (略) 7-47-8-2 性能要件 (書面等による審査) (1) (略) (2) 年少者用補助乗車装置は、座席ベルト等を損傷しないものであり、かつ、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該年少者用補助乗車装置を装着した者に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、容易に着脱することができるものとして構造、操作性能等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、UN R129-01 の 4.、6. 及び 7. 又は UN R44-04-S12 の 4.、6. から 8. まで及び 15. に適合するものでなければならない。 この場合において、次に掲げるものであって損傷のないものは、この基準に適合するものとする。 ① 7-47-2 <u>(3)</u> ①に同じ。 ② 7-47-2 <u>(3)</u> ②に同じ。 ③ 7-47-2 <u>(3)</u> ③に同じ。 (3) 7-47-2 <u>(4)</u> に同じ。 (4) 7-47-2 <u>(5)</u> に同じ。 <u>(5) 7-47-2 (6) に同じ。</u> <u>(6) 7-47-2 (7) に同じ。</u> <u>(7) 7-47-2 (8) に同じ。</u> 7-47-9 従前規定の適用⑤ 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 22 条第 17 項関係)	造、操作性能等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、UN R129-00-S4 の 4.、6. 及び 7. 又は UN R44-04-S12 の 4.、6. から 8. まで及び 15. に適合するものでなければならない。 この場合において、次に掲げるものであって損傷のないものは、この基準に適合するものとする。<u>(保安基準第 22 条の 5 第 3 項関係、細目告示第 32 条第 2 項関係、細目告示第 110 条第 2 項関係、適用関係告示第 22 条第 10 項関係)</u> ① 7-47-2 <u>(2)</u> ①に同じ。 ② 7-47-2 <u>(2)</u> ②に同じ。 ③ 7-47-2 <u>(2)</u> ③に同じ。 (3) 7-47-2 <u>(3)</u> に同じ。 (4) 7-47-2 <u>(4)</u> に同じ。 <u>(新設)</u> <u>(5) 7-47-2 (5) に同じ。</u> <u>(6) 7-47-2 (6) に同じ。</u> 7-47-8 従前規定の適用④ 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 22 条第 12 項関係) ①～③ (略) 7-47-8-1 (略) 7-47-8-2 性能要件 (書面等による審査) (1) (略) (2) 年少者用補助乗車装置は、座席ベルト等を損傷しないものであり、かつ、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該年少者用補助乗車装置を装着した者に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、容易に着脱することができるものとして構造、操作性能等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、UN R129-01 の 4.、6. 及び 7. 又は UN R44-04-S12 の 4.、6. から 8. まで及び 15. に適合するものでなければならない。 この場合において、次に掲げるものであって損傷のないものは、この基準に適合するものとする。 ① 7-47-2 <u>(2)</u> ①に同じ。 ② 7-47-2 <u>(2)</u> ②に同じ。 ③ 7-47-2 <u>(2)</u> ③に同じ。 (3) 7-47-2 <u>(3)</u> に同じ。 (4) 7-47-2 <u>(4)</u> に同じ。 <u>(新設)</u> <u>(5) 7-47-2 (5) に同じ。</u> <u>(6) 7-47-2 (6) に同じ。</u> <u>(新設)</u>

新	旧
① <u>令和8年8月31日以前に製作された自動車</u> ② <u>令和8年9月1日から令和9年8月31日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの</u> ア <u>令和8年8月31日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車</u> イ <u>令和8年9月1日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車であって、令和8年8月31日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車と年少者用補助乗車装置取付具に係る性能が同一であるもの</u> ウ <u>指定自動車等以外の自動車</u> ③ <u>新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して11か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和9年8月31日以前のもの</u> ④ <u>使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和9年8月31日以前のもの</u> 7-47-9-1 装備要件 <u>7-47-1に同じ。</u> 7-47-9-2 性能要件（書面等による審査） <u>（1）年少者用補助乗車装置取付具は、年少者用補助乗車装置から受ける荷重等に十分耐え、かつ、取付けられる年少者用補助乗車装置が有効に作用し、かつ、乗降の支障とならないものとして、強度、取付位置等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R145-00-S2の5.及び6.又はUN R14-07-S8の5.、6.及び7.に適合するものでなければならない。</u> <u>この場合において、次に掲げるものであって損傷のないものは、この基準に適合するものとし、7-47-1ただし書の自動車に年少者用補助乗車装置を備えた場合については、UN R145-00-S2の5.3.又はUN R14-07-S8の5.3.8.の規定を適用しない。</u> ① <u>7-47-2（1）①に同じ。</u> ② <u>7-47-2（1）②に同じ。</u> ③ <u>7-47-2（1）③に同じ。</u> <u>（2）年少者用補助乗車装置は、座席ベルト等を損傷しないものであり、かつ、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該年少者用補助乗車装置を装着した者に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、容易に着脱することができるものとして構造、操作性能等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、UN R129-03-S9の4.、6.及び7.又はUN R44-04-S18の4.、6.から8.まで及び15.に適合するものでなければならない。</u> <u>この場合において、次に掲げるものであって損傷のないものは、この基準に適合するものとする。</u> ① <u>7-47-2（3）①に同じ。</u> ② <u>7-47-2（3）②に同じ。</u> ③ <u>7-47-2（3）③に同じ。</u>	

新	旧
<u>(3) 7-47-2 (4) に同じ。</u> <u>(4) 7-47-2 (5) に同じ。</u> <u>(5) 7-47-2 (6) に同じ。</u> <u>(6) 7-47-2 (7) に同じ。</u> <u>(7) 7-47-2 (8) に同じ。</u> <u>(8) 7-47-2 (9) に同じ。</u> 7-48～7-49 (略) 7-50 乗降口 7-50-1 (略) 7-50-2 性能要件 7-50-2-1 (略) 7-50-2-2 書面等による審査 (1) ～ (3) (略) (4) <u>次に掲げる</u>扉は、(3) ③に定める「これに準ずる性能を有する扉」とする。 ① <u>FMVSS 206 に適合する装置</u> ② <u>CMVSS 206 に適合する装置</u> 7-50-3～7-50-8 (略) 7-50-9 従前規定の適用⑤ 平成 24 年 6 月 30 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 24 条第 1 項関係) 7-50-9-1 (略) 7-50-9-2 性能要件 7-50-9-2-1 (略) 7-50-9-2-2 書面等による審査 (1) ～ (2) (略) (3) 次に掲げる<u>扉</u>は、(2) ③に定める「これに準ずる性能を有する扉」とする。 ① (略) ② <u>CMVSS 206 に適合する装置</u> ③ (略) 7-50-10 従前規定の適用⑥ 平成 24 年 8 月 11 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 24 条第 3 項関係) 7-50-10-1 (略) 7-50-10-2 性能要件 7-50-10-2-1 (略) 7-50-10-2-2 書面等による審査 (1) ～ (2) (略) (3) 次に掲げる<u>扉</u>は、(2) ③に定める「これに準ずる性能を有する扉」とする。 ① (略)	7-48～7-49 (略) 7-50 乗降口 7-50-1 (略) 7-50-2 性能要件 7-50-2-1 (略) 7-50-2-2 書面等による審査 (1) ～ (3) (略) (4) <u>FMVSS 206 に適合する</u>扉は、(3) ③に定める「これに準ずる性能を有する扉」とする。 (新設) (新設) ※別添 3「並行輸入自動車審査要領」別表第 1 から移動 7-50-3～7-50-8 (略) 7-50-9 従前規定の適用⑤ 平成 24 年 6 月 30 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 24 条第 1 項関係) 7-50-9-1 (略) 7-50-9-2 性能要件 7-50-9-2-1 (略) 7-50-9-2-2 書面等による審査 (1) ～ (2) (略) (3) 次に掲げる<u>もの</u>は、(2) ③に定める「これに準ずる性能を有する扉」とする。 ① (略) (新設) ※別添 3「並行輸入自動車審査要領」別表第 1 から移動 ② (略) 7-50-10 従前規定の適用⑥ 平成 24 年 8 月 11 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 24 条第 3 項関係) 7-50-10-1 (略) 7-50-10-2 性能要件 7-50-10-2-1 (略) 7-50-10-2-2 書面等による審査 (1) ～ (2) (略) (3) 次に掲げる<u>もの</u>は、(2) ③に定める「これに準ずる性能を有する扉」とする。 ① (略)

新	旧
<u>② CMVSS 206 に適合する装置</u> <u>③</u> (略) 7-50-11 従前規定の適用⑦ 平成 26 年 3 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 24 条第 5 項関係) 7-50-11-1 (略) 7-50-11-2 性能要件 7-50-11-2-1 (略) 7-50-11-2-2 書面等による審査 (1) ～ (2) (略) (3) <u>次に掲げる</u> 扉は、(2) ③に定める「これに準ずる性能を有する扉」とする。 <u>① FMVSS 206 に適合する装置</u> <u>② CMVSS 206 に適合する装置</u> 7-50-12 従前規定の適用⑧ 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 24 条第 4 項関係) ①～② (略) 7-50-12-1 (略) 7-50-12-2 性能要件 7-50-12-2-1 (略) 7-50-12-2-2 書面等による審査 (1) ～ (2) (略) (3) <u>次に掲げる</u> 扉は、(2) ③に定める「これに準ずる性能を有する扉」とする。 <u>① FMVSS 206 に適合する装置</u> <u>② CMVSS 206 に適合する装置</u> 7-50-13 従前規定の適用⑨ 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 24 条第 6 項、第 7 項関係) ①～② (略) 7-50-13-1 (略) 7-50-13-2 性能要件 7-50-13-2-1 (略) 7-50-13-2-2 書面等による審査 (1) ～ (3) (略) (4) <u>次に掲げる</u> 扉は、(3) ③に定める「これに準ずる性能を有する扉」とする。 <u>① FMVSS 206 に適合する装置</u> <u>② CMVSS 206 に適合する装置</u> 7-51～7-53 (略) 7-54 窓ガラス	<u>(新設)</u> ※別添 3「並行輸入自動車審査要領」別表第 1 から移動 <u>②</u> (略) 7-50-11 従前規定の適用⑦ 平成 26 年 3 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 24 条第 5 項関係) 7-50-11-1 (略) 7-50-11-2 性能要件 7-50-11-2-1 (略) 7-50-11-2-2 書面等による審査 (1) ～ (2) (略) (3) <u>FMVSS 206 に適合する</u> 扉は、(2) ③に定める「これに準ずる性能を有する扉」とする。 <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> ※別添 3「並行輸入自動車審査要領」別表第 1 から移動 7-50-12 従前規定の適用⑧ 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 24 条第 4 項関係) ①～② (略) 7-50-12-1 (略) 7-50-12-2 性能要件 7-50-12-2-1 (略) 7-50-12-2-2 書面等による審査 (1) ～ (2) (略) (3) <u>FMVSS 206 に適合する</u> 扉は、(2) ③に定める「これに準ずる性能を有する扉」とする。 <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> ※別添 3「並行輸入自動車審査要領」別表第 1 から移動 7-50-13 従前規定の適用⑨ 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 24 条第 6 項、第 7 項関係) ①～② (略) 7-50-13-1 (略) 7-50-13-2 性能要件 7-50-13-2-1 (略) 7-50-13-2-2 書面等による審査 (1) ～ (3) (略) (4) <u>FMVSS 206 に適合する</u> 扉は、(3) ③に定める「これに準ずる性能を有する扉」とする。 <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> ※別添 3「並行輸入自動車審査要領」別表第 1 から移動 7-51～7-53 (略) 7-54 窓ガラス

新

7-54-1 性能要件（書面等による審査）

(1) 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度 25km/h 以下の自動車を除く。）の窓ガラスは、書面等その他適切な方法により審査したときに、UN R43-01-S11 の 6.、7.、8. 及び附則 24（(4) 及び (5) の窓ガラスに適用される規定並びに追加記号の表示に係る規定を除く。）に適合する安全ガラスでなければならない。

ただし、次に掲げる窓ガラスにあっては、この限りでない。（保安基準第 29 条第 1 項関係、細目告示第 39 条第 1 項関係、細目告示第 117 条第 1 項関係）

①～④（略）

(2) ～ (3)（略）

(4) 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度 40km/h 未満の自動車を除く。）の前面ガラスは、損傷した場合においても運転者の視野を確保できるものであり、かつ、容易に貫通されないものとして、強度等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、UN R43-01-S11 の 6.、7.、8. 及び附則 24（ウィンドスクリーンの強度に係る規定に限り、追加記号の表示に係る規定を除く。）に適合するものでなければならない。

ただし、(1) ②及び③の窓ガラスにあってはこの限りでない。（保安基準第 29 条第 2 項関係、細目告示第 39 条第 1 項関係、細目告示第 117 条第 1 項関係）

(5) 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び被牽引自動車を除く。）の前面ガラス及び側面ガラス（運転者席より後方の部分を除く。）は、運転者の視野を妨げないものとして、ひずみ、可視光線の透過率等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、UN R43-01-S11 の 6.、7.、8. 及び附則 24（運転者の視野確保に係る規定に限り、追加記号の表示に係る規定を除く。）に適合するものでなければならない。（保安基準第 29 条第 3 項関係、細目告示第 39 条第 1 項及び第 3 項関係、細目告示第 117 条第 1 項及び第 3 項関係）

ただし、(1) ②、③及び④の窓ガラスにあってはこの限りでない。

(6) ～ (8)（略）

窓ガラスの部位	付される記号		
	JIS R 3211「自動車用安全ガラス」に基づくもの	UN R43-01 に基づくもの	FMVSS No. 205 及びこれに基づく ANSI Z26.1 の規定によるもの
(略)	(略)	(略)	(略)

注 1：UN R43-01 に基づくものには、表中に記載のあるガラスの種類を示す I から XV までの追加記号のほか、用途により /A、/B、/C、/L、/M、/P の追加記号が付される。

注 2：～注 4（略）

7-54-2～7-54-5（略）

7-54-6 従前規定の適用②

昭和 35 年 3 月 31 日以前に製作された自動車（幼児専用車及び旅客自動車運送事業用

旧

7-54-1 性能要件（書面等による審査）

(1) 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度 25km/h 以下の自動車を除く。）の窓ガラスは、書面等その他適切な方法により審査したときに、UN R43-01-S10 の 6.、7.、8. 及び附則 24（(4) 及び (5) の窓ガラスに適用される規定並びに追加記号の表示に係る規定を除く。）に適合する安全ガラスでなければならない。

ただし、次に掲げる窓ガラスにあっては、この限りでない。（保安基準第 29 条第 1 項関係、細目告示第 39 条第 1 項関係、細目告示第 117 条第 1 項関係）

①～④（略）

(2) ～ (3)（略）

(4) 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度 40km/h 未満の自動車を除く。）の前面ガラスは、損傷した場合においても運転者の視野を確保できるものであり、かつ、容易に貫通されないものとして、強度等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、UN R43-01-S10 の 6.、7.、8. 及び附則 24（ウィンドスクリーンの強度に係る規定に限り、追加記号の表示に係る規定を除く。）に適合するものでなければならない。

ただし、(1) ②及び③の窓ガラスにあってはこの限りでない。（保安基準第 29 条第 2 項関係、細目告示第 39 条第 1 項関係、細目告示第 117 条第 1 項関係）

(5) 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び被牽引自動車を除く。）の前面ガラス及び側面ガラス（運転者席より後方の部分を除く。）は、運転者の視野を妨げないものとして、ひずみ、可視光線の透過率等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、UN R43-01-S10 の 6.、7.、8. 及び附則 24（運転者の視野確保に係る規定に限り、追加記号の表示に係る規定を除く。）に適合するものでなければならない。（保安基準第 29 条第 3 項関係、細目告示第 39 条第 1 項及び第 3 項関係、細目告示第 117 条第 1 項及び第 3 項関係）

ただし、(1) ②、③及び④の窓ガラスにあってはこの限りでない。

(6) ～ (8)（略）

窓ガラスの部位	付される記号		
	JIS R 3211「自動車用安全ガラス」に基づくもの	UN R43-01- <u>S10</u> に基づくもの	FMVSS No. 205 及びこれに基づく ANSI Z26.1 の規定によるもの
(略)	(略)	(略)	(略)

注 1：UN R43-01-S10 に基づくものには、表中に記載のあるガラスの種類を示す I から XV までの追加記号のほか、用途により /A、/B、/C、/L、/M、/P の追加記号が付される。

注 2：～注 4（略）

7-54-2～7-54-5（略）

7-54-6 従前規定の適用②

昭和 35 年 3 月 31 日以前に製作された自動車（幼児専用車及び旅客自動車運送事業用

新

旧

自動車を除く。)については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第26条第3項第1号関係)

7-54-6-1 性能要件

(1) ～ (3) (略)

(4) 次の表の左欄に掲げる窓ガラスの部位のうち同表の右欄に掲げる記号又はこれらと同程度以上の規格に基づく記号が付されたものであって、その性能を損なう損傷のないものは、(1) の基準に適合するものとする。

窓ガラスの部位	付される記号		
	JIS R 3211「自動車用安全ガラス」に基づくもの	UN R43に基づくもの	FMVSS No. 205 及びこれに基づくANSI Z26. 1の規定によるもの
(略)	(略)	(略)	(略)

注：※印は、可視光線の透過率が70%以上のものに限る。

7-54-7 従前規定の適用③

昭和35年3月31日以前に製作された幼児専用車及び旅客自動車運送事業用自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第26条第3項第1号関係)

7-54-7-1 性能要件

(1) ～ (5) (略)

(6) 次の表の左欄に掲げる窓ガラスの部位のうち同表の右欄に掲げる記号又はこれらと同程度以上の規格に基づく記号が付されたものであって、その性能を損なう損傷のないものは、(1) 及び (3) の基準に適合するものとする。

窓ガラスの部位	付される記号		
	JIS R 3211「自動車用安全ガラス」に基づくもの	UN R43に基づくもの	FMVSS No. 205 及びこれに基づくANSI Z26. 1の規定によるもの
(略)	(略)	(略)	(略)

注：※印は、可視光線の透過率が70%以上のものに限る。

7-54-8 従前規定の適用④

昭和45年5月31日以前に製作された自動車（幼児専用車及び旅客自動車運送事業用自動車を除く。）については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第26条第2項第2号関係)

7-54-8-1 性能要件

(1) ～ (3) (略)

(4) 次の表の左欄に掲げる窓ガラスの部位のうち同表の右欄に掲げる記号又はこれらと同程度以上の規格に基づく記号が付されたものであって、その性能を損なう損傷のないものは、(1) の基準に適合するものとする。

自動車を除く。)については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第26条第3項第1号関係)

7-54-6-1 性能要件

(1) ～ (3) (略)

(4) 次の表の左欄に掲げる窓ガラスの部位のうち同表の右欄に掲げる記号又はこれらと同程度以上の規格に基づく記号が付されたものであって、その性能を損なう損傷のないものは、(1) の基準に適合するものとする。

窓ガラスの部位	付される記号		
	JIS R 3211「自動車用安全ガラス」に基づくもの	ECE 規格 No. 43 に基づくもの	FMVSS No. 205 及びこれに基づくANSI Z26. 1の規定によるもの
(略)	(略)	(略)	(略)

注：※印は、可視光線の透過率が70%以上のものに限る。

7-54-7 従前規定の適用③

昭和35年3月31日以前に製作された幼児専用車及び旅客自動車運送事業用自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第26条第3項第1号関係)

7-54-7-1 性能要件

(1) ～ (5) (略)

(6) 次の表の左欄に掲げる窓ガラスの部位のうち同表の右欄に掲げる記号又はこれらと同程度以上の規格に基づく記号が付されたものであって、その性能を損なう損傷のないものは、(1) 及び (3) の基準に適合するものとする。

窓ガラスの部位	付される記号		
	JIS R 3211「自動車用安全ガラス」に基づくもの	ECE 規格 No. 43 に基づくもの	FMVSS No. 205 及びこれに基づくANSI Z26. 1の規定によるもの
(略)	(略)	(略)	(略)

注：※印は、可視光線の透過率が70%以上のものに限る。

7-54-8 従前規定の適用④

昭和45年5月31日以前に製作された自動車（幼児専用車及び旅客自動車運送事業用自動車を除く。）については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第26条第2項第2号関係)

7-54-8-1 性能要件

(1) ～ (3) (略)

(4) 次の表の左欄に掲げる窓ガラスの部位のうち同表の右欄に掲げる記号又はこれらと同程度以上の規格に基づく記号が付されたものであって、その性能を損なう損傷のないものは、(1) の基準に適合するものとする。

新				旧			
窓ガラスの部位	付される記号			窓ガラスの部位	付される記号		
	JIS R 3211「自動車用安全ガラス」に基づくもの	UN R43に基づくもの	FMVSS No. 205 及びこれに基づく ANSI Z26.1 の規定によるもの		JIS R 3211「自動車用安全ガラス」に基づくもの	ECE 規格 No. 43 に基づくもの	FMVSS No. 205 及びこれに基づく ANSI Z26.1 の規定によるもの
	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)
注：※印は、可視光線の透過率が 70%以上のものに限る。				注：※印は、可視光線の透過率が 70%以上のものに限る。			
7-54-9 従前規定の適用⑤				7-54-9 従前規定の適用⑤			
昭和 45 年 5 月 31 日以前に製作された幼児専用車及び旅客自動車運送事業用自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 26 条第 2 項第 2 号関係)				昭和 45 年 5 月 31 日以前に製作された幼児専用車及び旅客自動車運送事業用自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 26 条第 2 項第 2 号関係)			
7-54-9-1 性能要件				7-54-9-1 性能要件			
(1) ～ (5) (略)				(1) ～ (5) (略)			
(6) 次の表の左欄に掲げる窓ガラスの部位のうち同表の右欄に掲げる記号又はこれらと同程度以上の規格に基づく記号が付されたものであって、その性能を損なう損傷のないものは、(1) 及び (3) の基準に適合するものとする。				(6) 次の表の左欄に掲げる窓ガラスの部位のうち同表の右欄に掲げる記号又はこれらと同程度以上の規格に基づく記号が付されたものであって、その性能を損なう損傷のないものは、(1) 及び (3) の基準に適合するものとする。			
窓ガラスの部位	付される記号			窓ガラスの部位	付される記号		
	JIS R 3211「自動車用安全ガラス」に基づくもの	UN R43に基づくもの	FMVSS No. 205 及びこれに基づく ANSI Z26.1 の規定によるもの		JIS R 3211「自動車用安全ガラス」に基づくもの	ECE 規格 No. 43 に基づくもの	FMVSS No. 205 及びこれに基づく ANSI Z26.1 の規定によるもの
	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)
注：※印は、可視光線の透過率が 70%以上のものに限る。				注：※印は、可視光線の透過率が 70%以上のものに限る。			
7-54-10 従前規定の適用⑥				7-54-10 従前規定の適用⑥			
昭和 48 年 11 月 30 日以前に製作された自動車（幼児専用車及び旅客自動車運送事業用自動車を除く。）については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 26 条第 2 項第 3 号及び第 3 項第 2 号関係)				昭和 48 年 11 月 30 日以前に製作された自動車（幼児専用車及び旅客自動車運送事業用自動車を除く。）については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 26 条第 2 項第 3 号及び第 3 項第 2 号関係)			
7-54-10-1 性能要件				7-54-10-1 性能要件			
(1) ～ (3) (略)				(1) ～ (3) (略)			
(4) 次の表の左欄に掲げる窓ガラスの部位のうち同表の右欄に掲げる記号又はこれらと同程度以上の規格に基づく記号が付されたものであって、その性能を損なう損傷のないものは、(1) の基準に適合するものとする。				(4) 次の表の左欄に掲げる窓ガラスの部位のうち同表の右欄に掲げる記号又はこれらと同程度以上の規格に基づく記号が付されたものであって、その性能を損なう損傷のないものは、(1) の基準に適合するものとする。			
窓ガラスの部位	付される記号			窓ガラスの部位	付される記号		
	JIS R 3211「自動車用安全ガラス」に基づくもの	UN R43に基づくもの	FMVSS No. 205 及びこれに基づく ANSI Z26.1 の規定によるもの		JIS R 3211「自動車用安全ガラス」に基づくもの	ECE 規格 No. 43 に基づくもの	FMVSS No. 205 及びこれに基づく ANSI Z26.1 の規定によるもの
	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)
注：※印は、可視光線の透過率が 70%以上のものに限る。				注：※印は、可視光線の透過率が 70%以上のものに限る。			

新

7-54-11 従前規定の適用⑦

昭和 62 年 8 月 31 日（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車であって輸入自動車以外のもの）にあつては昭和 62 年 2 月 28 日、輸入自動車にあつては昭和 63 年 3 月 31 日）以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。
(適用関係告示第 26 条第 2 項第 4 号及び第 3 項第 3 号関係)

7-54-11-1 性能要件

(1) ～ (5)

(6) 次の表の左欄に掲げる窓ガラスの部位のうち同表の右欄に掲げる記号又はこれらと同程度以上の規格に基づく記号が付されたものであって、その性能を損なう損傷のないものは、(1) 及び (3) の基準に適合するものとする。

窓ガラスの部位	付される記号		
	JIS R 3211「自動車用安全ガラス」に基づくもの	<u>UN R</u> 43 に基づくもの	FMVSS No. 205 及びこれに基づく ANSI Z26. 1 の規定によるもの
(略)	(略)	(略)	(略)

注：※印は、可視光線の透過率が 70%以上のものに限る。

7-54-12 従前規定の適用⑧

平成元年 4 月 30 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 26 条第 1 項関係)

7-54-12-1 性能要件

(1) ～ (5) (略)

(6) 次の表の左欄に掲げる窓ガラスの部位のうち同表の右欄に掲げる記号又はこれらと同程度以上の規格に基づく記号が付されたものであって、その性能を損なう損傷のないものは、(1) 及び (3) の基準に適合するものとする。

窓ガラスの部位	付される記号		
	JIS R 3211「自動車用安全ガラス」に基づくもの	<u>UN R</u> 43 に基づくもの	FMVSS No. 205 及びこれに基づく ANSI Z26. 1 の規定によるもの
(略)	(略)	(略)	(略)

注：※印は、可視光線の透過率が 70%以上のものに限る。

7-54-13 従前規定の適用⑨

令和元年 6 月 30 日以前に製作された自動車（平成 29 年 7 月 1 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車（平成 29 年 6 月 30 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類、動力用電源装置の種類、軸距並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）を除く。）については、次の基準に適合するものであればよい。

旧

7-54-11 従前規定の適用⑦

昭和 62 年 8 月 31 日（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車であって輸入自動車以外のもの）にあつては昭和 62 年 2 月 28 日、輸入自動車にあつては昭和 63 年 3 月 31 日）以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。
(適用関係告示第 26 条第 2 項第 4 号及び第 3 項第 3 号関係)

7-54-11-1 性能要件

(1) ～ (5)

(6) 次の表の左欄に掲げる窓ガラスの部位のうち同表の右欄に掲げる記号又はこれらと同程度以上の規格に基づく記号が付されたものであって、その性能を損なう損傷のないものは、(1) 及び (3) の基準に適合するものとする。

窓ガラスの部位	付される記号		
	JIS R 3211「自動車用安全ガラス」に基づくもの	<u>ECE 規格 No.</u> 43 に基づくもの	FMVSS No. 205 及びこれに基づく ANSI Z26. 1 の規定によるもの
(略)	(略)	(略)	(略)

注：※印は、可視光線の透過率が 70%以上のものに限る。

7-54-12 従前規定の適用⑧

平成元年 4 月 30 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 26 条第 1 項関係)

7-54-12-1 性能要件

(1) ～ (5) (略)

(6) 次の表の左欄に掲げる窓ガラスの部位のうち同表の右欄に掲げる記号又はこれらと同程度以上の規格に基づく記号が付されたものであって、その性能を損なう損傷のないものは、(1) 及び (3) の基準に適合するものとする。

窓ガラスの部位	付される記号		
	JIS R 3211「自動車用安全ガラス」に基づくもの	<u>ECE 規格 No.</u> 43 に基づくもの	FMVSS No. 205 及びこれに基づく ANSI Z26. 1 の規定によるもの
(略)	(略)	(略)	(略)

注：※印は、可視光線の透過率が 70%以上のものに限る。

7-54-13 従前規定の適用⑨

令和元年 6 月 30 日以前に製作された自動車（平成 29 年 7 月 1 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車（平成 29 年 6 月 30 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類、動力用電源装置の種類、軸距並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）を除く。）については、次の基準に適合するものであればよい。

新

(適用関係告示第 26 条第 4 項関係)

7-54-13-1 性能要件（書面等による審査）

(1) ～ (7) (略)

(8) 次の表の左欄に掲げる窓ガラスの部位のうち同表右欄に掲げる記号又はこれらと同程度以上の規格に基づく記号が付されたものであって、その性能を損なう損傷等のないものは、(1)、(4) 及び (5) の基準に適合するものとする。

窓ガラスの部位	付される記号		
	JIS R 3211「自動車用安全ガラス」に基づくもの	UN R43 に基づくもの	FMVSS No. 205 及びこれに基づく ANSI Z26.1 の規定によるもの
(略)	(略)	(略)	(略)

注：※印は、可視光線の透過率が 70%以上のものに限る。

7-55～7-65 (略)

7-66 すれ違い用前照灯

7-66-1～7-66-3 (略)

7-66-4 適用関係の整理

(1) ～ (5) (略)

(6) 次に掲げる自動車（昼間走行灯を有するものを除く。）については、7-66-10（従前規定の適用⑥）の規定を適用する。（適用関係告示第 29 条第 22 項関係）

①～② (略)

③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において、発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 3 年 10 月 7 日（専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量が 3.5t を超える自動車にあつては、令和 5 年 10 月 7 日）以前のもの

④ (略)

(7) ～ (9) (略)

7-66-5～7-66-9 (略)

7-66-10 従前規定の適用⑥

次に掲げる自動車（昼間走行灯を有するものを除く。）については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 29 条第 22 項関係）

①～② (略)

③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において、発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 3 年 10 月 7 日（専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量が 3.5t を超える自動車にあつては、令和 5 年 10 月 7 日）以前のもの

旧

(適用関係告示第 26 条第 4 項関係)

7-54-13-1 性能要件（書面等による審査）

(1) ～ (7) (略)

(8) 次の表の左欄に掲げる窓ガラスの部位のうち同表右欄に掲げる記号又はこれらと同程度以上の規格に基づく記号が付されたものであって、その性能を損なう損傷等のないものは、(1)、(4) 及び (5) の基準に適合するものとする。

窓ガラスの部位	付される記号		
	JIS R 3211「自動車用安全ガラス」に基づくもの	ECE 規格 No. 43 に基づくもの	FMVSS No. 205 及びこれに基づく ANSI Z26.1 の規定によるもの
(略)	(略)	(略)	(略)

注：※印は、可視光線の透過率が 70%以上のものに限る。

7-55～7-65 (略)

7-66 すれ違い用前照灯

7-66-1～7-66-3 (略)

7-66-4 適用関係の整理

(1) ～ (5) (略)

(6) 次に掲げる自動車（昼間走行灯を有するものを除く。）については、7-66-10（従前規定の適用⑥）の規定を適用する。（適用関係告示第 29 条第 22 項関係）

①～② (略)

③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において、発行後 11 月を経過しないものに限る。）の発行日が令和 3 年 10 月 7 日（専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量が 3.5t を超える自動車にあつては、令和 5 年 10 月 7 日）以前のもの

④ (略)

(7) ～ (9) (略)

7-66-5～7-66-9 (略)

7-66-10 従前規定の適用⑥

次に掲げる自動車（昼間走行灯を有するものを除く。）については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 29 条第 22 項関係）

①～② (略)

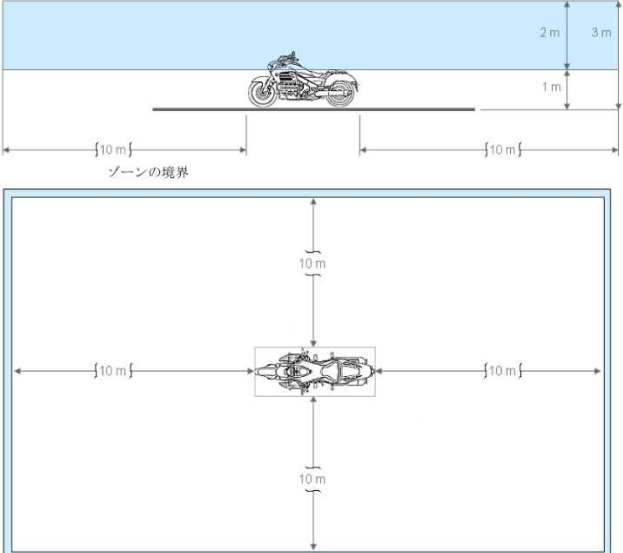
③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において、発行後 11 月を経過しないものに限る。）の発行日が令和 3 年 10 月 7 日（専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量が 3.5t を超える自動車にあつては、令和 5 年 10 月 7 日）以前のもの

新	旧
④（略） 7-66-10-1～7-66-10-3（略） 7-66-11～7-66-13（略） 7-67 配光可変型前照灯 7-67-1～7-67-2（略） 7-67-3 取付要件（視認等による審査） （1）配光可変型前照灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認その他適切な方法により審査したときに、二輪自動車以外に備えるものにあつては、細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準及び次の基準、二輪自動車に備えるものにあつては、UN R53-03-S4 の 5.（5.17.を除く）及び 6. 並びに次の基準に適合するように取付けられなければならない。（保安基準第 32 条第 9 項関係、細目告示第 42 条第 9 項関係、細目告示第 120 条第 11 項関係） ①～⑰（略） ⑱ <u>走行用ビームを発する</u>配光可変型前照灯の灯火ユニット（二輪自動車に備えるものに限る。）は、その照明部の上縁の高さが地上 1.3m 以下、下縁の高さが地上 0.5m 以上であり、かつ、車両中心面に対して対称の位置に取付けられていること。ただし、すれ違い用前照灯の側方に配光可変型前照灯の灯火ユニットを備えるものにあつては、その照明 部の上縁の高さが地上 1.3m 以下、下縁の高さが地上 0.5m 以上であり、かつ、配光可変型前照灯の灯火ユニット及びすれ違い用前照灯の中心が車両中心面に対して対称の位置にあればよい。 ⑲ <u>すれ違い用ビームを発する配光可変型前照灯の灯火ユニット（二輪自動車に備えるものに限る。）は、その照明部の上縁の高さが地上 1.3m 以下、下縁の高さが地上 0.5m 以上であり、かつ、車両中心面に対して対称の位置に取付けられていること。</u> <u>ただし、すれ違い用前照灯の側方に配光可変型前照灯の灯火ユニットを備えるものにあつては、その照明 部の上縁の高さが地上 1.3m 以下、下縁の高さが地上 0.5m 以上であり、かつ、配光可変型前照灯の灯火ユニット及びすれ違い用前照灯の中心が車両中心面に対して対称の位置にあればよい。</u> （図）（略） （2）（略） 7-67-4 適用関係の整理 （1）～（2）（略） （3）次に掲げる自動車（昼間走行灯を有するものを除く。）については、7-67-7（従前規定の適用③）の規定を適用する。（適用関係告示第 29 条第 22 項関係） ①～②（略） ③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であつて、出荷検査証（審査当日において、<u>発行日から起算して 11 か月を経過していない</u>ものに限る。）の発行日が令和 3 年 10 月 7 日（専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の自動車及び	④（略） 7-66-10-1～7-66-10-3（略） 7-66-11～7-66-13（略） 7-67 配光可変型前照灯 7-67-1～7-67-2（略） 7-67-3 取付要件（視認等による審査） （1）配光可変型前照灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認その他適切な方法により審査したときに、二輪自動車以外に備えるものにあつては、細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準及び次の基準、二輪自動車に備えるものにあつては、UN R53-03-S4 の 5.（5.17.を除く）及び 6. 並びに次の基準に適合するように取付けられなければならない。（保安基準第 32 条第 9 項関係、細目告示第 42 条第 9 項関係、細目告示第 120 条第 11 項関係） ①～⑰（略） ⑱ 配光可変型前照灯の灯火ユニット（二輪自動車に備えるものに限る。）は、その照明部の上縁の高さが地上 1.3m 以下、下縁の高さが地上 0.5m 以上であり、かつ、車両中心面に対して対称の位置に取付けられていること。ただし、すれ違い用前照灯の側方に配光可変型前照灯の灯火ユニットを備えるものにあつては、その照明部の上縁の高さが地上 1.3m 以下、下縁の高さが地上 0.5m 以上であり、かつ、配光可変型前照灯の灯火ユニット及びすれ違い用前照灯の中心が車両中心面に対して対称の位置にあればよい。 <u>（新設）</u> （図）（略） （2）（略） 7-67-4 適用関係の整理 （1）～（2）（略） （3）次に掲げる自動車（昼間走行灯を有するものを除く。）については、7-67-7（従前規定の適用③）の規定を適用する。（適用関係告示第 29 条第 22 項関係） ①～②（略） ③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であつて、出荷検査証（審査当日において、<u>発行後 11 月を経過しない</u>ものに限る。）の発行日が令和 3 年 10 月 7 日（専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の自動車及び貨物の運送の用に供

新	旧
貨物の運送の用に供する車両総重量が 3.5t を超える自動車にあっては、令和 5 年 10 月 7 日）以前のもの ④（略） (4) ～ (5)（略） 7-67-5～7-67-6（略） 7-67-7 従前規定の適用③ 次に掲げる自動車（昼間走行灯を有するものを除く。）については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 29 条第 22 項関係） ①～②（略） ③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において、<u>発行日から起算して 11 か月を経過していないもの</u>に限る。）の発行日が令和 3 年 10 月 7 日（専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量が 3.5t を超える自動車にあっては、令和 5 年 10 月 7 日）以前のもの ④（略） 7-67-7-1～7-67-7-3（略） 7-67-8～7-67-9（略） 7-68～7-86（略） 7-87 再帰反射材 7-87-1 装備要件 自動車（次に掲げるものを除く。）の<u>前面（被牽引自動車に限る。）</u>、両側面及び後面には再帰反射材を備えることができる。（保安基準第 38 条の 3 第 1 項関係） ①～④（略） 7-87-2～7-87-6（略） 7-88～7-95（略） 7-96 その他の灯火等の制限 7-96-1 装備要件 自動車には、7-65 から 7-95 までの灯火装置若しくは反射器又は指示装置と類似する等により他の交通の妨げとなるおそれのある次の灯火又は反射器を備えてはならない。 なお、<u>車室外乗降支援灯及び</u>アンサーバック機能を有する灯火については、視認等によりその作動状況の確認ができない場合は審査を省略することができる。（保安基準第 42 条関係、細目告示第 62 条第 1 項関係、細目告示第 140 条第 1 項関係） (1) ～ (10)（略） (11) 自動車に備える灯火は、<u>次に掲げる灯火</u>を除き、光度が 300cd 以下のものでなければならぬ。（細目告示第 62 条第 12 項関係、細目告示第 140 条第 12 項関係）	する車両総重量が 3.5t を超える自動車にあっては、令和 5 年 10 月 7 日）以前のもの ④（略） (4) ～ (5)（略） 7-67-5～7-67-6（略） 7-67-7 従前規定の適用③ 次に掲げる自動車（昼間走行灯を有するものを除く。）については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 29 条第 22 項関係） ①～②（略） ③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において、<u>発行後 11 月を経過しないもの</u>に限る。）の発行日が令和 3 年 10 月 7 日（専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量が 3.5t を超える自動車にあっては、令和 5 年 10 月 7 日）以前のもの ④（略） 7-67-7-1～7-67-7-3（略） 7-67-8～7-67-9（略） 7-68～7-86（略） 7-87 再帰反射材 7-87-1 装備要件 自動車（次に掲げるものを除く。）の両側面及び後面には再帰反射材を備えることができる。（保安基準第 38 条の 3 第 1 項関係） ①～④（略） 7-87-2～7-87-6（略） 7-88～7-95（略） 7-96 その他の灯火等の制限 7-96-1 装備要件 自動車には、7-65 から 7-95 までの灯火装置若しくは反射器又は指示装置と類似する等により他の交通の妨げとなるおそれのある次の灯火又は反射器を備えてはならない。 なお、アンサーバック機能を有する灯火については、視認等によりその作動状況の確認ができない場合は審査を省略することができる。（保安基準第 42 条関係、細目告示第 62 条第 1 項関係、細目告示第 140 条第 1 項関係） (1) ～ (10)（略） (11) 自動車に備える灯火は、<u>前照灯、前部雾灯、側方照射灯、低速走行時側方照射灯、側方灯、昼間走行灯、番号灯、後部雾灯（(5) ⑩から⑭に掲げるものに限る。）、後面に備える駐車灯、制動灯、後退灯、方向指示器、補助方向指示器、非常点滅表示灯、緊急制動表示灯、後面衝突警告表示灯、速度表示装置の速度表示灯、室内照明灯、緊急自動車の警光灯、道路維持作業用自動車の灯火、自主防犯活動用自動車の青色防犯</u>

新	旧
<u>㉔ 運転者席で点灯できない作業灯</u> <u>㉕ 運転者席において点灯状態であるため走行してはならないことを確認できる装置（ON/OFF が容易に確認できる構造のスイッチを含む。）を備えた作業灯</u> <u>㉙ アンサーバック機能を有する灯火</u> <u>㉚ 走行中に使用しない灯火（前面に備える駐車灯を除く。）</u> <u>㉛ 車室外乗降支援灯</u> (12) (略) <u>(13) 車室外乗降支援灯は次に掲げる基準に適合するものでなければならない。（細目告示第 62 条第 14 項関係、細目告示第 140 条第 14 項関係）</u> <u>① 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）に備える車室外乗降支援灯は、次に掲げる全ての基準に適合するものであること。</u> <u>ア 車室外乗降支援灯の数は、1 個又は 2 個でなければならない。</u> <u>ただし、ステップ、ドア・ハンドル及び車両の周囲を照射することを目的とした灯火にあっては、さらに追加の車室外乗降支援灯を備えることができる。</u> <u>この場合において、ステップ及びドア・ハンドルに備えた灯火はその灯火ごとに 1 個ずつ車室外乗降支援灯を備えることができる。</u> <u>イ その照射光又は自動車の後写鏡その他の反射物による反射光が、当該自動車の運転者の運転操作を妨げるおそれのないように取付けなければならない。</u> <u>ウ 自動車の後端及び前端からそれぞれ 10m 後方及び前方にある横断面並びに自動車の最外側から 10m 側方にある車両中心線と平行な鉛直面により囲まれ、かつ、高さは、地上 1m から 3m までにある範囲内の全ての位置において、取付けられた車室外乗降支援灯の見かけの表面が直接確認することができないように取付けなければならない。（図 1 参照）</u> <u>エ 車両が停止状態にあり、かつ、次の（ア）から（ウ）までの要件を一つ以上満たす場合に限り点灯するものとする。</u> <u>（ア）原動機が停止している場合</u> <u>（イ）運転席側又は助手席側の扉が開いている場合又は閉じられた後の場合</u> <u>（ウ）荷室の扉が開いている場合又は閉じられた後の場合</u> <u>オ すれ違い用前照灯、前部霧灯、側方照射灯、車幅灯、前部上側端灯、番号灯、尾灯、駐車灯、側方灯及び後部上側端灯は、当該灯火が車室外乗降支援灯として点灯する場合又は車室外乗降支援灯が点灯している場合においては、その他の規定にかかわらず、単独で点灯してもよいものとする。</u> <u>カ 車室外乗降支援灯は点滅するものでないこと。</u> <u>キ 車室外乗降支援灯の光度特性は、急激な光度変化をするものでないこと。</u> <u>（図 1）車室外乗降支援灯の視認性</u>	<u>（新設）</u> <u>（新設）</u> <u>（新設）</u> <u>（新設）</u> <u>（新設）</u> (12) (略) <u>（新設）</u>

新	旧
② <u>二輪自動車に備える車室外乗降支援灯は、次に掲げる全ての基準に適合するものであること。</u> ア <u>車室外乗降支援灯の数は、1個又は2個でなければならない。</u> <u>ただし、足置きを照らすものについては各1個まで追加できるものとする。</u> イ <u>車両が停止状態にあり、かつ、次の(ア)又は(イ)の要件を一つ以上満たす場合に限り点灯するものであること。</u> (ア) <u>原動機が停止状態</u> (イ) <u>荷室の扉が開いている状態</u> ウ <u>自動車の後端及び前端から、それぞれ10m後方及び前方にある横断面並びに自動車の最外側から10m側方にある車両中心線と平行な鉛直面により囲まれ、かつ、高さは、地上1mから3mまでにある範囲内の全ての位置において、取付けられた車室外乗降支援灯の見かけの表面が直接確認することができないように取付けなければならない。(図2参照)</u> エ <u>すれ違い用前照灯、前部霧灯、側方照射灯、車幅灯、前部上側端灯及び番号灯は、当該灯火が車室外乗降支援灯として点灯する場合又は車室外乗降支援灯が点灯している場合においては、その他の規定にかかわらず、単独で点灯してもよいこととする。</u> オ <u>車室外乗降支援灯は点滅するものでないこと。</u> <u>(図2) 車室外乗降支援灯及び低速走行時側方照射灯の視認性</u>	

新	旧
	
(14) アンサーバック機能を有する灯火は次に掲げる全ての基準に適合するものでなければならない。 <u>ただし、指定自動車等に備えられたアンサーバック機能を有する灯火と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたものは、この基準に適合するものとする。(細目告示第 62 条第 15 項、細目告示第 140 条第 15 項)</u> ① <u>すれ違い用前照灯、前部霧灯、側方照射灯、低速走行時側方照射灯、車幅灯、前部上側端灯、側方灯、番号灯、尾灯、後部霧灯、駐車灯、後部上側端灯、制動灯、補助制動灯、方向指示器又は補助方向指示器と兼用式であること。</u> ② <u>原動機の操作装置が停止の位置にある場合にのみ作動すること。</u> ③ <u>一連の作動時間が 3 秒以下であること。</u> 7-96-2～7-96-4 (略) 7-96-5 従前規定の適用① 昭和 48 年 11 月 30 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 48 条第 2 項第 1 号関係) 7-96-5-1 装備要件 (1) ～ (7) (略) (8) 自動車に備える灯火は、<u>次に掲げる灯火</u>を除き、光度が 300cd 以下のものでなければならない。	(新設) 7-96-2～7-96-4 (略) 7-96-5 従前規定の適用① 昭和 48 年 11 月 30 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 48 条第 2 項第 1 号関係) 7-96-5-1 装備要件 (1) ～ (7) (略) (8) 自動車に備える灯火は、<u>前照灯、前部霧灯、側方照射灯、番号灯、尾灯、後面に備える駐車灯、制動灯、補助制動灯、後退灯、方向指示器、補助方向指示器、非常点滅表示灯、速度表示装置の速度表示灯、室内照明灯、緊急自動車の警光灯、道路維持作業用自動車の灯火、自主防犯活動用自動車の青色防犯灯、火薬類又は放射性物質等を積載していることを表示するための灯火、旅客自動車運送事業用自動車の非常灯、旅客自動車運送事業用乗合自動車の車椅子昇降用ステップリフトに備える赤色の灯火</u>

新	旧
① <u>前照灯</u> ② <u>前部雾灯</u> ③ <u>側方照射灯</u> ④ <u>番号灯</u> ⑤ <u>尾灯</u> ⑥ <u>後面に備える駐車灯</u> ⑦ <u>制動灯</u> ⑧ <u>補助制動灯</u> ⑨ <u>後退灯</u> ⑩ <u>方向指示器</u> ⑪ <u>補助方向指示器</u> ⑫ <u>非常点滅表示灯</u> ⑬ <u>速度表示装置の速度表示灯</u> ⑭ <u>室内照明灯</u> ⑮ <u>緊急自動車の警光灯</u> ⑯ <u>道路維持作業用自動車の灯火</u> ⑰ <u>自主防犯活動用自動車の青色防犯灯</u> ⑱ <u>火薬類又は放射性物質等を積載していることを表示するための灯火</u> ⑲ <u>旅客自動車運送事業用自動車の非常灯</u> ⑳ <u>旅客自動車運送事業用乗合自動車の車椅子昇降用ステップリフトに備える赤色の灯火であって運転者席で点灯できないもの</u> ㉑ <u>運転者席で点灯できない作業灯</u> ㉒ <u>運転者席において点灯状態であるため走行してはならないことを確認できる装置を備えた作業灯</u> ㉓ <u>アンサーバック機能を有する灯火</u> ㉔ <u>走行中に使用しない灯火（前面に備える駐車灯を除く。）</u> (10) (略) 7-96-7 従前規定の適用③ 平成 17 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 48 条第 1 項関係) 7-96-7-1 装備要件 (1) ～ (8) (略) (9) 自動車に備える灯火は、<u>次に掲げる灯火</u>を除き、光度が 300cd 以下のものでなければならない。	<u>積載していることを表示するための灯火、旅客自動車運送事業用自動車の非常灯、旅客自動車運送事業用乗合自動車の車椅子昇降用ステップリフトに備える赤色の灯火であって運転者席で点灯できないもの、運転者席で点灯できない作業灯、運転者席において点灯状態であるため走行してはならないことを確認できる装置を備えた作業灯、アンサーバック機能を有する灯火及び走行中に使用しない灯火（前面に備える駐車灯を除く。）</u>を除き、光度が 300cd 以下のものでなければならない。 (新設) (10) (略) 7-96-7 従前規定の適用③ 平成 17 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 48 条第 1 項関係) 7-96-7-1 装備要件 (1) ～ (8) (略) (9) 自動車に備える灯火は、<u>前照灯、前部雾灯、側方照射灯、側方灯、番号灯、尾灯、後面に備える駐車灯、制動灯、補助制動灯、後退灯、方向指示器、補助方向指示器、</u>

新	旧
① 前照灯 ② 前部雾灯 ③ 側方照射灯 ④ 側方灯 ⑤ 番号灯 ⑥ 尾灯 ⑦ 後面に備える駐車灯 ⑧ 制動灯 ⑨ 補助制動灯 ⑩ 後退灯 ⑪ 方向指示器 ⑫ 補助方向指示器 ⑬ 非常点滅表示灯 ⑭ 速度表示装置の速度表示灯 ⑮ 室内照明灯 ⑯ 緊急自動車の警光灯 ⑰ 道路維持作業用自動車の灯火 ⑱ 自主防犯活動用自動車の青色防犯灯 ⑲ 火薬類又は放射性物質等を積載していることを表示するための灯火 ⑳ 旅客自動車運送事業用自動車の非常灯 ㉑ 旅客自動車運送事業用乗合自動車の車椅子昇降用ステップリフトに備える赤色の灯火であって運転者席で点灯できないもの ㉒ 運転者席で点灯できない作業灯 ㉓ 運転者席において点灯状態であるため走行してはならないことを確認できる装置（ON/OFF が容易に確認できる構造のスイッチを含む。）を備えた作業灯 ㉔ アンサーバック機能を有する灯火 ㉕ 走行中に使用しない灯火（前面に備える駐車灯を除く。） (10) (略) 7-97～7-100 (略) 7-101 盗難発生警報装置 7-101-1～7-101-5 (略)	<u>非常点滅表示灯、速度表示装置の速度表示灯、室内照明灯、緊急自動車の警光灯、道路維持作業用自動車の灯火、自主防犯活動用自動車の青色防犯灯、火薬類又は放射性物質等を積載していることを表示するための灯火、旅客自動車運送事業用自動車の非常灯、旅客自動車運送事業用乗合自動車の車椅子昇降用ステップリフトに備える赤色の灯火であって運転者席で点灯できないもの、運転者席で点灯できない作業灯、運転者席において点灯状態であるため走行してはならないことを確認できる装置を備えた作業灯、アンサーバック機能を有する灯火及び走行中に使用しない灯火（前面に備える駐車灯を除く。）を除き、光度が 300cd 以下のものでなければならない。</u> (新設) (10) (略) 7-97～7-100 (略) 7-101 盗難発生警報装置 7-101-1～7-101-5 (略)

新	旧
7-101-6 従前規定の適用② 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 51 条第 4 項関係) ①～④ (略) 7-101-6-1 (略) 7-101-6-2 性能要件 (書面等による審査) (1) ～ (2) (略) (3) 指定自動車等に備えられた盗難発生警報装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた盗難発生警報装置であって、その機能を損なうおそれのある損傷等のないもの <u>又はこれに準ずる性能を有する盗難発生警報装置</u>は、(1) の基準に適合するものとする。 <u>(4) UN R97、UN R116、欧州連合指令 74/61/EEC 又は欧州連合指令 95/56/EEC に適合する盗難発生警報装置であって、その機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、(3) に定める「これに準ずる性能を有する盗難発生警報装置」とする。</u> 7-102～7-105 の 2 (略) 7-106 後写鏡 7-106-1 (略) 7-106-2 性能要件 7-106-2-1 (略) 7-106-2-2 書面等による審査 (1) ～ (4) (略) <u>(5) 欧州連合指令 71/127/EEC、欧州連合指令 79/795/EEC、欧州連合指令 85/205/EEC、欧州連合指令 86/562/EEC、欧州連合指令 88/321/EEC、FMVSS 111 又は CMVSS 111 に適合する後写鏡及び後写鏡取付装置は、(4) ③に定める「これに準ずる性能を有する後写鏡及び後写鏡取付装置」とする。</u> 7-106-3～7-106-7 (略) 7-106-8 従前規定の適用④ 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 52 条第 5 項) ①～③ (略) 7-106-8-1 (略) 7-106-8-2 性能要件 7-106-8-2-1 (略) 7-106-8-2-2 書面等による審査 (1) (略) (2) <u>次に掲げる後写鏡であって、その機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。</u> <u>① 指定自動車等に備えられている後写鏡と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後写鏡</u>	7-101-6 従前規定の適用② 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 51 条第 4 項関係) ①～④ (略) 7-101-6-1 (略) 7-101-6-2 性能要件 (書面等による審査) (1) ～ (2) (略) (3) 指定自動車等に備えられた盗難発生警報装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた盗難発生警報装置であって、その機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。 <u>(新設) ※別添 3「並行輸入自動車審査要領」別表第 1 から移動</u> 7-102～7-105 の 2 (略) 7-106 後写鏡 7-106-1 (略) 7-106-2 性能要件 7-106-2-1 (略) 7-106-2-2 書面等による審査 (1) ～ (4) (略) <u>(新設) ※別添 3「並行輸入自動車審査要領」別表第 1 から移動</u> 7-106-3～7-106-7 (略) 7-106-8 従前規定の適用④ 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 52 条第 5 項) ①～③ (略) 7-106-8-1 (略) 7-106-8-2 性能要件 7-106-8-2-1 (略) 7-106-8-2-2 書面等による審査 (1) (略) (2) <u>7-106-2-2 (4) に同じ。</u> <u>(新設)</u>

新	旧
<u>② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている後写鏡及び後写鏡取付装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている後写鏡及び後写鏡取付装置又はこれに準ずる性能を有する後写鏡及び後写鏡取付装置</u> <u>③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた後写鏡及び後写鏡取付装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後写鏡及び後写鏡取付装置又はこれに準ずる性能を有する後写鏡及び後写鏡取付装置</u> <u>(3) 欧州連合指令 71/127/EEC、欧州連合指令 79/795/EEC、欧州連合指令 85/205/EEC、欧州連合指令 86/562/EEC、欧州連合指令 88/321/EEC、FMVSS 111 又は CMVSS 111 に適合する後写鏡及び後写鏡取付装置は、(2) ③に定める「これに準ずる性能を有する後写鏡及び後写鏡取付装置」とする。</u> 7-106-8-3 (略) 7-106-9 従前規定の適用⑤ 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 52 条第 8 項関係) ①～③ (略) 7-106-9-1 (略) 7-106-9-2 性能要件 7-106-9-2-1 (略) 7-106-9-2-2 書面等による審査 (1) ～ (4) (略) <u>(5) 欧州連合指令 71/127/EEC、欧州連合指令 79/795/EEC、欧州連合指令 85/205/EEC、欧州連合指令 86/562/EEC、欧州連合指令 88/321/EEC、FMVSS 111 又は CMVSS 111 に適合する後写鏡及び後写鏡取付装置は、(4) ③に定める「これに準ずる性能を有する後写鏡及び後写鏡取付装置」とする。</u> 7-106-9-3 (略) 7-107 (略) 7-108 後退時車両直後確認装置 7-108-1 装備要件 自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。)には、後退時に運転者が運転者席において当該自動車の直後の状況を確認できるものとして、運転者の視野等に係る性能に関し、7-108-2 の基準に適合する後退時車両直後確認装置を備えなければならない。 ただし、次に掲げる自動車にあっては、この限りでない。(保安基準第 44 条の 2 関係、細目告示第 146 条の 2 第 3 項第 4 項関係、適用関係告示第 52 条の 2 関係) ①～③ (略) ④ 運転者の直接視界により 7-108-2 の基準に適合する自動車 (UN R158-00-<u>S3</u> の 15.2.1.7. を満たす場合に限る。) 7-108-2 性能要件	<u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設) ※別添 3「並行輸入自動車審査要領」別表第 1 から移動</u> 7-106-8-3 (略) 7-106-9 従前規定の適用⑤ 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 52 条第 8 項関係) ①～③ (略) 7-106-9-1 (略) 7-106-9-2 性能要件 7-106-9-2-1 (略) 7-106-9-2-2 書面等による審査 (1) ～ (4) (略) <u>(新設) ※別添 3「並行輸入自動車審査要領」別表第 1 から移動</u> 7-106-9-3 (略) 7-107 (略) 7-108 後退時車両直後確認装置 7-108-1 装備要件 自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。)には、後退時に運転者が運転者席において当該自動車の直後の状況を確認できるものとして、運転者の視野等に係る性能に関し、7-108-2 の基準に適合する後退時車両直後確認装置を備えなければならない。 ただし、次に掲げる自動車にあっては、この限りでない。(保安基準第 44 条の 2 関係、細目告示第 146 条の 2 第 3 項第 4 項関係、適用関係告示第 52 条の 2 関係) ①～③ (略) ④ 運転者の直接視界により 7-108-2 の基準に適合する自動車 (UN R158-00-<u>S2</u> の 15.2.1.7. を満たす場合に限る。) 7-108-2 性能要件

新	旧
後退時車両直後確認装置は、運転者の視野等に係る性能に関し、7-108-2-1 又は 7-108-2-2 に掲げる基準のいずれかに適合するものでなければならない。(細目告示第 146 条の 2 第 1 項第 1 号第 2 号関係) 7-108-2-1 視認等による審査 (1) 後退時車両直後確認装置は、視認等その他適切な方法により審査したときに、運転者が運転者席において、後退時に鏡<u>(運転者が直接視認することができるものに限る。)</u>若しくはカメラ及び画像表示装置により構成される装置又はこれらの組み合わせにより、次の①及び②に掲げる部分を確認できるものでなければならない。 <u>この場合において、鏡を用いることができるのは、UN R158-00-S3 の 15.2.1.7. を満たす場合に限るものとする。</u>(細目告示第 146 条の 2 第 1 項第 2 号関係) ①～② (略) (2) (略) 7-108-2-2 書面等による審査 (1) 後退時車両直後確認装置は、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R158-00-<u>S3</u> の 15.2. (15.2.1.1. を除く。)又は 15.3. に適合するものでなければならない。 この場合において、検知装置を備えた後退時車両直後確認装置にあっては、UN R158-00-<u>S3</u> の附則 10 の 1.4. に規定する検知装置の作動を確認する点のうち、次の①及び②に掲げる点を検知できるものであればよい。(細目告示第 146 条の 2 第 1 項第 1 号関係) ①～② (略) (2) ～ (3) (略) 7-108-3 (略) 7-108-4 適用関係の整理 (1) 次に掲げる自動車については、7-108-5 (従前規定の適用①) の規定を適用する。(適用関係告示第 52 条の 2 関係) ①～② (略) <u>(削除)</u> <u>③</u> (略) 7-108-5 従前規定の適用① 次に掲げる自動車については、後退時車両直後確認装置に係る規定は適用しない。(適用関係告示第 52 条の 2 関係) ①～② (略) <u>(削除)</u> <u>③</u> (略) 7-109～7-112 (略)	後退時車両直後確認装置は、運転者の視野等に係る性能に関し、7-108-2-1 又は 7-108-2-2 に掲げる基準のいずれかに適合するものでなければならない。(細目告示第 146 条の 2 第 1 項第 1 号第 2 号関係) 7-108-2-1 視認等による審査 (1) 後退時車両直後確認装置は、視認等その他適切な方法により審査したときに、運転者が運転者席において、後退時に鏡若しくはカメラ及び画像表示装置により構成される装置又はこれらの組み合わせにより、次の①及び②に掲げる部分を確認できるものでなければならない。(細目告示第 146 条の 2 第 1 項第 2 号関係) ①～② (略) (2) (略) 7-108-2-2 書面等による審査 (1) 後退時車両直後確認装置は、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R158-00-<u>S2</u> の 15.2. (15.2.1.1. を除く。)又は 15.3. に適合するものでなければならない。 この場合において、検知装置を備えた後退時車両直後確認装置にあっては、UN R158-00-<u>S2</u> の附則 10 の 1.4. に規定する検知装置の作動を確認する点のうち、次の①及び②に掲げる点を検知できるものであればよい。(細目告示第 146 条の 2 第 1 項第 1 号関係) ①～② (略) (2) ～ (3) (略) 7-108-3 (略) 7-108-4 適用関係の整理 (1) 次に掲げる自動車については、7-108-5 (従前規定の適用①) の規定を適用する。(適用関係告示第 52 条の 2 関係) ①～② (略) <u>③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証(審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。)の発行日が令和 6 年 4 月 30 日以前のもの</u> <u>④</u> (略) 7-108-5 従前規定の適用① 次に掲げる自動車については、後退時車両直後確認装置に係る規定は適用しない。(適用関係告示第 52 条の 2 関係) ①～② (略) <u>③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証(審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。)の発行日が令和 6 年 4 月 30 日以前のもの</u> <u>④</u> (略) 7-109～7-112 (略)

新	旧
7-113 自動運行装置 7-113-1 (略) 7-113-2 性能要件 (書面等による審査) (1) 自動運行装置を備える自動車は、プログラムによる当該自動車の自動的な運行の安全性を確保できるものとして、機能、性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 48 条第 2 項、細目告示第 72 条の 2、第 150 条の 2 関係) ①～⑯ (略) ⑰ ④に掲げる自動車のうち、高速道路等を運行するものにあつては、UN R157-01-<u>S2</u> の 5.、6. 及び 7. に適合するものであること。 この場合において、UN R157-01-<u>S2</u> の 5.、6. 及び 7. に適合する自動車であつて、⑨の適用を受けるものは、⑨の規定にかかわらず、④の警報を発した 10 秒後以降にリスク最小化制御が作動する自動車は⑨の基準に適合するものとする。 ⑱ 自動運行装置に備える作動状態記録装置は、次に掲げる基準に適合するものであること。 ア ⑰の基準に適合する自動運行装置を備える自動車にあつては、UN R157-01-<u>S2</u> の 8. (8. 4. 1. を除く。) 及び別添 123「作動状態記録装置の技術基準」3. 3. に適合するものであること。 ただし、別添 123「作動状態記録装置の技術基準」3. 3. 1. 中「3. 1.」及び 3. 3. 1. 2. 中「3. 1. 1. 1. から 3. 1. 1. 16. まで」とあるのは、「UN R157-01-<u>S2</u> の 8. 3.」と読み替えるものとする。 イ (略) (2) (略) 7-113-3～7-113-6 (略) 7-114～7-125 (略) 第 8 章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車) 8-1～8-8 (略) 8-9 原動機及び動力伝達装置 8-9-1 性能要件 (視認等による審査) (1) 自動車の原動機及び動力伝達装置は、視認等その他適切な方法により審査したときに、運行に十分耐える構造及び性能を有するものでなければならない。 この場合において、次に掲げるものはこの基準に適合しないものとする。(保安基準第 8 条第 1 項関係、細目告示第 166 条第 1 項 <u>第 1 号</u> 関係) ①～⑱ (略) (2) (略) <u>(3) 自動車 (次に掲げる自動車を除く。) は、細目告示別添 125「車載式燃料・電力消費等測定装置の技術基準」3. の規定に適合する車載式燃料・電力消費等測定装置を備え</u>	7-113 自動運行装置 7-113-1 (略) 7-113-2 性能要件 (書面等による審査) (1) 自動運行装置を備える自動車は、プログラムによる当該自動車の自動的な運行の安全性を確保できるものとして、機能、性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 48 条第 2 項、細目告示第 72 条の 2、第 150 条の 2 関係) ①～⑯ (略) ⑰ ④に掲げる自動車のうち、高速道路等を運行するものにあつては、UN R157-01-<u>S1</u> の 5.、6. 及び 7. に適合するものであること。 この場合において、UN R157-01-<u>S1</u> の 5.、6. 及び 7. に適合する自動車であつて、⑨の適用を受けるものは、⑨の規定にかかわらず、④の警報を発した 10 秒後以降にリスク最小化制御が作動する自動車は⑨の基準に適合するものとする。 ⑱ 自動運行装置に備える作動状態記録装置は、次に掲げる基準に適合するものであること。 ア ⑰の基準に適合する自動運行装置を備える自動車にあつては、UN R157-01-<u>S1</u> の 8. (8. 4. 1. を除く。) 及び別添 123「作動状態記録装置の技術基準」3. 3. に適合するものであること。 ただし、別添 123「作動状態記録装置の技術基準」3. 3. 1. 中「3. 1.」及び 3. 3. 1. 2. 中「3. 1. 1. 1. から 3. 1. 1. 16. まで」とあるのは、「UN R157-01-<u>S1</u> の 8. 3.」と読み替えるものとする。 イ (略) (2) (略) 7-113-3～7-113-6 (略) 7-114～7-125 (略) 第 8 章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車) 8-1～8-8 (略) 8-9 原動機及び動力伝達装置 8-9-1 性能要件 (視認等による審査) (1) 自動車の原動機及び動力伝達装置は、視認等その他適切な方法により審査したときに、運行に十分耐える構造及び性能を有するものでなければならない。 この場合において、次に掲げるものはこの基準に適合しないものとする。(保安基準第 8 条第 1 項関係、細目告示第 166 条第 1 項関係) ①～⑱ (略) (2) (略) <u>(新設)</u>

新	旧
<u>たものであること。</u> <u>この場合において、車載式燃料・電力消費等測定装置の機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、この基準に適合するものとする。(保安基準第8条第1項関係、細目告示第166条第1項第2号関係、適用関係告示第4条第16項第17項関係)</u> ① <u>大型特殊自動車</u> ② <u>被牽引自動車</u> ③ <u>輸入自動車特別取扱自動車</u> ④ <u>指定自動車等以外の自動車</u> ⑤ <u>輸入された二輪自動車</u> ⑥ <u>輸入された側車付二輪自動車</u> <u>(4) 車載式燃料・電力消費等測定装置に記録された項目を読み出すためのデータリンクコネクタが大幅に変形しているなどの外観上明らかな損傷のないものは、(3)の基準に適合するものとする。</u> 8-9-2～8-9-3 (略) 8-9-4 適用関係の整理 (1) ～ (3) (略) <u>(4) 次に掲げる自動車にあっては、8-9-8 (従前規定の適用④) の規定を適用する。(適用関係告示第4条第16項関係)</u> ① <u>令和6年9月30日 (輸入された自動車並びに二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては令和8年9月30日) 以前に製作された自動車</u> ② <u>令和6年10月1日 (輸入された自動車並びに二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては令和8年10月1日) から令和8年9月30日 (輸入された自動車にあっては令和10年9月30日、二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては令和11年9月30日) までに製作された自動車であって、次に掲げるもの</u> ア <u>令和6年9月30日 (輸入された自動車並びに二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては令和8年9月30日) 以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び多仕様自動車</u> イ <u>令和6年10月1日 (輸入された自動車並びに二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては令和8年10月1日) 以降の型式指定自動車及び多仕様自動車であって、令和6年9月30日 (輸入された自動車並びに二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては令和8年9月30日) 以前の型式指定自動車及び多仕様自動車と車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造並びに走行装置の種類及び主要構造が同一であるもの</u> ③ <u>使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和8年9月30日以前のもの</u> 8-9-5～8-9-6 (略) [テルテール：UN R121 又は UN R60 適用前] 8-9-7 従前規定の適用③ 次に掲げる自動車にあっては、次の基準に適合するものであればよい (適用関係告示	<u>(新設)</u> 8-9-2～8-9-3 (略) 8-9-4 適用関係の整理 (1) ～ (3) (略) <u>(新設)</u> 8-9-5～8-9-6 (略) [テルテール：UN R121 又は UN R60 適用前] 8-9-7 従前規定の適用③ 次に掲げる自動車にあっては、次の基準に適合するものであればよい (適用関係告示

新	旧
第4条第4項、第5項、第6項) ①～③（略） 8-9-7-1 性能要件（視認等による審査） (1) 自動車の原動機及び動力伝達装置は、視認等その他適切な方法により審査したときに、運行に十分耐える構造及び性能を有するものでなければならない。 この場合において、次に掲げるものはこの基準に適合しないものとする。 ① <u>原動機の始動が著しく困難なもの</u> ② <u>原動機が作動中に著しい異音又は振動を生じるもの</u> ③ <u>原動機を無負荷運転状態から回転数を上昇させた場合に回転が円滑に上昇しないもの</u> ④ <u>エア・クリーナが取外されているもの</u> ⑤ <u>潤滑系統に著しい油漏れがあるもの</u> ⑥ <u>冷却装置に著しい水漏れがあるもの</u> ⑦ <u>ファンベルト等に著しい緩み又は損傷があるもの</u> ⑧ <u>クラッチの作動状態が適正でないもの若しくは著しい滑りがあるもの又はレリーズのダストブーツが損傷しているもの</u> ⑨ <u>変速機の操作機構に著しいがたがあるもの</u> ⑩ <u>動力伝達装置の連結部に緩みがあるもの</u> ⑪ <u>動力伝達装置に著しい液漏れがあるもの</u> ⑫ <u>推進軸のスプライン部、自在接手部若しくはセンター・ベアリングに著しいがたがあるもの</u> ⑬ <u>駆動軸のスプライン部、自在接手部若しくはセンター・ベアリングに著しいがたがあるもの</u> ⑭ <u>推進軸又は駆動軸に損傷があるもの</u> ⑮ <u>自在接手部のボルト及びナットに脱落又は損傷があるもの</u> ⑯ <u>自在接手部のダストブーツに損傷があるもの又はヨークの向きが正常でないもの</u> ⑰ <u>動力伝達装置のスプロケットに損傷があるもの若しくは取付部に緩みがあるもの又はチェーンに著しい緩みがあるもの</u> (2) <u>速度制限装置を用いて最高速度を制限することにより、別添8「連結車両の走行性能の技術基準」を満たすこととなっている牽引自動車速度制限装置について、速度計試験機を用いること等により確認したときに、当該装置が正常に機能していない場合は、(1)の基準を満足していないものとする。</u> 8-9-8 従前規定の適用④ 次に掲げる自動車にあっては、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第4条第16項関係） ① <u>令和6年9月30日（輸入された自動車並びに二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては令和8年9月30日）以前に製作された自動車</u> ② <u>令和6年10月1日（輸入された自動車並びに二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては令和8年10月1日）から令和8年9月30日（輸入された自動車にあっては令和8年9月30日）以前に製作された自動車</u>	第4条第4項、第5項、第6項) ①～③（略） 8-9-7-1 性能要件（視認等による審査） (1) 自動車の原動機及び動力伝達装置は、視認等その他適切な方法により審査したときに、運行に十分耐える構造及び性能を有するものでなければならない。 この場合において、次に掲げるものはこの基準に適合しないものとする。 ① <u>8-9-1 (1) ①に同じ。</u> ② <u>8-9-1 (1) ②に同じ。</u> ③ <u>8-9-1 (1) ③に同じ。</u> ④ <u>8-9-1 (1) ④に同じ。</u> ⑤ <u>8-9-1 (1) ⑤に同じ。</u> ⑥ <u>8-9-1 (1) ⑥に同じ。</u> ⑦ <u>8-9-1 (1) ⑦に同じ。</u> ⑧ <u>8-9-1 (1) ⑧に同じ。</u> ⑨ <u>8-9-1 (1) ⑨に同じ。</u> ⑩ <u>8-9-1 (1) ⑩に同じ。</u> ⑪ <u>8-9-1 (1) ⑪に同じ。</u> ⑫ <u>8-9-1 (1) ⑫に同じ。</u> ⑬ <u>8-9-1 (1) ⑬に同じ。</u> ⑭ <u>8-9-1 (1) ⑭に同じ。</u> ⑮ <u>8-9-1 (1) ⑮に同じ。</u> ⑯ <u>8-9-1 (1) ⑯に同じ。</u> ⑰ <u>8-9-1 (1) ⑰に同じ。</u> (2) <u>8-9-1 (2) に同じ。</u> <u>(新設)</u>

新	旧
<u>ては令和10年9月30日、二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては令和11年9月30日）までに製作された自動車であって、次に掲げるもの</u> <u>ア 令和6年9月30日（輸入された自動車並びに二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては令和8年9月30日）以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び多仕様自動車</u> <u>イ 令和6年10月1日（輸入された自動車並びに二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては令和8年10月1日）以降の型式指定自動車及び多仕様自動車であって、令和6年9月30日（輸入された自動車並びに二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては令和8年9月30日）以前の型式指定自動車及び多仕様自動車と車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造並びに走行装置の種類及び主要構造が同一であるもの</u> ③ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和8年9月30日以前のもの 8-9-8-1 性能要件（視認等による審査） <u>（1）自動車の原動機及び動力伝達装置は、視認等その他適切な方法により審査したときに、運行に十分耐える構造及び性能を有するものでなければならない。</u> <u>この場合において、次に掲げるものはこの基準に適合しないものとする。</u> ① <u>原動機の始動が著しく困難なもの</u> ② <u>原動機が作動中に著しい異音又は振動を生じるもの</u> ③ <u>原動機を無負荷運転状態から回転数を上昇させた場合に回転が円滑に上昇しないもの</u> ④ <u>エア・クリーナが取外されているもの</u> ⑤ <u>潤滑系統に著しい油漏れがあるもの</u> ⑥ <u>冷却装置に著しい水漏れがあるもの</u> ⑦ <u>ファンベルト等に著しい緩み又は損傷があるもの</u> ⑧ <u>クラッチの作動状態が適正でないもの若しくは著しい滑りがあるもの又はレリーズのダストブーツが損傷しているもの</u> ⑨ <u>変速機の操作機構に著しいがたがあるもの</u> ⑩ <u>動力伝達装置の連結部に緩みがあるもの</u> ⑪ <u>動力伝達装置に著しい液漏れがあるもの</u> ⑫ <u>推進軸のスプライン部、自在接手部若しくはセンター・ベアリングに著しいがたがあるもの</u> ⑬ <u>駆動軸のスプライン部、自在接手部若しくはセンター・ベアリングに著しいがたがあるもの</u> ⑭ <u>推進軸又は駆動軸に損傷があるもの</u> ⑮ <u>自在接手部のボルト及びナットに脱落又は損傷があるもの</u> ⑯ <u>自在接手部のダストブーツに損傷があるもの又はヨークの向きが正常でないもの</u> ⑰ <u>動力伝達装置のスプロケットに損傷があるもの若しくは取付部に緩みがあるもの</u>	

新	旧
<u>もの又はチェーンに著しい緩みがあるもの</u> <u>⑩ 7-12-1-2 (1) 又は 7-12-1-2 (2) が適用される自動車のテルテールの識別表示のうち、次に掲げる表示が継続して点灯しているもの</u>  【表示】 <u>(2) 速度制限装置を用いて最高速度を制限することにより、別添 8「連結車両の走行性能の技術基準」を満たすこととなっている牽引自動車速度制限装置について、速度計試験機を用いること等により確認したときに、当該装置が正常に機能していない場合は、(1) の基準を満足していないものとする。</u> 8-10～8-12 (略) 8-13 かじ取装置 8-13-1～8-13-3 (略) 8-13-4 適用関係の整理 (1) ～ (9) (略) (10) 次の自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）については、8-13-14（従前規定の適用⑩）の規定を適用する。（適用関係告示第 7 条第 15 項関係） ①～④ (略) ⑤ UN R79-04-<u>S5</u> の 5.1.6.3.9. の適用を受けない自動車 8-13-5～8-13-14 (略) 8-14～8-24 (略) 8-25 高圧ガスの燃料装置 8-25-1 性能要件 8-25-1-1 視認等による審査 (1) (略) (2) 圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次に掲げるそれぞれの基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 176 条第 3 項関係） ① 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（大型特殊自動車に限る。）に備えるガス容器は、容器再検査の実施の有無に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。 ア 容器再検査を受けたことがないガス容器は、次のいずれかに該当すること。 (ア) ～ (ウ) (略) (エ) 国際相互承認に係る容器保安規則（平成 28 年経済産業省令第 82 号）第 5 条及び第 11 条に規定する構造及び機能を有するものであって、UN R134-<u>02</u> の 7.1.1.2. 又は UN R146-00 の 7.1.1.2. に適合するもの。	8-10～8-12 (略) 8-13 かじ取装置 8-13-1～8-13-3 (略) 8-13-4 適用関係の整理 (1) ～ (9) (略) (10) 次の自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）については、8-13-14（従前規定の適用⑩）の規定を適用する。（適用関係告示第 7 条第 15 項関係） ①～④ (略) ⑤ UN R79-04-<u>S2</u> の 5.1.6.3.9. の適用を受けない自動車 8-13-5～8-13-14 (略) 8-14～8-24 (略) 8-25 高圧ガスの燃料装置 8-25-1 性能要件 8-25-1-1 視認等による審査 (1) (略) (2) 圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次に掲げるそれぞれの基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 176 条第 3 項関係） ① 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（大型特殊自動車に限る。）に備えるガス容器は、容器再検査の実施の有無に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。 ア 容器再検査を受けたことがないガス容器は、次のいずれかに該当すること。 (ア) ～ (ウ) (略) (エ) 国際相互承認に係る容器保安規則（平成 28 年経済産業省令第 82 号）第 5 条及び第 11 条に規定する構造及び機能を有するものであって、UN R134-<u>01</u> の 7.1.1.2. 又は UN R146-00 の 7.1.1.2. に適合するもの。

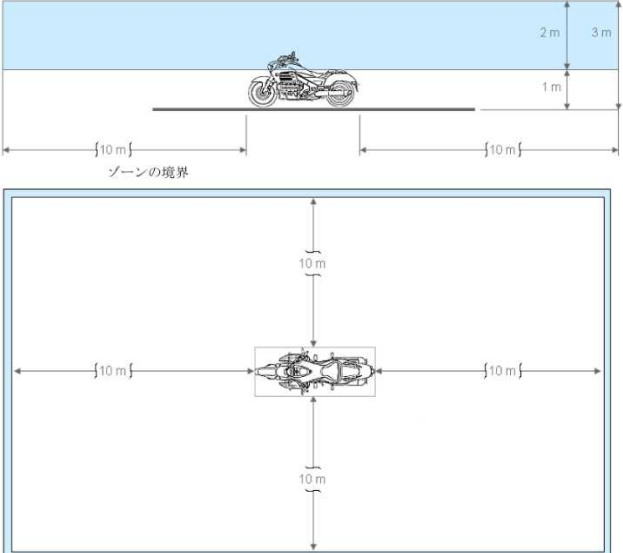
新	旧
(オ) (略) イ (略) ②～⑫ (略) ⑬ 次の表の左欄に掲げる自動車には、同表中欄に掲げる表示位置に同表右欄に定める表示を備えること。 <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> (略) (3) ～ (6) (略) 8-25-1-2 (略) 8-25-2～8-25-4 (略) 8-26～8-40 (略) 8-41 運転者席 8-41-1 性能要件 (視認等による審査) 自動車の運転者席は、運転に必要な視野を有し、かつ、乗車人員、積載物品等により運転操作を妨げられないものとして運転者の視野、物品積載装置等との隔壁の構造等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 21 条関係) (1) ～ (2) (略) (3) (1) 及び (2) に規定する自動車以外の自動車の運転者席は、運転に必要な視野を有するものであること。	(オ) (略) イ (略) ②～⑫ (略) ⑬ 次の表の左欄に掲げる自動車には、同表中欄に掲げる表示位置に同表右欄に定める表示を備えること。 <u>ただし、次に掲げる自動車にあつては、この限りではない。(適用関係告示第 13 条第 23 項関係)</u> <u>ア 令和 4 年 8 月 31 日以前に製作された圧縮水素ガスを燃料とする自動車</u> <u>イ 令和 4 年 9 月 1 日から令和 6 年 8 月 31 日までに製作された圧縮水素ガスを燃料とする自動車であつて、次に掲げるもの</u> <u>(ア) 令和 4 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車又は多仕様自動車</u> <u>(イ) 令和 4 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車又は多仕様自動車であつて、令和 4 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車又は多仕様自動車と原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類 (動力用電源装置の種類に限る。)、車枠並びに適合する排出ガス規制値に定める設定基準値が同一であるもの</u> <u>(ウ) 指定自動車等以外の自動車</u> <u>ウ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であつて、出荷検査証 (審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。)の発行日が令和 6 年 8 月 31 日以前のもの</u> <u>エ 使用の過程にある多仕様自動車であつて、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和 6 年 8 月 31 日以前のもの</u> (略) (3) ～ (6) (略) 8-25-1-2 (略) 8-25-2～8-25-4 (略) 8-26～8-40 (略) 8-41 運転者席 8-41-1 性能要件 (視認等による審査) 自動車の運転者席は、運転に必要な視野を有し、かつ、乗車人員、積載物品等により運転操作を妨げられないものとして運転者の視野、物品積載装置等との隔壁の構造等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 21 条関係) (1) ～ (2) (略) (3) (1) 及び (2) に規定する自動車以外の自動車の運転者席は、運転に必要な視野を有するものであること。

新	旧		
この場合において、二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車であって、前面ガラスのうち車両中心面と平行な面上のガラス開口部の下縁より上部であってアイポイントを通る車両中心線に直交する鉛直面より前方の部分に、窓ガラスに装着され又は貼り付けられたもの以外の装飾板（運転者の視野の一部を遮へいする板状のものをいう。）を備えているものはこの基準に適合しないものとする。（細目告示第 183 条第 1 項第 2 号関係） ただし、次に掲げる部品は装飾板に該当しないものとする。 ① <u>太陽光線の直射による乗車人員のげん惑を防止するための装置</u> ②～⑥（略） (4) ～ (6)（略） 8-41-2～8-41-4（略） 8-42～8-44（略） 8-45 座席ベルト非装着時警報装置 8-45-1 装備要件 次の表の左欄に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度が 20km/h 未満の自動車を除く。）には、同表の右欄に掲げるその自動車の座席の座席ベルト（①から⑨までに掲げるものを除く。）が装着されていない場合に、その旨を運転者席の運転者に警報するものとして、8-45-2 の基準に適合する座席ベルトの非装着時警報装置を備えなければならない。（保安基準第 22 条の 3 第 5 項関係） <table><tr><td>(略)</td></tr></table> ①（略） ② UN R16-<u>09</u> の 2. 1. 4. に定める座席ベルト ③～⑨（略） <u>(削除)</u>	(略)	この場合において、二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車であって、前面ガラスのうち車両中心面と平行な面上のガラス開口部の下縁より上部であってアイポイントを通る車両中心線に直交する鉛直面より前方の部分に、窓ガラスに装着され又は貼り付けられたもの以外の装飾板（運転者の視野の一部を遮へいする板状のものをいう。）を備えているものはこの基準に適合しないものとする。（細目告示第 183 条第 1 項第 2 号関係） ただし、次に掲げる部品は装飾板に該当しないものとする。 ① <u>サンバイザ</u> ②～⑥（略） (4) ～ (6)（略） 8-41-2～8-41-4（略） 8-42～8-44（略） 8-45 座席ベルト非装着時警報装置 8-45-1 装備要件 次の表の左欄に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度が 20km/h 未満の自動車を除く。）には、同表の右欄に掲げるその自動車の座席の座席ベルト（①から⑩までに掲げるものを除く。）が装着されていない場合に、その旨を運転者席の運転者に警報するものとして、8-45-2 の基準に適合する座席ベルトの非装着時警報装置を備えなければならない。（保安基準第 22 条の 3 第 5 項関係） <table><tr><td>(略)</td></tr></table> ①（略） ② UN R16-<u>08-S4</u> の 2. 1. 4. に定める座席ベルト ③～⑨（略） <u>⑩ 次に掲げる自動車に備える座席ベルトのうち、法第 47 条の 2 の規定により自動車を点検する場合に取外しを必要とする座席及び UN R16-08-S4 の 15. 4. 2. に定める座席に備えるもの</u> <u>ア 令和 4 年 8 月 31 日以前に製作された自動車</u> <u>イ 令和 4 年 9 月 1 日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの</u> <u>(ア) 令和 4 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び座席ベルトの非装着時警報装置に係る指定を受けた多仕様自動車</u> <u>(イ) 令和 4 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び座席ベルトの非装着時警報装置に係る指定を受けた多仕様自動車であって、令和 4 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び座席ベルトの非装着時警報装置に係る性能及び基本車体構造が同一であるもの</u> (ウ) 次のいずれかに該当することが書面等により確認できる自動車であつ	(略)
(略)			
(略)			

新	旧
8-45-2～8-45-4（略） 8-46～8-86（略） 8-87 再帰反射材 8-87-1 装備要件 自動車（次に掲げるものを除く。）の<u>前面（被牽引自動車に限る。）</u>、両側面及び後面には再帰反射材を備えることができる。（保安基準第 38 条の 3 第 1 項関係） ①～④（略） 8-87-2～8-87-4（略） 8-88～8-95（略） 8-96 その他の灯火等の制限 8-96-1 装備要件 自動車には、8-65 から 8-95 までの灯火装置若しくは反射器又は指示装置と類似する等により他の交通の妨げとなるおそれのある次の灯火又は反射器を備えてはならない。 なお、<u>車室外乗降支援灯及び</u>アンサーバック機能を有する灯火については、視認等によりその作動状況の確認ができない場合は審査を省略することができる。（細目告示第 218 条第 1 項関係） (1) ～ (10)（略） (11) 自動車に備える灯火は、<u>次に掲げる灯火</u>を除き、光度が 300cd 以下のものでなければならぬ。（細目告示第 62 条第 12 項関係、細目告示第 140 条第 12 項関係）	<u>て、座席ベルト非装着時警報装置に係る性能について変更のないもの</u> <u>(a) UN R16 に基づく認可証（写しをもって代えることができる。）を有する自動車</u> <u>・ UN R16-06 のものに限る。</u> <u>(b) UN R16 に基づく㊤マークを有する自動車</u> <u>・ UN R16-06 のものに限る。</u> <u>(c) (a) 又は (b) の自動車と同一の構造を有するもの</u> <u>(d) 諸元表により UN R16-06 に適合していることが確認できる自動車と同一の構造を有するもの</u> 8-45-2～8-45-4（略） 8-46～8-86（略） 8-87 再帰反射材 8-87-1 装備要件 自動車（次に掲げるものを除く。）の両側面及び後面には再帰反射材を備えることができる。（保安基準第 38 条の 3 第 1 項関係） ①～④（略） 8-87-2～8-87-4（略） 8-88～8-95（略） 8-96 その他の灯火等の制限 8-96-1 装備要件 自動車には、8-65 から 8-95 までの灯火装置若しくは反射器又は指示装置と類似する等により他の交通の妨げとなるおそれのある次の灯火又は反射器を備えてはならない。 なお、アンサーバック機能を有する灯火については、視認等によりその作動状況の確認ができない場合は審査を省略することができる。（細目告示第 218 条第 1 項関係） (1) ～ (10)（略） (11) 自動車に備える灯火は、<u>前照灯、前部雾灯、側方照射灯、低速走行時側方照射灯、側方灯、昼間走行灯、番号灯、後部雾灯（(5) ⑩から⑲に掲げるものに限る。）</u>、後面に備える<u>駐車灯、制動灯、後退灯、方向指示器、補助方向指示器、非常点滅表示灯、緊急制動表示灯、後面衝突警告表示灯、速度表示装置の速度表示灯、室内照明灯、緊急自動車の警光灯、道路維持作業用自動車の灯火、自主防犯活動用自動車の青色防犯灯、火薬類又は放射性物質等を積載していることを表示するための灯火、旅客自動車運送事業用自動車の非常灯、旅客自動車運送事業用乗合自動車の車椅子昇降用ステップリフトに備える赤色の灯火であって運転者席で点灯できないもの、緊急自動車及び道路維持作業用自動車に備える他の交通に作業中であることを表示する電光表示器、運転者異常時対応システムが当該自動車を制御していることを他の交通に対して表示するための電光表示器、運転者席で点灯できない作業灯、運転者席において点灯状態であるため走行してはならないことを確認できる装置（ON/OFF が容易に確認できる</u>

新	旧
<u>(13) 車室外乗降支援灯は次に掲げる基準に適合するものでなければならない。(細目告示第 218 条第 14 項関係)</u> <u>① 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）に備える車室外乗降支援灯にあっては、次に掲げる全ての基準に適合するものであること。</u> <u>ア 車室外乗降支援灯の数は、1 個又は 2 個でなければならない。</u> <u>ただし、ステップ、ドア・ハンドル及び車両の周囲を照射することを目的とした灯火にあっては、さらに追加の車室外乗降支援灯を備えることができる。</u> <u>この場合において、ステップ及びドア・ハンドルに備えた灯火はその灯火ごとに 1 個ずつ車室外乗降支援灯を備えることができる。</u> <u>イ その照射光又は自動車の後写鏡その他の反射物による反射光が、当該自動車の運転者の運転操作を妨げるおそれのないように取付けなければならない。</u> <u>ウ 自動車の後端及び前端からそれぞれ 10m 後方及び前方にある横断面並びに自動車の最外側から 10m 側方にある車両中心線と平行な鉛直面により囲まれ、かつ、高さは、地上 1m から 3m までにある範囲内の全ての位置において、取付けられた車室外乗降支援灯の見かけの表面が直接確認することができないように取付けなければならない。(図 1 参照)</u> <u>エ 車両が停止状態にあり、かつ、次の (ア) から (ウ) までの要件を一つ以上満たす場合に限り点灯するものとする。</u> <u>(ア) 原動機が停止している場合</u> <u>(イ) 運転席側又は助手席側の扉が開いている場合又は閉じられた後の場合</u> <u>(ウ) 荷室の扉が開いている場合又は閉じられた後の場合</u> <u>オ すれ違い用前照灯、前部霧灯、側方照射灯、車幅灯、前部上側端灯、番号灯、尾灯、駐車灯、側方灯及び後部上側端灯は、当該灯火が車室外乗降支援灯として点灯する場合又は車室外乗降支援灯が点灯している場合においては、その他の規定にかかわらず、単独で点灯してもよいものとする。</u> <u>カ 車室外乗降支援灯は点滅するものでないこと。</u> <u>キ 車室外乗降支援灯の光度特性は、急激な光度変化をするものでないこと。</u> <u>(図 1) 車室外乗降支援灯の視認性</u>	<u>(新設)</u>

新	旧
② <u>二輪自動車に備える車室外乗降支援灯にあっては、次に掲げる全ての基準に適合するものであること。</u> ア <u>車室外乗降支援灯の数は、1 個又は 2 個でなければならない。</u> <u>ただし、足置きを照らすものについては各 1 個まで追加できるものとする。</u> イ <u>車両が停止状態にあり、かつ、次の (ア) 又は (イ) の要件を一つ以上満たす場合に限り点灯するものであること。</u> <u>(ア) 原動機が停止状態</u> <u>(イ) 荷室の扉が開いている状態</u> ウ <u>自動車の後端及び前端から、それぞれ 10m 後方及び前方にある横断面並びに自動車の最外側から 10m 側方にある車両中心線と平行な鉛直面により囲まれ、かつ、高さは、地上 1m から 3m までにある範囲内の全ての位置において、取付けられた車室外乗降支援灯の見かけの表面が直接確認することができないように取付けなければならない。(図 2 参照)</u> エ <u>すれ違い用前照灯、前部霧灯、側方照射灯、車幅灯、前部上側端灯及び番号灯は、当該灯火が車室外乗降支援灯として点灯する場合又は車室外乗降支援灯が点灯している場合においては、その他の規定にかかわらず、単独で点灯してもよいこととする。</u> オ <u>車室外乗降支援灯は点滅するものでないこと。</u> <u>(図 2) 車室外乗降支援灯及び低速走行時側方照射灯の視認性</u>	

新	旧
	
(14) アンサーバック機能を有する灯火は次に掲げる全ての基準に適合するものでなければならない。 <u>ただし、指定自動車等に備えられたアンサーバック機能を有する灯火と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたものは、この基準に適合するものとする。(細目告示第 218 条第 15 項)</u> ① <u>すれ違い用前照灯、前部霧灯、側方照射灯、低速走行時側方照射灯、車幅灯、前部上側端灯、側方灯、番号灯、尾灯、後部霧灯、駐車灯、後部上側端灯、制動灯、補助制動灯、方向指示器又は補助方向指示器と兼用式であること。</u> ② <u>原動機の操作装置が停止の位置にある場合にのみ作動すること。</u> ③ <u>一連の作動時間が 3 秒以下であること。</u> 8-96-2～8-96-4 (略) 8-97～8-107 (略) 8-108 後退時車両直後確認装置 8-108-1 装備要件 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）には、後退時に運転者が運転者席において当該自動車の直後の状況を確認できるものとして、運転者の視野等に係る性能に関し、8-108-2 の基準に適合する後退時車両直後確認装置を備えなければならない。 ただし、次に掲げる自動車にあつてはこの限りでない。（保安基準第 44 条の 2 関係、細目告示第 224 条の 2 第 3 項第 4 項関係、適用関係告示第 52 条の 2 関係） ①～③ (略)	(新設) 8-96-2～8-96-4 (略) 8-97～8-107 (略) 8-108 後退時車両直後確認装置 8-108-1 装備要件 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）には、後退時に運転者が運転者席において当該自動車の直後の状況を確認できるものとして、運転者の視野等に係る性能に関し、8-108-2 の基準に適合する後退時車両直後確認装置を備えなければならない。 ただし、次に掲げる自動車にあつてはこの限りでない。（保安基準第 44 条の 2 関係、細目告示第 224 条の 2 第 3 項第 4 項関係、適用関係告示第 52 条の 2 関係） ①～③ (略)

新

④ 運転者の直接視界により 7-108-2 の基準に適合する自動車 (UN R158-00-S3 の 15.2.1.7. を満たす場合に限る。)

8-108-2～8-108-4 (略)

8-109～8-125 (略)

第 9 章 テスタ等による機能維持確認

9-1～9-12 (略)

9-13 車載式故障診断装置の診断結果の読み出し (検査用スキャンツール)

(略)

(1) ～ (2) (略)

(3) (2) の方法により、OBD 検査対象装置の車載式故障診断装置に記録されている情報を読み出した結果、次表の左欄に掲げる装置の種類に応じ、中欄に掲げる事例に該当するものは、右欄の規定に適合しないものとする。

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

(略)

【適用関係の整理】

(略)

◇令和 3 年 8 月 5 日付け国土交通省告示第 1084 号による改正前の細目告示別添 48「自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」II.の規定が適用される自動車については、「上記項目に該当するかどうかの判定に必要な情報が OBD 検査対象装置の車載式故障診断装置から読み出せないもの (細目告示別添 48「自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」II. の規定が適用される自動車を除く。)」は適用しない。(適用関係告示第 28 条第 205 項関係)

(4) OBD 検査対象装置の車載式故障診断装置は、次の①又は②に掲げる要件を満たすものでなければならない。

この場合において、(2) 及び (3) の審査を実施できるものはこれらの要件を満たすものとして取扱うこととする。

ただし、改造等に伴い当該装置が変更されていることを確認した場合には、変更後の装置がこれらの要件を満たすことを書面等により審査するものとする。

① 次に掲げる規定の全てに適合するものであること。

ア OBD 検査対象装置の車載式故障診断装置に記録される、OBD 検査対象装置の故障の情報を識別するための自動車製作者が定めるコードは、ISO 15031-6 又は SAE J 2012 に従って定められたものであること。

イ 接続端子と端子配列は、対象の車載装置に用いる通信プロトコルに応じ、ISO 15031-3、ISO 13400-4 又は SAE J 1939-13 に準拠したものであること。

ウ OBD 検査対象装置の車載式故障診断装置に記録される、OBD 検査対象装置

旧

④ 運転者の直接視界により 7-108-2 の基準に適合する自動車 (UN R158-00-S2 の 15.2.1.7. を満たす場合に限る。)

8-108-2～8-108-4 (略)

8-109～8-125 (略)

第 9 章 テスタ等による機能維持確認

9-1～9-12 (略)

9-13 車載式故障診断装置の診断結果の読み出し (検査用スキャンツール)

(略)

(1) ～ (2) (略)

(3) (2) の方法により、OBD 検査対象装置の車載式故障診断装置に記録されている情報を読み出した結果、次表の左欄に掲げる装置の種類に応じ、中欄に掲げる事例に該当するものは、右欄の規定に適合しないものとする。

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

(略)

【適用関係の整理】

(略)

◇令和 3 年 8 月 5 日付け国土交通省告示第 1084 号による改正前の細目告示別添 48「自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」III.の規定に適合する自動車については、「細目告示別添 48」とあるのは、「令和 3 年 8 月 5 日付け国土交通省告示第 1084 号による改正前の細目告示別添 48」と読み替えるものとする。(適用関係告示第 28 条第 205 項関係)

(新設)

新	旧
<u>の故障の情報を識別するための自動車製作者が定めるコードに係る通信プロトコル及び通信サービスは、当該対象装置毎に DoK-Line 方式、DoCAN 方式又は DoIP 方式を使用し、次に掲げる標準規格のうちいずれかを用いること。</u> <u>(ア) ISO 9141</u> <u>(イ) ISO 14229</u> <u>(ウ) ISO 14230</u> <u>(エ) ISO 15765</u> <u>(オ) ISO 13400</u> <u>(カ) SAE J1939</u> <u>② UN R154-02 若しくは UN R154-03-S1 の附則 C5 付録 1 の 6.5.3.1. 及び 6.5.3.2. の規定又は細目告示別添 48「自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」IV.2.6.3. の規定を満たすものであること。</u> <u>【適用関係の整理】</u> ◇令和 3 年 8 月 5 日付け国土交通省告示第 1084 号による改正前の細目告示別添 48「自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」の規定に適合する自動車については、<u>「IV.2.6.3. の規定」とあるのは「Ⅲ.7.3. 及び 9. の規定又は同別添 IV.2.6.3. の規定」と読み替えることができる。</u> <u>この場合において、「細目告示別添 48」とあるのは、「令和 3 年 8 月 5 日付け国土交通省告示第 1084 号による改正前の細目告示別添 48」と読み替えるものとする。（適用関係告示第 28 条第 202 項関係）</u> ◇令和 4 年 10 月 7 日付け国土交通省告示第 1040 号による改正前の細目告示別添 48「自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」の規定に適合する自動車については、<u>「UN R154-02」とあるのは「UN R154-00-S1」と、「UN R154-03-S1」とあるのは「UN R154-01-S1」とそれぞれ読み替えることができる。（適用関係告示第 28 条第 203 項関係）</u> <u>(5) (2) の①から④までの手順により OBD 検査用サーバに照会した際、次の①又は②のいずれかに該当する場合には、OBD 検査用サーバから受検車両のテルテールを確認すべき旨の応答がある。</u> この場合、<u>指示された装置の異常を示す</u>テルテールが継続して点灯又は点滅していないことを確認することにより、<u>当該装置については</u> (2) 及び (3) の審査に代えて基準に適合するものとする。 <u>① 排出ガス関係装置（排出ガス発散防止装置）</u> <u>排出ガス関係装置（排出ガス発散防止装置）の車載式故障診断装置に記録されている情報が読み出せない場合（細目告示別添 48「自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」Ⅱ.</u>	<u>(4) (2) の①から④までの手順により OBD 検査用サーバに照会した際、OBD 検査用サーバから受検車両のテルテールを確認すべき応答がある場合がある。</u> この場合、<u>OBD 検査対象装置に係る</u>テルテールが継続して点灯又は点滅していないことを確認することにより、(2) 及び (3) の審査に代えて基準に適合するものとする。 <u>(新設)</u>

新	旧
<u>の規定が適用される自動車に限る。)</u> <u>② 安全関係装置（排出ガス発散防止装置以外の装置）</u> OBD 検査対象装置のうち、当該自動車に備える全ての安全関係装置（排出ガス発散防止装置以外の装置）の車載式故障診断装置に記録されている情報が読み出せない場合 <u>(6) 法第 78 条の自動車特定整備事業者が、検査用スキャンツールを用いて、OBD 検査対象装置の車載式故障診断装置に記録されている情報を読み出し、特定 DTC 照会アプリから OBD 検査用サーバに照会した結果、保安基準不適合となる情報がなかった自動車については、照会した当日を含めて 5 日までの間は、受検車両の情報を自動車審査高度化施設又は高度化システムに読み込んだ際、OBD 検査用サーバから OBD 検査を省略できる旨の応答がある。</u> この場合、OBD 検査対象装置の異常を示すテルテールが継続して点灯又は点滅していないことを確認することにより、(2) 及び (3) の審査に代えて基準に適合するものとする。 ただし、無作為に抽出された場合又は不正等が疑われる場合は、この限りでない。 <u>(7) 次に掲げる場合には、OBD 検査対象装置の異常を示すテルテールが継続して点灯又は点滅していないことを確認することにより、(2) 及び (3) の審査に代えて基準に適合するものとする。</u> <u>① 4-10 (2) を適用する場合</u> <u>② 自動車審査高度化施設又は高度化システムに障害等が発生し、本部検査部の長が (2) の方法により実施することが困難であると判断した場合</u> 第 10 章～第 11 章（略） <u>(削除)</u> 別表 1～別表 9（略） 様式 1～様式 16（略） 別添 1（略） 別添 2（4-13 関係） 新規検査等提出書面審査要領 1. ～3.（略） 4. 事前届出対象自動車 本則 1-3 で規定する事前届出対象自動車は、次に掲げるものをいう。 (1) 技術基準等の審査を要する自動車（個別届出自動車） 新規検査又は予備検査（法第 71 条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第 16 条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査を除く。）の申	<u>(新設)</u> <u>(5) 法第 78 条の自動車特定整備事業者が、検査用スキャンツールを用いて、OBD 検査対象装置の車載式故障診断装置に記録されている情報を読み出し、特定 DTC 照会アプリから OBD 検査用サーバに照会した結果、保安基準不適合となる情報がなかった自動車については、照会した当日を含めて 5 日までの間は、受検車両の情報を自動車審査高度化施設又は高度化システムに読み込んだ際、OBD 検査用サーバから OBD 検査を省略できる旨の応答がある。</u> この場合、OBD 検査対象装置に係るテルテールが継続して点灯又は点滅していないことを確認することにより、(2) 及び (3) の審査に代えて基準に適合するものとする。 ただし、無作為に抽出された場合又は不正等が疑われる場合は、この限りでない。 <u>(新設)</u> 第 10 章～第 11 章（略） 第 12 章 雑則 12-1 業務量統計システム <u>業務量報告等については、国の協力を得つつ、別添 16「業務量統計システム報告要領」により報告するものとする。</u> 別表 1～別表 9（略） 様式 1～様式 16（略） 別添 1（略） 別添 2（4-13 関係） 新規検査等提出書面審査要領 1. ～3.（略） 4. 事前届出対象自動車 本則 1-3 で規定する事前届出対象自動車は、次に掲げるものをいう。 (1) 技術基準等の審査を要する自動車（個別届出自動車） 新規検査又は予備検査（法第 71 条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第 16 条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査を除く。）の申

新						旧					
請を行う指定自動車等であつて、当該自動車の構造・装置を変更することにより、変更部分及び変更により影響を及ぼす部分が技術基準等（次表に掲げるものに限る。）に適合しているかどうかを、書面により改めて審査する必要があると認める自動車をいう。 ただし、事前審査管理番号を有する代表届出自動車と自動車の型式が同一であり、かつ、構造・装置が技術基準等の審査済みの範囲内で同一の自動車（技術基準等に影響のない範囲で構造・装置の一部を変更したものを含む。）を除く。 また、次に掲げるいずれかに該当する場合には、それぞれの変更に係る技術基準等の審査を要しない。 ①～⑨（略）						請を行う指定自動車等であつて、当該自動車の構造・装置を変更することにより、変更部分及び変更により影響を及ぼす部分が技術基準等（次表に掲げるものに限る。）に適合しているかどうかを、書面により改めて審査する必要があると認める自動車をいう。 ただし、事前審査管理番号を有する代表届出自動車と自動車の型式が同一であり、かつ、構造・装置が技術基準等の審査済みの範囲内で同一の自動車（技術基準等に影響のない範囲で構造・装置の一部を変更したものを含む。）を除く。 また、次に掲げるいずれかに該当する場合には、それぞれの変更に係る技術基準等の審査を要しない。 ①～⑨（略）					
保安基準	審査事務規程	技術基準等（技術基準通達別添、細目告示別添及び協定規則）		3. ②適用自動車	3. ③適用自動車	保安基準	審査事務規程	技術基準等（技術基準通達別添、細目告示別添及び協定規則）		3. ②適用自動車	3. ③適用自動車
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第8条 原動機及び動力伝達装置	6-9、7-9 原動機及び動力伝達装置	細目告示別添125	車載式燃料・電力消費等測定装置の技術基準	○	＝	第8条 原動機及び動力伝達装置	6-9、7-9 原動機及び動力伝達装置	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第22条の4 頭部後傾抑止装置等	6-46、7-46 頭部後傾抑止装置	UN R17	座席及び座席取付装置に係る協定規則	○	○	第22条の4 頭部後傾抑止装置等	6-46、7-46 頭部後傾抑止装置	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
		UN R80	バスの座席及び座席取付装置に係る協定規則	○	○			(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
第22条の5 年少者用補助乗車装置等	6-47、7-47 年少者用補助乗車装置等	(略)	(略)	(略)	(略)	第22条の5 年少者用補助乗車装置等	6-47、7-47 年少者用補助乗車装置等	(略)	(略)	(略)	(略)
		UN R170	バスの座席一体型年少者補助乗車装置に係る協定規則	○	○			(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第46条の2 事故情報計測・記録装置	6-110の2、7-110の2 事故情報計測・記録装置	(略)	(略)	(略)	(略)	第46条の2 事故情報計測・記録装置	6-110の2、7-110の2 事故情報計測・記録装置	(略)	(略)	(略)	(略)
		UN R169	大型車用事故情報計測・記録装置に係る協定規則	○	△			(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
注1～2（略）						注1～2（略）					
(2)～(5)（略）						(2)～(5)（略）					
5.（略）						5.（略）					
附則1（略）						附則1（略）					

新	旧
附則 2 事前提出書面の審査 (技術基準等の審査を要する自動車) 1. ～3. (略) 4. 届出書等の受理等 4.1. 受理 (1) (略) (2) 受理した届出書等については、<u>別途定める方法により当該届出に係る情報を記録</u>するものとし、新規検査等届出書(第1号様式(その1))に受付印を押印するとともに、事前審査管理番号を記載するものとする。 なお、<u>これらの処理</u>をもって文書管理規程で定める受付に代えるものとする。 また、事前審査管理番号の構成は次のとおりとする。 ①～② (略) (例) (略) 4.2. (略) 4.3. 届出書等の取下げ (1) ～ (2) (略) (3) 受理した取下願出書については、受付印を押印するとともに、<u>別途定める方法により</u>取下処理を行った旨(例：○年○月○日取下げ)を<u>記録</u>するものとする。 5. ～7. (略) 8. 書面審査の決裁等 8.1. (略) 8.2. 書面審査結果の決裁等 8.1. により事務所等の長の決裁を得たものは、書面審査が終了したものとする。 なお、併せて<u>別途定める方法により</u>決裁年月日の<u>記録</u>を行うものとする。 8.3. ～8.4. (略) 9. (略) 10. 届出書等の保存期間 10.1. 新規検査等が終了した自動車の届出書等 新規検査等終了後、新規検査等の日から3年間(代表届出自動車にあっては書面審査が終了した日から5年間)、事務所等の長が定めた場所に保存するものとする。 10.2. ～10.4. (略) 附則 3 事前提出書面の審査 (使用の過程にある自動車及び自動車予備検査証の交付を受けた自動車(用途等の変更に伴う技術基準等の審査を要する自動車及び牽引自動車)並びに小型特殊自動車から大型特	附則 2 事前提出書面の審査 (技術基準等の審査を要する自動車) 1. ～3. (略) 4. 届出書等の受理等 4.1. 受理 (1) (略) (2) 受理した届出書等については、<u>別添 16「業務量統計システム報告要領」2. (2) に定める必要事項を業務量統計システムに登録</u>するものとし、新規検査等届出書(第1号様式(その1))に受付印を押印するとともに、<u>業務量統計システムの</u>事前審査管理番号に「S」を付した<u>一連番号</u>を記載するものとする。 なお、<u>業務量統計システムへの登録</u>をもって文書管理規程で定める受付に代えるものとする。 また、事前審査管理番号の構成は次のとおりとする。 ①～② (略) (例) (略) 4.2. (略) 4.3. 届出書等の取下げ (1) ～ (2) (略) (3) 受理した取下願出書については、受付印を押印するとともに、<u>業務量統計システム中の当該取下願出書にかかる箇所の備考欄に</u>取下処理を行った旨(例：○年○月○日取下げ)を<u>登録</u>するものとする。 5. ～7. (略) 8. 書面審査の決裁等 8.1. (略) 8.2. 書面審査結果の決裁等 8.1. により事務所等の長の決裁を得たものは、書面審査が終了したものとする。 なお、併せて<u>業務量統計システムに</u>決裁年月日の<u>登録</u>を行うものとする。 8.3. ～8.4. (略) 9. (略) 10. 届出書等の保存期間 10.1. 新規検査等が終了した自動車の届出書等 新規検査等終了後、<u>業務量統計システムに検査終了年月日の登録を行うとともに、</u>新規検査等の日から3年間(代表届出自動車にあっては書面審査が終了した日から5年間)、事務所等の長が定めた場所に保存するものとする。 10.2. ～10.4. (略) 附則 3 事前提出書面の審査 (使用の過程にある自動車及び自動車予備検査証の交付を受けた自動車(用途等の変更に伴う技術基準等の審査を要する自動車及び牽引自動車)並びに小型特殊自動車から大型特

新	旧
殊自動車に変更する自動車) 1. ～3. (略) 4. 届出書等の受理等 4.1. 受理 (1) (略) (2) 受理した届出書等については、<u>別途定める方法により当該届出に係る情報を記録</u>するものとし、新規検査等届出書（第1号様式（その1））に受付印を押印するとともに、事前審査管理番号を記載するものとする。 なお、<u>これらの処理</u>をもって文書管理規程で定める受付に代えるものとする。 また、事前審査管理番号の構成は次のとおりとする。 ①～② (略) (例) (略) 4.2. (略) 4.3. 届出書等の取下げ (1) ～ (2) (略) (3) 受理した取下願出書については、受付印を押印するとともに、<u>別途定める方法により</u>取下処理を行った旨（例：○年○月○日取下げ）を<u>記録</u>するものとする。 5. ～6. (略) 7. 届出書等の記載要領等 7.1. 新規検査等届出書（第1号様式（その1）） (1) (略) (2) 新規検査等を申請する運輸支局等と同一敷地内にある事務所等の長、<u>（代表届出自動車にあっては地方検査部の長）</u>の宛名、届出年月日、並びに届出者の氏名又は名称、住所、連絡先（届出責任者の氏名）及び電話番号が記載されていること。 (3) ～ (6) (略) 7.2. ～7.22. (略) 8. 書面審査の決裁等 8.1. (略) 8.2. 書面審査結果の決裁等 8.1. により事務所等の長の決裁を得たものは、書面審査が終了したものとする。 なお、併せて<u>別途定める方法により</u>決裁年月日の<u>記録</u>を行うものとする。 8.3. ～8.4. (略) 9. (略) 10. 届出書等の保存期間 10.1. 新規検査等が終了した自動車の届出書等 新規検査等終了後、新規検査等の日から3年間（代表届出自動車にあっては書面審査が終了した日から5年間）、事務所等の長が定めた場所に保存するものとする。	殊自動車に変更する自動車) 1. ～3. (略) 4. 届出書等の受理等 4.1. 受理 (1) (略) (2) 受理した届出書等については、<u>別添16「業務量統計システム報告要領」2. (2) に定める必要事項を業務量統計システムに登録</u>するものとし、新規検査等届出書（第1号様式（その1））に受付印を押印するとともに、<u>業務量統計システムの</u>事前審査管理番号に「S」を付した<u>一連番号</u>を記載するものとする。 なお、<u>業務量統計システムへの登録</u>をもって文書管理規程で定める受付に代えるものとする。 また、事前審査管理番号の構成は次のとおりとする。 ①～② (略) (例) (略) 4.2. (略) 4.3. 届出書等の取下げ (1) ～ (2) (略) (3) 受理した取下願出書については、受付印を押印するとともに、<u>業務量統計システム中の当該取下願出書にかかる箇所の備考欄に</u>取下処理を行った旨（例：○年○月○日取下げ）を<u>登録</u>するものとする。 5. ～6. (略) 7. 届出書等の記載要領等 7.1. 新規検査等届出書（第1号様式（その1）） (1) (略) (2) 新規検査等を申請する運輸支局等と同一敷地内にある事務所等の長の宛名、届出年月日、並びに届出者の氏名又は名称、住所、連絡先（届出責任者の氏名）及び電話番号が記載されていること。 (3) ～ (6) (略) 7.2. ～7.22. (略) 8. 書面審査の決裁等 8.1. (略) 8.2. 書面審査結果の決裁等 8.1. により事務所等の長の決裁を得たものは、書面審査が終了したものとする。 なお、併せて<u>業務量統計システムに</u>決裁年月日の<u>登録</u>を行うものとする。 8.3. ～8.4. (略) 9. (略) 10. 届出書等の保存期間 10.1. 新規検査等が終了した自動車の届出書等 新規検査等終了後、<u>業務量統計システムに検査終了年月日の登録を行うとともに、</u>新規検査等の日から3年間（代表届出自動車にあっては書面審査が終了した日から5年

新	旧
10.2.～10.4. (略) 附則 4 事前提出書面の審査 (特定の被牽引自動車) 1.～3. (略) 4. 届出書等の受理等 4.1. 受理 (1) (略) (2) 受理した届出書等については、<u>別途定める方法により当該届出に係る情報を記録</u>するものとし、新規検査等届出書（第1号様式（その1））に受付印を押印するとともに、事前審査管理番号を記載するものとする。 なお、<u>これらの処理</u>をもって文書管理規程で定める受付に代えるものとする。 また、事前審査管理番号の構成は事務所等で定める一連番号とする。 4.2. (略) 4.3. 届出書等の取下げ (1)～(2) (略) (3) 受理した取下願出書については、受付印を押印するとともに、<u>別途定める方法により</u>取下処理を行った旨（例：○年○月○日取下げ）を<u>記録</u>するものとする。 5.～7. (略) 8. 書面審査の決裁等 8.1. (略) 8.2. 書面審査結果の決裁等 8.1.により事務所等の長の決裁を得たものは、書面審査が終了したものとする。 なお、併せて<u>別途定める方法により</u>決裁年月日の<u>記録</u>を行うものとする。 8.3.～8.4. (略) 9. (略) 10. 届出書等の保存期間 10.1. 新規検査等が終了した自動車の届出書等 新規検査等終了後、新規検査等の日から3年間、事務所等の長が定めた場所に保存するものとする。 10.2.～10.4. (略) 第1号様式～第11号様式 (略) 別表第1 (略) 別添 3 (4-14 関係) 並行輸入自動車審査要領	間)、事務所等の長が定めた場所に保存するものとする。 10.2.～10.4. (略) 附則 4 事前提出書面の審査 (特定の被牽引自動車) 1.～3. (略) 4. 届出書等の受理等 4.1. 受理 (1) (略) (2) 受理した届出書等については、<u>別添 16「業務量統計システム報告要領」2. (2) に定める必要事項を業務量統計システムに登録</u>するものとし、新規検査等届出書（第1号様式（その1））に受付印を押印するとともに、<u>業務量統計システム</u>の事前審査管理番号に「S」を付した一連番号を記載するものとする。 なお、<u>業務量統計システムへの登録</u>をもって文書管理規程で定める受付に代えるものとする。 また、事前審査管理番号の構成は事務所等で定める一連番号とする。 4.2. (略) 4.3. 届出書等の取下げ (1)～(2) (略) (3) 受理した取下願出書については、受付印を押印するとともに、<u>業務量統計システム中の当該取下願出書にかかる箇所の備考欄に</u>取下処理を行った旨（例：○年○月○日取下げ）を<u>登録</u>するものとする。 5.～7. (略) 8. 書面審査の決裁等 8.1. (略) 8.2. 書面審査結果の決裁等 8.1.により事務所等の長の決裁を得たものは、書面審査が終了したものとする。 なお、併せて<u>業務量統計システムに</u>決裁年月日の<u>記録</u>を行うものとする。 8.3.～8.4. (略) 9. (略) 10. 届出書等の保存期間 10.1. 新規検査等が終了した自動車の届出書等 新規検査等終了後、<u>業務量統計システムに検査終了年月日の登録を行うとともに</u>、新規検査等の日から3年間、事務所等の長が定めた場所に保存するものとする。 10.2.～10.4. (略) 第1号様式～第11号様式 (略) 別表第1 (略) 別添 3 (4-14 関係) 並行輸入自動車審査要領

新		旧																																															
1. (略)		1. (略)																																															
2. 用語の定義		2. 用語の定義																																															
この要領における用語の定義は、本則 1-3 に定めるもののほか、次に定めるところによる。		この要領における用語の定義は、本則 1-3 に定めるもののほか、次に定めるところによる。																																															
(1) ～ (9) (略)		(1) ～ (9) (略)																																															
<u>(10)「事務所長等」とは、事務所等の長（地方検査部にあつては、検査課の長）をいう。</u>		<u>(新設)</u>																																															
<u>(11)「電子署名」とは、電磁的記録に記録することができる情報について行われる措置であつて、次の要件のいずれにも該当するものをいう。</u>		<u>(新設)</u>																																															
① 当該情報が当該措置を行った者の作成に係るものであることを示すためのものであること。																																																	
② 当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるものであること。																																																	
<u>(12)「電磁的記録」とは、電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。</u>		<u>(新設)</u>																																															
3. 届出書等		3. 届出書等																																															
3.1. 並行輸入自動車届出書及び添付資料		3.1. 並行輸入自動車届出書及び添付資料																																															
本則 4-14 (2) で規定する並行輸入自動車届出書及び添付資料は、次に掲げるものをいう。		本則 4-14 (2) で規定する並行輸入自動車届出書及び添付資料は、次に掲げるものをいう。																																															
<table border="1"> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="2">並行輸入自動車の区分</th></tr> <tr> <th>指定自動車等と関連</th><th>不明</th></tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td rowspan="4">添付資料</td><td>自動車通関証明書等</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>走行環境条件付与書</td><td>※</td><td>※</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </table>				並行輸入自動車の区分		指定自動車等と関連	不明	(略)		(略)	(略)	添付資料	自動車通関証明書等	○	○	(略)	(略)	(略)	走行環境条件付与書	※	※	(略)	(略)	(略)	<table border="1"> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="2">並行輸入自動車の区分</th></tr> <tr> <th>指定自動車等と関連</th><th>不明</th></tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td rowspan="4">添付資料</td><td>自動車通関証明書等 <u>(写)</u></td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>走行環境条件付与書 <u>(写)</u></td><td>※</td><td>※</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </table>				並行輸入自動車の区分		指定自動車等と関連	不明	(略)		(略)	(略)	添付資料	自動車通関証明書等 <u>(写)</u>	○	○	(略)	(略)	(略)	走行環境条件付与書 <u>(写)</u>	※	※	(略)	(略)	(略)
				並行輸入自動車の区分																																													
		指定自動車等と関連	不明																																														
(略)		(略)	(略)																																														
添付資料	自動車通関証明書等	○	○																																														
	(略)	(略)	(略)																																														
	走行環境条件付与書	※	※																																														
	(略)	(略)	(略)																																														
		並行輸入自動車の区分																																															
		指定自動車等と関連	不明																																														
(略)		(略)	(略)																																														
添付資料	自動車通関証明書等 <u>(写)</u>	○	○																																														
	(略)	(略)	(略)																																														
	走行環境条件付与書 <u>(写)</u>	※	※																																														
	(略)	(略)	(略)																																														
備考 (1) ～ (5) (略)		備考 (1) ～ (5) (略)																																															
3.2. 届出書等の提出方法		3.2. 届出書等の提出方法																																															
(1) (略)		(1) (略)																																															
(2) 届出書等の提出は、 <u>次のいずれかの方法により</u> 行うものとする。		(2) 届出書等の提出は、 <u>原則として、事務所等の長（地方検査部にあつては、検査課の長）が定めた時間帯及び場所に行うものとする。</u>																																															
① <u>事務所長等が定めた時間帯及び場所において、事務所等（地方検査部にあつては、検査課）に直接提出する方法</u>		<u>(新設)</u>																																															
② <u>郵送により提出する方法</u>		<u>(新設)</u>																																															
③ <u>届出システムにより電磁的に提出する方法</u>		<u>(新設)</u>																																															
(3) 普通郵便等、事務所等への到達の事実が確認できない方法にて届出書等を提出する場合であつて、到達した事実を確認する必要があるときは、届出者が挙証責任を負うものとする。		(3) <u>(2)の規定にかかわらず、届出書等の提出は郵送等によることができる。</u> <u>なお、</u> 普通郵便等、事務所等への到達の事実が確認できない方法にて届出書等を提出する場合であつて、到達した事実を確認する必要があるときは、届出者が挙証責任を負うものとする。																																															

新	旧
<u>(削除) ※6.12.2.へ移動</u> 4. 届出書等の受理等 4.1. 受理 (1) 提出された届出書等について、形式的要件を満たしていると判断した場合には、当該届出書等を受理するものとする。 <u>(2) 受理した届出書等に係る自動車が、次のいずれにも該当しないことを確認するものとする。</u> ① <u>自動車（二輪の小型自動車を除く。）にあつては、法第4条の規定により自動車登録ファイルに登録を受けたことがないこと</u> ② <u>二輪の小型自動車にあつては、法第60条の規定により車両番号の指定を受けたことがないこと</u> <u>(3) 3.2.(2) ①又は②の方法により提出された届出書等を受理した場合には、別途定める方法により当該届出に係る情報を記録するものとし、並行輸入自動車届出書（第1号様式（その1））に受付印を押印するとともに、受付番号を記載するものとする。</u> <u>(4) 3.2.(2) ①又は②の方法により提出されたものにあつては (3) の処理、3.2.(2) ③の方法により提出されたものにあつては別途定める処理</u>をもって文書管理規程で定める受付に代えるものとする。 4.2. 不受理 (1) 提出された届出書等について、必要な書面等に記載漏れ又は不足がある等形式的要件を欠いていると判断した場合には、当該届出書等を不受理と<u>する</u>。 <u>この場合において、届出書等の提出方法に応じ、次に掲げる方法により</u>その旨を届出者に通知するとともに、記載漏れの補正又は不足している書面等の提出を求めるものとする。 ① <u>3.2.(2) ①の方法により提出されたものにあつては、口頭により通知する。</u> ② <u>3.2.(2) ②の方法により提出されたものにあつては、届出書等に記載された届出者の連絡先に電話等により通知する。</u> <u>なお、電話等により通知ができない場合にあつては、届出書等に記載された届出者の住所又は差出人の住所あてに、不受理となる旨及び不足書面等を記載した通知文を添えて届出書等を返送するものとする。</u> ③ <u>3.2.(2) ③の方法により提出されたものにあつては、届出システムにより通知する。</u> (2) 不受理通知をした届出書等については、記載漏れの補正又は不足書面等の提出があり、届出書等の形式的要件を満たすまでは、受理しないものとする。 なお、(1) ②の方法により通知した場合であつて、最初の通知日から1か月を経過した後も受理できない場合には、届出者に届出書等を返送するものとする。	<u>(4) 届出書等のうち 6.12.1.(1) ③の技術基準等適合証明書については、電子署名が付与された電磁的記録に限り、電子メールにより本部へ送信するものとし、事務所等へは当該書面の写しを提出するものとする。</u> 4. 届出書等の受理等 4.1. 受理 (1) 提出された届出書等について、<u>必要な書面等に記載漏れがなく、かつ</u>、形式的要件を満たしていると判断した場合には、当該届出書等を受理する<u>とともに、書面審査の終了の連絡について必要か否かを確認する</u>ものとする。 <u>(新設)</u> <u>(2) 受理した届出書等については、別添16「業務量統計システム報告要領」2.(3)に定める必要事項を業務量統計システムに登録するものとし、並行輸入自動車届出書（第1号様式（その1））に受付印を押印するとともに、業務量統計システムの受付番号の先頭に「H」を付した一連番号を記載するものとする。</u> <u>なお、業務量統計システムへの登録をもって文書管理規程で定める受付に代えるものとする。</u> 4.2. 不受理 (1) 提出された届出書等について、必要な書面等に記載漏れ又は不足がある等形式的要件を欠いていると判断した場合には、当該届出書等を不受理と<u>し</u>、その旨を届出者に<u>口頭にて</u>通知するとともに、記載漏れの補正又は不足している書面等の提出を求めるものとする。 <u>なお、3.2.(3)により提出された場合にあつては、次に掲げるいずれかの方法によるものとする。</u> <u>(新設)</u> ① 届出書等に記載された届出者の連絡先に電話等により通知する。 ② 届出書等に記載された届出者の住所又は<u>郵送等の場合の</u>差出人の住所あてに、不受理となる旨及び不足書面等を記載した通知文を添えて、<u>届出書等を返送することにより通知</u>する。 <u>(新設)</u> (2) 不受理通知をした届出書等については、記載漏れの補正又は不足書面等の提出があり、届出書等の形式的要件を満たすまでは、受理しないものとする。 なお、(1) ①の方法により通知した場合であつて、最初の通知日から1か月を経過した後も受理できない場合には、届出者に届出書等を返送するものとする。

新	旧
<u>(3) あて先不明等の事由により、(1) ②なお書き又は(2) なお書きの返送が不可能な場合には、当該届出書等の到達日から1年を経過した後において当該届出書等を廃棄処分することができる。</u> 4. 3. 届出書等の取下げ (1) (略) (2) 提出された取下願出書について、その記載事項を確認し、適当であると判断した場合には、当該取下願出書を受理するとともに<u>受付印を押印し</u>、届出書等を届出者に返却するものとする。 (3) <u>3. 2. (2) ③の方法により届出書等が提出された場合にあっては、届出者が届出システムにおいて取下処理を行うことにより取下願出書の提出に代えることができる。</u> 5. (略) 6. 書面審査 <u>(1) 並行輸入自動車について、保安基準に適合しているかどうかを、本則及び次に掲げる規定に基づき審査するものとする。</u> この場合において、届出者に対して補正指示を行った際は、補正指示記録表（第 10 号様式）に記録するものとする。 なお、様式については、必要に応じ項目を追加することができる。 <u>(2) 提出された添付資料の写しとそれらの原本との照合については、現車審査が終了するまでの間に、事務所長等が定めた時間帯及び場所にて行うこととし、次のとおり取扱うものとする。</u> ① <u>3. 2. (2) ①又は②の方法により届出書等が提出されたものであって書面審査結果の起案前に原本照合を行った場合は、それぞれの写しに原本と照合済である旨を表示するものとする。</u> ② <u>①以外の場合は、書面審査結果の起案に際して、第9号様式（その2）「現車審査における指示事項」欄に添付資料の写しと原本の照合を行うべきことを記載するものとする。</u> 6. 1. ～6. 2. (略) 6. 3. 自動車通関証明書等 (1) (略) (2) 現車審査が終了するまでの間に<u>届出者に対し</u>原本の提示を求め、<u>提出された写しと照合</u>するものとする。 なお、複数の並行輸入自動車の記載がある二輪自動車等の自動車通関証明書等にあつては、同証明書等の写しに輸入者（打刻届出書にあつては、打刻の届出者）が原本と相違ない旨の記載又は原本と照合した旨の記載及び印鑑を押印し又は署名したものをもって、原本に代えることができる。 6. 4. (略) 6. 5. 製作年月日の判定資料 <u>(1) 本則 4-5-1 の規定に基づき製作年月日を判定する際の根拠が確認できるものであること。</u>	<u>(新設) ※9. 5. から移動</u> 4. 3. 届出書等の取下げ (1) (略) (2) 提出された取下願出書について、その記載事項を確認し、適当であると判断した場合には、当該取下願出書を受理するとともに、届出書等を届出者に返却するものとする。 (3) <u>受理した取下願出書については、受付印を押印するとともに、業務量統計システム中の当該取下願出書にかかる箇所の備考欄に取下処理を行った旨（例：○年○月○日 取下げ）を登録するものとする。</u> 5. (略) 6. 書面審査 並行輸入自動車について、保安基準に適合しているかどうかを、本則及び次に掲げる規定に基づき審査するものとする。 この場合において、届出者に対して補正指示を行った際は、補正指示記録表（第 14 号様式）に記録するものとする。 なお、様式については、必要に応じ項目を追加することができる。 <u>(新設)</u> 6. 1. ～6. 2. (略) 6. 3. 自動車通関証明書等 <u>(写)</u> (1) (略) (2) 現車審査が終了するまでの間に原本の提示を求め、<u>事務所等において写しに原本と照合済である旨を表示</u>するものとする。 なお、複数の並行輸入自動車の記載がある二輪自動車等の自動車通関証明書等にあつては、同証明書等の写しに輸入者（打刻届出書にあつては、打刻の届出者）が原本と相違ない旨の記載又は原本と照合した旨の記載及び印鑑を押印し又は署名したものをもって、原本に代えることができる。 6. 4. (略) 6. 5. 製作年月日の判定資料 本則 4-5 の規定に基づき製作年月日を判定する際の根拠が確認できるものであること。

新	旧
(2) 本則 4-5-1 (1) ②イからカまでに掲げるものを製作年月日の判定資料として活用する場合は、当該書面の写しが添付されていること。 <u>なお、現車審査が終了するまでの間に届出者に対し原本の提示を求め、提出された写しと照合するものとする。</u> (3) FMVSS ラベル又は CMVSS ラベルを製作年月日の判定資料として活用する場合は、記載されている文字等が明確に確認できるように正対して撮影した写真が添付されていること。 <u>この場合において、FMVSS ラベル又は CMVSS ラベルが真正なものであるか疑義がある場合には、6. 12. 4. (2) に準じて本部に照会のうえ判断するものとする。</u> 6. 6. ～6. 9. (略) 6. 10. 騒音規制への適合性に関する書面等 [マフラー加速騒音規制] 6. 10. 1. 消音器の加速走行騒音性能規制への適合性に関する書面等 平成 22 年 4 月 1 日以降に製作された内燃機関を原動機とする自動車（乗車定員が 11 人以上の自動車、車両総重量が 3. 5t を超える自動車、大型特殊自動車及び 6. 10. 2. の書面を提出する自動車を除く。）について適用する。 (1) <u>二輪自動車にあっては、次に掲げるいずれかの書面等により、加速走行騒音を有効に防止することが確認できるものであること。</u> ① <u>加速走行騒音試験結果成績表の写し</u> ② <u>消音器に表示されている UN R9、UN R41 又は UN R92 に基づく㊦マークを撮影した写真</u> ③ <u>消音器に表示されている欧州連合指令 78/1015/EEC 又は欧州連合指令 97/24/EEC に基づく㊦マークを撮影した写真</u> ④ <u>COC ペーパーの写し</u> ⑤ <u>WVTA ラベル又はプレートを撮影した写真</u> ⑥ <u>UN R41 に基づく認定証の写し</u> ⑦ <u>車両データプレート内又はその近くに表示されている UN R41 に基づく㊦マークを撮影した写真</u> ⑧ <u>EU 加盟国の自動車検査証等の写し（EU 加盟国以外の国において生産された自動車には適用しない。）</u> (2) <u>自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車を除く。）にあっては、次に掲げるいずれかの書面等により、加速走行騒音を有効に防止することが確認できるも</u>	<u>この場合において、本則 4-5 (1) ②のうち、イからカまでに掲げるものについては、原本の提示及びその写しの提出があり、事務所等において写しに原本と照合済である旨を表示した場合には、写しをもって代えることができる。</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> 6. 6. ～6. 9. (略) 6. 10. 騒音規制への適合性に関する書面等 [マフラー加速騒音規制] 6. 10. 1. 消音器の加速走行騒音性能規制への適合性に関する書面等 平成 22 年 4 月 1 日以降に製作された内燃機関を原動機とする自動車（乗車定員が 11 人以上の自動車、車両総重量が 3. 5t を超える自動車、大型特殊自動車及び 6. 10. 2. の書面を提出する自動車を除く。）について適用する。 (1) <u>加速走行騒音を有効に防止するものとして、次に掲げる規定に適合していることが確認できるものであること。</u> <u>この場合において、WVTA ラベル又はプレート、㊦マーク又は㊦マークにより確認するものについては、それらを撮影した写真が添付されていること。</u> <u>ただし、消音器と DPF 又は触媒が構造上一体であることが自動車製作者等の資料等により確認できるものにあっては、㊦マーク又は㊦マークを撮影した写真の添付を省略することができる。</u> ① <u>側車付二輪自動車及び三輪自動車にあっては、本則 7-56-2-2 (4) の規定</u> ② <u>二輪自動車にあっては、本則 7-56-6-2-2 (2) の規定</u> ③ <u>自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車を除く。）にあっては、本則 7-56-7-2-2 (2) の規定</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u>

新	旧
<u>のであること。</u> <u>① 加速走行騒音試験結果成績表の写し</u> <u>② 消音器に表示されている UN R51 又は UN R59 に基づく㊦マークを撮影した写真</u> <u>③ 消音器に表示されている欧州連合指令 70/157/EEC に基づく㊦マークを撮影した写真</u> <u>④ COC ペーパーの写し</u> <u>⑤ WVTa ラベル又はプレートを撮影した写真</u> <u>⑥ UN R51 に基づく認定証の写し</u> <u>⑦ 車両データプレート内又はその近くに表示されている UN R51 に基づく㊦マークを撮影した写真</u> <u>⑧ EU 加盟国の自動車検査証等の写し（EU 加盟国以外の国において生産された自動車には適用しない。）</u> <u>(3) 側車付二輪自動車及び三輪自動車にあっては、(1) 及び (2) に規定するいずれかの書面等により、加速走行騒音を有効に防止することが確認できるものであること。</u> <u>(4) 消音器と DPF 又は触媒が構造上一体であることが自動車製作者等の資料等により確認できるものにあつては、当該資料等を消音器に表示されている㊦マーク又は㊦マークを撮影した写真に代えることができる。</u> <u>(5) (1) ④から⑧まで又は (2) ④から⑧までのいずれかの書面等が添付されている場合には、消音器に表示された当該自動車の製作者の商号又は商標を確認できる写真が添付されていること。</u> ただし、消音器と DPF 又は触媒が構造上一体であることが自動車製作者等の資料等により確認できるものにあつてはこの限りでない。 なお、部品番号等の表示であっても、当該自動車の製作者の管理下にあることを確認できる書面が提出された場合にあっては、製作者の商号又は商標と同様に取扱うものとする。 <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u>	<u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(2) 次に掲げる規定に該当する消音器を備える自動車にあっては、(1) に加え、消音器に表示された当該自動車の製作者の商号又は商標を確認できる写真が添付されていること。</u> ただし、消音器と DPF 又は触媒が構造上一体であることが自動車製作者等の資料等により確認できるものにあつてはこの限りでない。 なお、部品番号等の表示であっても、当該自動車の製作者の管理下にあることを確認できる書面が提出された場合にあっては、製作者の商号又は商標と同様に取扱うものとする。 <u>① 側車付二輪自動車及び三輪自動車にあっては、本則 7-56-2-2 (7) ②ウの規定</u> <u>② 二輪自動車にあっては、本則 7-56-6-2-2 (3) ②ウの規定</u> <u>③ 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車を除く。）にあっては、本則 7-56-7-2-2 (3) ②ウの規定</u>
6. 10. 2. UN R41 又は UN R51 への適合性に関する書面等 (1) から (5) に規定する製作年月日にかかわらず、6. 2. 14. (2) に基づく記載がされている場合にあっては、先取り適用するいずれかの規定を適用するものとする。 [UN R41-04（平成 26 年騒音規制）] (1) 平成 29 年 1 月 1 日から令和 3 年 8 月 31 日までに製作された二輪自動車にあっては、次に掲げるいずれかの書面等により、本則 7-56-9-2-2 (1) ②の規定に適合していること及び近接排気騒音値が確認できるものであり、当該自動車に貼付されている騒音ラベルを撮影した写真が添付されていること。（少数生産車にあっては、①、②、⑤又は⑥のいずれかに限る。） ただし、排気管を有しない自動車又は排気管を有する自動車であつて停止状態において原動機が作動しないものにあつては、近接排気騒音値の確認を要しないものとする。	6. 10. 2. UN R41 又は UN R51 への適合性に関する書面等 (1) から (5) に規定する製作年月日にかかわらず、6. 2. 14. (2) に基づく記載がされている場合にあっては、先取り適用するいずれかの規定を適用するものとする。 [UN R41-04（平成 26 年騒音規制）] (1) 平成 29 年 1 月 1 日から令和 3 年 8 月 31 日までに製作された二輪自動車にあっては、次に掲げるいずれかの書面等により、本則 7-56-9-2-2 (1) ②の規定に適合していること及び近接排気騒音値が確認できるものであり、当該自動車に貼付されている騒音ラベルを撮影した写真が添付されていること。（少数生産車にあっては、①、②、⑤又は⑥のいずれかに限る。） ただし、排気管を有しない自動車又は排気管を有する自動車であつて停止状態において原動機が作動しないものにあつては、近接排気騒音値の確認を要しないものとする。

新	旧
る。 ① 加速走行騒音試験結果成績表<u>の写し</u> ② (略) ③ COC ペーパー（騒音情報欄に UN R41-04 の記載があるものに限る。）<u>の写し</u> ④ (略) ⑤ UN R41-<u>04</u> に基づく認定証<u>の写し</u> ⑥ UN R41-<u>04</u> に基づく㊞マークを撮影した写真 [UN R41-04（平成 28 年騒音規制）] (2) 令和 3 年 9 月 1 日から令和 6 年 8 月 31 日までに製作された二輪自動車にあっては、次に掲げるいずれかの書面等により、本則 7-56-2-2 (1) ③の規定に適合していること及び近接排気騒音値が確認できるものであり、当該自動車に貼付されている騒音ラベルを撮影した写真が添付されていること。（少数生産車にあっては、①、②、⑤又は⑥のいずれかに限る。） ただし、排気管を有しない自動車又は排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動しないものにあつては、近接排気騒音値の確認を要しないものとする。 ① 加速走行騒音試験結果成績表<u>の写し</u> ② (略) ③ COC ペーパー（騒音情報欄に UN R41-04 の記載があるものに限る。）<u>の写し</u> ④ (略) ⑤ UN R41-<u>04</u> に基づく認定証<u>の写し</u> ⑥ UN R41-<u>04</u> に基づく㊞マークを撮影した写真 [UN R41-05（平成 28 年騒音規制）] (3) 令和 6 年 9 月 1 日以降に製作された二輪自動車にあっては、次に掲げるいずれかの書面等により、本則 7-56-2-2 (1) ③の規定に適合していること及び近接排気騒音値が確認できるものであり、当該自動車に貼付されている騒音ラベルを撮影した写真が添付されていること。（少数生産車にあっては、①、②、④又は⑤のいずれかに限る。） ただし、排気管を有しない自動車又は排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動しないものにあつては、近接排気騒音値の確認を要しないものとする。 ① 加速走行騒音試験結果成績表<u>の写し</u> ② (略) ③ COC ペーパー（騒音情報欄に UN R41-05 の記載があるものに限る。）<u>の写し</u> ④ UN R41-<u>05</u> に基づく認定証<u>の写し</u> ⑤ UN R41-<u>05</u> に基づく㊞マークを撮影した写真 [UN R51-03 フェーズ 2（平成 28 年騒音規制）] (4) 令和 5 年 4 月 1 日（貨物の運送の用に供する自動車であつて、技術的最大許容質量	る。 ① 加速走行騒音試験結果成績表 ② (略) ③ COC ペーパー（騒音情報欄に<u>おいて</u>、UN R41-04 の記載があるものに限る。） ④ (略) ⑤ UN R41 に基づく認定証 <u>(UN R41-04 のものに限る。)</u> ⑥ <u>車両データプレート内又はその近くに表示されている</u> UN R41 に基づく㊞マークを撮影した写真 <u>(UN R41-04 のものに限る。)</u> [UN R41-04（平成 28 年騒音規制）] (2) 令和 3 年 9 月 1 日から令和 6 年 8 月 31 日までに製作された二輪自動車にあっては、次に掲げるいずれかの書面等により、本則 7-56-2-2 (1) ③の規定に適合していること及び近接排気騒音値が確認できるものであり、当該自動車に貼付されている騒音ラベルを撮影した写真が添付されていること。（少数生産車にあっては、①、②、⑤又は⑥のいずれかに限る。） ただし、排気管を有しない自動車又は排気管を有する自動車であつて停止状態において原動機が作動しないものにあつては、近接排気騒音値の確認を要しないものとする。 ① 加速走行騒音試験結果成績表 ② (略) ③ COC ペーパー（騒音情報欄に<u>おいて</u>、UN R41-04 <u>以降</u>の記載があるものに限る。） ④ (略) ⑤ UN R41 に基づく認定証 <u>(UN R41-04 以降のものに限る。)</u> ⑥ <u>車両データプレート内又はその近くに表示されている</u> UN R41 に基づく㊞マークを撮影した写真 <u>(UN R41-04 以降のものに限る。)</u> [UN R41-05（平成 28 年騒音規制）] (3) 令和 6 年 9 月 1 日以降に製作された二輪自動車にあっては、次に掲げるいずれかの書面等により、本則 7-56-2-2 (1) ③の規定に適合していること及び近接排気騒音値が確認できるものであり、当該自動車に貼付されている騒音ラベルを撮影した写真が添付されていること。（少数生産車にあっては、①、②、④又は⑤のいずれかに限る。） ただし、排気管を有しない自動車又は排気管を有する自動車であつて停止状態において原動機が作動しないものにあつては、近接排気騒音値の確認を要しないものとする。 ① 加速走行騒音試験結果成績表 ② (略) ③ COC ペーパー（騒音情報欄に<u>おいて</u>、UN R41-05 <u>以降</u>の記載があるものに限る。） ④ UN R41 に基づく認定証 <u>(UN R41-05 以降のものに限る。)</u> ⑤ <u>車両データプレート内又はその近くに表示されている</u> UN R41 に基づく㊞マークを撮影した写真 <u>(UN R41-05 以降のものに限る。)</u> [UN R51-03 フェーズ 2（平成 28 年騒音規制）] (4) 令和 5 年 4 月 1 日（貨物の運送の用に供する自動車であつて、技術的最大許容質量

新	旧
が 3.5t を超え 12t 以下の自動車にあっては令和 5 年 9 月 1 日 から令和 8 年 10 月 7 日（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であって技術的最大許容質量が 5t を超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって技術的最大許容質量が 3.5t を超えるもの）にあっては令和 9 年 10 月 7 日）までに製作された自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）にあっては、次に掲げるいずれかの書面等により、本則 7-56-13-2-2 (1) ①の規定（規定中「UN R51-03-S8」とあるのは、「UN R51-03-S6」と読み替えることができる。）に適合していること及び近接排気騒音値が確認できるものであること。（少数生産車にあっては、①、②又は③のいずれかに限る。） ただし、排気管を有しない自動車又は排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動しないものにあっては、近接排気騒音値の確認を要しないものとする。 ① 加速走行騒音試験結果成績表の写し ② (略) ③ UN R51-03 に基づく認定証の写し ④ UN R51-03 に基づく E マークを撮影した写真 +COC ペーパーの写し ⑤ COC ペーパーの写し+UN R51-03 を適用して車両型式認可を受けていることを示す資料 [UN R51-03 フェーズ 3（平成 28 年騒音規制）] (5) 令和 8 年 10 月 8 日（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であって技術的最大許容質量が 5t を超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって技術的最大許容質量が 3.5t を超えるもの）にあっては令和 9 年 10 月 8 日）以降に製作された自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）にあっては、次に掲げるいずれかの書面等により、本則 7-56-2-2 (1) ②の規定（規定中「UN R51-03-S8」とあるのは、「UN R51-03-S6」と読み替えることができる。）に適合していること及び近接排気騒音値が確認できるものであること。（少数生産車にあっては、①、②又は③のいずれかに限る。） ただし、排気管を有しない自動車又は排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動しないものにあっては、近接排気騒音値の確認を要しないものとする。 ① 加速走行騒音試験結果成績表の写し ② (略) ③ UN R51-03 に基づく認定証の写し ④ UN R51-03 に基づく E マークを撮影した写真 +COC ペーパーの写し ⑤ COC ペーパーの写し+UN R51-03 を適用して車両型式認可を受けていることを示す資料 (6) ～ (7) (略) 6. 10. 3. 適合性に関する書面等の取扱い	が 3.5t を超え 12t 以下の自動車にあっては令和 5 年 9 月 1 日 から令和 8 年 10 月 7 日（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であって技術的最大許容質量が 5t を超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって技術的最大許容質量が 3.5t を超えるもの）にあっては令和 9 年 10 月 7 日）までに製作された自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）にあっては、次に掲げるいずれかの書面等により、本則 7-56-13-2-2 (1) ①の規定（規定中「UN R51-03-S8」とあるのは、「UN R51-03-S6」と読み替えることができる。）に適合していること及び近接排気騒音値が確認できるものであること。（少数生産車にあっては、①、②又は③のいずれかに限る。） ただし、排気管を有しない自動車又は排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動しないものにあっては、近接排気騒音値の確認を要しないものとする。 ① 加速走行騒音試験結果成績表 ② (略) ③ UN R51 に基づく認定証 (UN R51-03 以降のものに限る。) ④ 車両データプレート内又はその近くに表示されている UN R51 に基づく E マークを撮影した写真及び COC ペーパー (UN R51-03 以降のものに限る。) (新設) [UN R51-03 フェーズ 3（平成 28 年騒音規制）] (5) 令和 8 年 10 月 8 日（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であって技術的最大許容質量が 5t を超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって技術的最大許容質量が 3.5t を超えるもの）にあっては令和 9 年 10 月 8 日）以降に製作された自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）にあっては、次に掲げるいずれかの書面等により、本則 7-56-2-2 (1) ②の規定（規定中「UN R51-03-S8」とあるのは、「UN R51-03-S6」と読み替えることができる。）に適合していること及び近接排気騒音値が確認できるものであること。（少数生産車にあっては、①、②又は③のいずれかに限る。） ただし、排気管を有しない自動車又は排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動しないものにあっては、近接排気騒音値の確認を要しないものとする。 ① 加速走行騒音試験結果成績表 ② (略) ③ UN R51 に基づく認定証 (UN R51-03 以降のものに限る。) ④ 車両データプレート内又はその近くに表示されている UN R51 に基づく E マークを撮影した写真及び COC ペーパー (UN R51-03 以降のものに限る。) (新設) (6) ～ (7) (略) 6. 10. 3. 適合性に関する書面等の取扱い

新	旧
(1) 加速走行騒音試験結果成績表は、<u>「非認証車等に対する加速走行騒音試験の取扱いについて」(平成 22 年 2 月 5 日付け国自環第 248 号)に定める加速走行騒音試験結果成績表であって、次に掲げる公的試験機関が (2) に基づき発行したものであり、車両外観及び装置装着状況が確認できる写真が添付されていること。</u> ①～④ (略) (2) ～ (5) (略) (6) <u>加速走行騒音試験結果成績表の写し又は COC ペーパーの写しが提出された場合は、現車審査が終了するまでの間に届出者に対し原本の提示を求め、提出された写しと照合するものとする。</u> <u>(削除)</u> 6.11. 排出ガス規制への適合性に関する書面 排出ガス規制が適用される自動車について適用する。 6.11.1. 適合性に関する書面の種類 次に掲げるいずれかの書面により、本則 7-58 において当該並行輸入自動車に適用される規定に適合していることが確認できるものであること。 ① 排出ガス試験結果成績表<u>の写し</u> ②～③ (略) ④ UN R154 に基づく認定証 (複数の認可レベルが設定されている改訂シリーズにあつては、「レベル 1B」の要件を満足するものに限る。) <u>の写し</u> 6.11.2. 適合性に関する書面の取扱い (1) 排出ガス試験結果成績表は、「非認証車に対する排出ガス試験等の取扱いについて」(平成 3 年 6 月 28 日付け地技第 168 号)に定める排出ガス試験結果成績表であつて、次に掲げる公的試験機関が (2) に基づき発行した<u>もの</u>であること。 <u>なお、現車審査が終了するまでの間に届出者に対し原本の提示を求め、提出された写しと照合するものとする。</u> ①～④ (略) (2) ～ (5) (略) (6) <u>排出ガス基準適合証明書は、全ての箇所 (FAX 番号、E メールはどちらかの記載でも可) に記載漏れがなく、かつ、明確に記載されている原本であること。</u> <u>なお、3.2. (2) ③の方法により写しが提出された場合にあっては、現車審査が終了するまでの間に届出者に対し原本の提出を求めるものとする。</u> (7) (略) 6.11.3. (略) 6.12. 技術基準等への適合性を証する書面 6.12.1. 技術基準等への適合性を証する書面の種類 (1) 技術基準等への適合性を証する書面は、当該並行輸入自動車に適用される技術基準等に適合していることが確認できるものであり、次に掲げるいずれかの書面であるこ	(1) 加速走行騒音試験結果成績表は、次に掲げる公的試験機関が (2) に基づき発行した<u>原本 (試験を行った公的試験機関の印鑑が押印されているもの) であること。</u> <u>ただし、原本の提示及びその写しの提出があり、事務所等において写しに原本と照合済である旨を表示した場合には、写しをもって代えることができる。</u> <u>なお、当該書面には、車両外観及び装置装着状況が確認できる写真が添付されていること。</u> ①～④ (略) (2) ～ (5) (略) (6) COC ペーパーは、<u>原本の提示及びその写しの提出があり、事務所等において写しに原本と照合済である旨を表示した場合には、写しをもって代えることができる。</u> <u>(7) 認定証は、写しをもって代えることができる。</u> 6.11. 排出ガス規制への適合性に関する書面 排出ガス規制が適用される自動車について適用する。 6.11.1. 適合性に関する書面の種類 次に掲げるいずれかの書面により、本則 7-58 において当該並行輸入自動車に適用される規定に適合していることが確認できるものであること。 ① 排出ガス試験結果成績表 ②～③ (略) ④ UN R154 に基づく認定証 (複数の認可レベルが設定されている改訂シリーズにあつては、「レベル 1B」の要件を満足するものに限る。) 6.11.2. 適合性に関する書面の取扱い (1) 排出ガス試験結果成績表は、「非認証車に対する排出ガス試験等の取扱いについて」(平成 3 年 6 月 28 日付け地技第 168 号)に定める排出ガス試験結果成績表であつて、次に掲げる公的試験機関が (2) に基づき発行した<u>原本 (試験を行った公的試験機関の印鑑が押印されているもの) であること。</u> ①～④ (略) (2) ～ (5) (略) (6) <u>認定証は、写しをもって代えることができる。</u> (7) (略) 6.11.3. (略) 6.12. 技術基準等への適合性を証する書面 6.12.1. 技術基準等への適合性を証する書面の種類 (1) 技術基準等への適合性を証する書面は、当該並行輸入自動車に適用される技術基準等に適合していることが確認できるものであり、次に掲げるいずれかの書面であるこ

新	旧
と。 なお、⑤、⑥又は⑧に掲げる書面により技術基準等への適合性を証する場合にあっては、自動車製作者等が発行したことが確認できる書面であること。 ① 当該自動車又は当該装置の試験成績書<u>の写し</u> ② 同一構造を有する自動車の試験成績書<u>の写し</u> ③ (略) ④ 協定規則に基づく認定証<u>の写し</u> ⑤～⑧ (略) (2) ～ (4) (略) 6.12.2. 技術基準等適合証明書 (1) 技術基準等適合証明書は、全ての箇所 (FAX 番号、E メールはどちらかの記載でも可) に記載漏れがなく、かつ、明確に記載されている原本であること。 <u>なお、3.2.(2) ③の方法により写しが提出された場合にあっては、現車審査が終了するまでの間に届出者に対し原本の提出を求めるものとする。</u> <u>また、様式については第5号様式に準ずるものでもよい。</u> <u>(2) 電子署名が付与された技術基準等適合証明書の写しであって、署名欄に電子署名が付与されている旨が記載されているものは、原本に代えることができる。</u> <u>この場合、電子署名が付与された技術基準等適合証明書の電磁的記録を自動車製作者等から本部へ電子メールにより送信することを求めるものとする。</u> <u>なお、3.2.(2) ③の方法により電子署名が付与された技術基準等適合証明書の電磁的記録が提出された場合にあっては、当該電磁的記録を原本として取扱うものとする。</u> <u>(3) 複数の並行輸入自動車の記載がある技術基準等適合証明書 (電子署名が付与されたものを除く。) にあっては、次の手順により処理することとし、返付した技術基準等適合証明書の写しに届出者が印鑑を押印したものをもって、原本に代えることができる。</u> ①～② (略) <u>(4) 技術基準等又は技術基準等に準ずる性能を有すると判断できる外国基準への適合性が記載され、かつ、その記載に係る証明が真正なものと判断できる場合には、当該並行輸入自動車当該技術基準等に適合していると判断するものとする。</u> <u>(5) 技術基準等適合証明書が真正なものであるか疑義がある場合には、別途定める方法により本部に照会のうえ判断するものとする。</u> なお、届出者に対し「技術基準等適合証明書の真正性確認を行う必要があり、その確認が完了するまでに生じた期間については書面審査の審査期間の対象外となる」旨を連絡しておくものとする。 <u>(削除)</u> <u>(削除)</u>	と。 なお、⑤、⑥又は⑧に掲げる書面により技術基準等への適合性を証する場合にあっては、自動車製作者等が発行したことが確認できる書面であること。 ① 当該自動車又は当該装置の試験成績書 ② 同一構造を有する自動車の試験成績書 ③ (略) ④ 協定規則に基づく認定証 ⑤～⑧ (略) (2) ～ (4) (略) 6.12.2. 技術基準等適合証明書 (1) 技術基準等適合証明書は、全ての箇所 (FAX 番号、E メールはどちらかの記載でも可) に記載漏れがなく、かつ、明確に記載されている原本であること。 <u>ただし、3.2.(4) の規定により事務所等へ提出された写しについては、署名欄へ電子署名が付与された旨記載することで、原本に代えることができる。</u> <u>なお、様式については第5号様式に準ずるものでもよい。</u> <u>(新設)</u> <u>(2) 複数の並行輸入自動車の記載がある技術基準等適合証明書 (3.2.(4) の規定により本部へ提出されたものを除く。) にあっては、次の手順により処理することとし、返付した技術基準等適合証明書の写しに届出者が印鑑を押印したものをもって、原本に代えることができる。</u> ①～② (略) <u>(3) 技術基準等又は別表第1に掲げる技術基準等に準ずる性能を有すると判断できる外国基準への適合性が記載され、かつ、その記載に係る証明が真正なものと判断できる場合には、当該並行輸入自動車当該技術基準等に適合していると判断するものとする。</u> <u>(4) 技術基準等適合証明書が真正なものであるか疑義がある場合には、次により本部に照会のうえ判断するものとする。</u> なお、届出者に対し「技術基準等適合証明書の真正性確認を行う必要があり、その確認が完了するまでに生じた期間については書面審査の審査期間の対象外となる」旨を連絡しておくものとする。 ① <u>技術基準等適合証明書照会台帳 (第9号様式とする。) に必要事項を記入し、技術基準等適合証明書の真正性判定照会書 (第10号様式とする。) 及び当該技術基準等適合証明書の写しを、本部に照会するものとする。</u> ② <u>本部は、署名者への照会等必要に応じた措置を行い、原則として1か月以内に</u>

新	旧
6.12.3. 試験成績書 (1) 試験成績書は、次に掲げる試験機関が発行した<u>もの</u>であること。 ①～④ (略) (2) ～ (4) (5) 別表2「外国の試験機関」に定める外国の試験機関が発行した試験成績書に記載されている試験成績により、技術基準等又は技術基準等に準ずる性能を有すると判断できる外国基準に適合していることが確認できる場合には、(2)の規定にかかわらず、当該並行輸入自動車当該技術基準等に適合していると判断するものとする。 <u>(6) 試験成績書の写しに疑義が生じた場合には、届出者に対し原本の提示を求め、提出された写しと照合するものとする。</u> 6.12.4. WVTa ラベル若しくはプレート又は FMVSS ラベル若しくは CMVSS ラベル (1) WVTa ラベル若しくはプレート又は FMVSS ラベル若しくは CMVSS ラベルを<u>技術基準等への適合性を証する</u>書面として活用する場合は、記載されている文字等が明確に確認できるように正対して撮影した写真が添付されていること。 (2) WVTa ラベル若しくはプレート又は FMVSS ラベル若しくは CMVSS ラベルが真正なものであるか疑義がある場合には、<u>別途定める方法により</u>本部に照会のうえ判断するものとする。 なお、届出者に対し「ラベルの真正性確認を行う必要があり、その確認が完了するまでに生じた期間については書面審査の審査期間の対象外となる」旨を連絡しておくものとする。 <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> 6.12.5. 技術基準等宣言書 技術基準等宣言書（第6号様式とする。）は、全ての箇所に記載漏れがなく、かつ、明確に記載されている<u>もの</u>であること。 この場合において、当該並行輸入自動車に技術基準等が適用されないものにあつては、提出を要しない。 6.12.6. ラベル貼付者確認書 6.12.4. (2)の本部照会の結果、追加書類が必要との指示があった場合には、届出者にラベル貼付者確認書（第7号様式とする。）の提出を求めるものとする。 なお、ラベル貼付者確認書は、全ての箇所（FAX 番号、E メールはどちらかの記載でも可）に記載漏れがなく、かつ、明確に記載されている<u>もの</u>であること。 6.13. 熱害試験結果成績表	<u>送付された第10号様式に判定結果等を記入し事務所等に返付するものとする。</u> 6.12.3. 試験成績書 (1) 試験成績書は、次に掲げる試験機関が発行した<u>原本</u>であること。 <u>ただし、原本の提示及びその写しの提出があり、事務所等において写しに原本と照合済である旨を表示した場合には、写しをもって代えることができる。</u> ①～④ (略) (2) ～ (4) (5) 別表2「外国の試験機関」に定める外国の試験機関が発行した試験成績書に記載されている試験成績により、技術基準等又は<u>別表第1に掲げる</u>技術基準等に準ずる性能を有すると判断できる外国基準に適合していることが確認できる場合には、(2)の規定にかかわらず、当該並行輸入自動車当該技術基準等に適合していると判断するものとする。 <u>(新設)</u> 6.12.4. WVTa ラベル若しくはプレート又は FMVSS ラベル若しくは CMVSS ラベル (1) WVTa ラベル若しくはプレート又は FMVSS ラベル若しくは CMVSS ラベルを<u>本則4-5(1)②キ又は6.12.1.(1)⑧</u>の書面として活用する場合は、記載されている文字等が明確に確認できるように正対して撮影した写真が添付されていること。 (2) WVTa ラベル若しくはプレート又は FMVSS ラベル若しくは CMVSS ラベルが真正なものであるか疑義がある場合には、<u>次により</u>本部に照会のうえ判断するものとする。 なお、届出者に対し「ラベルの真正性確認を行う必要があり、その確認が完了するまでに生じた期間については書面審査の審査期間の対象外となる」旨を連絡しておくものとする。 ① <u>ラベル照会台帳（第11号様式とする。）に必要事項を記入し、ラベルの真正性判定照会書（第12号様式とする。）及び当該ラベルの写真を、本部に照会するものとする。</u> ② <u>本部は、照会等必要に応じた措置を行い、原則として1か月以内に送付された第12号様式に判定結果等を記入し事務所等に返付するものとする。</u> 6.12.5. 技術基準等宣言書 技術基準等宣言書（第6号様式とする。）は、全ての箇所に記載漏れがなく、かつ、明確に記載されている<u>原本</u>であること。 この場合において、当該並行輸入自動車に技術基準等が適用されないものにあつては、提出を要しない。 6.12.6. ラベル貼付者確認書 6.12.4. (2)の本部照会の結果、追加書類が必要との指示があった場合には、届出者にラベル貼付者確認書（第7号様式とする。）の提出を求めるものとする。 なお、ラベル貼付者確認書は、全ての箇所（FAX 番号、E メールはどちらかの記載でも可）に記載漏れがなく、かつ、明確に記載されている<u>原本</u>であること。 6.13. 熱害試験結果成績表

新	旧
昭和 50 年 4 月 1 日以降に製作されたガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車の一酸化炭素等発散防止装置の温度が上昇した場合において他の装置の機能を損なわないように施される遮熱板等の取付け並びに当該装置の温度がその装置又は他の装置の機能を損なうおそれのある温度以上に上昇した場合又は上昇するおそれのある場合に作動するように備えられる警報装置について適用する。 ただし、次の自動車を除く。 ①～③（略） (1) 熱害試験結果成績表は、次に掲げる公的試験機関が発行した<u>もの</u>であること。 <u>なお、現車審査が終了するまでの間に届出者に対し原本の提示を求め、提出された写しと照合するものとする。</u> ①～④（略） (2) ～ (5)（略） 6. 14. （略） 6. 15. 走行環境条件付与書 (1)（略） (2) 現車審査が終了するまでの間に<u>届出者に対し</u>原本の提示を求め、<u>提出された写しと照合</u>するものとする。 6. 16. （略） 7. 書面審査の決裁等 7. 1. 書面審査結果の起案 <u>(1) 書面審査の結果、保安基準に適合していると認められる場合には、第 9 号様式（その 1 及びその 2）を用いて、現車審査を実施する旨の起案を行うものとする。</u> この場合において、少数生産車の場合には、車台番号又はシリアル番号の 3 桁目に○印を付すものとする。 なお、様式については、必要に応じ項目を追加することができる。 <u>(2) 的確で厳正かつ公正な審査業務の実施を図ることを目的として、地方検査部の長は管轄する地方事務所に対し、稟議方法等を指定することができる。</u> 7. 2. 書面審査結果の決裁等 7. 1. により事務所<u>長等</u>の決裁を得たものは、書面審査が終了したものとする。 7. 3. （略） 7. 4. 書面審査が終了した届出書等の保管 書面審査が終了した届出書等については、新規検査等の申請があるまでの間、事務所<u>長等</u>が定めた場所に保管するものとする。 8. 現車審査 現車審査は、書面審査が終了した届出書等を用いて、本則 4-7 及び次に掲げる規定に	昭和 50 年 4 月 1 日以降に製作されたガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車の一酸化炭素等発散防止装置の温度が上昇した場合において他の装置の機能を損なわないように施される遮熱板等の取付け並びに当該装置の温度がその装置又は他の装置の機能を損なうおそれのある温度以上に上昇した場合又は上昇するおそれのある場合に作動するように備えられる警報装置について適用する。 ただし、次の自動車を除く。 ①～③（略） (1) 熱害試験結果成績表は、次に掲げる公的試験機関が発行した<u>原本（試験を行った公的試験機関の印鑑が押印されているもの）</u>であること。 <u>ただし、原本の提示及びその写しの提出があり、事務所等において写しに原本と照合済である旨を表示した場合には、写しをもって代えることができる。</u> ①～④（略） (2) ～ (5)（略） 6. 14. （略） 6. 15. 走行環境条件付与書（写） (1)（略） (2) 現車審査が終了するまでの間に原本の提示を求め、<u>事務所等において写しに原本と照合済である旨を表示</u>するものとする。 6. 16. （略） 7. 書面審査の決裁等 7. 1. 書面審査結果の起案 書面審査の結果、保安基準に適合していると認められる場合には、第 <u>13</u> 号様式（その 1 及びその 2）を用いて、現車審査を実施する旨の起案を行うものとする。 この場合において、少数生産車の場合には、車台番号又はシリアル番号の 3 桁目に○印を付すものとする。 なお、様式については、必要に応じ項目を追加することができる。 <u>(新設) ※7. 2. から移動</u> 7. 2. 書面審査結果の決裁等 7. 1. により事務所<u>等の長（地方検査部にあっては、検査課の長）</u>の決裁を得たものは、書面審査が終了したものとする。 <u>なお、併せて業務量統計システムに決裁年月日の登録を行うものとする。</u> <u>この場合において、的確で厳正かつ公正な審査業務の実施を図ることを目的として、地方検査部の長は管轄する地方事務所に対し、稟議方法等を指定することができる。</u> 7. 3. （略） 7. 4. 書面審査が終了した届出書等の保管 書面審査が終了した届出書等については、新規検査等の申請があるまでの間、事務所<u>等の長（地方検査部にあっては、検査課の長）</u>が定めた場所に保管するものとする。 8. 現車審査 現車審査は、書面審査が終了した届出書等を用いて、本則 4-7 及び次に掲げる規定に

新	旧
基づき実施するものとする。 この場合において、書面審査が終了した届出書等と「用途」、「車体の形状」、「軸距」（二輪自動車等以外のものであって、「指定自動車等と関連」に区分されるものに限る。）及び「乗車定員」（技術基準等に影響のない範囲で乗車定員の変更をしたもの及び二輪自動車等を除く。）に相違があるときには、本則 4-7 にかかわらず書面審査を無効とし、4. 3. による処理をするとともに、改めて届出書等を提出させることにより書面審査を行うものとし、これらに該当しない保安基準の適合性に影響のない範囲で相違している場合にあつては、補正を求めるものとする。 8. 1. （略） 8. 2. 騒音規制への適合性 8. 2. 1. <u>書面等との一致</u> <u>(1) 本則 7-56 において当該並行輸入自動車に適用される規定によるほか、6. 10. の書面等との一致が確認できなければならない。</u> <u>この場合において、加速走行騒音試験結果成績表が提出されたものにあつては、当該加速走行騒音試験結果成績表中の次に掲げる項目と受検車両が同一であることを確認するものとする。</u> ① <u>原動機の型式（原動機の型式が記載されていない場合にあつては、添付資料中の原動機外観写真に代えることができる。）</u> ② <u>騒音防止装置欄に記載された装置の種類及び個数</u> ③ <u>添付資料中の騒音防止装置に係る外観写真</u> <u>(2) (1) の確認を行う場合において、自動車又は消音器の構造上、工具を用いてカバー類の取外しが必要なもの又は直接視認することが困難なものにあつては、確認を省略してもよい。</u> 8. 2. 2. <u>車両重量又は車両総重量の確認</u> <u>(1) 6. 10. 1. を適用した自動車（加速走行騒音試験結果成績表が提出されたものに限る。）にあつては、受検車両の車両総重量が加速走行騒音試験結果成績表の試験自動車の車両総重量より重いもの若しくは軽いものであってその差が試験自動車の車両総重量の-5%以内又は-20kg 以内であること。</u> <u>(2) 6. 10. 2. を適用した自動車であつて次に掲げるものは、検査コースにおいて重量計を用いて計測したときの車両重量が、書面等により基準適合性を確認した時点の車両重量に対し、それぞれに規定する範囲にあること。</u> ①～②（略） 8. 3. ～8. 7（略） 9. 届出書等の保存期間 9. 1. 新規検査等が終了した自動車の届出書等 新規検査等の日から 5 年間、事務所<u>長等</u>が定めた場所に保存するものとする。 <u>ただし、3. 2. (2) ③の方法により提出された場合にあつては、別途定める方法により保存するものとする。</u>	基づき実施するものとする。 この場合において、書面審査が終了した届出書等と「用途」、「車体の形状」、「軸距」（二輪自動車等以外のものであって、「指定自動車等と関連」に区分されるものに限る。）及び「乗車定員」（技術基準等に影響のない範囲で乗車定員の変更をしたもの及び二輪自動車等を除く。）に相違があるときには、本則 4-7 にかかわらず書面審査を無効とし、4. 3. による処理をするとともに、改めて届出書等を提出させることにより書面審査を行うものとし、これらに該当しない保安基準の適合性に影響のない範囲で相違している場合にあつては、補正を求めるものとする。 8. 1. （略） 8. 2. 騒音規制への適合性 8. 2. 1. <u>消音器の加速走行騒音性能規制への適合性</u> 本則 7-56 において当該並行輸入自動車に適用される規定によるほか、6. 10. <u>1.</u> の書面等との一致が確認できなければならない。 <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>この場合において、自動車又は消音器の構造上、工具を用いてカバー類の取外しが必要なもの又は直接視認することが困難なものにあつては、確認を省略してもよい。</u> 8. 2. 2. <u>UN R41 又は UN R51 への適合性</u> <u>本則 7-56 において当該並行輸入自動車に適用される規定によるほか、6. 10. 2. の書面等との一致が確認できなければならない。</u> <u>また、次に掲げる自動車は、検査コースにおいて重量計を用いて計測したときの車両重量が、書面等により基準適合性を確認した時点の車両重量に対し、それぞれに規定する範囲にあること。</u> ①～②（略） 8. 3. ～8. 7（略） 9. 届出書等の保存期間 9. 1. 新規検査等が終了した自動車の届出書等 <u>新規検査等終了後、業務量統計システムに検査終了年月日の登録を行うとともに、新規検査等の日から 5 年間、事務所等<u>の長（地方検査部にあつては、検査課の長）</u>が定めた場所に保存するものとする。</u>

新				旧			
9.2. 複数の並行輸入自動車の記載がある技術基準等適合証明書の原本 提出された日から5年間、事務所 <u>長等</u> が定めた場所に保存するものとする。				9.2. 複数の並行輸入自動車の記載がある技術基準等適合証明書の原本 提出された日から5年間、事務所 <u>等の長（地方検査部にあつては、検査課の長）</u> が定めた場所に保存するものとする。			
9.3. 取下願出書 受理日から1年間、事務所 <u>長等</u> が定めた場所に保存するものとする。				9.3. 取下願出書 受理日から1年間、事務所 <u>等の長（地方検査部にあつては、検査課の長）</u> が定めた場所に保存するものとする。			
9.4. (略) <u>(削除)</u> ※4.2. (3)へ移動				9.4. (略) <u>9.5. 不受理の届出書等</u> 4.2. (1) なお書き②又は4.2. (2) なお書きの返送があて先不明等により不可能な場合には、当該届出書等の到達日から1年を経過した後において当該届出書等を廃棄処分することができる。			
別表第1（別添3の6.12.関係）				別表第1（別添3の6.12.関係）			
保安基準	審査事務規程	技術基準等の名称	6.12.1. (1) ⑧に該当する書面の例	保安基準	審査事務規程	技術基準等の名称	6.12.1. (1) ⑧に該当する書面の例
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第9条 走行装置等	7-11 走行装置	UN R141-00 タイヤ空気圧監視装置に係る協定規則	①～⑤ (略) <u>(削除)</u>	第9条 走行装置等	7-11 走行装置	UN R141-00 タイヤ空気圧監視装置に係る協定規則	①～⑤ (略) <u>◇技術基準等に準ずる性能を有すると判断できる外国基準</u> <u>FMVSS 138、CMVSS 138</u>
		UN R141-01 タイヤ空気圧監視装置に係る協定規則	①～⑤ (略) <u>(削除)</u>			UN R141-01 タイヤ空気圧監視装置に係る協定規則	①～⑤ (略) <u>◇技術基準等に準ずる性能を有すると判断できる外国基準</u> <u>FMVSS 138、CMVSS 138</u>
第10条 操縦装置	7-12 操縦装置	(略)	(略)	第10条 操縦装置	7-12 操縦装置	(略)	(略)
		UN R121-00 操縦装置の配置及び識別表示等に係る協定規則	①～⑤ (略) <u>(削除)</u>			UN R121-00 操縦装置の配置及び識別表示等に係る協定規則	①～⑤ (略) <u>◇技術基準等に準ずる性能を有すると判断できる外国基準</u> <u>FMVSS 101</u>
第11条 かじ取装置	7-13 かじ取装置	UN R121-01 操縦装置の配置及び識別表示等に係る協定規則	①～⑤ (略) <u>(削除)</u>	第11条 かじ取装置	7-13 かじ取装置	UN R121-01 操縦装置の配置及び識別表示等に係る協定規則	①～⑤ (略) <u>◇技術基準等に準ずる性能を有すると判断できる外国基準</u> <u>FMVSS 101</u>
		細目告示別添6 衝撃吸収式かじ取装置の技術基準	①～⑦ (略) <u>(削除)</u>			細目告示別添6 衝撃吸収式かじ取装置の技術基準	①～⑦ (略) <u>◇技術基準等に準ずる性能を有すると判断できる外国基準</u> <u>UN R12、FMVSS 203、CMVSS 203</u>
		細目告示別添6 衝撃吸収式かじ	①～④ (略)			細目告示別添6 衝撃吸収式かじ	①～④ (略)

新				旧			
		取装置の技術基準 (乗用車 H21.9.1～、貨物車 H28.4.1～)	<u>(削除)</u>			取装置の技術基準 (乗用車 H21.9.1～、貨物車 H28.4.1～)	<u>◇技術基準等に準ずる性能を有すると判断できる外国基準</u> <u>UN R12</u>
		(略)	(略)			(略)	(略)
第 11 条 の 2 施錠装置等	7-14 の 2 イモビライザ	細目告示別添 9 イモビライザの技術基準	①～⑦ (略) <u>(削除)</u>	第 11 条 の 2 施錠装置等	7-14 の 2 イモビライザ	細目告示別添 9 イモビライザの技術基準	①～⑦ (略) <u>◇技術基準等に準ずる性能を有すると判断できる外国基準</u> <u>UN R97、UN R116、74/61/EEC、95/56/EEC</u>
		(略)	(略)			(略)	(略)
第 12 条 制動装置	7-15 トラック・バスの制動装置	細目告示別添 10 トラック及びバスの制動装置の技術基準	①～⑧ (略) <u>(削除)</u> 技術基準に規定された試験項目のうち一部の試験項目の適合性を証することができるもの (a) ～ (f) (略) <u>(削除)</u>	第 12 条 制動装置	7-15 トラック・バスの制動装置	細目告示別添 10 トラック及びバスの制動装置の技術基準	①～⑧ (略) <u>◇技術基準等に準ずる性能を有すると判断できる外国基準</u> <u>UN R13、71/320/EEC、91/422/EEC、98/12/EEC、2002/78/EEC、FMVSS 135 (駐車制動装置の動的性能試験を除く。)、CMVSS 135 (駐車制動装置の動的性能試験を除く。)</u> 技術基準に規定された試験項目のうち一部の試験項目の適合性を証することができるもの (a) ～ (f) (略) <u>◇技術基準等に準ずる性能を有すると判断できる外国基準</u> <u>FMVSS 105 (一部の試験項目に限る。)、CMVSS 105 (一部の試験項目に限る。)</u>
		細目告示別添 11 アンチロックブレーキシステムの技術基準	①～⑦ (略) <u>(削除)</u>			細目告示別添 11 アンチロックブレーキシステムの技術基準	①～⑦ (略) <u>◇技術基準等に準ずる性能を有すると判断できる外国基準</u> <u>UN R13、71/320/EEC、85/647/EEC、88/194/EEC、91/422/EEC、98/12/EEC、2002/78/EEC</u>
		(略)	(略)			(略)	(略)
	7-16 乗用車の制動装置	技術基準通達別添 7 の 2 乗用車の制動装置の技術基準	①～⑥ (略) <u>(削除)</u>		7-16 乗用車の制動装置	技術基準通達別添 7 の 2 乗用車の制動装置の技術基準	①～⑥ (略) <u>◇技術基準等に準ずる性能を有すると判断できる外国基準</u> <u>UN R13H、FMVSS 135 (駐車制動装置の動的性能試験を除く。)、CMVSS 135 (駐車制動装置の動的性能試験を除く。)</u>
		(略)	(略)			(略)	(略)

新				旧				
	7-17 二輪車の制 動装置	細目告示別添 13 二輪車の制動装 置の技術基準	①～⑧（略） <u>(削除)</u> 技術基準に規定された試験項目のうち一部の試 験項目の適合性を証することができるもの (a)（略） <u>(削除)</u>		7-17 二輪車の制 動装置	細目告示別添 13 二輪車の制動装 置の技術基準	①～⑧（略） <u>◇技術基準等に準ずる性能を有すると判断でき る外国基準</u> <u>UN R78、93/14/EEC</u> 技術基準に規定された試験項目のうち一部の試 験項目の適合性を証することができるもの (a)（略） <u>◇技術基準等に準ずる性能を有すると判断でき る外国基準</u> <u>FMVSS 122（駐車制動装置の駐車性能試験に 限る。）、CMVSS 122（駐車制動装置の駐車性 能試験に限る。）</u>	
		(略)	(略)			(略)	(略)	
	7-18 大型特殊自 動車等の制 動装置	細目告示別添 14 制動液漏れ警報 装置の技術基準	①～②（略） <u>(削除)</u>		7-18 大型特殊自 動車等の制 動装置	細目告示別添 14 制動液漏れ警報 装置の技術基準	①～②（略） <u>◇技術基準等に準ずる性能を有すると判断でき る外国基準</u> <u>FMVSS 105（警報の方式が音による場合を除 く。）、CMVSS 105（警報の方式が音による場 合を除く。）</u>	
	7-19 被牽引自動 車の制動装 置	細目告示別添 15 トレーラの制動 装置の技術基準	①～⑦（略） <u>(削除)</u>		7-19 被牽引自動 車の制動装 置	細目告示別添 15 トレーラの制動 装置の技術基準	①～⑦（略） <u>◇技術基準等に準ずる性能を有すると判断でき る外国基準</u> <u>UN R13、71/320/EEC、91/422/EEC、98/12/EEC、 2002/78/EEC</u>	
		細目告示別添 11 アンチロックブ レーキシステム の技術基準	①～⑦（略） <u>(削除)</u>			細目告示別添 11 アンチロックブ レーキシステム の技術基準	①～⑦（略） <u>◇技術基準等に準ずる性能を有すると判断でき る外国基準</u> <u>UN R13、71/320/EEC、85/647/EEC、 88/194/EEC、91/422/EEC、98/12/EEC、 2002/78/EEC</u>	
		(略)	(略)			(略)	(略)	
	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	
	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	
	第 15 条 燃 料 装 置	7-23 燃料装置	細目告示別添 16 乗用車用プラス チック製燃料タ ンクの技術基準		第 15 条 燃 料 装 置	7-23 燃料装置	細目告示別添 16 乗用車用プラス チック製燃料タ ンクの技術基準	①～⑥（略） <u>◇技術基準等に準ずる性能を有すると判断でき る外国基準</u> <u>UN R34</u>
		(略)	(略)			(略)	(略)	(略)

新				旧			
		細目告示別添 17 衝突時等における 燃料漏れ防止 の技術基準	①（略） <u>（削除）</u>			細目告示別添 17 衝突時等における 燃料漏れ防止 の技術基準	①（略） <u>◇技術基準等に準ずる性能を有すると判断できる外国基準</u> <u>UN R34（前面衝突の方法に係る部分に限る。）</u> 、FMVSS 301、CMVSS 301
		（略）	（略）			（略）	（略）
第 17 条 高 圧 ガ ス 燃 料 装 置	7-25 高圧ガスの 燃料装置	（略）	（略）	第 17 条 高 圧 ガ ス 燃 料 装 置	7-25 高圧ガスの 燃料装置	（略）	（略）
		細目告示別添 17 衝突時等における 燃料漏れ防止 の技術基準	①（略） <u>（削除）</u>			細目告示別添 17 衝突時等における 燃料漏れ防止 の技術基準	①（略） <u>◇技術基準等に準ずる性能を有すると判断できる外国基準</u> <u>UN R34（前面衝突の方法に係る部分に限る。）</u> 、FMVSS 301、CMVSS 301
		（略）	（略）			（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
第 18 条 車 枠 及 び車体	7-29 フルラップ 前面衝突時の 車枠及び 車体の乗員 保護性能	細目告示別添 23 前面衝突時の乗 員保護の技術基 準	①（略） <u>（削除）</u>	第 18 条 車 枠 及 び車体	7-29 フルラップ 前面衝突時の 車枠及び 車体の乗員 保護性能	細目告示別添 23 前面衝突時の乗 員保護の技術基 準	①（略） <u>◇技術基準等に準ずる性能を有すると判断できる外国基準</u> <u>FMVSS 208、CMVSS 208</u>
		（略）	（略）			（略）	（略）
	7-30 オフセット 前面衝突時の 車枠及び 車体の乗員 保護性能	細 目 告 示 別 添 104 オフセット衝突 時の乗員保護の 技術基準	①～④（略） <u>（削除）</u>		7-30 オフセット 前面衝突時の 車枠及び 車体の乗員 保護性能	細 目 告 示 別 添 104 オフセット衝突 時の乗員保護の 技術基準	①～④（略） <u>◇技術基準等に準ずる性能を有すると判断できる外国基準</u> <u>UN R94</u>
		（略）	（略）			（略）	（略）
	7-31 自動車との 側面衝突時の 車枠及び 車体の乗員 保護性能	細目告示別添 24 側面衝突時の乗 員保護装置の技 術基準	①～④（略） <u>（削除）</u>		7-31 自動車との 側面衝突時の 車枠及び 車体の乗員 保護性能	細目告示別添 24 側面衝突時の乗 員保護装置の技 術基準	①～④（略） <u>◇技術基準等に準ずる性能を有すると判断できる外国基準</u> <u>UN R95</u>
		（略）	（略）			（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）		（略）	（略）	（略）
	7-33 車枠及び車 体の歩行者 保護性能	細目告示別添 99 歩行者頭部保護 の技術基準	①～④（略） <u>（削除）</u>		7-33 車枠及び車 体の歩行者 保護性能	細目告示別添 99 歩行者頭部保護 の技術基準	①～④（略） <u>◇技術基準等に準ずる性能を有すると判断できる外国基準</u> <u>UN R127</u>
		（略）	（略）			（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）		（略）	（略）	（略）
第 18 条	7-37	技術基準通達別	①～⑧（略）	第 18 条	7-37	技術基準通達別	①～⑧（略）

新				旧			
の2 巻込防止装置等	突入防止装置	添19 突入防止装置の技術基準	<u>(削除)</u>	の2 巻込防止装置等	突入防止装置	添19 突入防止装置の技術基準	<u>◇技術基準等に準ずる性能を有すると判断できる外国基準</u> <u>UN R58、70/221/EEC、81/333/EEC、97/19/EEC、2000/8/EEC</u>
		細目告示別添25 突入防止装置の技術基準	①～⑧（略） <u>(削除)</u>			細目告示別添25 突入防止装置の技術基準	①～⑧（略） <u>◇技術基準等に準ずる性能を有すると判断できる外国基準</u> <u>UN R58、70/221/EEC、81/333/EEC、97/19/EEC、2000/8/EEC</u>
		(略)	(略)			(略)	(略)
	7-38 前部潜り込み防止装置	細目告示別添107 前部潜り込み防止装置の技術基準	①～⑥（略） <u>(削除)</u>	第20条 乗車装置	7-38 前部潜り込み防止装置	細目告示別添107 前部潜り込み防止装置の技術基準	①～⑥（略） <u>◇技術基準等に準ずる性能を有すると判断できる外国基準</u> <u>UN R93、2000/40/EEC</u>
第20条 乗車装置	7-40 乗車装置	細目告示別添27 内装材料の難燃性の技術基準	①～④（略） <u>(削除)</u>		7-40 乗車装置	細目告示別添27 内装材料の難燃性の技術基準	①～④（略） <u>◇技術基準等に準ずる性能を有すると判断できる外国基準</u> <u>95/28/EEC、COM (92) 201 final-SYN 417、FMVSS 302、CMVSS 302</u>
		細目告示別添28 インストルメントパネルの衝撃吸収の技術基準	①～⑥（略） ◇現車審査時において、インストルメントパネルの表面は硬い部材でないものであって、かつ、金属等の露出がないことが確認できる場合には、書面を省略することができる。 <u>(削除)</u>			細目告示別添28 インストルメントパネルの衝撃吸収の技術基準	①～⑥（略） ◇現車審査時において、インストルメントパネルの表面は硬い部材でないものであって、かつ、金属等の露出がないことが確認できる場合には、書面を省略することができる。 <u>◇技術基準等に準ずる性能を有すると判断できる外国基準</u> <u>UN R21、FMVSS 201、CMVSS 201</u>
		細目告示別添87 サンバイザの衝撃吸収の技術基準	①～⑥（略） <u>(削除)</u>			細目告示別添87 サンバイザの衝撃吸収の技術基準	①～⑥（略） <u>◇技術基準等に準ずる性能を有すると判断できる外国基準</u> <u>UN R21、FMVSS 201、CMVSS 201</u>
		(略)	(略)			(略)	(略)
第22条 座席	7-42 座席	技術基準通達別添22 座席及び座席取付装置の技術基準	①～⑥（略） ◇現車審査時において、座席及び座席取付装置が車体に確実に取付けられており、かつ、座席の調整機構が全ての座席調整位置に保持できることが確認できる場合には、書面を省略するこ	第22条 座席	7-42 座席	技術基準通達別添22 座席及び座席取付装置の技術基準	①～⑥（略） ◇現車審査時において、座席及び座席取付装置が車体に確実に取付けられており、かつ、座席の調整機構が全ての座席調整位置に保持できることが確認できる場合には、書面を省略するこ

新				旧			
			とができる。(貨物自動車に限る。) <u>(削除)</u>				とができる。(貨物自動車に限る。) <u>◇技術基準等に準ずる性能を有すると判断できる外国基準</u> <u>UN R17、FMVSS 207、CMVSS 207</u>
	技術基準通達別添 23 シートバック後面の衝撃吸収の技術基準	①～⑥ (略) ◇現車審査時において、シートバック後面の表面は硬い部材でないものであって、かつ、金属等の露出がないことが確認できる場合には、書面を省略することができる。 <u>(削除)</u>			技術基準通達別添 23 シートバック後面の衝撃吸収の技術基準	①～⑥ (略) ◇現車審査時において、シートバック後面の表面は硬い部材でないものであって、かつ、金属等の露出がないことが確認できる場合には、書面を省略することができる。 <u>◇技術基準等に準ずる性能を有すると判断できる外国基準</u> <u>UN R17、UN R21、FMVSS 201、FMVSS 207、CMVSS 201、CMVSS 207</u>	
	細目告示別添 30 座席及び座席取付装置の技術基準	①～⑥ (略) ◇現車審査時において、座席及び座席取付装置が車体に確実に取付けられており、かつ、座席の調整機構が全ての座席調整位置に保持できることが確認できる場合には、書面を省略することができる。(貨物自動車に限る。) <u>(削除)</u>			細目告示別添 30 座席及び座席取付装置の技術基準	①～⑥ (略) ◇現車審査時において、座席及び座席取付装置が車体に確実に取付けられており、かつ、座席の調整機構が全ての座席調整位置に保持できることが確認できる場合には、書面を省略することができる。(貨物自動車に限る。) <u>◇技術基準等に準ずる性能を有すると判断できる外国基準</u> <u>UN R17、FMVSS 207、CMVSS 207</u>	
	UN R17-07 座席及び座席取付装置に係る協定規則	①～⑤ (略) ⑥ FMVSS ラベル又は CMVSS ラベルを撮影した写真 <u>・専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であって、車両総重量 5t を超えるものを除く。</u> ◇現車審査時において、座席及び座席取付装置が車体に確実に取付けられており、かつ、座席の調整機構が全ての座席調整位置に保持できることが確認できる場合には、書面を省略することができる。(貨物自動車に限る。) <u>(削除)</u>			UN R17-07 座席及び座席取付装置に係る協定規則	①～⑤ (略) ⑥ FMVSS ラベル又は CMVSS ラベルを撮影した写真 ◇現車審査時において、座席及び座席取付装置が車体に確実に取付けられており、かつ、座席の調整機構が全ての座席調整位置に保持できることが確認できる場合には、書面を省略することができる。(貨物自動車に限る。) <u>◇技術基準等に準ずる性能を有すると判断できる外国基準</u> <u>FMVSS 207、CMVSS 207 (専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であって、車両総重量 5t を超えるものを除く。)</u>	
	UN R17-08 座席及び座席取付装置に係る協	①～④ (略) ⑤ FMVSS ラベル又は CMVSS ラベルを撮影した写真			UN R17-08 座席及び座席取付装置に係る協	①～④ (略) ⑤ FMVSS ラベル又は CMVSS ラベルを撮影した写真	

新				旧			
		定規則	<u>・専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であって、車両総重量 5t を超えるものを除く。</u> ◇現車審査時において、座席及び座席取付装置が車体に確実に取付けられており、かつ、座席の調整機構が全ての座席調整位置に保持できることが確認できる場合には、書面を省略することができる。（貨物自動車に限る。） <u>(削除)</u>			定規則	◇現車審査時において、座席及び座席取付装置が車体に確実に取付けられており、かつ、座席の調整機構が全ての座席調整位置に保持できることが確認できる場合には、書面を省略することができる。（貨物自動車に限る。） <u>◇技術基準等に準ずる性能を有すると判断できる外国基準</u> <u>FMVSS 207、CMVSS 207（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であって、車両総重量 5t を超えるものを除く。）</u>
		UN R17-09 座席及び座席取付装置に係る協定規則	①～④（略） ⑤ FMVSS ラベル又は CMVSS ラベルを撮影した写真 <u>・専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であって、車両総重量 5t を超えるものを除く。</u> ◇現車審査時において、座席及び座席取付装置が車体に確実に取付けられており、かつ、座席の調整機構が全ての座席調整位置に保持できることが確認できる場合には、書面を省略することができる。（貨物自動車に限る。） <u>(削除)</u>			UN R17-09 座席及び座席取付装置に係る協定規則	①～④（略） ⑤ FMVSS ラベル又は CMVSS ラベルを撮影した写真 ◇現車審査時において、座席及び座席取付装置が車体に確実に取付けられており、かつ、座席の調整機構が全ての座席調整位置に保持できることが確認できる場合には、書面を省略することができる。（貨物自動車に限る。） <u>◇技術基準等に準ずる性能を有すると判断できる外国基準</u> <u>FMVSS 207、CMVSS 207（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であって、車両総重量 5t を超えるものを除く。）</u>
		UN R17-10 座席及び座席取付装置に係る協定規則	①～④（略） ⑤ FMVSS ラベル又は CMVSS ラベルを撮影した写真 <u>・専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であって、車両総重量 5t を超えるものを除く。</u> ◇現車審査時において、座席及び座席取付装置が車体に確実に取付けられており、かつ、座席の調整機構が全ての座席調整位置に保持できることが確認できる場合には、書面を省略することができる。（貨物自動車に限る。） <u>(削除)</u>			UN R17-10 座席及び座席取付装置に係る協定規則	①～④（略） ⑤ FMVSS ラベル又は CMVSS ラベルを撮影した写真 ◇現車審査時において、座席及び座席取付装置が車体に確実に取付けられており、かつ、座席の調整機構が全ての座席調整位置に保持できることが確認できる場合には、書面を省略することができる。（貨物自動車に限る。） <u>◇技術基準等に準ずる性能を有すると判断でき</u>

新				旧			
							<u>る外国基準</u> FMVSS 207、CMVSS 207（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であって、車両総重量 5t を超えるものを除く。）
		(略)	(略)			(略)	(略)
第 22 条 の 3 座 席 ベ ルト等	7-44 座 席 ベ ル ト 等	細目告示別添 31 座席ベルト取付 装置の技術基準	①～⑥ (略) <u>(削除)</u>	第 22 条 の 3 座 席 ベ ルト等	7-44 座 席 ベ ル ト 等	細目告示別添 31 座席ベルト取付 装置の技術基準	①～⑥ (略) <u>◇技術基準等に準ずる性能を有すると判断できる外国基準</u> UN R14、FMVSS 210、CMVSS 210
		UN R14-06 座席ベルト取付 装置に係る協定 規則	①～⑥ (略) <u>(削除)</u>			UN R14-06 座席ベルト取付 装置に係る協定 規則	①～⑥ (略) <u>◇技術基準等に準ずる性能を有すると判断できる外国基準</u> FMVSS 210、CMVSS 210
		UN R14-07 座席ベルト取付 装置に係る協定 規則	①～⑤ (略) <u>(削除)</u>			UN R14-07 座席ベルト取付 装置に係る協定 規則	①～⑤ (略) <u>◇技術基準等に準ずる性能を有すると判断できる外国基準</u> FMVSS 210、CMVSS 210
		UN R14-08 座席ベルト取付 装置に係る協定 規則	①～⑤ (略) <u>(削除)</u>			UN R14-08 座席ベルト取付 装置に係る協定 規則	①～⑤ (略) <u>◇技術基準等に準ずる性能を有すると判断できる外国基準</u> FMVSS 210、CMVSS 210
		UN R14-09 座席ベルト取付 装置に係る協定 規則	①～⑤ (略) <u>(削除)</u>			UN R14-09 座席ベルト取付 装置に係る協定 規則	①～⑤ (略) <u>◇技術基準等に準ずる性能を有すると判断できる外国基準</u> FMVSS 210、CMVSS 210
		細目告示別添 32 座席ベルトの技 術基準	①～⑥ (略) <u>(削除)</u>			細目告示別添 32 座席ベルトの技 術基準	①～⑥ (略) <u>◇技術基準等に準ずる性能を有すると判断できる外国基準</u> UN R16、FMVSS 209、CMVSS 209
		UN R16-05 座席ベルトに係 る協定規則	①～⑥ (略) <u>(削除)</u>			UN R16-05 座席ベルトに係 る協定規則	①～⑥ (略) <u>◇技術基準等に準ずる性能を有すると判断できる外国基準</u> FMVSS 209、CMVSS 209
		UN R16-06 座席ベルトに係 る協定規則	①～⑤ (略) <u>(削除)</u>			UN R16-06 座席ベルトに係 る協定規則	①～⑤ (略) <u>◇技術基準等に準ずる性能を有すると判断できる外国基準</u>

新				旧			
		UN R16-07 座席ベルトに係る協定規則	①～⑤（略） <u>（削除）</u>			UN R16-07 座席ベルトに係る協定規則	<u>FMVSS 209、CMVSS 209</u> ①～⑤（略） <u>◇技術基準等に準ずる性能を有すると判断できる外国基準</u> <u>FMVSS 209、CMVSS 209</u>
		UN R16-08 座席ベルトに係る協定規則	①～⑤（略） <u>（削除）</u>			UN R16-08 座席ベルトに係る協定規則	①～⑤（略） <u>◇技術基準等に準ずる性能を有すると判断できる外国基準</u> <u>FMVSS 209、CMVSS 209</u>
第 22 条 の 4 頭 部 後 傾 抑 止 装置等	7-46 頭 部 後 傾 抑 止 装 置	技術基準通達別添 27 頭部後傾抑止装置の技術基準	①～⑥（略） ◇現車審査時において、頭部後傾抑止装置の前面の大きさが幅 170mm×高さ 100mm 以上のものであって、かつ、当該装置の構造部材が頭部に直接接触しないよう緩衝材で覆われていることが確認できる場合には、書面を省略することができる。 <u>（削除）</u>	第 22 条 の 4 頭 部 後 傾 抑 止 装置等	7-46 頭 部 後 傾 抑 止 装 置	技術基準通達別添 27 頭部後傾抑止装置の技術基準	①～⑥（略） ◇現車審査時において、頭部後傾抑止装置の前面の大きさが幅 170mm×高さ 100mm 以上のものであって、かつ、当該装置の構造部材が頭部に直接接触しないよう緩衝材で覆われていることが確認できる場合には、書面を省略することができる。 <u>◇技術基準等に準ずる性能を有すると判断できる外国基準</u> <u>UN R17、UN R25、FMVSS 202a、CMVSS 202a</u>
		細目告示別添 34 頭部後傾抑止装置の技術基準	①～⑥（略） <u>（削除）</u>			細目告示別添 34 頭部後傾抑止装置の技術基準	①～⑥（略） <u>◇技術基準等に準ずる性能を有すると判断できる外国基準</u> <u>UN R17、UN R25、FMVSS 202a、CMVSS 202a</u>
		UN R17-10 座席及び座席取付装置に係る協定規則	①～④（略） ⑤ FMVSS ラベル又は CMVSS ラベルを撮影した写真 <u>・専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であって、車両総重量 5t を超えるものを除く。</u> <u>（削除）</u>			UN R17-10 座席及び座席取付装置に係る協定規則	①～④（略） ⑤ FMVSS ラベル又は CMVSS ラベルを撮影した写真 <u>◇技術基準等に準ずる性能を有すると判断できる外国基準</u> <u>FMVSS 207、CMVSS 207（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であって、車両総重量 5t を超えるものを除く。）</u>
第 22 条 の 5 年 少 者 用 補 助 乗 車 装 置 等	7-47 年 少 者 用 補 助 乗 車 装 置 等	細目告示別添 35 年少者用補助乗車装置の技術基準	①～⑥（略） <u>（削除）</u>	第 22 条 の 5 年 少 者 用 補 助 乗 車 装 置 等	7-47 年 少 者 用 補 助 乗 車 装 置 等	細目告示別添 35 年少者用補助乗車装置の技術基準	①～⑥（略） <u>◇技術基準等に準ずる性能を有すると判断できる外国基準</u> <u>UN R44、UN R129、FMVSS 213、CMVSS 213</u>

新				旧			
置等		UN R44-04 年少者用補助乗車装置に係る協定規則	①～⑥（略） <u>（削除）</u>	置等		UN R44-04 年少者用補助乗車装置に係る協定規則	①～⑥（略） <u>◇技術基準等に準ずる性能を有すると判断できる外国基準</u> FMVSS 213、CMVSS 213
		（略）	（略）			（略）	（略）
		UN R14-07 座席ベルト取付装置に係る協定規則	①～⑤（略） <u>（削除）</u>			UN R14-07 座席ベルト取付装置に係る協定規則	①～⑤（略） <u>◇技術基準等に準ずる性能を有すると判断できる外国基準</u> FMVSS 225、CMVSS 225
		UN R145-00 年少者用補助乗車装置取付具に係る協定規則	①～⑤（略） <u>（削除）</u>			UN R145-00 年少者用補助乗車装置取付具に係る協定規則	①～⑤（略） <u>◇技術基準等に準ずる性能を有すると判断できる外国基準</u> FMVSS 225、CMVSS 225
第 25 条 乗降口	7-50 乗降口	技術基準通達別添 29 の 2 とびらの開放防止の技術基準	①～⑥（略） ◇現車審査時において、扉を確実に閉じることができるものであり、かつ、閉鎖している状態を保持するための装置を有することが確認できる場合には、書面を省略することができる。（車両総重量 3.5t 超の貨物自動車に限る。） <u>（削除）</u>	第 25 条 乗降口	7-50 乗降口	技術基準通達別添 29 の 2 とびらの開放防止の技術基準	①～⑥（略） ◇現車審査時において、扉を確実に閉じることができるものであり、かつ、閉鎖している状態を保持するための装置を有することが確認できる場合には、書面を省略することができる。（車両総重量 3.5t 超の貨物自動車に限る。） <u>◇技術基準等に準ずる性能を有すると判断できる外国基準</u> UN R11、FMVSS 206、CMVSS 206
		細目告示別添 36 とびらの開放防止の技術基準	①～⑥（略） ◇現車審査時において、扉を確実に閉じることができるものであり、かつ、閉鎖している状態を保持するための装置を有することが確認できる場合には、書面を省略することができる。（車両総重量 3.5t 超の貨物自動車に限る。） <u>（削除）</u>			細目告示別添 36 とびらの開放防止の技術基準	①～⑥（略） ◇現車審査時において、扉を確実に閉じることができるものであり、かつ、閉鎖している状態を保持するための装置を有することが確認できる場合には、書面を省略することができる。（車両総重量 3.5t 超の貨物自動車に限る。） <u>◇技術基準等に準ずる性能を有すると判断できる外国基準</u> UN R11、FMVSS 206、CMVSS 206
		UN R11-03 ドアラッチ及びヒンジに係る協定規則	①～⑥（略） ◇現車審査時において、扉を確実に閉じることができるものであり、かつ、閉鎖している状態を保持するための装置を有することが確認できる場合には、書面を省略することができる。（車両総重量 3.5t 超の貨物自動車に限る。）			UN R11-03 ドアラッチ及びヒンジに係る協定規則	①～⑥（略） ◇現車審査時において、扉を確実に閉じることができるものであり、かつ、閉鎖している状態を保持するための装置を有することが確認できる場合には、書面を省略することができる。（車両総重量 3.5t 超の貨物自動車に限る。）

新				旧			
			<u>(削除)</u>				<u>◇技術基準等に準ずる性能を有すると判断できる外国基準</u> <u>FMVSS 206、CMVSS 206</u>
		UN R11-04 ドアラッチ及び ヒンジに係る協 定規則	①～⑤ (略) ◇現車審査時において、扉を確実に閉じることが できるものであり、かつ、閉鎖している状態を 保持するための装置を有することが確認でき る場合には、書面を省略することができる。(車 両総重量 3.5t 超の貨物自動車に限る。) <u>(削除)</u>			UN R11-04 ドアラッチ及び ヒンジに係る協 定規則	①～⑤ (略) ◇現車審査時において、扉を確実に閉じることが できるものであり、かつ、閉鎖している状態を 保持するための装置を有することが確認でき る場合には、書面を省略することができる。(車 両総重量 3.5t 超の貨物自動車に限る。) <u>◇技術基準等に準ずる性能を有すると判断できる外国基準</u> <u>FMVSS 206、CMVSS 206</u>
第 29 条 窓 ガ ラ ス	7-54 窓ガラス	細目告示別添 37 窓ガラスの技術 基準	① <u>7-54-13-1 (8) に規定する記号又はこれらと 同程度以上の規格に基づく記号</u> を撮影した写 真 <u>(削除)</u>	第 29 条 窓 ガ ラ ス	7-54 窓ガラス	細目告示別添 37 窓ガラスの技術 基準	① <u>UN R43 に基づく㊦マーク</u> を撮影した写真 <u>◇技術基準等に準ずる性能を有すると判断できる外国基準</u> <u>UN R43、FMVSS 205、CMVSS 205</u>
		UN R43-01 窓ガラスに係る 協定規則	① <u>7-54-1 (8) に規定する記号又はこれらと同 程度以上の規格に基づく記号</u> を撮影した写真 <u>(削除)</u>			UN R43-01 窓ガラスに係る 協定規則	① <u>UN R43-01 に基づく㊦マーク</u> を撮影した写真 <u>◇技術基準等に準ずる性能を有すると判断できる外国基準</u> <u>FMVSS 205、CMVSS 205</u>
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第 32 条 前 照 灯 等	7-67 配光可変型 前照灯	(略)	(略)	第 32 条 前 照 灯 等	7-67 配光可変型 前照灯	(略)	(略)
		細目告示別添 52 灯火器及び反射 器並びに指示装 置の取付装置の 技術基準(配光可 変型前照灯に係 る部分に限る。)	①～④ (略) <u>(削除)</u>			細目告示別添 52 灯火器及び反射 器並びに指示装 置の取付装置の 技術基準(配光可 変型前照灯に係 る部分に限る。)	①～④ (略) <u>◇技術基準等に準ずる性能を有すると判断できる外国基準</u> <u>UN R48-02 以降</u>
第 43 条 の 5 盗 難 発 生 警 報 装 置	7-101 盗難発生警 報装置	細目告示別添 78 盗難発生警報装 置の技術基準	①～⑦ (略) <u>(削除)</u>	第 43 条 の 5 盗 難 発 生 警 報 装 置	7-101 盗難発生警 報装置	細目告示別添 78 盗難発生警報装 置の技術基準	①～⑦ (略) <u>◇技術基準等に準ずる性能を有すると判断できる外国基準</u> <u>UN R97、UN R116、74/61/EEC、95/56/EEC</u>
		(略)	(略)			(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第 43 条 の 6 車 線 逸 脱 警 報	7-102 車線逸脱警 報装置	(略)	(略)	第 43 条 の 6 車 線 逸 脱 警 報	7-102 車線逸脱警 報装置	(略)	(略)
		<u>UN R130-01</u> <u>車線逸脱警報装</u> <u>置に係る協定規</u>	① <u>COC ペーパーの写し</u> <u>・M₂カテゴリ、M₃カテゴリ、N₂カテゴリ又</u> <u>は N₃カテゴリのものに限る。</u>			<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>

新				旧																					
装置		<u>則</u>	<u>② WVTa ラベル又はプレートを撮影した写真＋車両型式認可を受けた時点のカテゴリが確認できる資料</u> <u>・M₂カテゴリ、M₃カテゴリ、N₂カテゴリ又はN₃カテゴリのものに限る。</u> <u>③ UN R130-01 に基づく認定証の写し</u> <u>④ UN R130-01 に基づくEマークを撮影した写真</u>	装置			<u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u>																		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																		
第 44 条 後 写 鏡 等	7-106 後写鏡	細目告示別添 80 車室内後写鏡の 衝撃緩和の技術 基準	①～⑥ (略) ◇現車審査時において、車室内後写鏡が脱落式であることが確認できる場合には、書面を省略することができる。 <u>(削除)</u>	第 44 条 後 写 鏡 等	7-106 後写鏡	細目告示別添 80 車室内後写鏡の 衝撃緩和の技術 基準	①～⑥ (略) ◇現車審査時において、車室内後写鏡が脱落式であることが確認できる場合には、書面を省略することができる。 <u>◇技術基準等に準ずる性能を有すると判断できる外国基準</u> <u>71/127/EEC、79/795/EEC、85/205/EEC、86/562/EEC、88/321/EEC、FMVSS 111、CMVSS 111</u>																		
		(略)	(略)			(略)	(略)																		
	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)																		
第 44 条 の 2 後 退 時 車 両 直 後 確 認 装置	7-108 後退時車両 直後確認装 置	UN R158-00 後退時車両直後 確認装置に係る 協定規則	①～④ (略) <u>(削除)</u>	第 44 条 の 2 後 退 時 車 両 直 後 確 認 装置	7-108 後退時車両 直後確認装 置	UN R158-00 後退時車両直後 確認装置に係る 協定規則	①～④ (略) <u>◇技術基準等に準ずる性能を有すると判断できる外国基準</u> <u>FMVSS 111、CMVSS 111</u>																		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																		
備考 (1)「COC ペーパー <u>の写し</u> 」又は「EU 加盟国の自動車検査証等 <u>の写し</u> 」が提出された場合は、 <u>現車審査が終了するまでの間に届出者に対し原本の提示を求め、提出された写しと照合するものとする。</u> <u>(削除)</u> <u>(2) ～ (3) (略)</u>				備考 (1)「COC ペーパー」又は「EU 加盟国の自動車検査証等」は、 <u>原本の提示及びその写しの提出があり、事務所等において写しに原本と照合済である旨を表示した場合には、写しをもって代えることができる。</u> <u>(2)「認定証」は、写しをもって代えることができる。</u> <u>(3) ～ (4) (略)</u>																					
別表第 2～別表第 5 (略) 第 1 号様式～第 8 号様式 (略) <u>(削除)</u>				別表第 2～別表第 5 (略) 第 1 号様式～第 8 号様式 (略) <u>第 9 号様式 (別添 3 の 6.12.2. (4) 関係)</u> <u>技術基準等適合証明書照会台帳</u>																					
				<table> <tr> <th rowspan="2">照会番号</th><th rowspan="2">届出書の 受付番号 及び受付日</th><th rowspan="2">車名 (通称名)</th><th rowspan="2">届出者</th><th colspan="2">照会書</th><th rowspan="2">判定者</th><th rowspan="2">判定 結果</th></tr> <tr> <th>送信日</th><th>判定日</th></tr> <tr> <td>照第 号</td><td>受付第 号 年 月 日</td><td>()</td><td></td><td>年 月 日</td><td>年 月 日</td><td>本部</td><td>適 否 未判断</td></tr> </table>				照会番号	届出書の 受付番号 及び受付日	車名 (通称名)	届出者	照会書		判定者	判定 結果	送信日	判定日	照第 号	受付第 号 年 月 日	()		年 月 日	年 月 日	本部	適 否 未判断
照会番号	届出書の 受付番号 及び受付日	車名 (通称名)	届出者	照会書		判定者	判定 結果																		
				送信日	判定日																				
照第 号	受付第 号 年 月 日	()		年 月 日	年 月 日	本部	適 否 未判断																		

新	旧																														
<u>(削除)</u>	※ <u>照会番号中</u> 部分には地方検査部又は地方事務所名を記載する。 (例) 東北検査部 → 東北照第 号 和泉事務所 → 和泉照第 号 第 10 号様式 (別添 3 の 6.12.2. (4) 関係) <u>(地方検査部・地方事務所用)</u> 本部検査部検査課 殿 照第 号 年 月 日 検査部 事務所 <u>技術基準等適合証明書の真正性の判定について (照会)</u> 審査事務規程別添 3「並行輸入自動車審査要領」6.12.2. (4) ①に基づき、下記届出者から提出のあった別紙技術基準等適合証明書の真正性の判定について照会いたします。 <u>記</u> 届 出 者 名 _____ 車 名 (通称名) _____ () <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th colspan="3">真 正 性 の 判 定 結 果 通 知 欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>判定日及び 判定結果</td> <td>年 月 日</td> <td>適 ・ 否 ・ 未判断</td> </tr> <tr> <td>判 定 者</td> <td colspan="2">☐ 本部検査部検査課</td> </tr> <tr> <td>真正性の否の理由</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>備 考</td> <td colspan="2"></td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th colspan="3">通 信 欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>検査部 事務所</td> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;"> ➡ ➠ </td> <td>本部検査部検査課</td> </tr> <tr> <td>送信日 年 月 日</td> <td>受信日 年 月 日</td> </tr> <tr> <td>送信者</td> <td>受信者</td> </tr> <tr> <td>受信日 年 月 日</td> <td>返信日 年 月 日</td> </tr> <tr> <td>受信者</td> <td></td> <td>返信者</td> </tr> </tbody> </table> ※ <u>この照会書を受信した際は通信欄の受信日及び受信者を記入して下さい。</u> <u>なお、本部検査部検査課は、真正性の判定結果通知欄及び通信欄を記入後、担当部署へ返信してください。</u> 第 11 号様式 (別添 3 の 6.12.4. (2) 関係) ラベル照会台帳	真 正 性 の 判 定 結 果 通 知 欄			判定日及び 判定結果	年 月 日	適 ・ 否 ・ 未判断	判 定 者	☐ 本部検査部検査課		真正性の否の理由			備 考			通 信 欄			検査部 事務所	➡ ➠	本部検査部検査課	送信日 年 月 日	受信日 年 月 日	送信者	受信者	受信日 年 月 日	返信日 年 月 日	受信者		返信者
真 正 性 の 判 定 結 果 通 知 欄																															
判定日及び 判定結果	年 月 日	適 ・ 否 ・ 未判断																													
判 定 者	☐ 本部検査部検査課																														
真正性の否の理由																															
備 考																															
通 信 欄																															
検査部 事務所	➡ ➠	本部検査部検査課																													
送信日 年 月 日		受信日 年 月 日																													
送信者		受信者																													
受信日 年 月 日		返信日 年 月 日																													
受信者		返信者																													
<u>(削除)</u>																															

新	旧																						
(削除)	<table><tr><td>照会番号</td><td>届出書の 受付番号 及び受付日</td><td>車名 (通称名)</td><td>届出者</td><td colspan="2">照会書</td><td rowspan="2">判定者</td><td rowspan="2">判定 結果</td></tr><tr><td>ラ照第 号</td><td>受付第 号 年 月 日</td><td>()</td><td></td><td>送信日</td><td>判定日</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>年 月 日</td><td>年 月 日</td><td>本部</td><td>適 否</td></tr></table>	照会番号	届出書の 受付番号 及び受付日	車名 (通称名)	届出者	照会書		判定者	判定 結果	ラ照第 号	受付第 号 年 月 日	()		送信日	判定日					年 月 日	年 月 日	本部	適 否
	照会番号	届出書の 受付番号 及び受付日	車名 (通称名)	届出者	照会書		判定者			判定 結果													
	ラ照第 号	受付第 号 年 月 日	()		送信日	判定日																	
					年 月 日	年 月 日	本部	適 否															
	※ 照会番号中 部分には地方検査部又は地方事務所名を記載する。																						
	(例) 東北検査部 → 東北ラ照第 号																						
	和泉事務所 → 和泉ラ照第 号																						
	第 12 号様式 (別添 3 の 6.12.4. (2) 関係)																						
	(地方検査部・地方事務所用)																						
	本部検査部検査課 殿																						
ラ照第 号 年 月 日																							
検査部 事務所																							
ラベル真正性の判定について (照会)																							
審査事務規程別添 3「並行輸入自動車審査要領」6.12.4. (2) ①に基づき、下記並行輸入自動車に貼付されている WVTa ラベル若しくはプレート又は FMVSS ラベル若しくは CMVSS ラベルの真正性の判定について照会いたします。																							
記																							
1. 照会する並行輸入自動車 車台番号又はシリアル番号：																							
2. 照会する並行輸入自動車の届出者 届出者名：																							
3. WVTa ラベル若しくはプレート又は FMVSS ラベル若しくは CMVSS ラベルの写真																							
<table><tr><td colspan="3">真正性の判定結果通知欄</td></tr><tr><td>判定日及び 判定結果</td><td>年 月 日</td><td>適 ・ 否 ・ 未判断</td></tr><tr><td>判 定 者</td><td colspan="2">□ 本部検査部検査課</td></tr><tr><td>真正性の否の理由</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>備 考</td><td colspan="2"></td></tr></table>								真正性の判定結果通知欄			判定日及び 判定結果	年 月 日	適 ・ 否 ・ 未判断	判 定 者	□ 本部検査部検査課		真正性の否の理由			備 考			
真正性の判定結果通知欄																							
判定日及び 判定結果	年 月 日	適 ・ 否 ・ 未判断																					
判 定 者	□ 本部検査部検査課																						
真正性の否の理由																							
備 考																							

新

第 9 号様式（その 1）（別添 3 の 7.1. 関係）

受 付 番 号	起 案	年	月	日	書面審査 担当者	
	決 裁	年	月	日		
並行輸入自動車届出書の審査結果について						
所長（課長）	次長	上席検査官	主席検査官	検査官		
伺						
標記について、審査事務規程本則並びに別添 3「並行輸入自動車審査要領」に基づき、下記の者から提出された届出書等の内容を審査したところ、保安基準に適合していると認められるので、書面審査が終了した本届出書等を用いて現車審査を実施することとしてよろしいか伺う。						
記						
（略）		（略）				
審査結果概要等		第 9 号様式（その 2）による				
（略）		（略）				

第 9 号様式（その 2）（別添 3 の 7.1. 関係）
（以下略）

第 10 号様式（別添 3 の 6. 関係）
（以下略）

別紙（略）

別添 4（4-15 関係）

改造自動車審査要領

1. ～4.（略）

5. 届出書等の受理等

5.1. 受理

（1）（略）

（2）受理した届出書等については、別添 3「並行輸入自動車審査要領」に基づき、下記の者から提出された届出書等の内容を審査したところ、保安基準に適合していると認められるので、書面審査が終了した本届出書等を用いて現車審査を実施することとしてよろしいか伺う。

旧

通 信 欄

検査部		事務所		本部検査部検査課					
送信日		年		月	日	受信日	年	月	日
送信者					受信者				
受信日		年		月	日	返信日		年	月
受信者					返信者				

※ この照会書を受信した際は通信欄の受信日及び受信者を記入して下さい。
なお、本部検査部検査課は、真正性の判定結果通知欄及び通信欄を記入後、担当部署へ返信してください。

第 13 号様式（その 1）（別添 3 の 7.1. 関係）

受 付 番 号	起 案	年	月	日	書面審査 担当者	
	決 裁	年	月	日		
並行輸入自動車届出書の審査結果について						
所長（課長）	次長	上席検査官	主席検査官	検査官		
伺						
標記について、審査事務規程本則並びに別添 3「並行輸入自動車審査要領」に基づき、下記の者から提出された届出書等の内容を審査したところ、保安基準に適合していると認められるので、書面審査が終了した本届出書等を用いて現車審査を実施することとしてよろしいか伺う。						
記						
（略）		（略）				
審査結果概要等		第 13 号様式（その 2）による				
（略）		（略）				

第 13 号様式（その 2）（別添 3 の 7.1. 関係）
（以下略）

第 14 号様式（別添 3 の 6. 関係）
（以下略）

別紙（略）

別添 4（4-15 関係）

改造自動車審査要領

1. ～4.（略）

5. 届出書等の受理等

5.1. 受理

（1）（略）

（2）受理した届出書等については、別添 16「業務量統計システム報告要領」2.（4）に定める必要事項を業務量統計システムに登録するものとし、改造自動車届出書（第 1 号様式（表面））に受付印を押印するとともに、業務量統計システムの受付番号に「K」を付した一連番号を記載するものとする。

新	旧
なお、<u>これらの処理</u>をもって文書管理規程で定める受付に代えるものとする。 5.2. (略) 5.3. 届出書等の取下げ (1) ～ (2) (略) (3) 受理した取下願出書については、受付印を押印するとともに、<u>別途定める方法により</u>取下処理を行った旨を<u>記録</u>するものとする。 6. ～7. (略) 8. 書面審査の決裁等 8.1. ～8.2. (略) 8.3. 書面審査結果の決裁等 8.1. により事務所等の長の決裁を得たものは、書面審査が終了したものとする。 なお、併せて<u>別途定める方法により</u>決裁年月日の<u>記録</u>を行うものとする。 8.4. ～8.5. (略) 9. ～11. (略) 別表第1～別表第4 (略) 第1号様式～第7号様式 (略) 別添5～別添15 (略) <u>(削除)</u>	なお、<u>業務量統計システムへの登録</u>をもって文書管理規程で定める受付に代えるものとする。 5.2. (略) 5.3. 届出書等の取下げ (1) ～ (2) (略) (3) 受理した取下願出書については、受付印を押印するとともに、<u>業務量統計システム中の当該取下願出書にかかる箇所の備考欄に</u>取下処理を行った旨 <u>(例：○年○月○日取下げ)</u> を<u>登録</u>するものとする。 6. ～7. (略) 8. 書面審査の決裁等 8.1. ～8.2. (略) 8.3. 書面審査結果の決裁等 8.1. により事務所等の長の決裁を得たものは、書面審査が終了したものとする。 なお、併せて<u>業務量統計システムに</u>決裁年月日の<u>登録</u>を行うものとする。 8.4. ～8.5. (略) 9. ～11. (略) 別表第1～別表第4 (略) 第1号様式～第7号様式 (略) 別添5～別添15 (略) <u>別添16 (12-1 関係)</u> <u>業務量統計システム報告要領</u> <u>1. 業務量統計システム</u> <u>(1) 2. (1) から (10) に掲げる報告事項は、自動車機構が構築した電子計算機の回線網上に保存される業務量統計システムを用いて報告することとする。</u> <u>(2) (1) の報告書の様式は 3. (1) の報告先の長が定める。</u> <u>2. 報告事項及び項目</u> <u>報告事項及び項目は次のとおりとする。</u> <u>(1) 街頭検査実施結果</u> <u>① 実施年月日</u> <u>② 実施時間</u> <u>③ 街頭検査の区分</u> <u>④ 対象車種等限定の有無</u> <u>⑤ 自動車機構、国土交通省、警察、その他出動した人員数</u> <u>⑥ 検査車両数</u> <u>⑦ 整備不良車両数</u> <u>⑧ 不正改造車両数</u> <u>⑨ 道路運送車両法第54条及び第54条の2毎の整備命令発令件数</u> <u>⑩ 道路運送車両法第54条及び第54条の2毎の同一・構造、操縦装置、緩衝装置、走行装置、原動機・動力伝達装置、制動装置、保安装置、着色フィルム、電気・</u>

新	旧
	<u>灯火類、灯火の色、乗車装置、車枠・車体、騒音・排出ガス、機器検査・その他、CO・HCのそれぞれの装置別保安基準不適合箇所数</u> <u>ただし、着色フィルムは保安装置、灯火の色は電気・灯火類、CO・HCは機器検査・その他の内数とする</u> <u>(2) 新規検査等届出書届出実績</u> ① <u>受付年月日</u> ② <u>区分</u> ③ <u>管理番号</u> ④ <u>決裁年月日</u> ⑤ <u>申請者</u> ⑥ <u>車名</u> ⑦ <u>型式</u> ⑧ <u>用途</u> ⑨ <u>車台番号</u> ⑩ <u>変更内容</u> <u>(3) 並行輸入自動車届出実績</u> ① <u>受付年月日</u> ② <u>四輪、二輪の別</u> ③ <u>受付番号</u> ④ <u>決裁年月日</u> ⑤ <u>検査年月日</u> ⑥ <u>申請者</u> ⑦ <u>車名</u> ⑧ <u>型式</u> ⑨ <u>車台番号</u> ⑩ <u>シリアル番号</u> ⑪ <u>原動機の型式</u> ⑫ <u>原動機型式打刻位置</u> ⑬ <u>排気量</u> ⑭ <u>用途</u> ⑮ <u>車体の形状</u> ⑯ <u>区分</u> ⑰ <u>排出ガス対策装置の装置名及びその数</u> ⑱ <u>消音器の個数、性能確認方法、消音器の表示</u> ⑲ <u>最高出力回転数・検査時測定回転数</u> ⑳ <u>ガス規制年</u> ㉑ <u>製作年月日及び製作年判断資料</u> ㉒ <u>軽油を燃料とする自動車の消音器の情報</u> <u>消音器に製作者マークの表示なし（排出ガス後処理装置と兼用しているため）</u> <u>(4) 改造自動車届出実績</u>

新	旧
	① <u>受付年月日</u> ② <u>区分</u> ③ <u>受付番号</u> ④ <u>決裁年月日</u> ⑤ <u>決裁番号</u> ⑥ <u>申請者</u> ⑦ <u>車名</u> ⑧ <u>型式</u> ⑨ <u>用途</u> ⑩ <u>車体の形状</u> ⑪ <u>改造内容</u> (5) <u>審査機器整備記録表</u> ① <u>故障年月日</u> ② <u>整備年月日</u> ③ <u>故障、整備、事故の別</u> ④ <u>検査コース名</u> ⑤ <u>検査コース種別</u> ⑥ <u>機器名称</u> ⑦ <u>機器の型式</u> ⑧ <u>故障部位</u> ⑨ <u>故障部品名</u> ⑩ <u>故障・不具合状況</u> ⑪ <u>処置</u> ⑫ <u>検査コースの閉鎖状況</u> ⑬ <u>諸経費</u> ⑭ <u>整備実施者</u> (6) <u>車両不具合情報</u> <u>検査時に製作者の設計、製造に起因する保安基準不適合を発見した場合に入力すること。</u> ① <u>報告年月日</u> ② <u>件名</u> ③ <u>車名、型式、通称名、原動機の型式、走行距離、登録番号、車台番号</u> ④ <u>発見の動機</u> ⑤ <u>不具合箇所</u> ⑥ <u>不具合内容</u> (7) <u>不当要求・トラブル事例</u> ① <u>報告年月日及び報告者の氏名、発生年月日及び発生時間、発生場所</u> ② <u>不当要求等の種類</u> ③ <u>職員による状況報告</u> ④ <u>受検車両の処理状況</u>

新	旧
	<u>⑤ 不適合とした根拠規程等</u> <u>⑥ トラブル対象装置等</u> <u>⑦ 受検者の申告内容、受検者の氏名、住所、電話番号及びユーザー、代行、整備工場の別</u> <u>⑧ 関係車両の登録番号等及び通称名等</u> <u>⑨ 当方の当事者</u> <u>⑩ 警報装置の使用状況及び使用時間</u> <u>⑪ 検査コースの閉鎖状況、閉鎖した検査コース数、閉鎖時間</u> <u>⑫ 警察への通報</u> <u>警察へ通報した場合は、通報先の警察署名、通報時間、出動警察官の人数、警察官が行った処置</u> <u>⑬ カメラ及び音声の記録の有無</u> <u>⑭ 受検者への措置</u> <u>⑮ 追加説明及び本部指示等</u> <u>⑯ 職員及び建物等への被害の有無</u> <u>⑰ 傷害の有無</u> <u>傷害があった場合は負傷者の氏名、負傷の程度、病院名、病院の電話番号</u> <u>⑱ 施設損壊等の有無</u> <u>施設の損壊があった場合は損壊等の内容、損害額・修理見積額</u> <u>⑲ 被害状況の保存又は証拠の保全状況、加害者側の損害状況等、関係職員が事件に費やした時間等、警察での事情聴取の概要（日時・相手・被聴取者・内容）、加害者側からの連絡状況</u> <u>⑳ 公務災害認定申請の有無</u> <u>㉑ 治療費の支払い状況</u> <u>(8) 審査施設等現況</u> <u>① 事務所等の位置図及び所在地</u> <u>② 保安検査コース、諸元測定コース、二輪検査コース、傾斜角度コースの数</u> <u>③ 事務所等及び周囲の環境</u> <u>④ 事務所等の審査施設の設置経緯</u> <u>⑤ 用地及び建物配置図</u> <u>⑥ 用地、舗装面、緑地、その他の面積</u> <u>なお、舗装面、緑地、その他の面積は用地面積の内数とする</u> <u>⑦ 審査上屋及び審査機器配置図</u> <u>⑧ 出張検査場の番号、名称、所在地、施設の所有者、用地の所有者、維持運営団体名及び所在地、指定年月日、本場からの行程距離及び道路距離、本場以外の最寄りの運輸支局等又は出張検査場からの道路距離、用地面積、事務所等及び検査場の建物面積、検査機器の所有者及び配置</u> <u>(9) 不受理等リスト登録</u> <u>① 登録対象</u> <u>② 入力年月日</u>

新

旧

③ 申請者

④ 報告検査部

⑤ 報告事務所

⑥ 登録番号、車台番号、シリアル番号

⑦ 車名

⑧ 型式

⑨ 不備項目

⑩ 詳細

⑪ フラグ

(10) 画像照合端末による二次架装等確認記録表

① 入力年月日

② 登録番号（車台番号）

③ 概要

④ 処理

3. 報告方法

(1) 2. の報告事項の報告者、報告先、報告頻度、報告期限についてはそれぞれ次のとおりとする。

報告事項	報告者	報告先	報告頻度	報告期限
街頭検査実施結果	地方検査部検査課 又は地方事務所	本部企画部企画課	実施毎	実施後7日
新規検査等届出書 面届出実績	地方検査部検査課 又は地方事務所	本部検査部検査課	毎月	翌月10日
並行輸入自動車届 出実績	地方検査部検査課 又は地方事務所	本部検査部検査課	毎月	翌月10日
改造自動車届出実 績	地方検査部検査課 又は地方事務所	本部検査部検査課	毎月	翌月10日
審査機器整備記録 表	地方検査部検査課 又は地方事務所	本部検査部施設課	随時	実施後7日
車両不具合情報	地方検査部検査課 又は地方事務所	本部検査部検査課	随時	発見後7日
不当要求・トラブル 事例	地方検査部検査課 又は地方事務所	本部企画部企画課	随時	発見後7日
審査施設等現況	地方検査部検査課 又は地方事務所	本部検査部施設課	年度毎	4月末日
不受理等リスト登 録	地方検査部検査課 又は地方事務所	本部検査部検査課	随時	翌開庁日
画像照合端末によ る二次架装等確認 記録表	地方検査部検査課 又は地方事務所	本部検査部検査課	随時	翌開庁日

(2) 報告は、別途定める「業務量統計システム操作マニュアル」により処理するものとする。

4. 保存期間

新	旧
■一括改正事項 別添3「並行輸入自動車審査要領」別表第1において、「COC ペーパー」とあるのを「COC ペーパーの写し」と、「認定証」とあるのを「認定証の写し」と、「EU 加盟国の自動車検査証等」とあるのを「EU 加盟国の自動車検査証等の写し」とそれぞれ変更する。	<u>本部で保有するデータは、5年間保存するものとする。</u>

附則（令和6年9月20日規程第12号）

この規程は、令和6年10月1日から施行する。

ただし、12-1、別添2「新規検査等提出書面審査要領」（4.を除く。）、別添3「並行輸入自動車審査要領」、別添4「改造自動車審査要領」及び別添16「業務量統計システム報告要領」の規定については、令和6年10月28日から施行する。